

令和4年7月12日（火）13時～

於 三田共用会議所 第四特別会議室（4階）

第2回目安に関する小委員会

< 議 事 次 第 >

令和4年度地域別最低賃金額改定の目安について

< 資 料 一 覧 >

資料 No. 1 令和4年賃金改定状況調査結果

資料 No. 2 生活保護と最低賃金

資料 No. 3 地域別最低賃金額、未満率及び影響率

資料 No. 4 賃金分布に関する資料

資料 No. 5 最新の経済指標の動向

参考資料 No. 1 委員からの追加要望資料

参考資料 No. 2 足下の経済状況等に関する補足資料（更新部分のみ抜粋）

参考資料 No. 3 主要統計資料（更新部分のみ抜粋）

以上

令和4年賃金改定状況調査結果

< 調査の概要 >

1. 調査の地域 全国
2. 調査産業 日本標準産業分類（平成25年10月改定）に基づく次の産業
 - (ア) 製造業
 - (イ) 卸売業，小売業
 - (ウ) 学術研究，専門・技術サービス業
 - (エ) 宿泊業，飲食サービス業
 - (オ) 生活関連サービス業，娯楽業
 - (カ) 医療，福祉
 - (キ) サービス業（他に分類されないもの）

3. 調査事業所

(1) 数 15,861 事業所

(2) 選定の方法

事業所母集団データベース（令和2年次フレーム）を母集団とし、常用労働者数が30人未満の企業に属する民営事業所から、都道府県別、産業別、事業所規模別（※）に層化無作為抽出により選定。ランク別、調査産業計において1人1時間あたり賃金額の標準誤差率が1.5%となるよう標本数を決定。ランク内の都道府県別、産業別、事業所規模別の配分は母集団事業所数の構成比率で配分。

※ 産業は上記2に掲げる7つの産業で、事業所規模は1～9人と10～29人で区分。

	調査事業所数	集計事業所数	回収率
A ランク	5,251	1,395	26.6%
B ランク	3,844	1,154	30.0%
C ランク	3,633	1,150	31.7%
D ランク	3,133	1,039	33.2%
合計	15,861	4,738	29.9%

4. 集計労働者 30,533 人

5. 調査事項〔基準となる期日又は期間〕

(1) 事業所に関する事項

イ 主要な生産品の名称又は事業の内容〔令和4年6月1日現在〕

ロ 事業所の労働者数〔令和4年6月1日現在〕

ハ 事業所の月間所定労働日数、通常労働日の1日の所定労働時間数〔令和4年6月分〕

ニ 事業所の年間所定労働日数〔令和2年度分、令和3年度分〕

ホ 賃金改定の状況〔令和4年1月～6月〕

(2) 労働者に関する事項

イ 性、就業形態、年齢、勤続年数〔令和4年6月1日現在〕

ロ 賃金形態〔令和3年6月分、令和4年6月分〕

ハ 基本給額、諸手当〔令和3年6月分、令和4年6月分（見込額）〕

ニ 月間所定労働日数、1日の所定労働時間数〔令和3年6月分、令和4年6月分〕

6. 利用上の注意

- (1) 集計結果は、抽出による標本誤差を含んでいる。
- (2) 集計表中の空欄は、該当する数値がないことを示す。
- (3) 集計表中の産業の掲載順序は、日本標準産業分類（平成 25 年 10 月改定）における産業大分類のアルファベット順に基づいている。
- (4) 各都道府県に適用される目安のランクは以下の通り。

ランク	都道府県
A	埼玉、千葉、東京、神奈川、愛知、大阪
B	茨城、栃木、富山、山梨、長野、静岡、三重、滋賀、京都、兵庫、広島
C	北海道、宮城、群馬、新潟、石川、福井、岐阜、奈良、和歌山、岡山、山口、徳島、香川、福岡
D	青森、岩手、秋田、山形、福島、鳥取、島根、愛媛、高知、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄

第1表 賃金改定実施状況別事業所割合

(%)

ランク	産業計					製造業					卸売業、小売業					学術研究、専門・技術サービス業				
	計	1～6月に賃金引上げを実施した事業所	1～6月に賃金引下げを実施した事業所	1～6月に賃金改定を実施しない事業所		計	1～6月に賃金引上げを実施した事業所	1～6月に賃金引下げを実施した事業所	1～6月に賃金改定を実施しない事業所		計	1～6月に賃金引上げを実施した事業所	1～6月に賃金引下げを実施した事業所	1～6月に賃金改定を実施しない事業所		計	1～6月に賃金引上げを実施した事業所	1～6月に賃金引下げを実施した事業所	1～6月に賃金改定を実施しない事業所	
				7月以降も賃金改定を実施しない事業所	7月以降に賃金改定を実施する予定の事業所				7月以降も賃金改定を実施しない事業所	7月以降に賃金改定を実施する予定の事業所				7月以降も賃金改定を実施しない事業所	7月以降に賃金改定を実施する予定の事業所				7月以降も賃金改定を実施しない事業所	7月以降に賃金改定を実施する予定の事業所
A	100.0	36.8	2.0	45.7	15.5	100.0	30.4	3.1	50.2	16.3	100.0	35.9	2.7	47.8	13.6	100.0	41.3	1.1	38.8	18.8
B	100.0	34.7	0.5	50.4	14.5	100.0	37.3	0.5	45.6	16.6	100.0	27.7	0.3	57.3	14.7	100.0	35.8	0.9	47.1	16.2
C	100.0	37.7	1.1	45.9	15.2	100.0	37.4	0.8	45.1	16.8	100.0	32.1	1.3	50.3	16.2	100.0	49.4	0.0	41.7	8.9
D	100.0	39.2	1.2	45.7	13.9	100.0	42.7	0.0	41.8	15.5	100.0	33.5	2.0	49.7	14.9	100.0	51.3	0.0	37.3	11.4
計	100.0	36.9	1.3	46.8	15.0	100.0	35.1	1.6	46.9	16.4	100.0	32.7	1.7	50.8	14.7	100.0	43.2	0.7	40.8	15.3
R3年	100.0	36.3	1.5	48.8	13.5	100.0	33.3	0.7	51.8	14.2	100.0	38.8	1.2	44.6	15.4	100.0	43.2	1.9	43.8	11.1

ランク	宿泊業、飲食サービス業					生活関連サービス業、娯楽業					医療、福祉					サービス業（他に分類されないもの）				
	計	1～6月に賃金引上げを実施した事業所	1～6月に賃金引下げを実施した事業所	1～6月に賃金改定を実施しない事業所		計	1～6月に賃金引上げを実施した事業所	1～6月に賃金引下げを実施した事業所	1～6月に賃金改定を実施しない事業所		計	1～6月に賃金引上げを実施した事業所	1～6月に賃金引下げを実施した事業所	1～6月に賃金改定を実施しない事業所		計	1～6月に賃金引上げを実施した事業所	1～6月に賃金引下げを実施した事業所	1～6月に賃金改定を実施しない事業所	
				7月以降も賃金改定を実施しない事業所	7月以降に賃金改定を実施する予定の事業所				7月以降も賃金改定を実施しない事業所	7月以降に賃金改定を実施する予定の事業所				7月以降も賃金改定を実施しない事業所	7月以降に賃金改定を実施する予定の事業所				7月以降も賃金改定を実施しない事業所	7月以降に賃金改定を実施する予定の事業所
A	100.0	30.7	0.9	48.3	20.2	100.0	24.3	1.1	54.0	20.7	100.0	59.7	1.2	28.9	10.2	100.0	36.9	2.6	49.9	10.7
B	100.0	25.5	0.8	57.6	16.1	100.0	24.1	1.2	59.7	15.0	100.0	63.0	0.0	28.1	8.9	100.0	42.6	0.0	44.9	12.6
C	100.0	27.7	0.0	53.2	19.1	100.0	24.9	2.5	55.6	17.0	100.0	69.3	0.5	19.8	10.4	100.0	39.9	2.7	46.0	11.5
D	100.0	29.4	0.6	54.1	15.9	100.0	30.9	0.6	56.1	12.4	100.0	64.1	0.6	22.8	12.5	100.0	41.6	2.4	45.8	10.2
計	100.0	28.6	0.6	52.4	18.3	100.0	25.4	1.4	55.9	17.3	100.0	63.2	0.7	25.8	10.3	100.0	39.8	2.0	47.0	11.2
R3年	100.0	23.8	1.6	61.6	12.9	100.0	19.7	4.2	61.7	14.3	100.0	59.8	0.8	28.5	10.8	100.0	33.3	1.3	53.3	12.1

第2表 事業所の平均賃金改定率

(%)

ランク	賃金引上げ実施事業所								賃金引下げ実施事業所								賃金改定実施事業所及び凍結事業所の合計							
	産業計	製造業	卸売業, 小売業	学術研究, 専門・技術サービス業	宿泊業, 飲食サービス業	生活関連サービス業, 娯楽業	医療, 福祉	サービス業 (他に分類されないもの)	産業計	製造業	卸売業, 小売業	学術研究, 専門・技術サービス業	宿泊業, 飲食サービス業	生活関連サービス業, 娯楽業	医療, 福祉	サービス業 (他に分類されないもの)	産業計	製造業	卸売業, 小売業	学術研究, 専門・技術サービス業	宿泊業, 飲食サービス業	生活関連サービス業, 娯楽業	医療, 福祉	サービス業 (他に分類されないもの)
A	3.7	3.3	3.3	4.5	5.1	3.8	3.2	3.1	-15.5	-9.0	-12.7	-16.3	-19.6	-16.7	-45.8	-15.4	1.0	0.7	0.9	1.7	1.4	0.7	1.4	0.7
B	3.1	3.0	3.2	3.3	3.7	3.3	2.6	3.3	-14.7	-2.0	-8.5	-11.6	-30.0	-15.0			1.0	1.1	0.8	1.1	0.7	0.6	1.7	1.4
C	3.5	3.7	3.0	4.1	4.2	2.3	3.2	4.4	-10.8	-6.5	-5.8			-21.9	-18.6	-9.4	1.2	1.3	0.9	2.0	1.2	0.0	2.1	1.5
D	3.9	4.6	3.0	3.4	4.9	7.4	3.0	4.2	-23.0		-15.6		-50.0	-21.5	-13.8	-35.0	1.3	2.0	0.7	1.7	1.1	2.2	1.9	0.9
計	3.5	3.5	3.2	4.0	4.6	4.0	3.1	3.7	-15.6	-8.2	-11.8	-15.1	-27.6	-18.9	-36.7	-17.5	1.1	1.1	0.8	1.6	1.1	0.8	1.7	1.1
R3年	3.0	3.1	2.7	4.4	2.8	2.5	2.8	3.1	-14.0	-14.9	-21.1	-5.1	-14.7	-10.2	-23.9	-4.1	0.9	0.9	0.8	1.8	0.4	0.0	1.5	1.0

(注) 空欄は該当する数値がないことを示す。

第3表 事業所の賃金引上げ率の分布の特性値

ランク	産業計				製造業				卸売業、小売業				学術研究、専門・技術サービス業			
	第1・四分位数 (Q1)	中位数 (Q2)	第3・四分位数 (Q3)	分散係数	第1・四分位数 (Q1)	中位数 (Q2)	第3・四分位数 (Q3)	分散係数	第1・四分位数 (Q1)	中位数 (Q2)	第3・四分位数 (Q3)	分散係数	第1・四分位数 (Q1)	中位数 (Q2)	第3・四分位数 (Q3)	分散係数
A	1.3 %	2.5 %	4.5 %	0.64	1.4 %	2.3 %	4.0 %	0.57	1.5 %	2.2 %	3.6 %	0.48	1.5 %	3.0 %	4.3 %	0.47
B	1.0	2.0	4.1	0.78	1.1	2.0	4.0	0.73	1.0	1.9	4.2	0.84	1.4	2.3	3.6	0.48
C	1.0	2.1	4.0	0.71	1.5	2.6	4.0	0.48	1.0	2.0	3.2	0.55	1.2	2.9	4.4	0.55
D	1.0	2.0	3.9	0.73	1.2	2.0	5.8	1.15	1.0	1.7	3.5	0.74	1.0	1.5	3.5	0.83
計	1.1	2.1	4.2	0.74	1.3	2.2	4.0	0.61	1.0	2.0	3.5	0.63	1.3	2.6	4.2	0.56
R 3 年	1.0	1.7	3.0	0.59	1.0	1.8	3.4	0.67	1.0	1.7	2.7	0.50	1.3	2.1	5.0	0.88

ランク	宿泊業、飲食サービス業				生活関連サービス業、娯楽業				医療、福祉				サービス業（他に分類されないもの）			
	第1・四分位数 (Q1)	中位数 (Q2)	第3・四分位数 (Q3)	分散係数	第1・四分位数 (Q1)	中位数 (Q2)	第3・四分位数 (Q3)	分散係数	第1・四分位数 (Q1)	中位数 (Q2)	第3・四分位数 (Q3)	分散係数	第1・四分位数 (Q1)	中位数 (Q2)	第3・四分位数 (Q3)	分散係数
A	2.0 %	4.0 %	7.8 %	0.73	1.8 %	3.0 %	5.0 %	0.53	1.0 %	2.0 %	4.0 %	0.75	1.0 %	2.0 %	3.7 %	0.68
B	1.1	2.5	5.0	0.78	1.1	2.1	5.5	1.05	1.0	1.6	3.2	0.69	1.0	2.0	4.1	0.78
C	1.0	2.7	5.3	0.80	1.0	2.0	3.0	0.50	0.9	1.6	4.0	0.97	1.0	2.6	5.0	0.77
D	1.0	2.4	4.6	0.75	1.4	4.7	5.8	0.47	1.0	2.0	3.5	0.63	1.4	2.5	4.5	0.62
計	1.2	3.1	5.3	0.66	1.2	3.0	5.0	0.63	1.0	1.9	3.6	0.68	1.1	2.1	4.2	0.74
R 3 年	0.9	1.3	3.0	0.81	0.7	1.4	3.0	0.82	1.0	1.5	3.0	0.67	1.0	1.6	3.0	0.63

(注) 1 特性値は、賃金引上げ実施事業所についてみたものである。

2 分散係数 =
$$\frac{\text{第3・四分位数 (Q3)} - \text{第1・四分位数 (Q1)}}{\text{中位数 (Q2)}} \times 1/2$$

第4表① 一般労働者及びパートタイム労働者の賃金上昇率（男女別内訳）

(円、%)

性 ランク	産業計				製造業				卸売業、小売業				学術研究、専門・技術サービス業				宿泊業、飲食サービス業				生活関連サービス業、娯楽業				医療、福祉				サービス業（他に分類されないもの）				
	1時間当たり 賃金額		賃金上昇率		1時間当たり 賃金額		賃金上昇率		1時間当たり 賃金額		賃金上昇率		1時間当たり 賃金額		賃金上昇率		1時間当たり 賃金額		賃金上昇率		1時間当たり 賃金額		賃金上昇率		1時間当たり 賃金額		賃金上昇率		1時間当たり 賃金額		賃金上昇率		
	R3年 6月	R4年 6月		R3年	R3年 6月	R4年 6月		R3年	R3年 6月	R4年 6月		R3年	R3年 6月	R4年 6月		R3年	R3年 6月	R4年 6月		R3年	R3年 6月	R4年 6月		R3年	R3年 6月	R4年 6月		R3年	R3年 6月	R4年 6月		R3年	
男 計	A	1,521	1,543	1.4	0.5	1,583	1,610	1.7	1.4	1,544	1,559	1.0	0.5	1,863	1,897	1.8	-1.1	1,247	1,268	1.7	-0.3	1,332	1,349	1.3	0.6	1,488	1,517	1.9	1.3	1,690	1,712	1.3	1.3
	B	1,348	1,365	1.3	0.1	1,443	1,465	1.5	0.0	1,310	1,322	0.9	0.0	1,487	1,509	1.5	-1.0	1,100	1,110	0.9	0.7	1,132	1,125	-0.6	-0.2	1,514	1,546	2.1	0.4	1,420	1,437	1.2	-0.1
	C	1,257	1,277	1.6	0.5	1,264	1,284	1.6	1.4	1,286	1,307	1.6	0.2	1,463	1,477	1.0	1.1	1,023	1,031	0.8	0.5	1,125	1,145	1.8	-0.4	1,331	1,356	1.9	0.8	1,367	1,382	1.1	-0.3
	D	1,202	1,225	1.9	0.3	1,267	1,284	1.3	0.9	1,200	1,221	1.8	0.6	1,518	1,528	0.7	0.5	974	995	2.2	-0.3	1,178	1,181	0.3	-1.1	1,226	1,264	3.1	0.3	1,273	1,296	1.8	0.7
	計	1,371	1,392	1.5	0.4	1,431	1,454	1.6	1.0	1,374	1,391	1.2	0.4	1,666	1,691	1.5	-0.5	1,116	1,133	1.5	0.1	1,218	1,228	0.8	0.0	1,412	1,443	2.2	0.8	1,487	1,507	1.3	0.6
男 計	A	1,746	1,768	1.3	0.8	1,807	1,830	1.3	1.1	1,746	1,760	0.8	0.9	2,039	2,069	1.5	-1.1	1,355	1,368	1.0	-0.7	1,502	1,544	2.8	1.7	1,790	1,817	1.5	2.7	1,869	1,898	1.6	1.5
	B	1,548	1,558	0.6	-0.3	1,597	1,618	1.3	0.1	1,511	1,514	0.2	-0.4	1,769	1,800	1.8	-1.1	1,276	1,292	1.3	1.2	1,301	1,279	-1.7	-3.8	1,856	1,873	0.9	-0.1	1,559	1,565	0.4	-0.5
	C	1,444	1,456	0.8	0.2	1,456	1,468	0.8	1.0	1,471	1,489	1.2	0.3	1,728	1,725	-0.2	0.7	1,131	1,134	0.3	0.3	1,206	1,207	0.1	0.7	1,567	1,595	1.8	0.1	1,512	1,515	0.2	-0.3
	D	1,382	1,400	1.3	0.2	1,424	1,434	0.7	0.5	1,360	1,373	1.0	0.9	1,716	1,739	1.3	0.6	1,136	1,177	3.6	-1.1	1,287	1,298	0.9	-1.8	1,471	1,489	1.2	0.1	1,398	1,428	2.1	0.1
	計	1,578	1,594	1.0	0.4	1,624	1,643	1.2	0.8	1,569	1,581	0.8	0.5	1,880	1,903	1.2	-0.5	1,256	1,272	1.3	-0.2	1,360	1,375	1.1	-0.3	1,713	1,737	1.4	1.3	1,641	1,659	1.1	0.4
女 計	A	1,351	1,375	1.8	0.4	1,204	1,241	3.1	2.0	1,345	1,363	1.3	0.2	1,703	1,741	2.2	-0.7	1,192	1,216	2.0	-0.1	1,242	1,249	0.6	0.0	1,447	1,476	2.0	0.8	1,424	1,440	1.1	1.0
	B	1,199	1,221	1.8	0.5	1,152	1,183	2.7	0.8	1,145	1,162	1.5	0.5	1,248	1,265	1.4	-0.2	1,028	1,034	0.6	0.6	1,067	1,063	-0.4	2.2	1,448	1,485	2.6	0.5	1,221	1,256	2.9	0.7
	C	1,128	1,151	2.0	0.6	1,013	1,041	2.8	1.2	1,125	1,148	2.0	0.4	1,224	1,249	2.0	2.7	976	988	1.2	0.4	1,088	1,116	2.6	-1.1	1,296	1,322	2.0	0.8	1,122	1,148	2.3	-0.2
	D	1,077	1,102	2.3	0.6	1,000	1,026	2.6	1.4	1,054	1,082	2.7	0.4	1,269	1,270	0.1	1.6	916	930	1.5	0.1	1,091	1,076	-1.4	0.2	1,200	1,239	3.3	0.3	1,102	1,119	1.5	2.5
	計	1,220	1,244	2.0	0.5	1,115	1,146	2.8	1.4	1,197	1,218	1.8	0.3	1,466	1,493	1.8	0.2	1,055	1,071	1.5	0.2	1,145	1,151	0.5	0.3	1,369	1,400	2.3	0.7	1,257	1,279	1.8	0.9

第4表② 一般労働者及びパートタイム労働者の賃金上昇率（一般・パート別内訳）

(円、%)

就業 形態 ランク	産業計				製造業				卸売業、小売業				学術研究、専門・技術サービス業				宿泊業、飲食サービス業				生活関連サービス業、娯楽業				医療、福祉				サービス業（他に分類されないもの）				
	1時間当たり 賃金額		賃金上昇率		1時間当たり 賃金額		賃金上昇率		1時間当たり 賃金額		賃金上昇率		1時間当たり 賃金額		賃金上昇率		1時間当たり 賃金額		賃金上昇率		1時間当たり 賃金額		賃金上昇率		1時間当たり 賃金額		賃金上昇率		1時間当たり 賃金額		賃金上昇率		
	R3年 6月	R4年 6月	R3年	R3年 6月	R4年 6月	R3年	R3年 6月	R4年 6月	R3年	R3年 6月	R4年 6月	R3年	R3年 6月	R4年 6月	R3年	R3年 6月	R4年 6月	R3年	R3年 6月	R4年 6月	R3年	R3年 6月	R4年 6月	R3年	R3年 6月	R4年 6月	R3年	R3年 6月	R4年 6月	R3年			
一般 パート 計	A	1,521	1,543	1.4	0.5	1,583	1,610	1.7	1.4	1,544	1,559	1.0	0.5	1,863	1,897	1.8	-1.1	1,247	1,268	1.7	-0.3	1,332	1,349	1.3	0.6	1,488	1,517	1.9	1.3	1,690	1,712	1.3	1.3
	B	1,348	1,365	1.3	0.1	1,443	1,465	1.5	0.0	1,310	1,322	0.9	0.0	1,487	1,509	1.5	-1.0	1,100	1,110	0.9	0.7	1,132	1,125	-0.6	-0.2	1,514	1,546	2.1	0.4	1,420	1,437	1.2	-0.1
	C	1,257	1,277	1.6	0.5	1,264	1,284	1.6	1.4	1,286	1,307	1.6	0.2	1,463	1,477	1.0	1.1	1,023	1,031	0.8	0.5	1,125	1,145	1.8	-0.4	1,331	1,356	1.9	0.8	1,367	1,382	1.1	-0.3
	D	1,202	1,225	1.9	0.3	1,267	1,284	1.3	0.9	1,200	1,221	1.8	0.6	1,518	1,528	0.7	0.5	974	995	2.2	-0.3	1,178	1,181	0.3	-1.1	1,226	1,264	3.1	0.3	1,273	1,296	1.8	0.7
	計	1,371	1,392	1.5	0.4	1,431	1,454	1.6	1.0	1,374	1,391	1.2	0.4	1,666	1,691	1.5	-0.5	1,116	1,133	1.5	0.1	1,218	1,228	0.8	0.0	1,412	1,443	2.2	0.8	1,487	1,507	1.3	0.6
一般	A	1,738	1,761	1.3	0.7	1,742	1,769	1.5	1.3	1,786	1,799	0.7	0.7	1,940	1,975	1.8	-0.8	1,527	1,548	1.4	-1.7	1,512	1,533	1.4	1.4	1,584	1,612	1.8	1.8	1,870	1,889	1.0	1.5
	B	1,536	1,557	1.4	-0.1	1,549	1,573	1.5	0.0	1,525	1,535	0.7	-0.1	1,595	1,627	2.0	-1.0	1,370	1,385	1.1	0.9	1,288	1,278	-0.8	-0.5	1,642	1,683	2.5	0.9	1,544	1,554	0.6	-0.9
	C	1,420	1,441	1.5	0.4	1,357	1,378	1.5	1.5	1,480	1,502	1.5	0.0	1,563	1,579	1.0	1.3	1,257	1,251	-0.5	1.4	1,264	1,296	2.5	0.1	1,419	1,451	2.3	0.7	1,478	1,489	0.7	-0.7
	D	1,324	1,351	2.0	0.5	1,342	1,362	1.5	1.2	1,336	1,361	1.9	0.6	1,591	1,603	0.8	0.7	1,117	1,167	4.5	-0.5	1,252	1,263	0.9	0.1	1,300	1,339	3.0	0.9	1,335	1,354	1.4	0.4
	計	1,548	1,571	1.5	0.5	1,547	1,570	1.5	1.0	1,580	1,597	1.1	0.4	1,758	1,787	1.6	-0.3	1,353	1,372	1.4	-0.1	1,369	1,384	1.1	0.6	1,496	1,531	2.3	1.2	1,613	1,629	1.0	0.3
パート	A	1,223	1,245	1.8	0.3	1,139	1,165	2.3	2.4	1,178	1,195	1.4	0.2	1,461	1,491	2.1	-3.8	1,146	1,169	2.0	0.2	1,080	1,093	1.2	-0.4	1,408	1,439	2.2	0.7	1,241	1,268	2.2	0.2
	B	1,072	1,085	1.2	0.4	1,071	1,090	1.8	0.3	1,032	1,046	1.4	0.2	1,173	1,172	-0.1	-0.7	999	1,008	0.9	0.6	999	993	-0.6	0.3	1,287	1,302	1.2	-0.2	1,128	1,165	3.3	2.3
	C	1,007	1,024	1.7	0.4	974	994	2.1	1.0	997	1,018	2.1	0.7	1,055	1,065	0.9	0.1	949	962	1.4	-0.2	960	965	0.5	-1.0	1,167	1,180	1.1	1.0	1,030	1,060	2.9	2.2
	D	974	989	1.5	-0.2	986	994	0.8	-1.5	969	984	1.5	0.7	1,064	1,071	0.7	-0.4	903	909	0.7	-0.1	1,033	1,019	-1.4	-3.4	1,053	1,088	3.3	-1.2	1,032	1,068	3.5	2.6
	計	1,106	1,123	1.5	0.2	1,066	1,088	2.1	1.1	1,069	1,085	1.5	0.4	1,257	1,265	0.6	-1.7	1,028	1,043	1.5	0.2	1,025	1,028	0.3	-0.8	1,298	1,319	1.6	0.3	1,140	1,171	2.7	0.8

参考1 賃金引上げの実施時期別事業所数割合

(%)

ランク	1～6月に賃金引上げを実施した事業所	賃金引上げの実施時期は、昨年と比較して			
		変わらない	早 い	遅 い	その他
A	100.0	82.0	4.3	1.1	12.5
B	100.0	80.2	7.6	1.5	10.7
C	100.0	82.3	5.2	2.7	9.8
D	100.0	74.9	8.7	3.2	13.2
計	100.0	80.5	5.9	2.0	11.6
R 3 年	100.0	88.7	2.7	1.3	7.3

(注) 「その他」には、前年には賃金引上げを実施しなかった事業所や、
会社の設立が前年のため賃金引上げを行うのは今年が初めてである事業所が該当する。

参考2 事由別賃金改定未実施事業所割合

(%)

ランク	産 業 計						製 造 業						卸売業, 小売業						学術研究, 専門・技術サービス業					
	計	事由1	事由2	事由3	事由4	事由5	計	事由1	事由2	事由3	事由4	事由5	計	事由1	事由2	事由3	事由4	事由5	計	事由1	事由2	事由3	事由4	事由5
A	100.0	14.8	1.7	11.8	62.9	8.7	100.0	15.7	0.8	11.8	63.7	7.9	100.0	12.9	2.1	10.5	67.4	7.2	100.0	20.7	1.3	18.2	49.1	10.6
B	100.0	12.7	1.7	15.1	62.6	7.9	100.0	12.1	5.0	13.8	59.5	9.6	100.0	12.6	1.0	17.3	62.3	6.8	100.0	13.7	0.0	14.3	60.1	11.9
C	100.0	17.0	1.6	13.8	61.3	6.3	100.0	21.3	1.5	13.0	59.9	4.3	100.0	18.0	1.3	13.2	62.4	5.1	100.0	13.9	2.4	12.4	70.0	1.4
D	100.0	14.2	0.9	13.9	62.7	8.2	100.0	13.2	0.6	13.8	59.1	13.3	100.0	13.8	0.4	14.2	62.8	8.8	100.0	14.1	3.3	11.6	64.9	6.1
計	100.0	14.7	1.6	13.3	62.5	7.9	100.0	15.8	2.0	12.8	61.4	8.1	100.0	14.2	1.3	13.4	64.1	6.9	100.0	17.1	1.5	15.5	57.2	8.7
R 3 年	100.0	12.9	2.0	14.1	64.2	6.8	100.0	12.6	2.1	14.3	64.2	6.9	100.0	16.5	2.7	12.5	61.8	6.5	100.0	14.9	0.8	12.7	67.1	4.5

ランク	宿泊業, 飲食サービス業						生活関連サービス業, 娯楽業						医療, 福祉						サービス業(他に分類されないもの)					
	計	事由1	事由2	事由3	事由4	事由5	計	事由1	事由2	事由3	事由4	事由5	計	事由1	事由2	事由3	事由4	事由5	計	事由1	事由2	事由3	事由4	事由5
A	100.0	15.3	2.1	11.2	59.3	12.0	100.0	15.9	2.7	13.9	58.3	9.1	100.0	14.5	1.7	6.2	67.8	9.9	100.0	12.0	0.7	14.0	68.4	5.0
B	100.0	11.7	1.1	17.0	61.1	9.0	100.0	11.1	2.9	10.0	69.9	6.0	100.0	19.7	0.0	17.2	58.7	4.3	100.0	12.4	0.0	9.8	68.3	9.4
C	100.0	16.8	1.2	16.4	57.1	8.5	100.0	9.3	1.6	15.0	61.6	12.6	100.0	22.9	2.6	21.6	43.9	8.9	100.0	14.0	2.5	6.2	73.8	3.5
D	100.0	11.5	1.1	11.3	66.0	10.1	100.0	14.3	3.3	20.1	61.8	0.4	100.0	22.0	0.0	23.1	41.6	13.4	100.0	16.6	0.0	6.1	75.8	1.6
計	100.0	14.2	1.5	13.8	60.3	10.2	100.0	13.1	2.6	14.2	62.1	8.0	100.0	18.3	1.2	13.9	57.5	9.1	100.0	13.4	0.9	9.7	71.0	5.0
R 3 年	100.0	8.1	1.7	15.2	67.5	7.5	100.0	10.7	0.8	12.0	69.2	7.3	100.0	17.9	2.2	16.5	55.9	7.5	100.0	9.8	2.4	17.1	64.5	6.2

- (注) 事由1 昨年同様、7月以降実施の予定
 事由2 昨年は1～6月に実施したが、今年は7月以降実施の予定
 事由3 昨年は実施したが、今年は凍結の予定
 事由4 昨年は実施していないし、今年も実施しない予定
 事由5 昨年は実施しなかったが、今年は7月以降実施の予定

付表 労働者構成比率及び年間所定労働日数

1 パートタイム労働者比率

(%)

令和3年	令和4年
40.1	40.9

2 男女別労働者数比率

(%)

	令和3年	令和4年
男性	42.1	42.0
女性	57.9	58.0

3 年間所定労働日数（事業所平均）

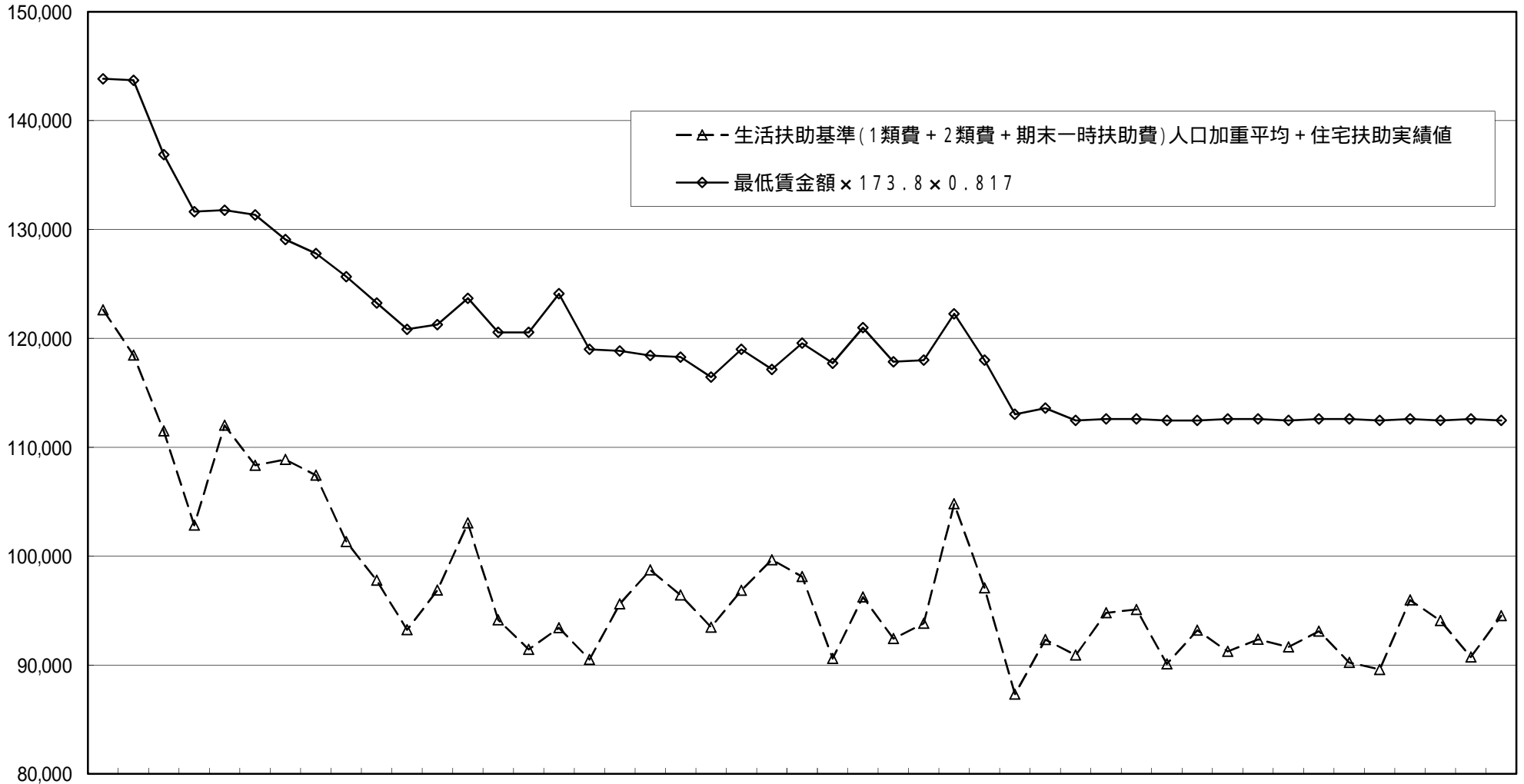
(日)

令和2年度	令和3年度
243.3	242.9

生活保護と最低賃金

生活保護(生活扶助基準(1類費+2類費+期末一時扶助費)+住宅扶助)と最低賃金

単位:円

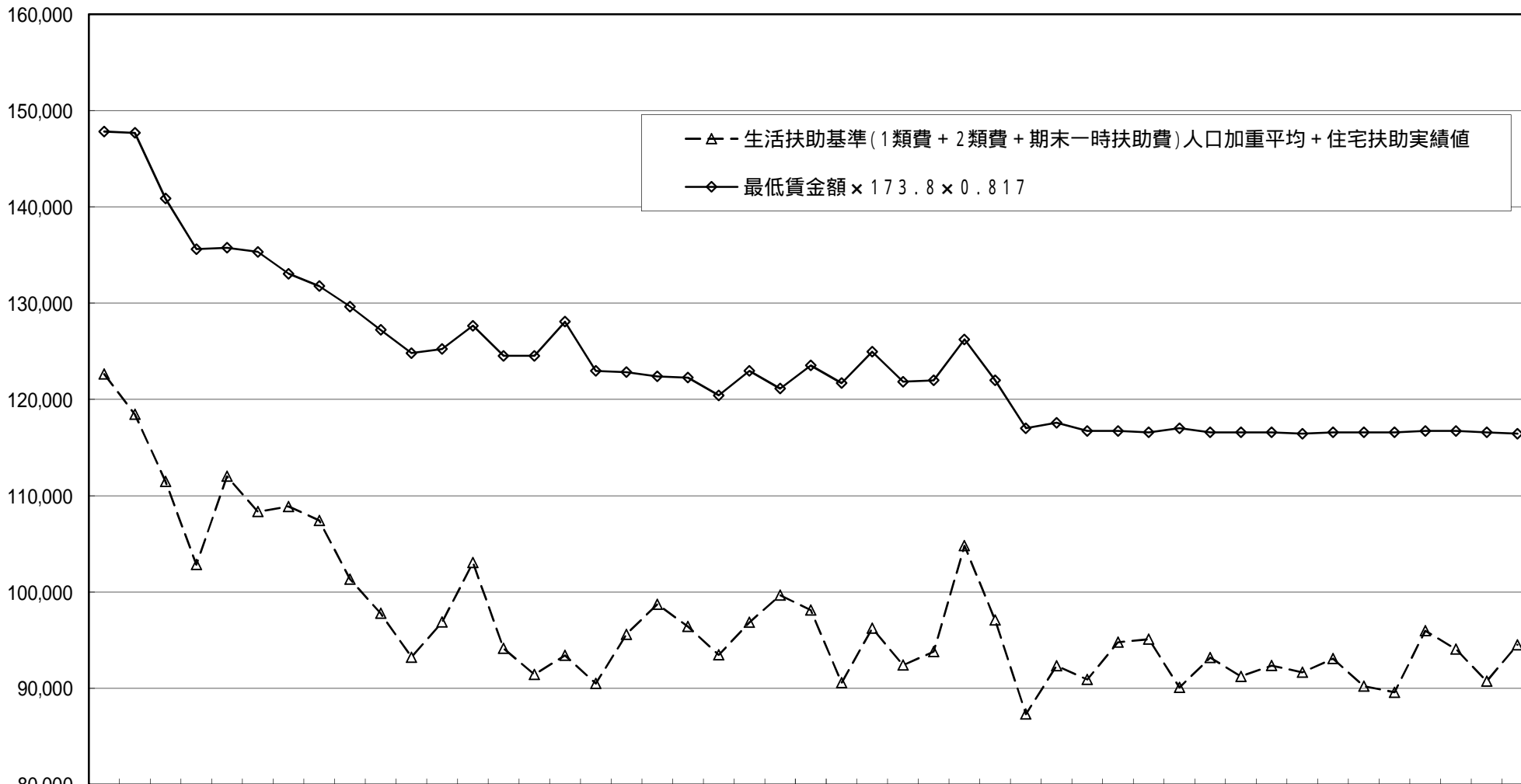


東 神 大 愛 埼 千 京 兵 静 滋 茨 栃 広 長 富 三 山 群 岡 石 香 奈 宮 福 山 岐 福 和 北 新 徳 福 大 山 愛 島 鳥 熊 長 高 岩 鹿 佐 青 秋 宮 沖
 京 奈 阪 知 玉 葉 都 庫 岡 賀 城 木 島 野 山 重 梨 馬 山 川 川 良 城 岡 口 阜 井 歌 海 潟 島 島 分 形 媛 根 取 本 崎 知 手 児 賀 森 田 崎 縄
 川

注1)生活扶助基準(1類費+2類費+期末一時扶助費)は18~19歳単身のものである。
 注2)生活扶助基準は冬季加算を含めて算出。
 注3)生活保護のデータ、最低賃金のデータともに令和2年度のものである。ただし、住宅扶助の実績値は令和2年度の実績値が未公表のため、令和元年度の実績値を使用している。
 注4)0.817は時間額792円で月173.8時間働いた場合の令和2年度の税・社会保険料を考慮した可処分所得の総所得に対する比率。

生活保護(生活扶助基準(1類費+2類費+期末一時扶助費)+住宅扶助)と最低賃金

単位:円



東 神 大 愛 埼 千 京 兵 静 滋 茨 栃 広 長 富 三 山 群 岡 石 香 奈 宮 福 山 岐 福 和 北 新 徳 福 大 山 愛 島 鳥 熊 長 高 岩 鹿 佐 青 秋 宮 沖
 京 奈 阪 知 玉 葉 都 庫 岡 賀 城 木 島 野 山 重 梨 馬 山 川 川 良 城 岡 口 阜 井 歌 海 潟 島 分 形 媛 根 取 本 崎 知 手 児 賀 森 田 崎 縄
 川

注1)生活扶助基準(1類費+2類費+期末一時扶助費)は18~19歳単身のものである。
 注2)生活扶助基準は冬季加算を含めて算出。
 注3)生活保護のデータは令和2年度(ただし、住宅扶助の実績値は令和2年度の実績値が未公表のため、令和元年度の実績値を使用している。)、最低賃金のデータは令和3年度のもの。
 注4)0.817は時間額792円で月173.8時間働いた場合の令和2年度の税・社会保険料を考慮した可処分所得の総所得に対する比率。

都道府県ごとの最低賃金と生活保護水準との乖離額変動の要因分析

	令和2年度データに基づく乖離額 (A)	令和3年度地域別最低賃金引上げ額 (B)	最新の乖離額 (C) (= A - B)	昨年度の目安小委で示した乖離額 (D)	乖離の変動額				
					(E) (= C - D)	最低賃金の引上げによる影響額 (e)	可処分所得比率の変動(0.817 0.817)による影響額 (e)	生活扶助基準の見直し、国勢調査の更新による影響額 (e)	住宅扶助実績値の増減による影響額 (e)
北海道	123	28	151	119	32	28	0	4	0
青森	117	29	146	117	29	29	0	0	0
岩手	137	28	165	137	28	28	0	0	0
宮城	123	28	151	120	31	28	0	3	0
秋田	130	30	160	129	30	30	0	0	0
山形	125	29	154	125	29	29	0	0	0
福島	150	28	178	150	28	28	0	0	0
茨城	194	28	222	195	27	28	0	1	0
栃木	172	28	200	171	29	28	0	1	0
群馬	164	28	192	162	29	28	0	1	0
埼玉	139	28	167	136	32	28	0	4	0
千葉	162	28	190	158	32	28	0	4	0
東京	149	28	177	143	34	28	0	6	0
神奈川	178	28	206	171	34	28	0	6	0
新潟	147	28	175	146	29	28	0	1	0
富山	205	28	233	203	30	28	0	2	0
石川	154	28	182	153	29	28	0	1	0
福井	179	28	207	178	29	28	0	1	0
山梨	201	28	229	201	28	28	0	0	0
長野	186	28	214	185	29	28	0	1	0
岐阜	174	28	202	174	28	28	0	0	0
静岡	171	28	199	170	30	28	0	2	0
愛知	203	28	231	200	31	28	0	3	0
三重	216	28	244	215	29	28	0	1	0
滋賀	179	28	207	178	30	28	0	2	0
京都	142	28	170	138	32	28	0	4	0
大阪	179	28	207	173	34	28	0	6	0
兵庫	143	28	171	139	32	28	0	4	0
奈良	156	28	184	155	29	28	0	1	0
和歌山	170	28	198	170	29	28	0	1	0
鳥取	136	29	165	135	30	29	0	1	0
島根	158	32	190	157	33	32	0	1	0
岡山	139	28	167	134	33	28	0	5	0
広島	145	28	173	140	34	28	0	6	0
山口	191	28	219	190	29	28	0	1	0
徳島	181	28	209	181	28	28	0	0	0
香川	162	28	190	161	29	28	0	1	0
愛媛	123	28	151	123	28	28	0	0	0
高知	147	28	175	147	28	28	0	0	0
福岡	151	28	179	147	32	28	0	4	0
佐賀	161	29	190	162	29	29	0	0	0
長崎	143	28	171	142	29	28	0	1	0
熊本	150	28	178	151	28	28	0	0	0
大分	152	30	182	151	31	30	0	1	0
宮崎	154	28	182	154	28	28	0	0	0
鹿児島	158	28	186	157	29	28	0	1	0
沖縄	126	28	154	126	28	28	0	0	0

- 1 最低賃金と生活保護水準の乖離額は、「平成20年度地域別最低賃金額改定の目安について(答申)」の別紙1「平成20年度地域別最低賃金額改定の目安に関する公益委員見解」において用いられた考え方により算出。
- 2 生活保護のデータのうち、住宅扶助の実績値は令和2年度の実績値が未公表のため、令和元年度の実績値を使用している。
- 3 最低賃金と生活保護水準との乖離額を算出するには、月額を時間額に換算する際などに端数処理を行うため、必ずしもE = e + e + e + e とならない。

地域別最低賃金額、未満率及び影響率

1. 地域別最低賃金額、未満率及び影響率（ランク別）の推移（平成24～令和3年度）

		年度	平成24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	令和元年度	2年度	3年度
地域別最低賃金額 (対前年度差)			749 (12)	764 (15)	780 (16)	798 (18)	823 (25)	848 (25)	874 (26)	901 (27)	902 (1)	930 (28)
Aランク	未満率 (%)		2.5	2.1	2.5	2.1	4.2	2.3	2.4	1.7	2.4	1.9
	影響率 (%)		5.7	10.7	9.3	12.8	14.5	14.5	15.3	20.5	4.5	17.4
Bランク	未満率 (%)		1.4	1.5	1.6	1.4	1.6	1.3	1.5	1.7	1.5	1.7
	影響率 (%)		3.1	5.4	5.2	6.0	8.6	9.8	12.3	14.2	3.4	14.9
Cランク	未満率 (%)		2.2	2.0	1.8	2.2	2.0	1.3	1.7	1.5	1.8	1.7
	影響率 (%)		5.2	5.5	6.6	6.9	8.6	9.6	12.7	13.9	4.5	15.4
Dランク	未満率 (%)		2.0	1.8	1.8	1.9	1.5	1.4	1.4	1.2	1.8	1.5
	影響率 (%)		5.0	6.0	6.2	7.4	10.1	10.3	13.3	11.6	6.9	15.9
計	未満率 (%)		2.1	1.9	2.0	1.9	2.7	1.7	1.9	1.6	2.0	1.7
	影響率 (%)		4.9	7.4	7.3	9.0	11.1	11.9	13.8	16.3	4.7	16.2

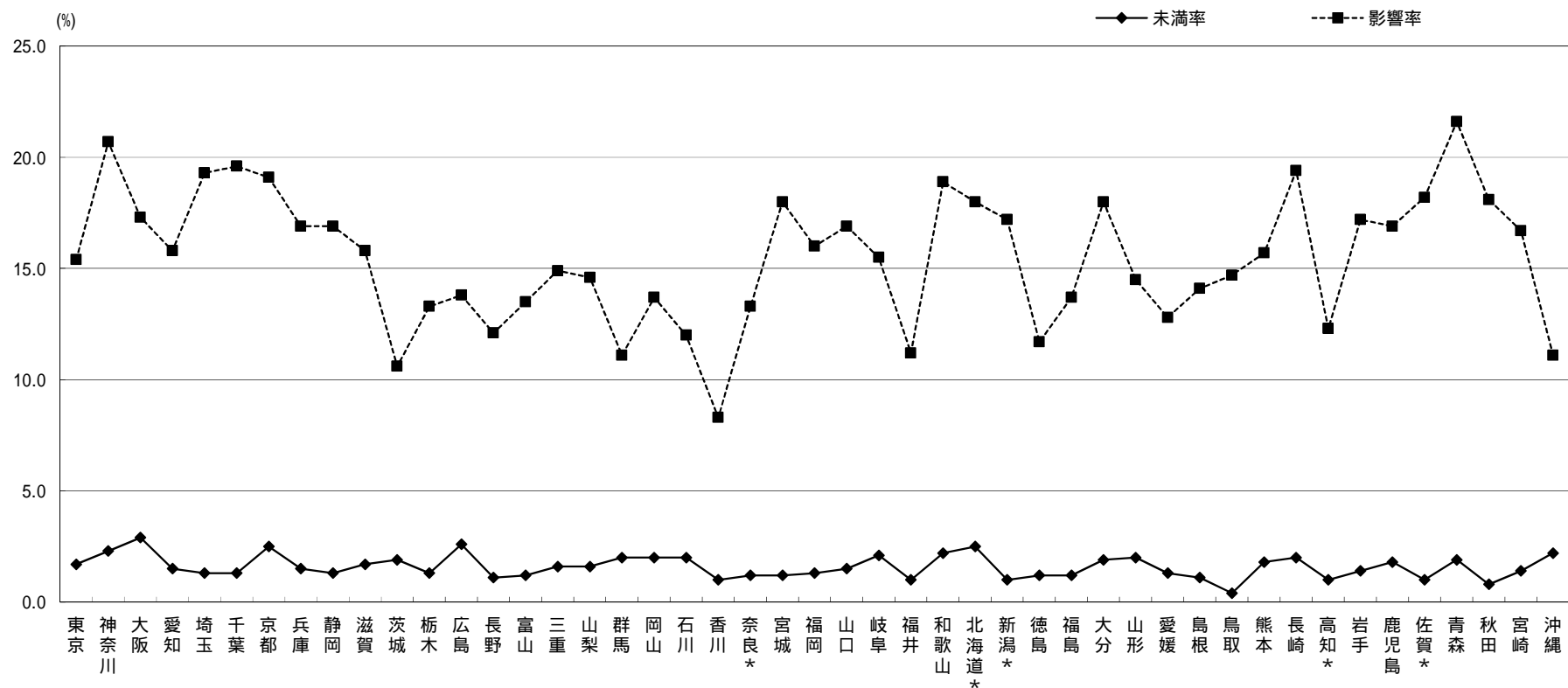
資料出所：厚生労働省「最低賃金に関する基礎調査」（平成24～令和3年）

- (注) 1 地域別最低賃金額（以下単に「最低賃金額」という。）は、全国加重平均である。
 2 「未満率」とは、最低賃金額を改正する前に、最低賃金額を下回っている労働者割合である。
 3 「影響率」とは、最低賃金額を改正した後に、改正後の最低賃金額を下回ることとなる労働者割合である。
 4 各ランクは、各年における適用ランクであり、各ランクの未満率、影響率については、加重平均である。

2. 地域別最低賃金の未満率と影響率

(1) 都道府県別未満率と影響率(令和3年)

未満率(全国加重平均) 1.7%
 影響率(全国加重平均) 16.2%



	東 京	神 奈 川	大 阪	愛 知	埼 玉	千 葉	京 都	兵 庫	静 岡	滋 賀	茨 城	栃 木	広 島	長 野	富 山	三 重	山 梨	群 馬	岡 山	石 川	香 川	奈 良 *	宮 城	福 岡	山 口	岐 阜	福 井	和 歌 山	北 海 道 *	新 潟 *	徳 島	福 島	大 分	山 形	愛 媛	島 根	鳥 取	熊 本	長 崎	高 知 *	岩 手	鹿 児 島	佐 賀 *	青 森	秋 田	宮 崎	沖 縄	(%) 全 国 平 均
未満率	1.7	2.3	2.9	1.5	1.3	1.3	2.5	1.5	1.3	1.7	1.9	1.3	2.6	1.1	1.2	1.6	1.6	2.0	2.0	2.0	1.0	1.2	1.2	1.3	1.5	2.1	1.0	2.2	2.5	1.0	1.2	1.2	1.9	2.0	1.3	1.1	0.4	1.8	2.0	1.0	1.4	1.8	1.0	1.9	0.8	1.4	2.2	1.7
影響率	15.4	20.7	17.3	15.8	19.3	19.6	19.1	16.9	16.9	15.8	10.6	13.3	13.8	12.1	13.5	14.9	14.6	11.1	13.7	12.0	8.3	13.3	18.0	16.0	16.9	15.5	11.2	18.9	18.0	17.2	11.7	13.7	18.0	14.5	12.8	14.1	14.7	15.7	19.4	12.3	17.2	16.9	18.2	21.6	18.1	16.7	11.1	16.2

資料出所 厚生労働省「令和3年最低賃金に関する基礎調査」

(注1) 事業所規模30人未満(製造業等は100人未満)を調査対象としている。

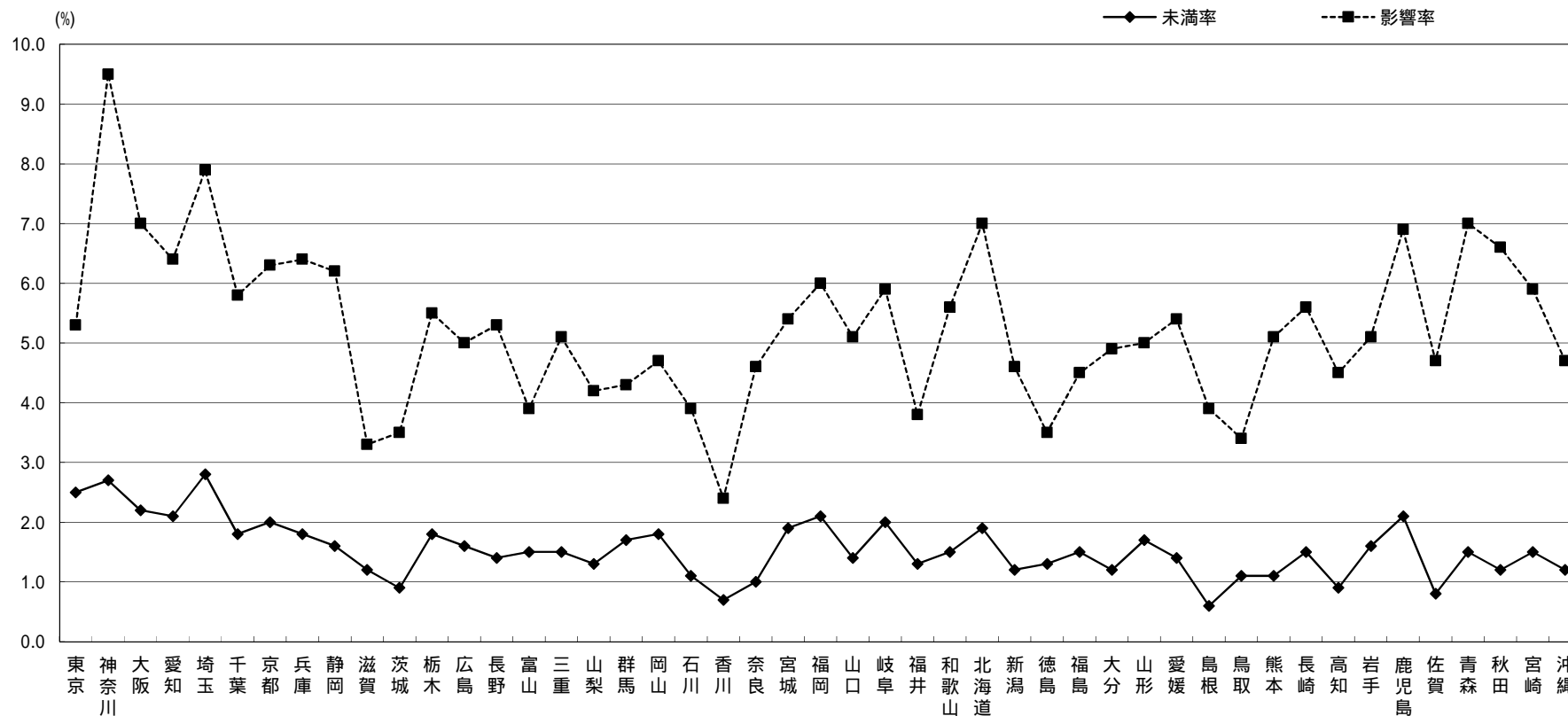
(注2) 上記の影響率、未満率は、令和3年度の各地方最低賃金審議会の審議で使用された調査結果から算出した数値である。

表のうち「*」のある県の数値は事業所数による復元を、「*」のない県は労働者数による復元を行って集計したもの。

(2) 賃金構造基本統計調査特別集計による未満率と影響率(令和3年)

未満率(全国加重平均) 1.9%

影響率(全国加重平均) 5.9%



	東 京	神 奈 川	大 阪	愛 知	埼 玉	千 葉	京 都	兵 庫	静 岡	滋 賀	茨 城	栃 木	広 島	長 野	富 山	三 重	山 梨	群 馬	岡 山	石 川	香 川	奈 良	宮 城	福 岡	山 口	岐 阜	福 井	和 歌 山	北 海 道	新 潟	徳 島	福 島	大 分	山 形	愛 媛	島 根	鳥 取	熊 本	長 崎	高 知	岩 手	鹿 児 島	佐 賀	青 森	秋 田	宮 崎	沖 縄	全 国 平 均
未満率	2.5	2.7	2.2	2.1	2.8	1.8	2.0	1.8	1.6	1.2	0.9	1.8	1.6	1.4	1.5	1.5	1.3	1.7	1.8	1.1	0.7	1.0	1.9	2.1	1.4	2.0	1.3	1.5	1.9	1.2	1.3	1.5	1.2	1.7	1.4	0.6	1.1	1.1	1.5	0.9	1.6	2.1	0.8	1.5	1.2	1.5	1.2	1.9
影響率	5.3	9.5	7.0	6.4	7.9	5.8	6.3	6.4	6.2	3.3	3.5	5.5	5.0	5.3	3.9	5.1	4.2	4.3	4.7	3.9	2.4	4.6	5.4	6.0	5.1	5.9	3.8	5.6	7.0	4.6	3.5	4.5	4.9	5.0	5.4	3.9	3.4	5.1	5.6	4.5	5.1	6.9	4.7	7.0	6.6	5.9	4.7	5.9

資料出所 厚生労働省「令和3年賃金構造基本統計調査特別集計」

(注) 1 事業所規模5人以上の民営事業所(5~9人の事業所については企業規模が5~9人の事業所に限る。)を対象としている。

2 未満率及び影響率の算定の基礎となる賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものの。

賃金分布に関する資料

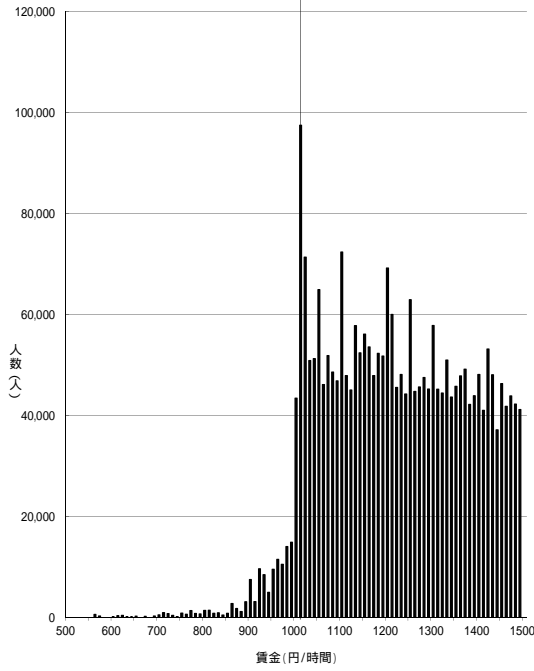
(都道府県別、総合指数順)

資料No. 4-1	時間当たり賃金分布（一般労働者・短時間労働者計）	・・・	1
資料No. 4-2	時間当たり賃金分布（一般労働者）	15
資料No. 4-3	時間当たり賃金分布（短時間労働者）	29

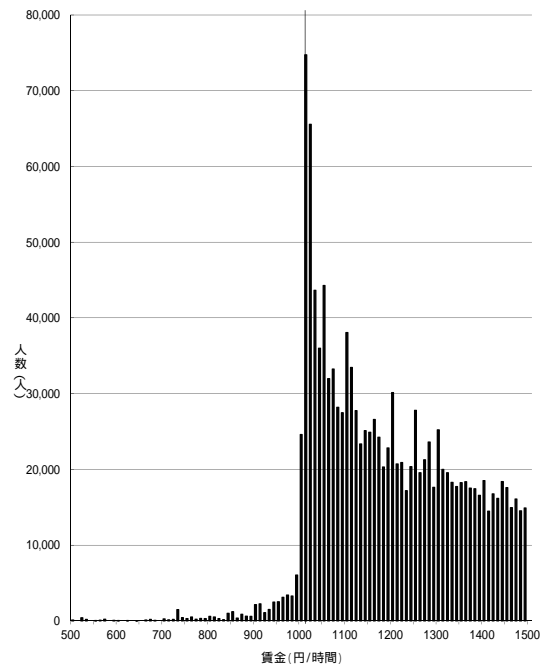
時間当たり賃金分布(一般・短時間計)

資料No. 4 - 1

東京(A)
1013円



神奈川(A)
1012円



資料出所:厚生労働省「令和3年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和2年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

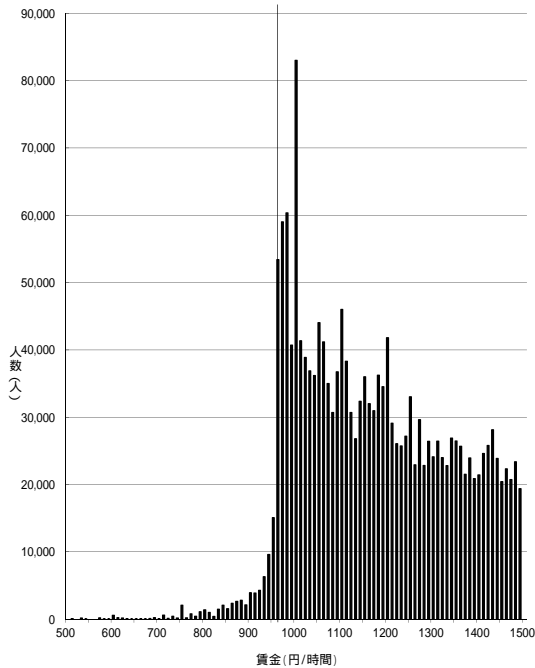
一般・短時間計

資料出所:厚生労働省「令和3年賃金構造基本統計調査特別集計」

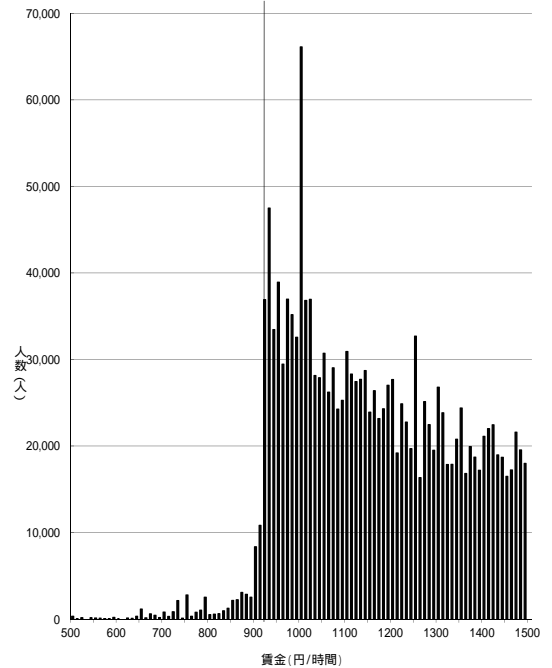
- (注) 1 グラフ内記載の額は令和2年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

大阪(A)
964円



愛知(A)
927円



資料出所:厚生労働省「令和3年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和2年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

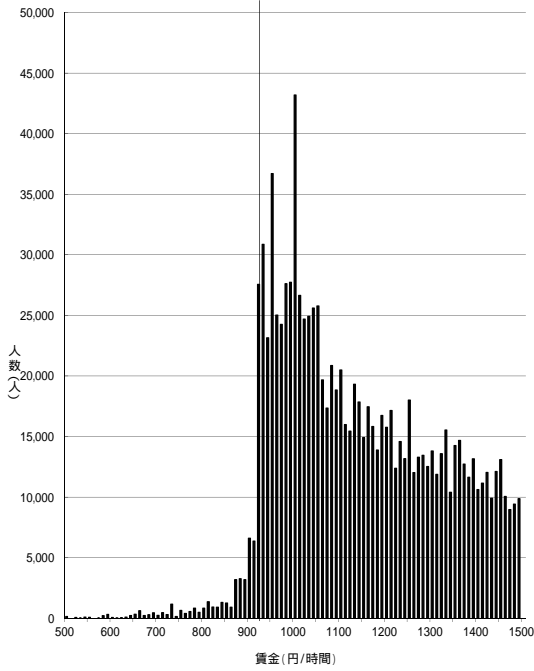
一般・短時間計

資料出所:厚生労働省「令和3年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和2年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

埼玉(A)
928円

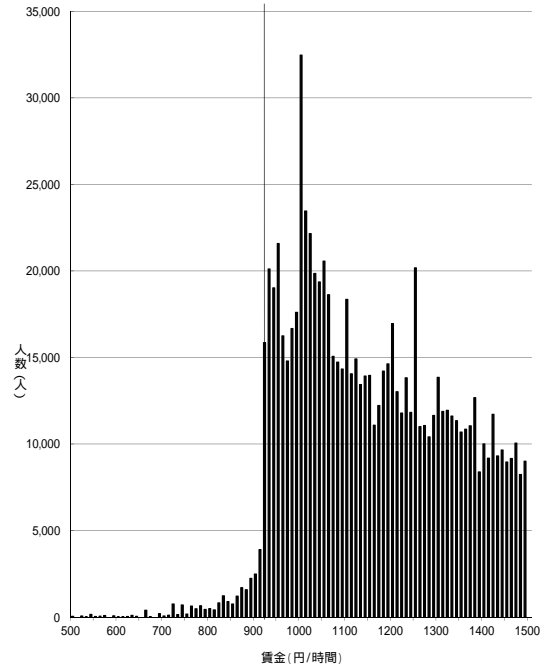


資料出所：厚生労働省「令和3年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和2年度最低賃金額である。
 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

千葉(A)
925円

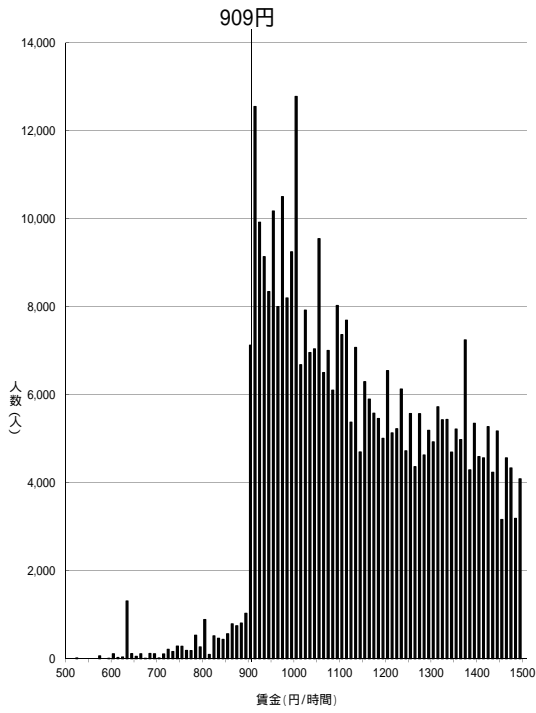


資料出所：厚生労働省「令和3年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和2年度最低賃金額である。
 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

京都 (B)

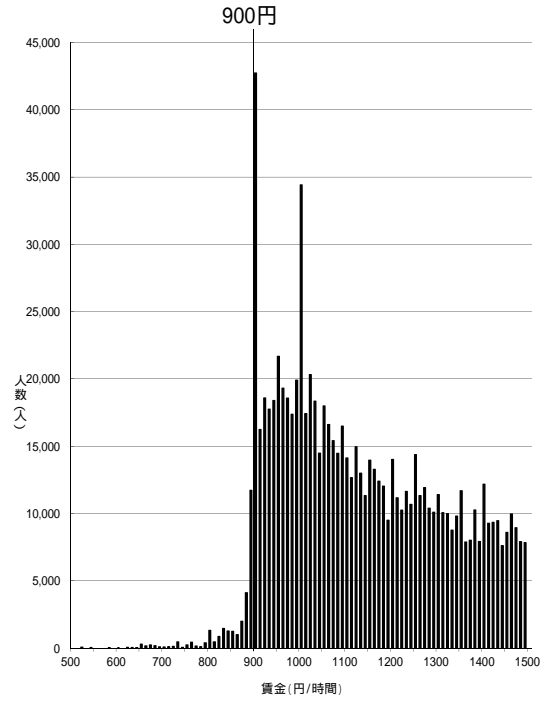


資料出所:厚生労働省「令和3年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和2年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

兵庫 (B)

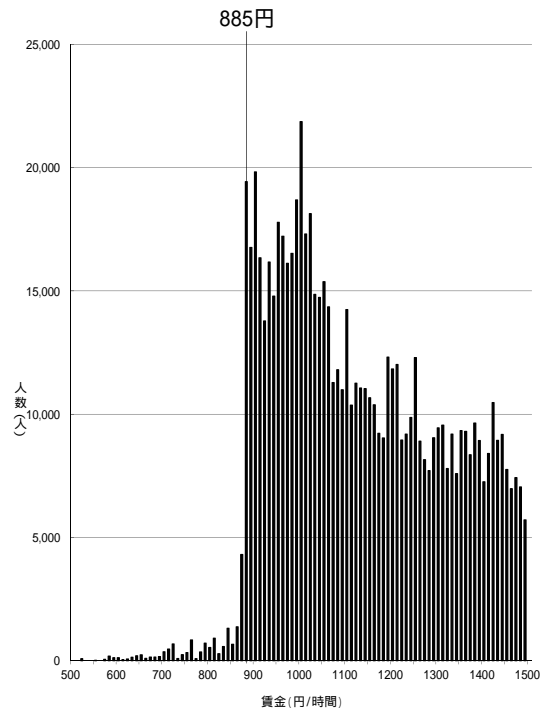


資料出所:厚生労働省「令和3年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和2年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

静岡 (B)

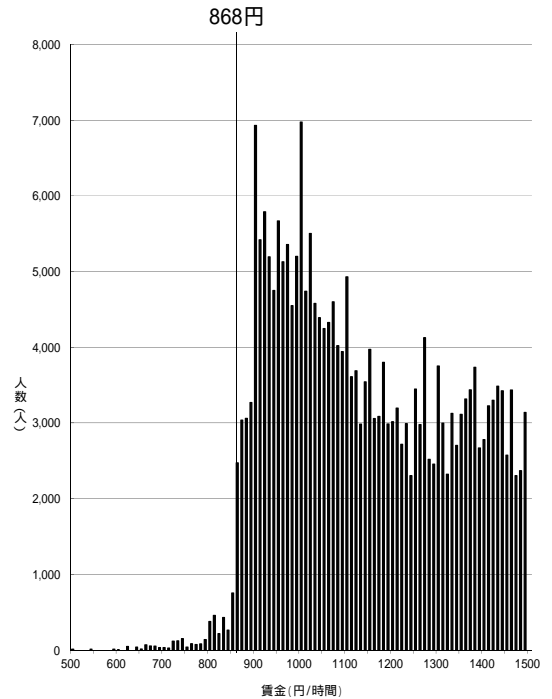


資料出所:厚生労働省「令和3年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和2年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

滋賀 (B)



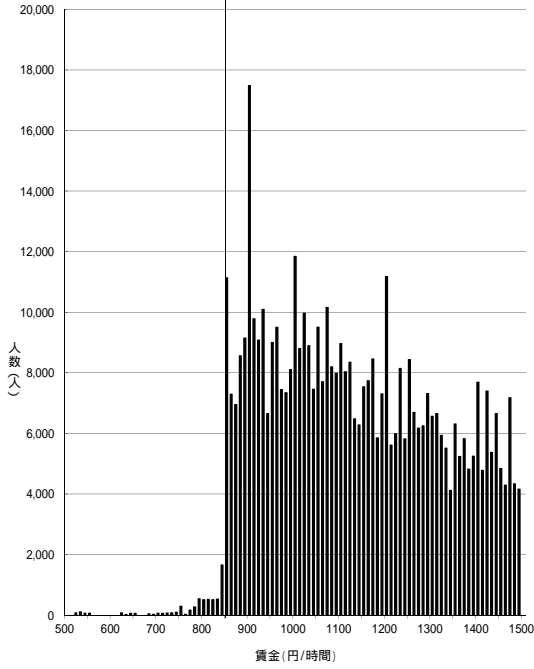
資料出所:厚生労働省「令和3年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和2年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

茨城(B)

851円



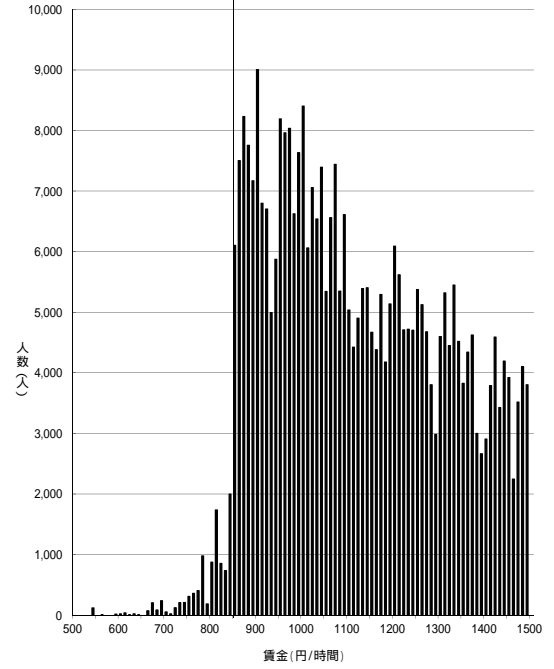
資料出所：厚生労働省「令和3年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和2年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

栃木(B)

854円



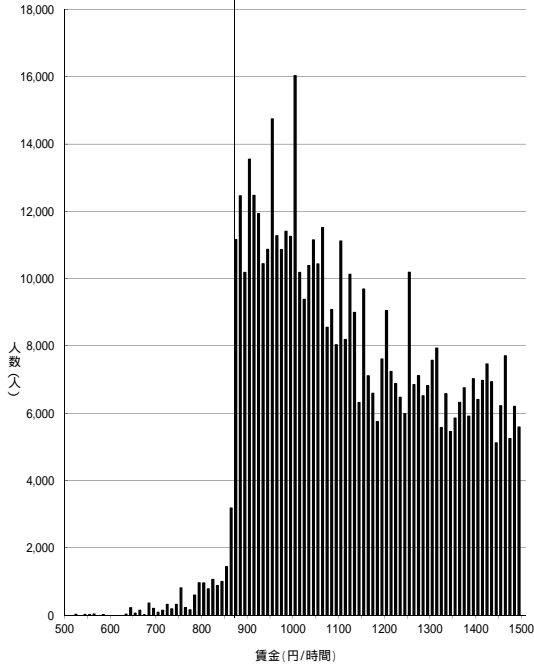
資料出所：厚生労働省「令和3年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和2年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

広島(B)

871円



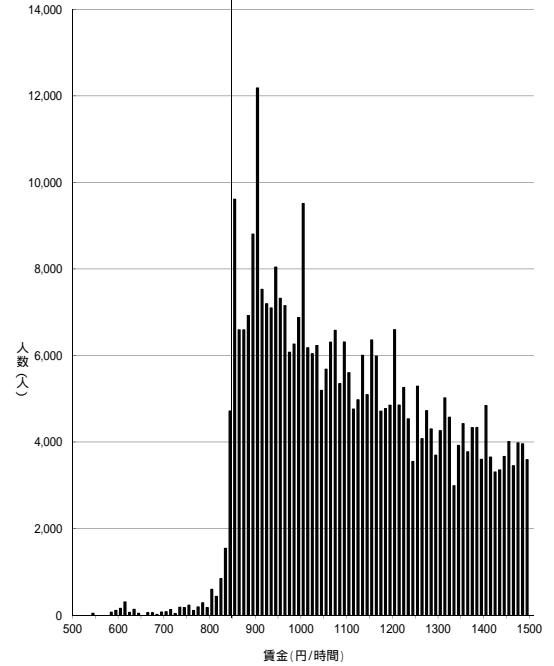
資料出所：厚生労働省「令和3年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和2年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

長野(B)

849円

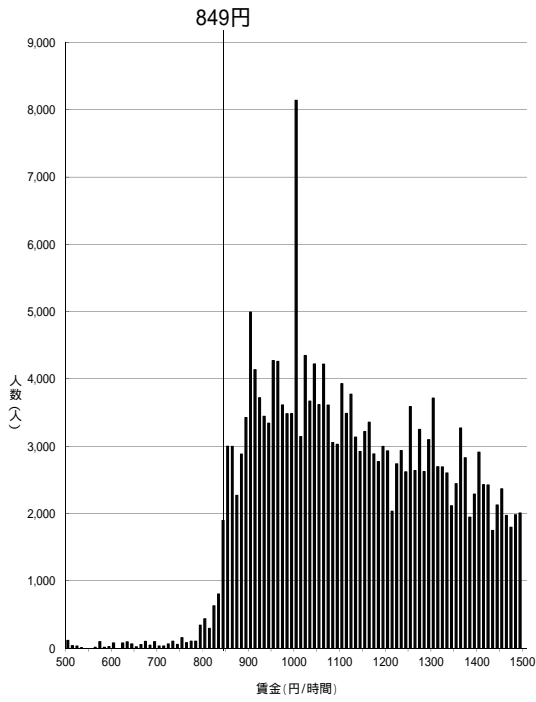


資料出所：厚生労働省「令和3年賃金構造基本統計調査特別集計」

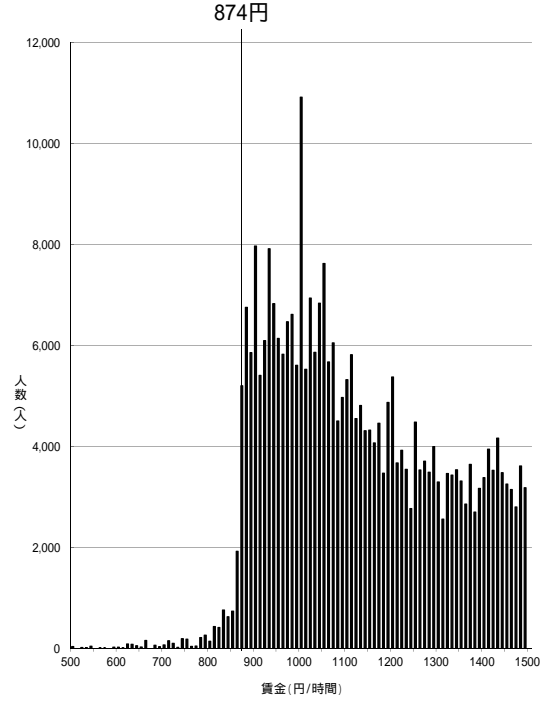
- (注) 1 グラフ内記載の額は令和2年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

富山(B)



三重(B)



資料出所：厚生労働省「令和3年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和2年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

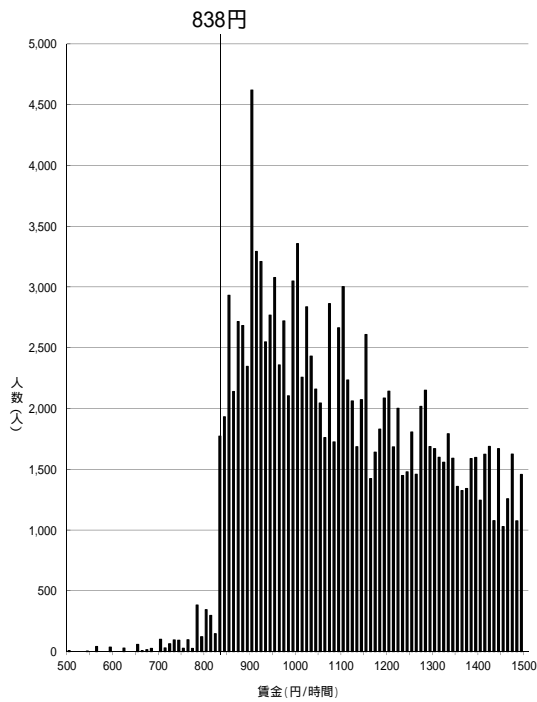
一般・短時間計

資料出所：厚生労働省「令和3年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和2年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

山梨(B)

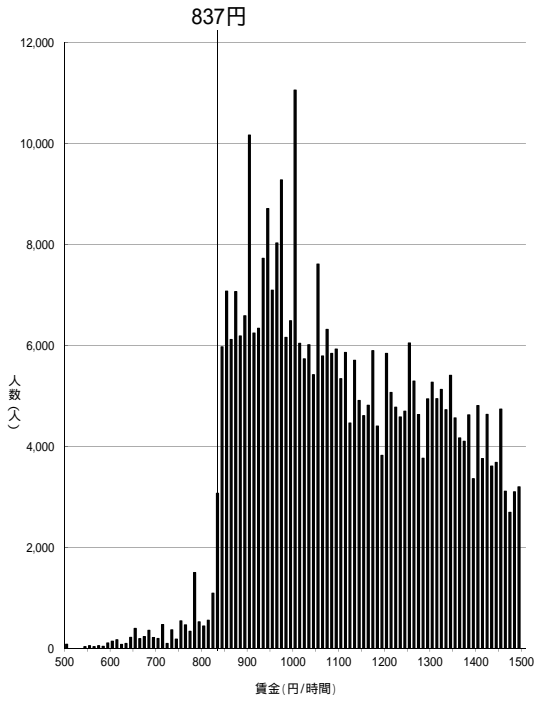


資料出所：厚生労働省「令和3年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和2年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

群馬(C)

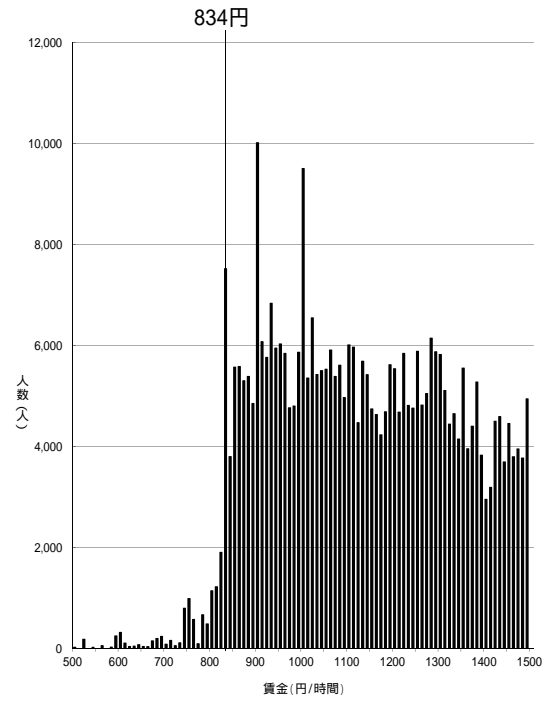


資料出所:厚生労働省「令和3年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和2年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

岡山(C)

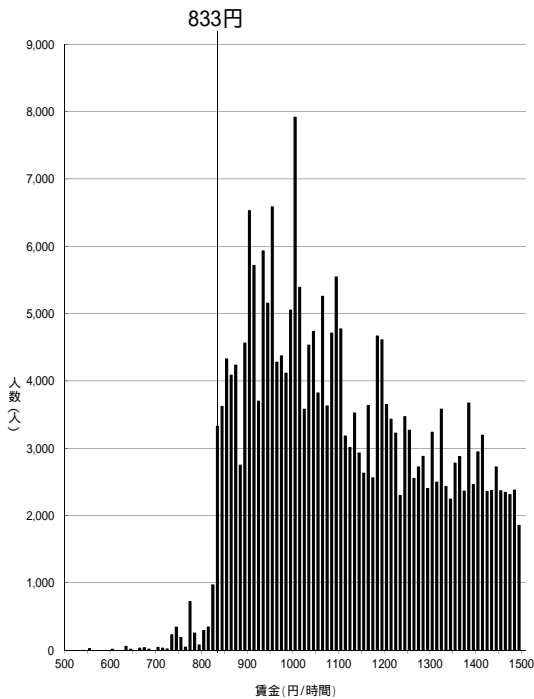


資料出所:厚生労働省「令和3年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和2年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

石川(C)

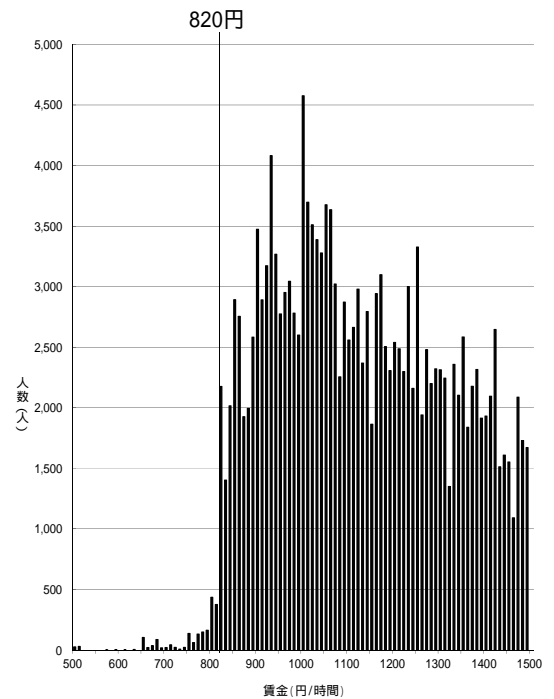


資料出所:厚生労働省「令和3年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和2年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

香川(C)



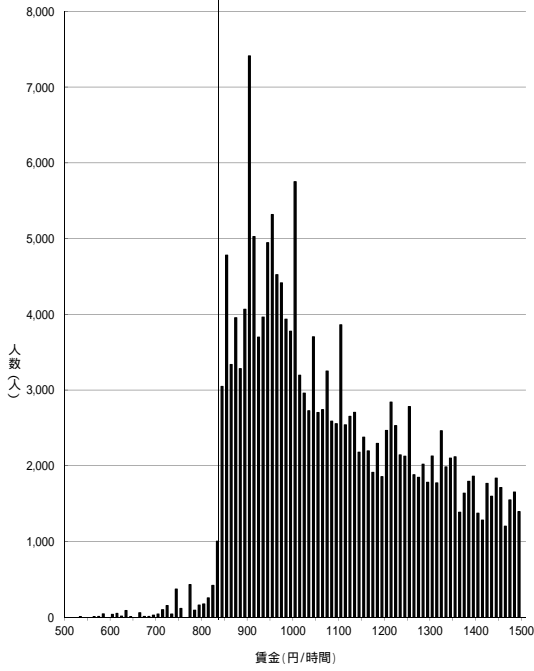
資料出所:厚生労働省「令和3年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和2年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

奈良(C)

838円



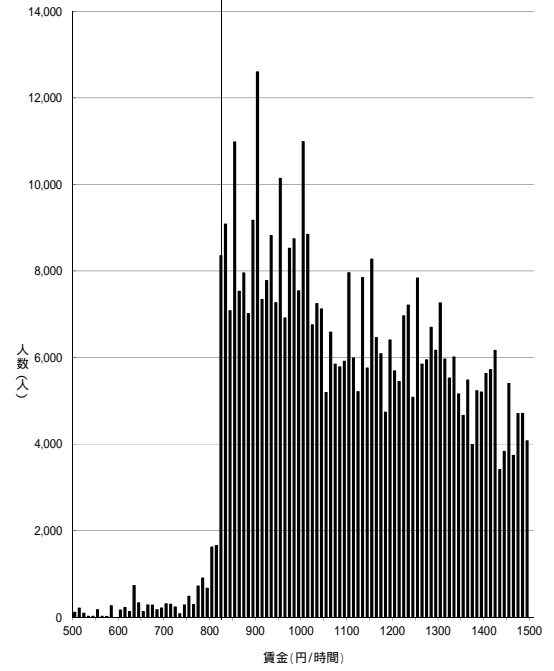
資料出所:厚生労働省「令和3年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和2年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

宮城(C)

825円



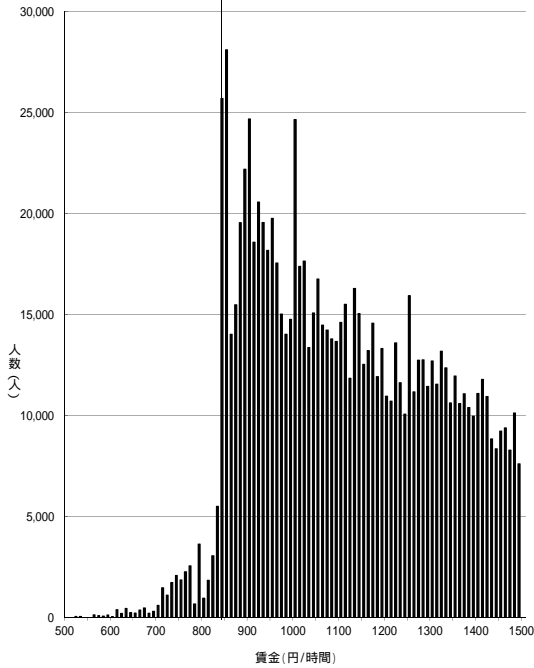
資料出所:厚生労働省「令和3年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和2年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

福岡(C)

842円



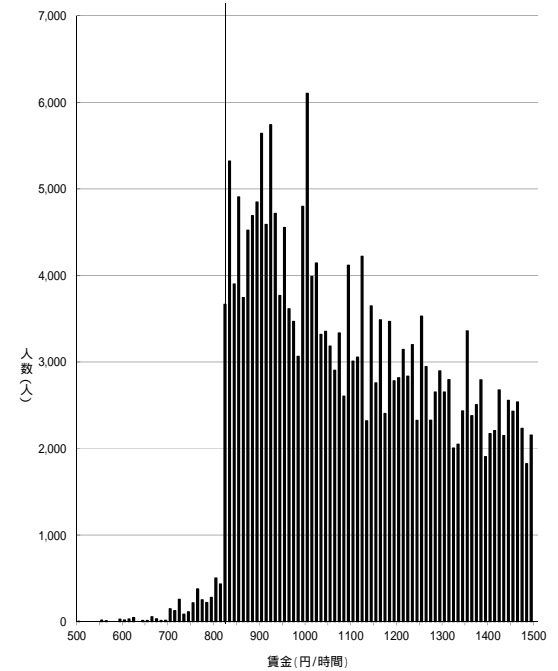
資料出所:厚生労働省「令和3年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和2年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

山口(C)

829円



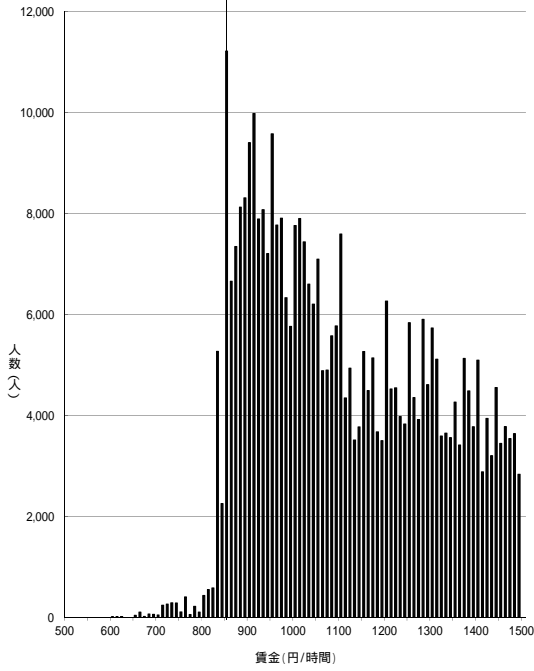
資料出所:厚生労働省「令和3年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和2年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

岐阜(C)

852円



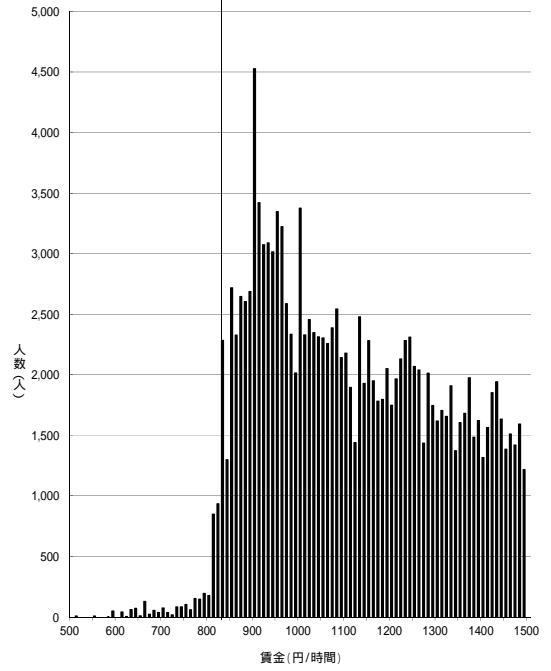
資料出所:厚生労働省「令和3年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和2年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

福井(C)

830円



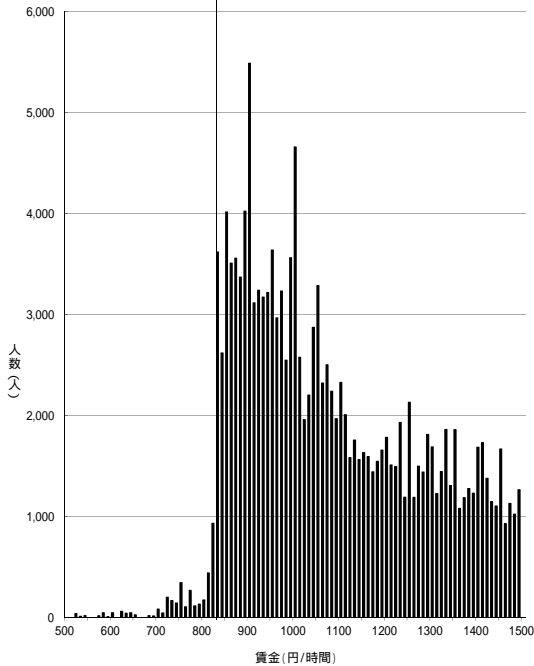
資料出所:厚生労働省「令和3年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和2年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

和歌山(C)

831円



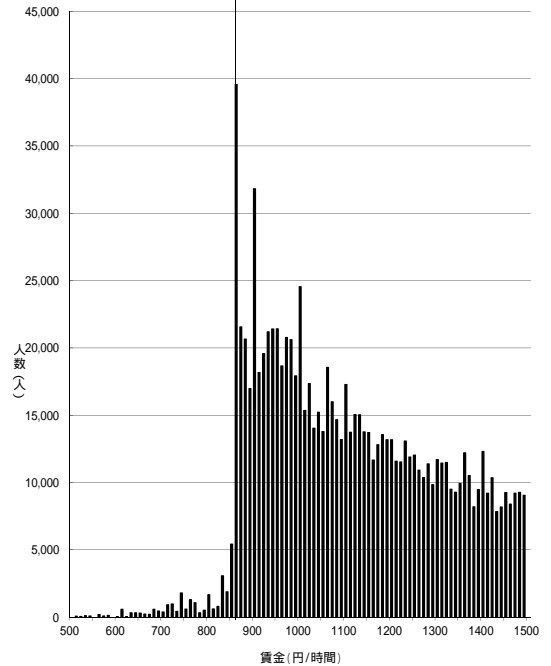
資料出所:厚生労働省「令和3年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和2年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

北海道(C)

861円

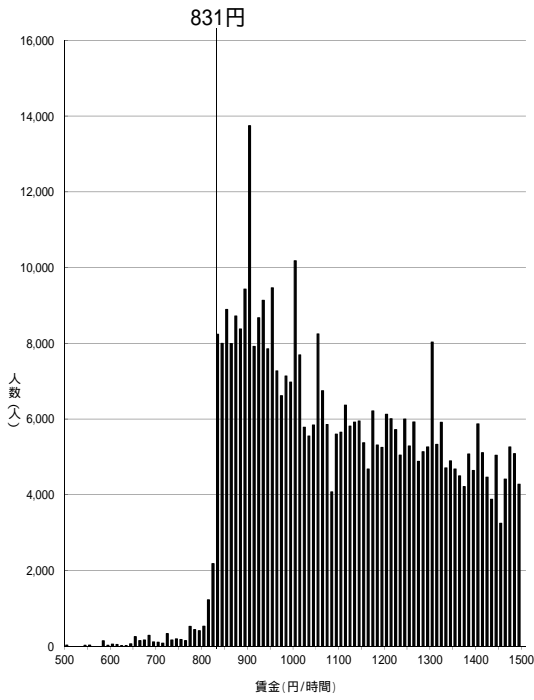


資料出所:厚生労働省「令和3年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和2年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

新潟(C)

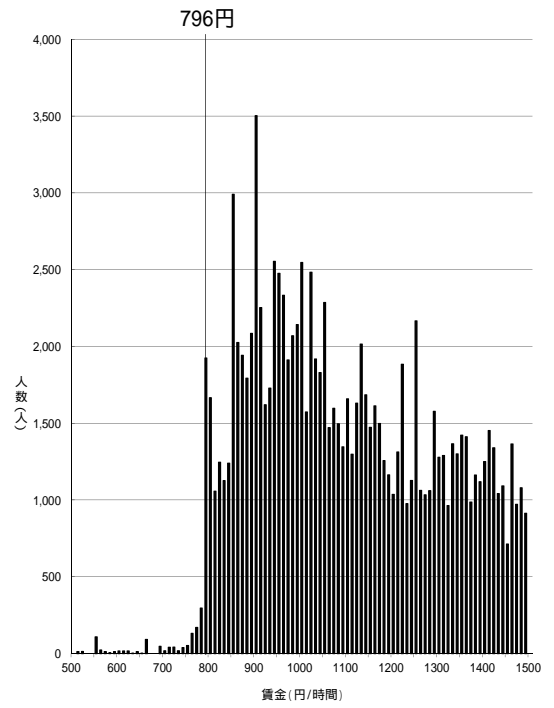


資料出所：厚生労働省「令和3年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和2年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額（通勤手当、精算手当、家族手当を含む。）を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

徳島(C)

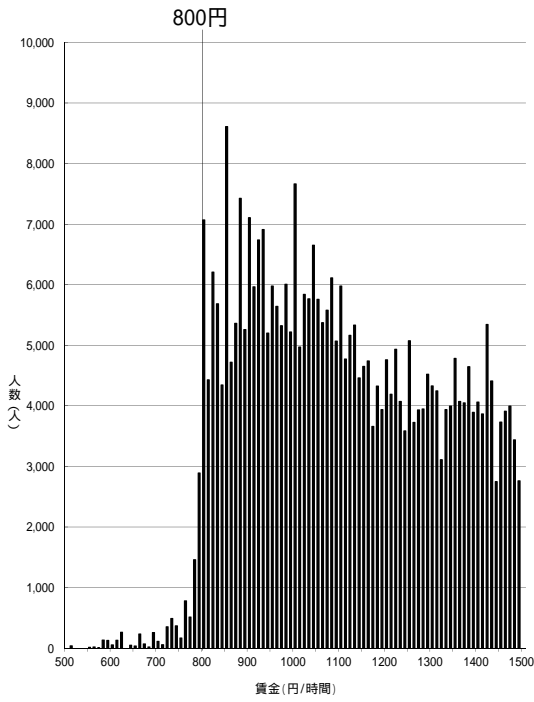


資料出所：厚生労働省「令和3年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和2年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額（通勤手当、精算手当、家族手当を含む。）を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

福島(D)

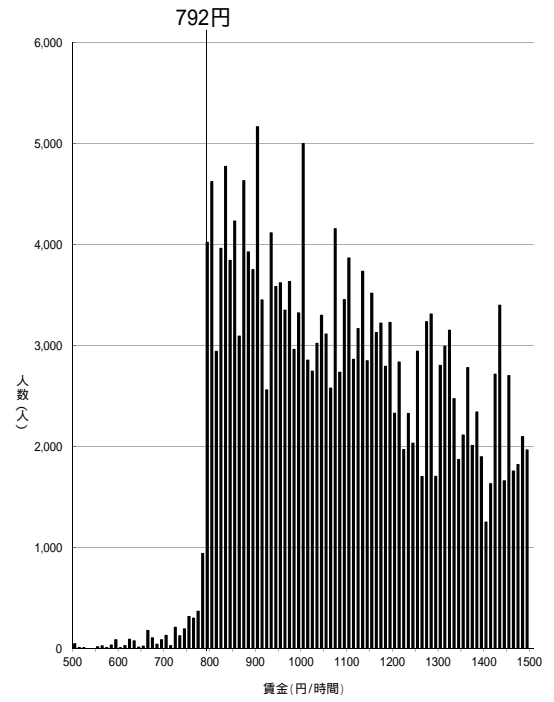


資料出所:厚生労働省「令和3年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和2年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

大分(D)

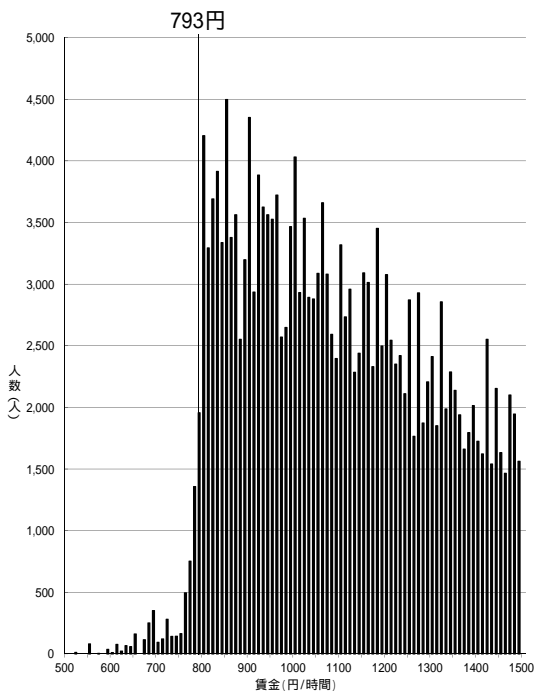


資料出所:厚生労働省「令和3年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和2年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

山形(D)

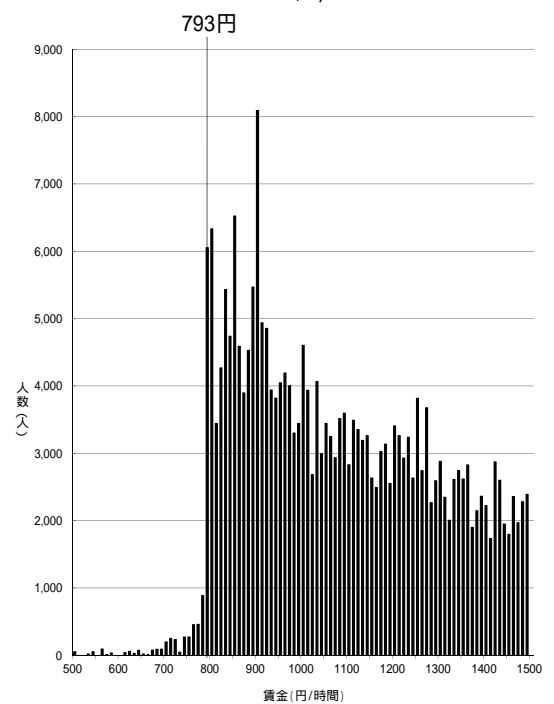


資料出所:厚生労働省「令和3年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和2年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

愛媛(D)

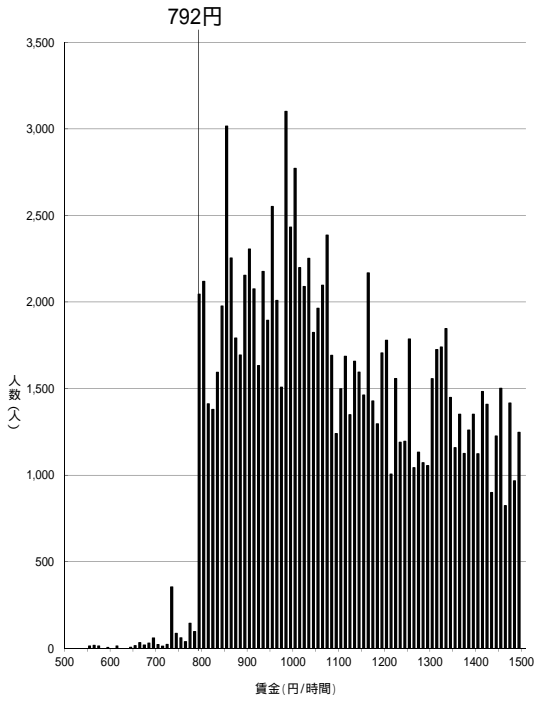


資料出所:厚生労働省「令和3年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和2年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

島根(D)

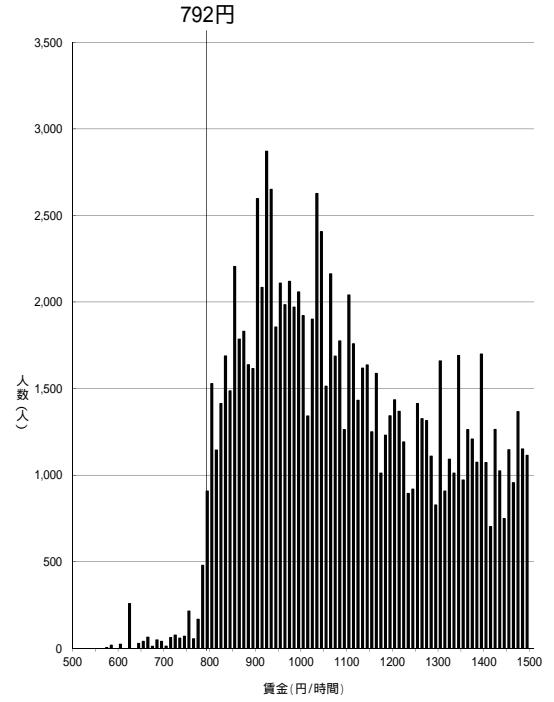


資料出所:厚生労働省「令和3年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和2年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

鳥取(D)

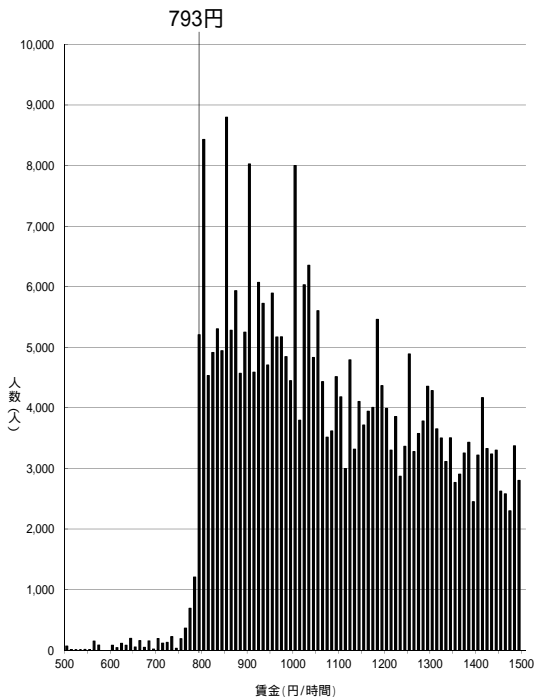


資料出所:厚生労働省「令和3年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和2年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

熊本(D)

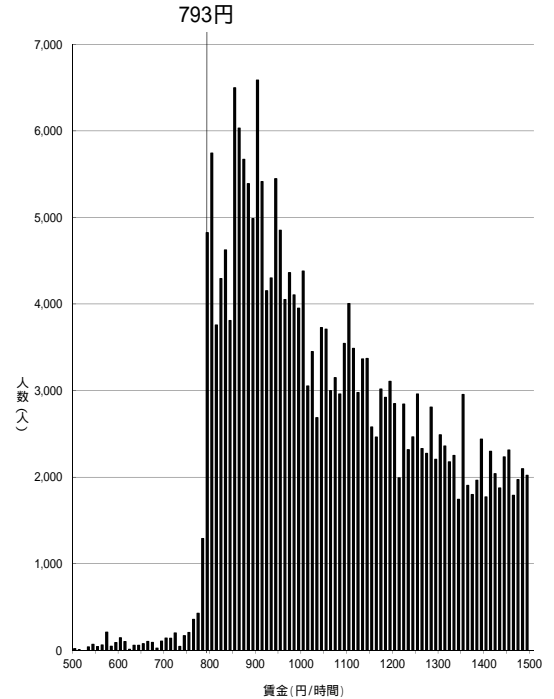


資料出所:厚生労働省「令和3年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和2年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

長崎(D)

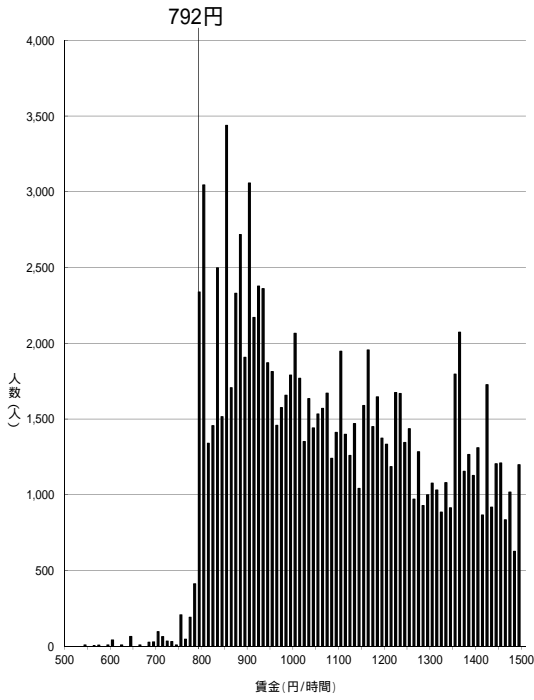


資料出所:厚生労働省「令和3年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和2年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

高知(D)

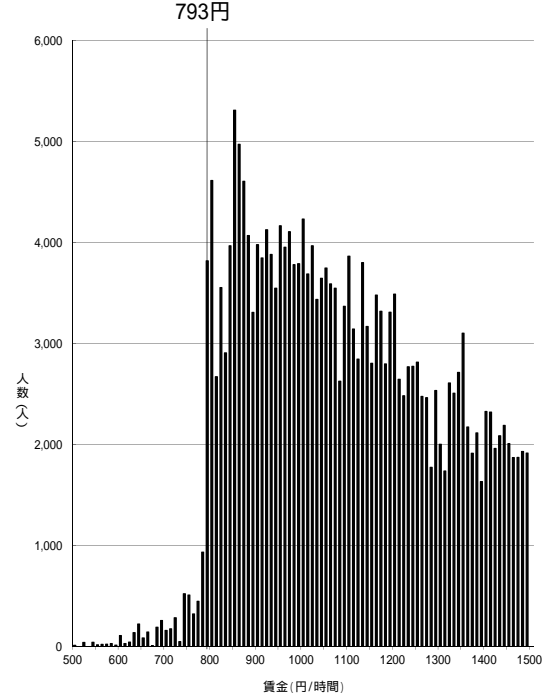


資料出所:厚生労働省「令和3年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和2年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

岩手(D)

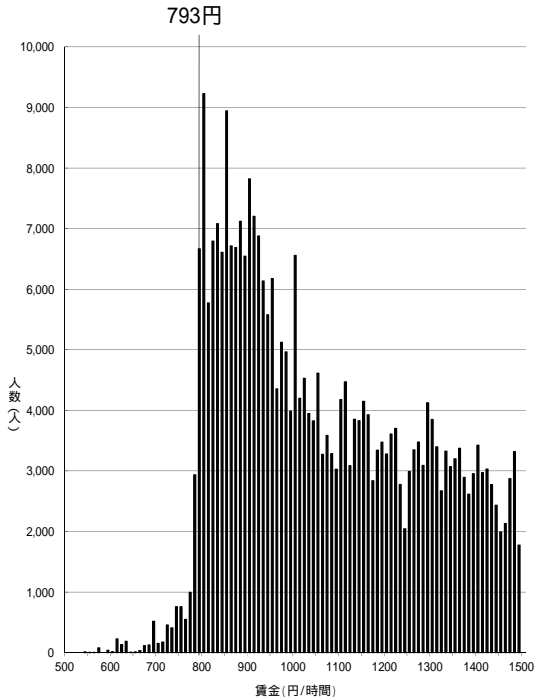


資料出所:厚生労働省「令和3年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和2年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

鹿児島(D)

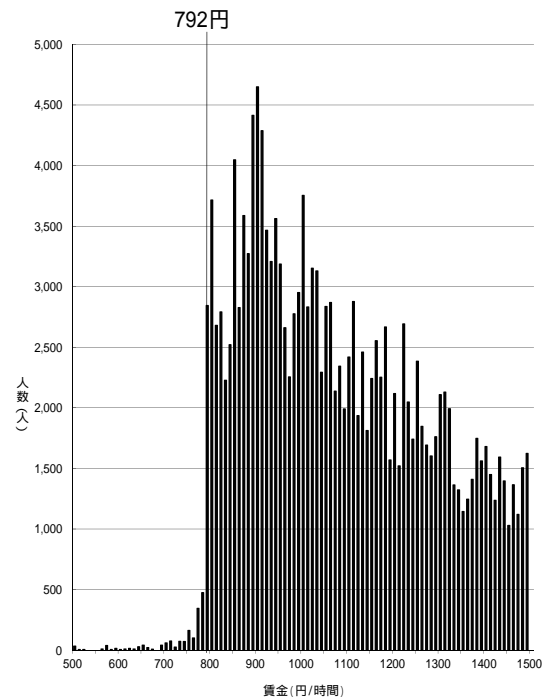


資料出所:厚生労働省「令和3年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和2年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

佐賀(D)

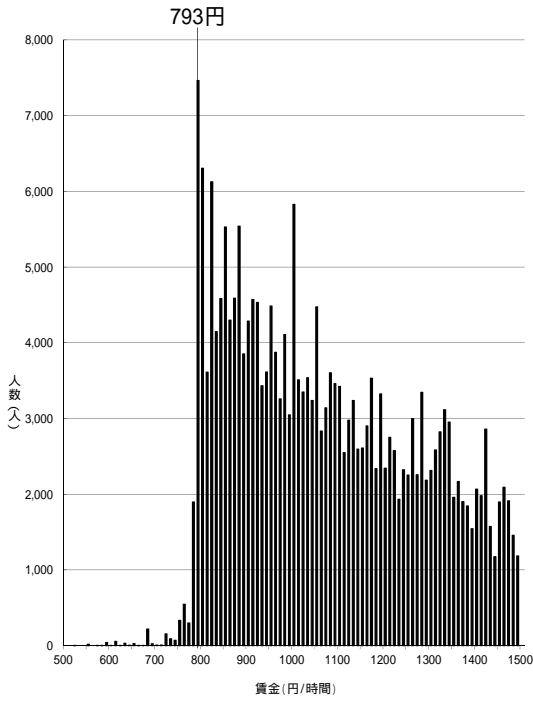


資料出所:厚生労働省「令和3年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和2年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

青森(D)

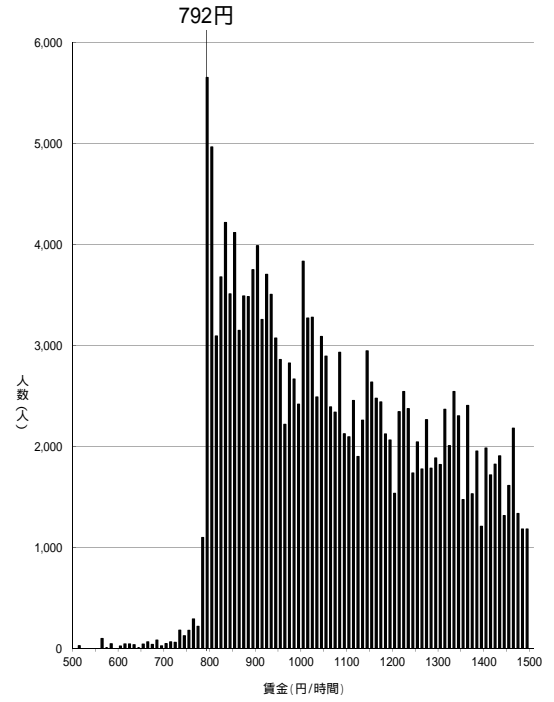


資料出所:厚生労働省「令和3年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和2年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

秋田(D)

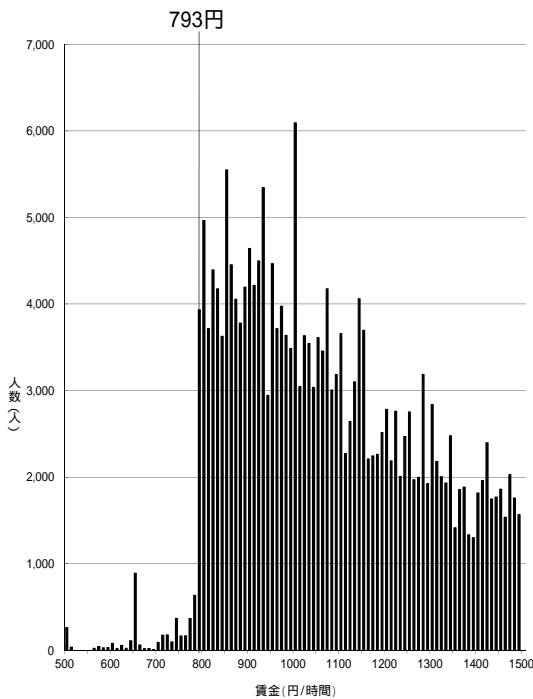


資料出所:厚生労働省「令和3年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和2年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

宮崎(D)

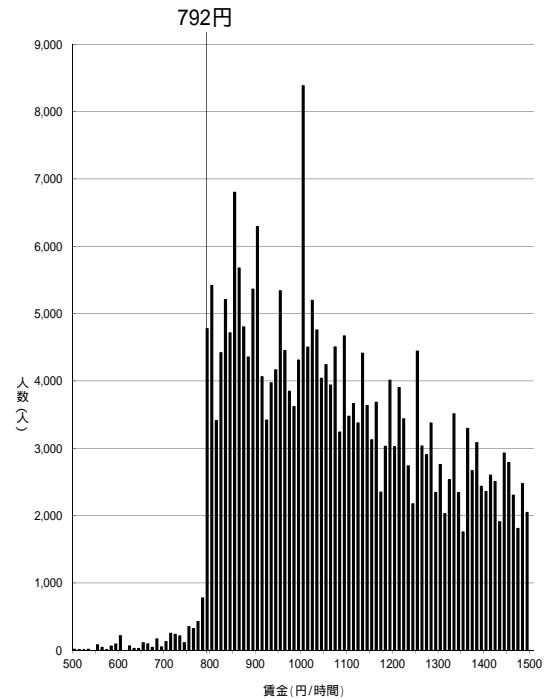


資料出所:厚生労働省「令和3年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和2年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

沖縄(D)



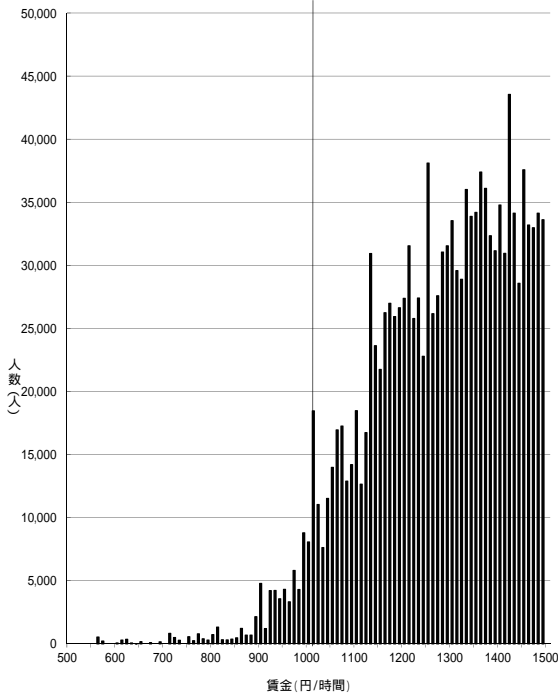
資料出所:厚生労働省「令和3年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和2年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

東京(A)

1013円



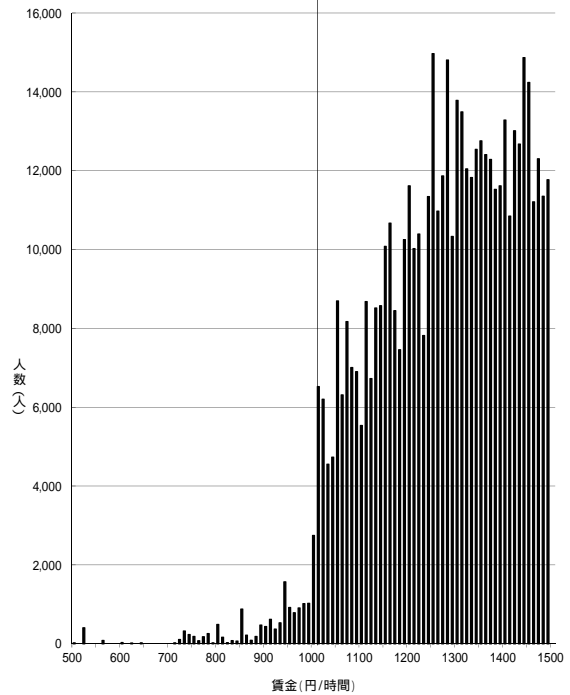
資料出所:厚生労働省'令和3年賃金構造基本統計調査特別集計

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和2年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精進動手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

神奈川(A)

1012円



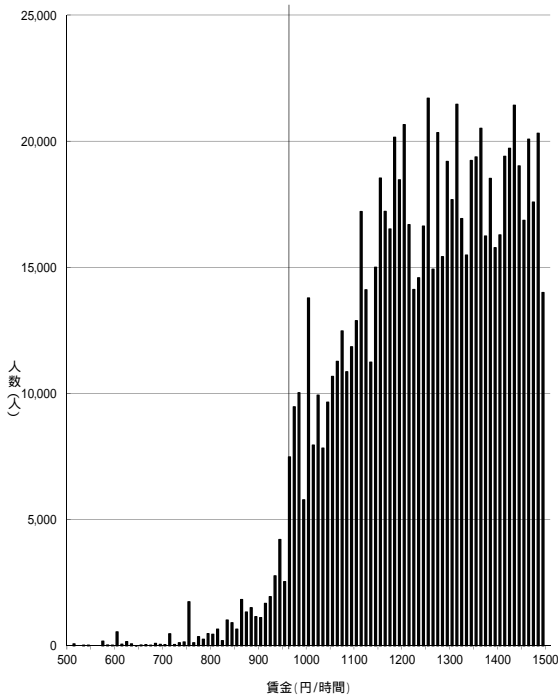
資料出所:厚生労働省'令和3年賃金構造基本統計調査特別集計

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和2年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精進動手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

大阪(A)

964円



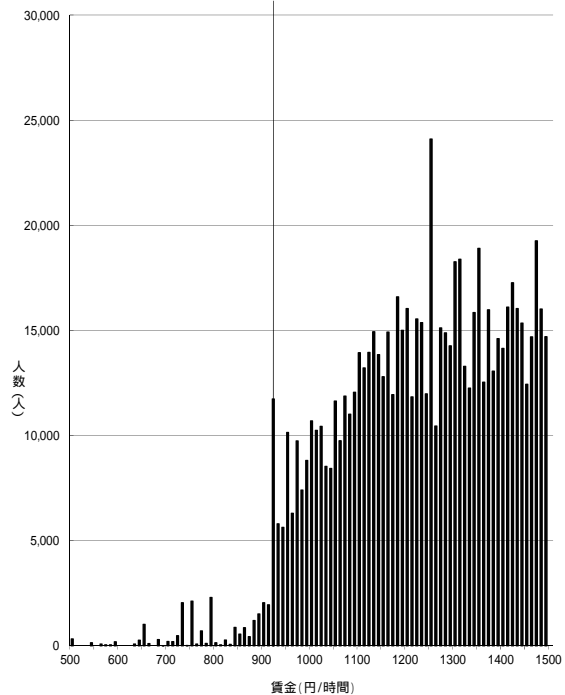
資料出所:厚生労働省'令和3年賃金構造基本統計調査特別集計

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和2年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精進動手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

愛知(A)

927円

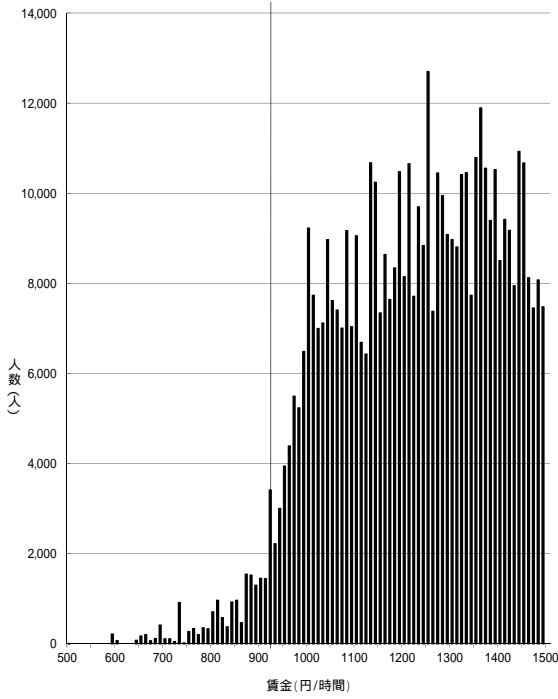


資料出所:厚生労働省'令和3年賃金構造基本統計調査特別集計

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和2年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精進動手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

埼玉(A)
928円

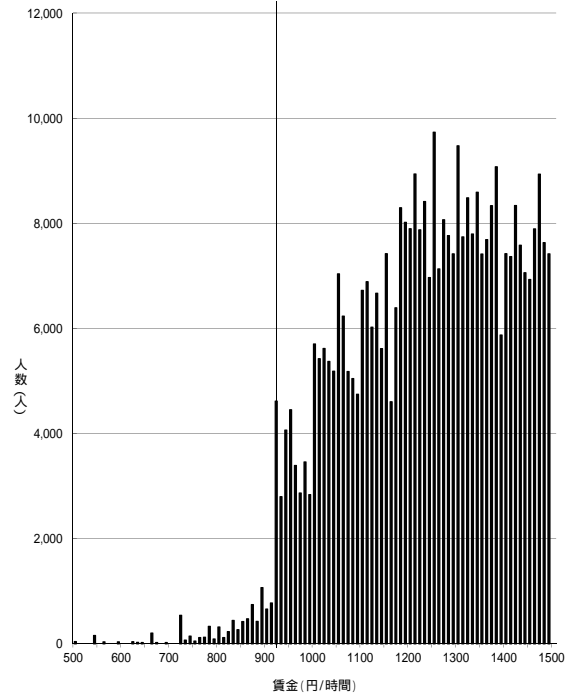


資料出所:厚生労働省「令和3年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和2年度最低賃金額である。
 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精進手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

千葉(A)
925円

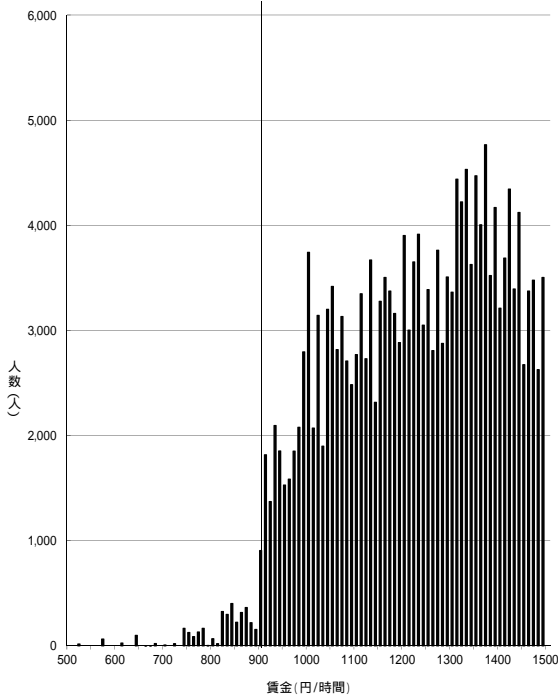


資料出所:厚生労働省「令和3年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和2年度最低賃金額である。
 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精進手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

京都(B)
909円

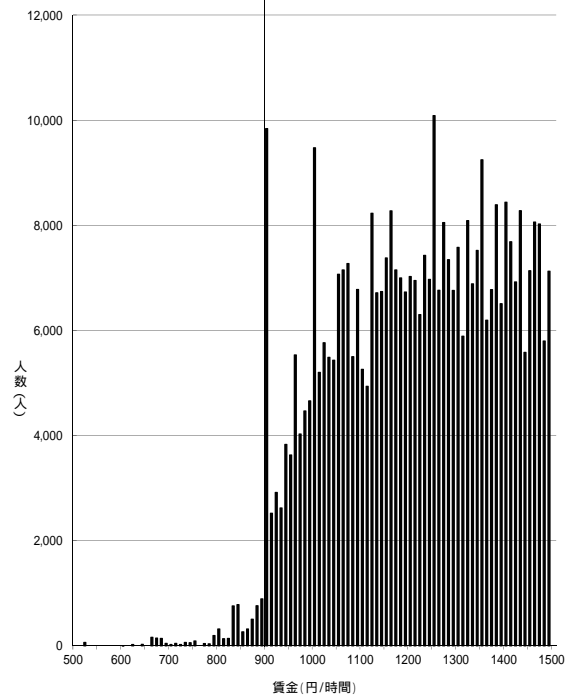


資料出所:厚生労働省'令和3年賃金構造基本統計調査特別集計,

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和2年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

兵庫(B)
900円

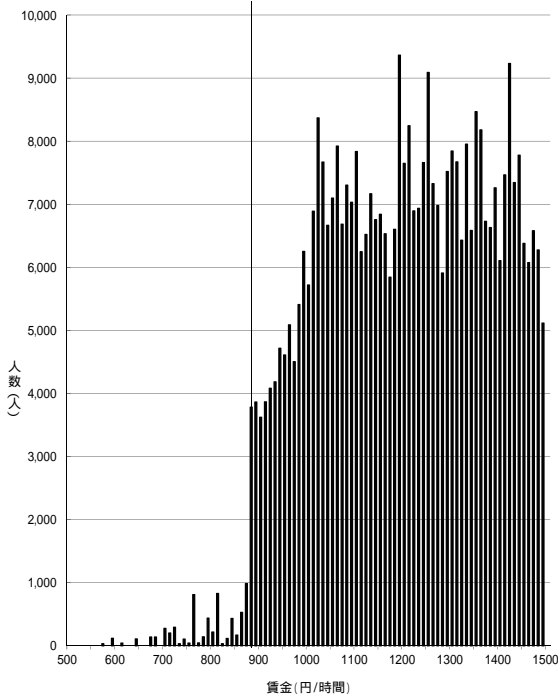


資料出所:厚生労働省'令和3年賃金構造基本統計調査特別集計,

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和2年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

静岡(B)
885円

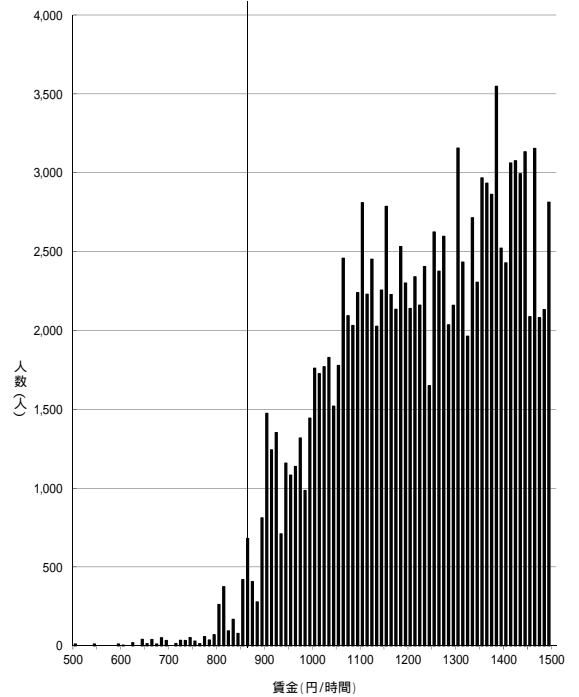


資料出所:厚生労働省'令和3年賃金構造基本統計調査特別集計,

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和2年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

滋賀(B)
868円



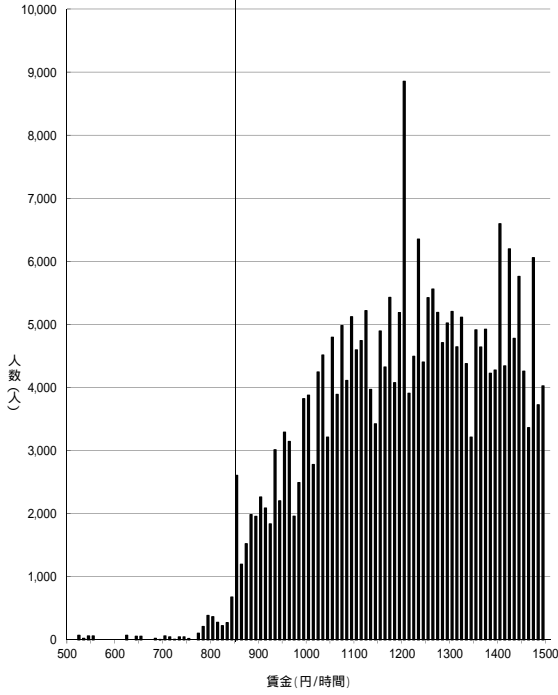
資料出所:厚生労働省'令和3年賃金構造基本統計調査特別集計,

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和2年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

茨城(B)

851円



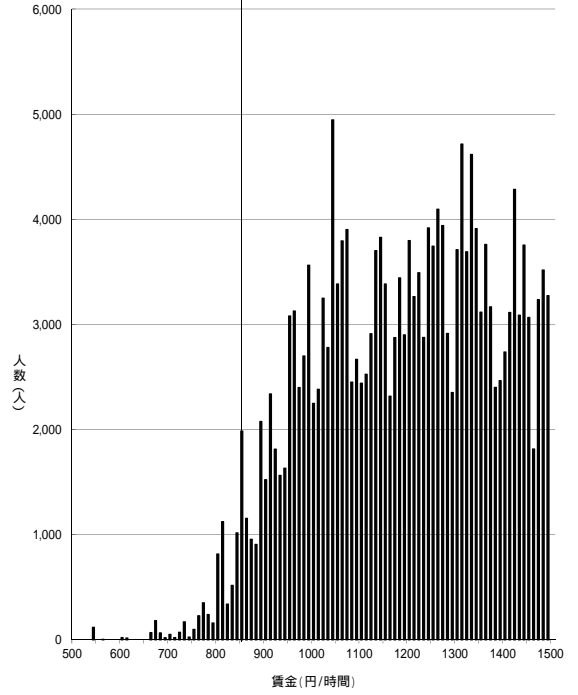
資料出所:厚生労働省'令和3年賃金構造基本統計調査特別集計,

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和2年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精進動手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

栃木(B)

854円



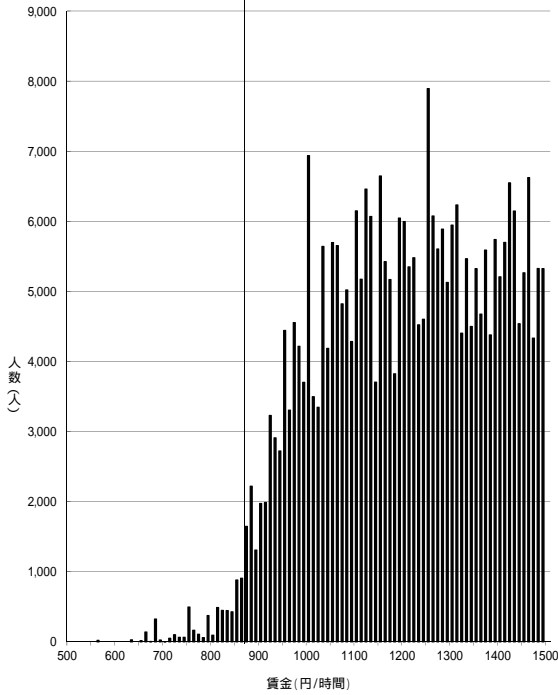
資料出所:厚生労働省'令和3年賃金構造基本統計調査特別集計,

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和2年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精進動手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

広島(B)

871円



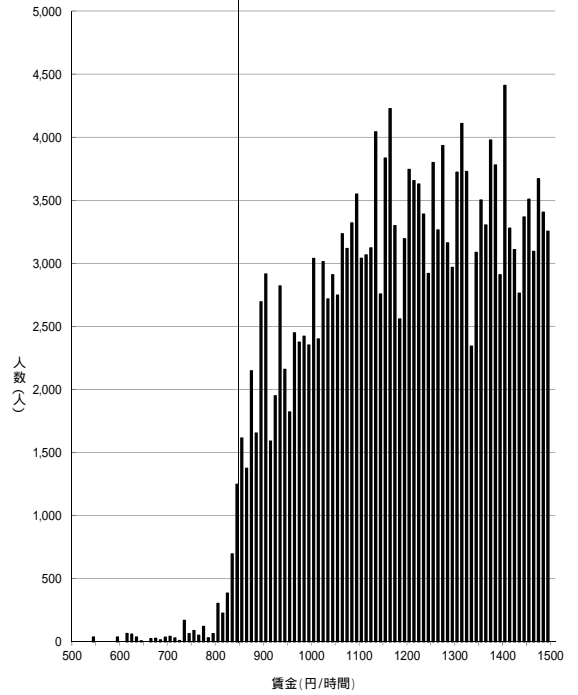
資料出所:厚生労働省'令和3年賃金構造基本統計調査特別集計,

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和2年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精進動手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

長野(B)

849円



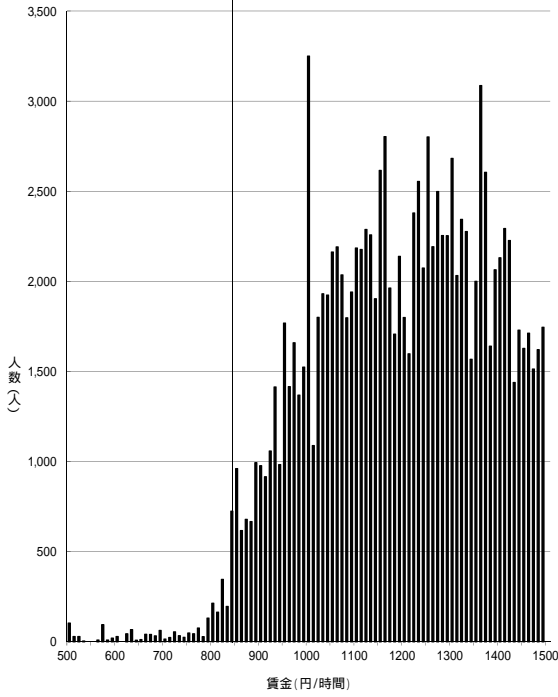
資料出所:厚生労働省'令和3年賃金構造基本統計調査特別集計,

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和2年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精進動手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

富山(B)

849円



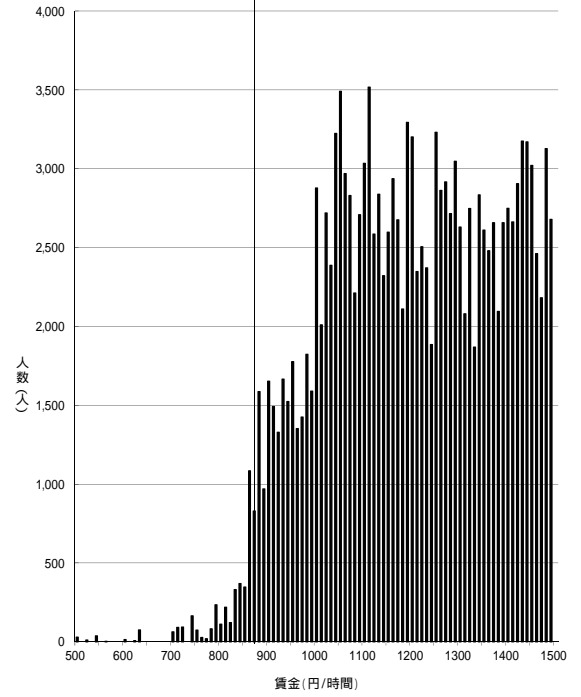
資料出所:厚生労働省「令和3年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和2年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精進動手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

三重(B)

874円



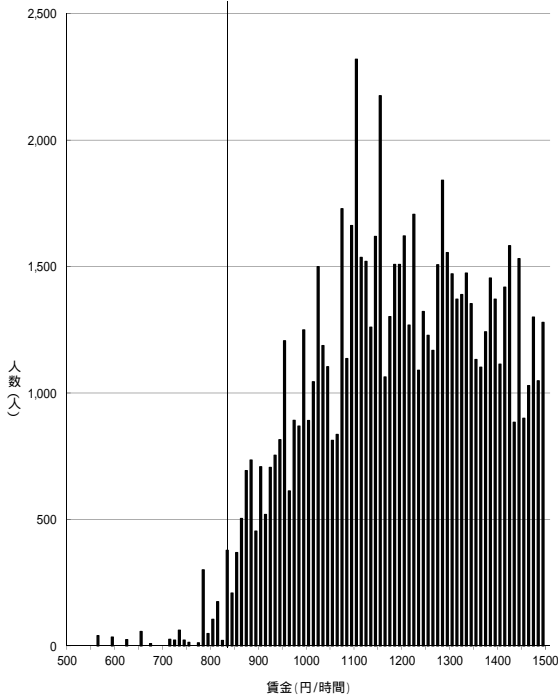
資料出所:厚生労働省「令和3年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和2年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精進動手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

山梨(B)

838円

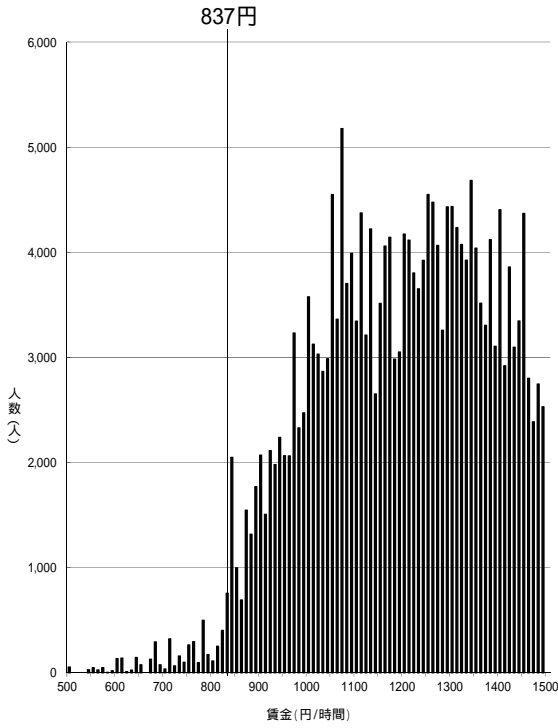


資料出所:厚生労働省「令和3年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和2年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精進動手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

群馬 (C)

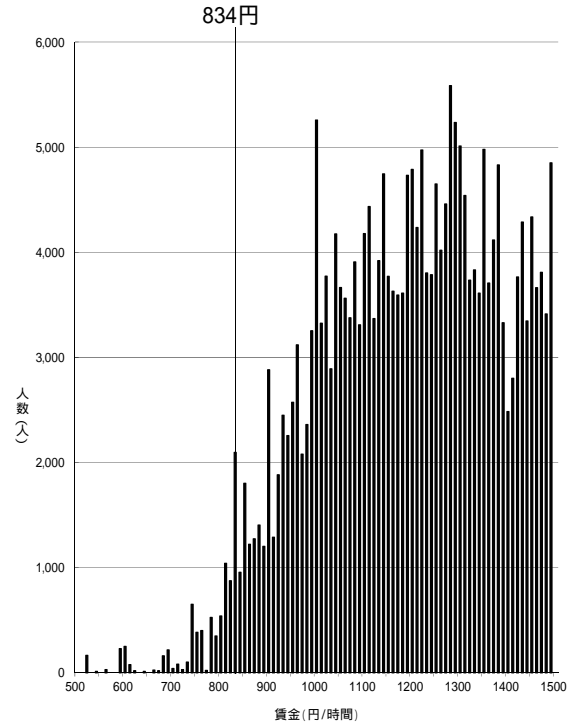


資料出所:厚生労働省'令和3年賃金構造基本統計調査特別集計,

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和2年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精進動手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

岡山 (C)

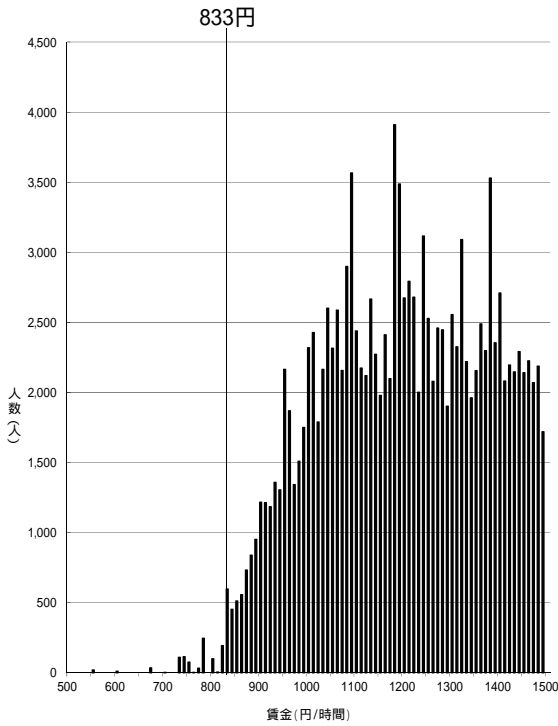


資料出所:厚生労働省'令和3年賃金構造基本統計調査特別集計,

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和2年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精進動手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

石川 (C)

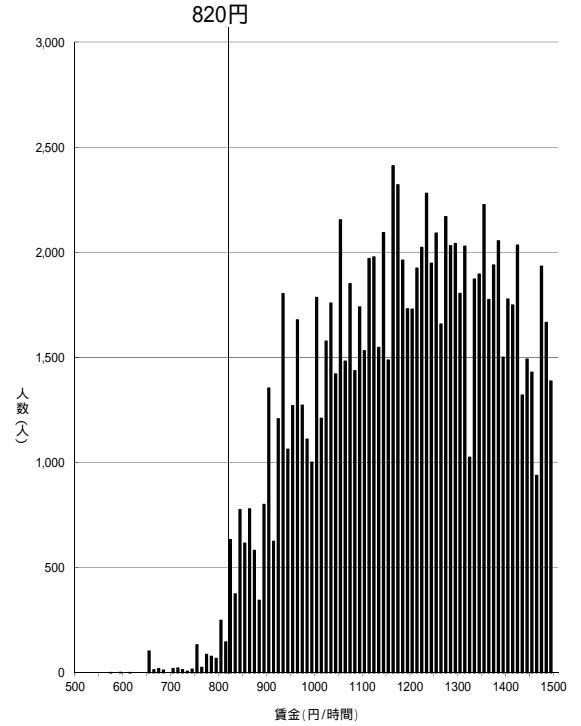


資料出所:厚生労働省'令和3年賃金構造基本統計調査特別集計,

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和2年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精進動手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

香川 (C)



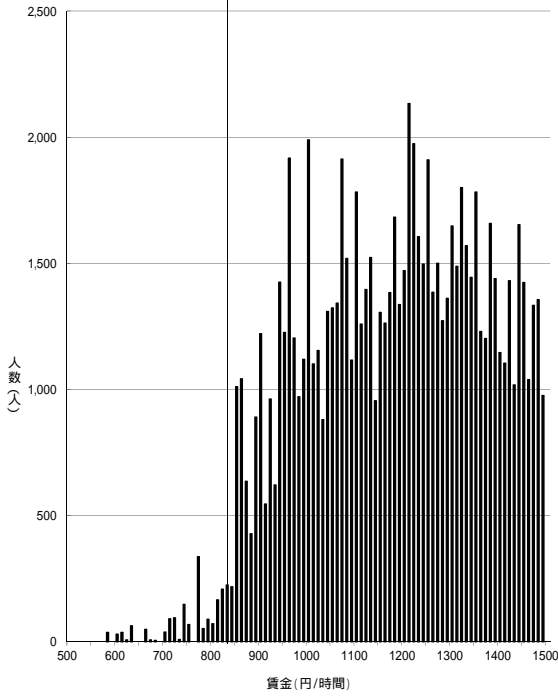
資料出所:厚生労働省'令和3年賃金構造基本統計調査特別集計,

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和2年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精進動手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

奈良(C)

838円



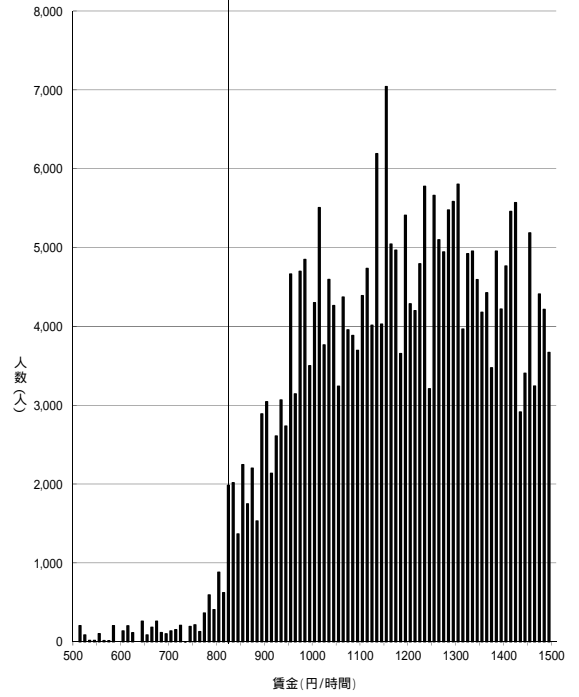
資料出所:厚生労働省「令和3年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和2年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精進動手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

宮城(C)

825円



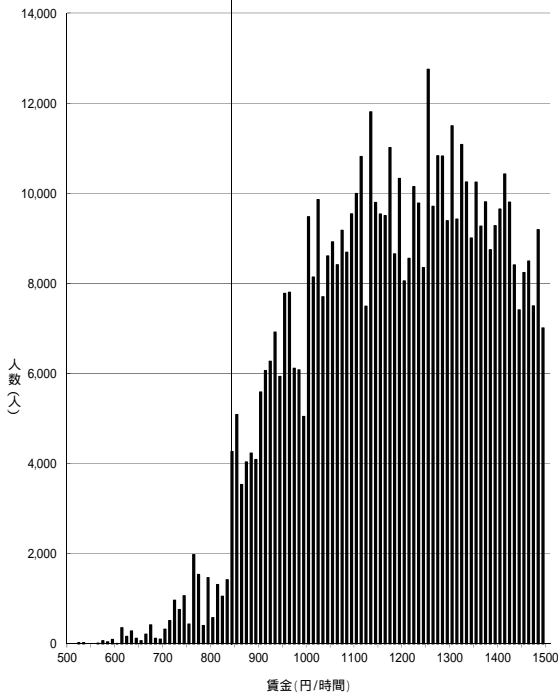
資料出所:厚生労働省「令和3年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和2年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精進動手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

福岡(C)

842円



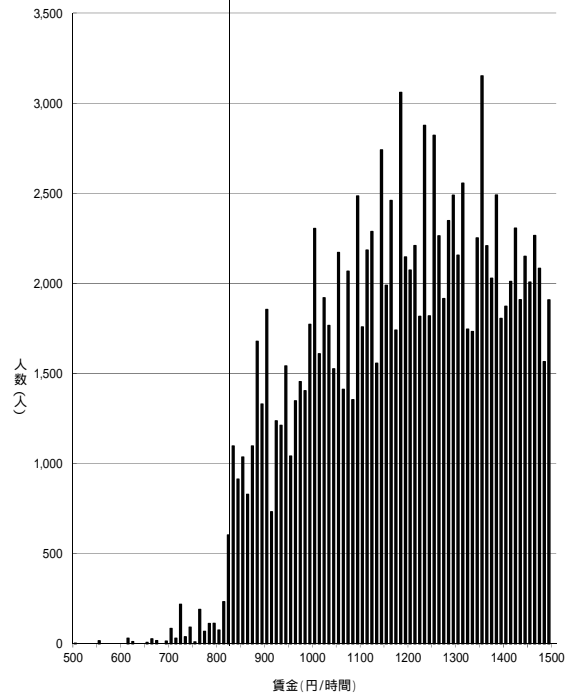
資料出所:厚生労働省「令和3年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和2年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精進動手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

山口(C)

829円



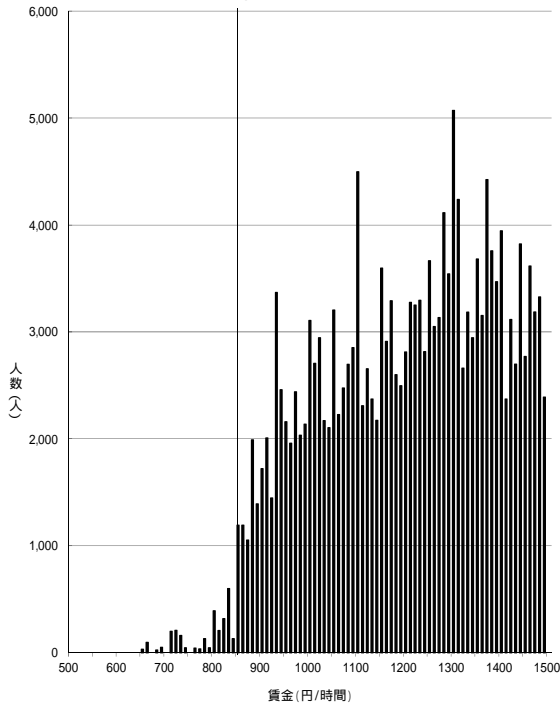
資料出所:厚生労働省「令和3年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和2年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精進動手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

岐阜 (C)

852円



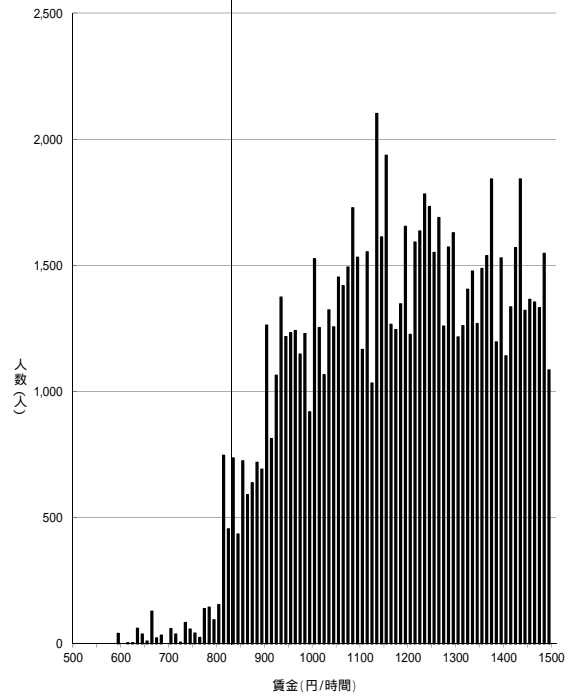
資料出所:厚生労働省「令和3年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和2年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精進動手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

福井 (C)

830円



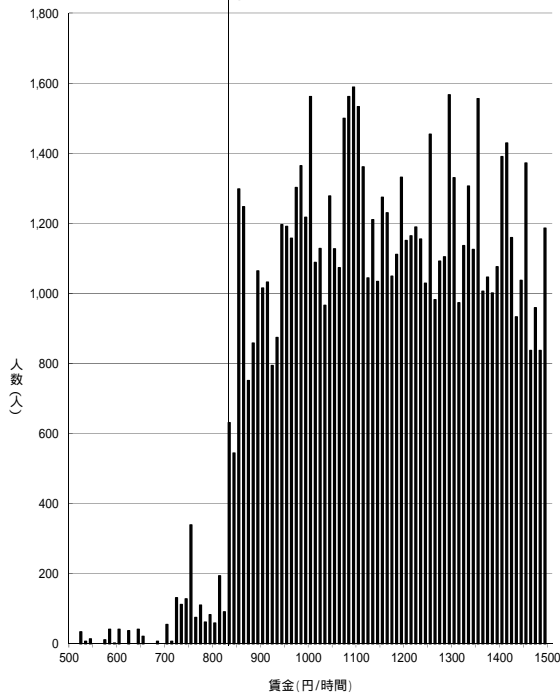
資料出所:厚生労働省「令和3年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和2年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精進動手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

和歌山 (C)

831円



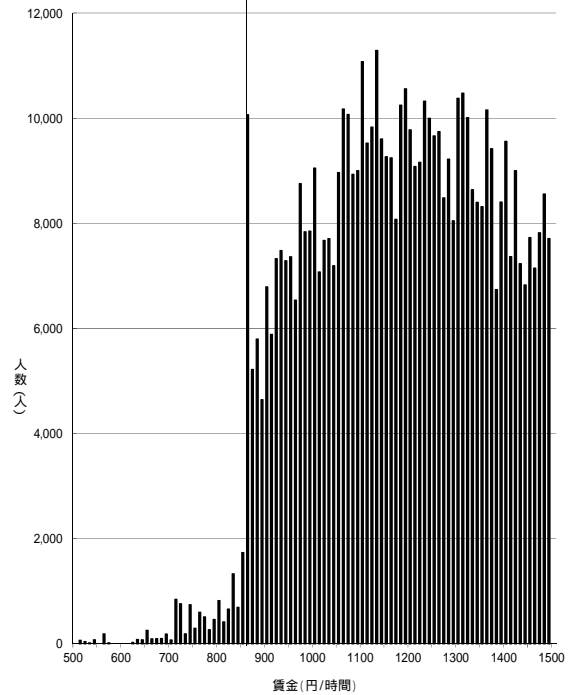
資料出所:厚生労働省「令和3年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和2年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精進動手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

北海道 (C)

861円



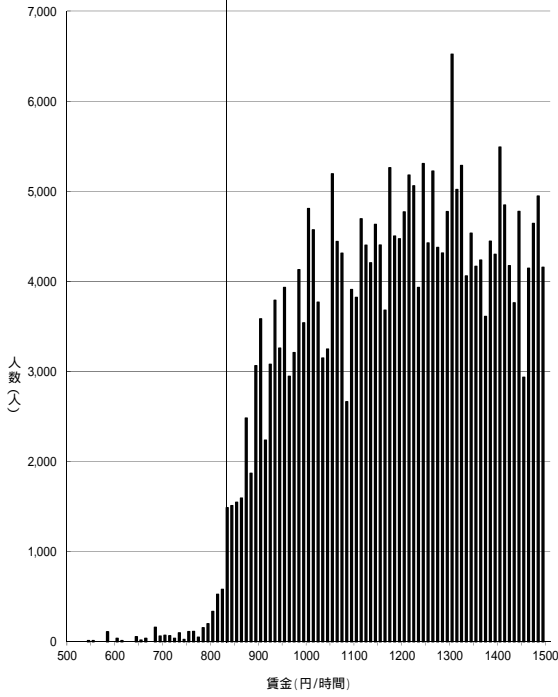
資料出所:厚生労働省「令和3年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和2年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精進動手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

新潟(C)

831円



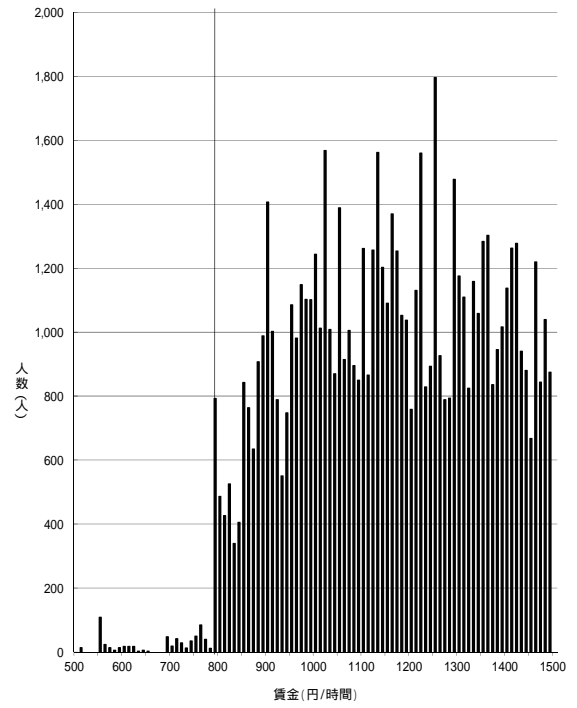
資料出所:厚生労働省「令和3年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注)1 グラフ内記載の額は令和2年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精進動手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

徳島(C)

796円



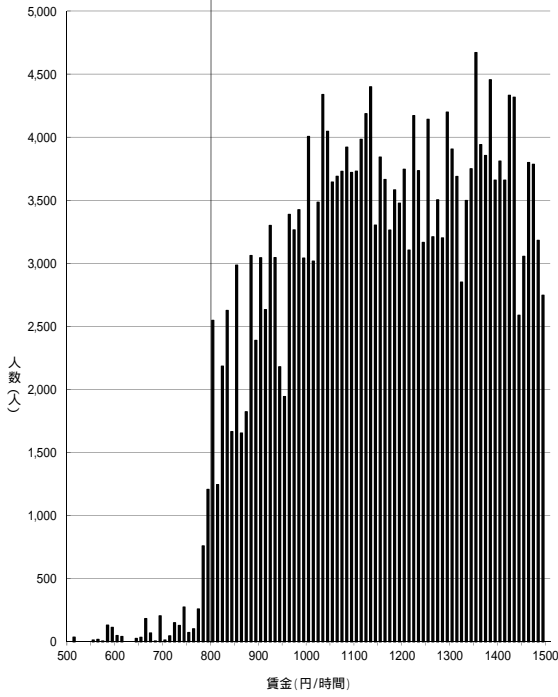
資料出所:厚生労働省「令和3年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注)1 グラフ内記載の額は令和2年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精進動手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

福島(D)

800円



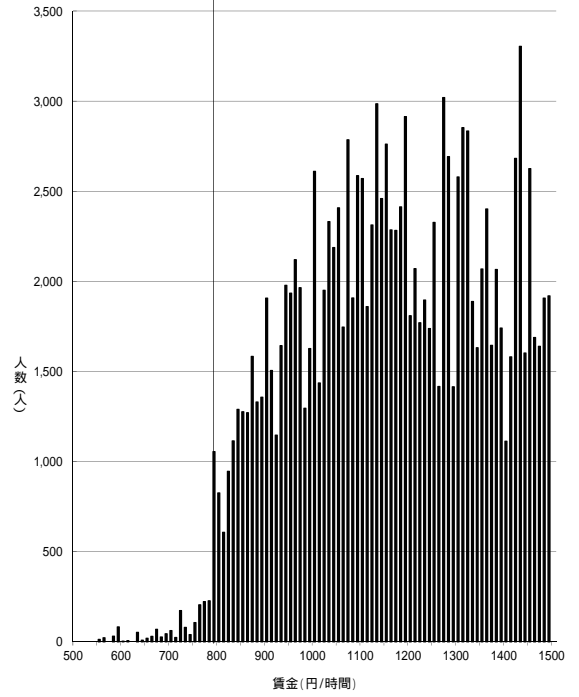
資料出所:厚生労働省'令和3年賃金構造基本統計調査特別集計

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和2年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精進動手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

大分(D)

792円



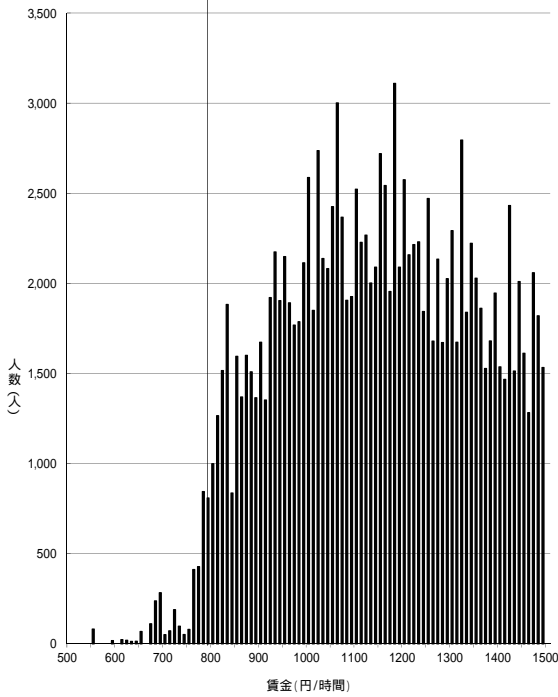
資料出所:厚生労働省'令和3年賃金構造基本統計調査特別集計

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和2年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精進動手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

山形(D)

793円



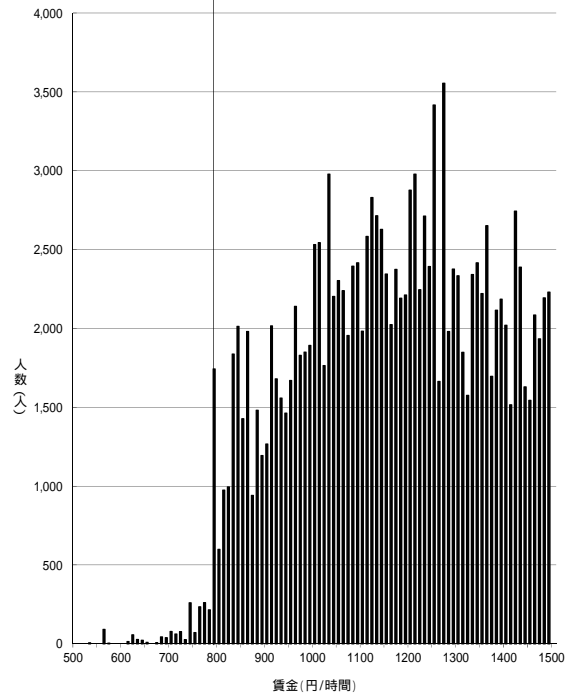
資料出所:厚生労働省'令和3年賃金構造基本統計調査特別集計

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和2年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精進動手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

愛媛(D)

793円

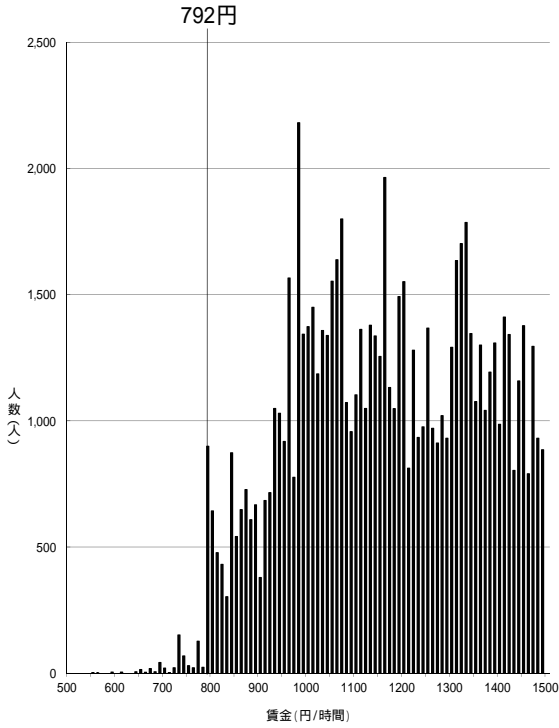


資料出所:厚生労働省'令和3年賃金構造基本統計調査特別集計

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和2年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精進動手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

島根 (D)

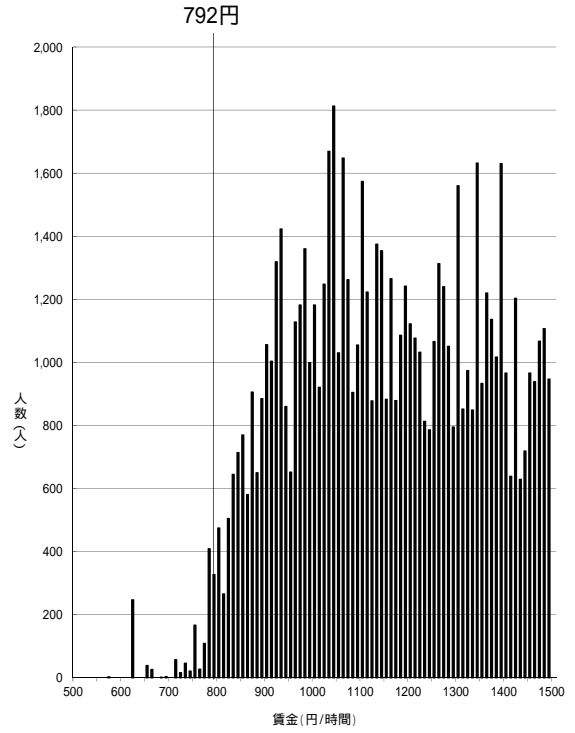


資料出所:厚生労働省「令和3年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和2年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精進動手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

鳥取 (D)

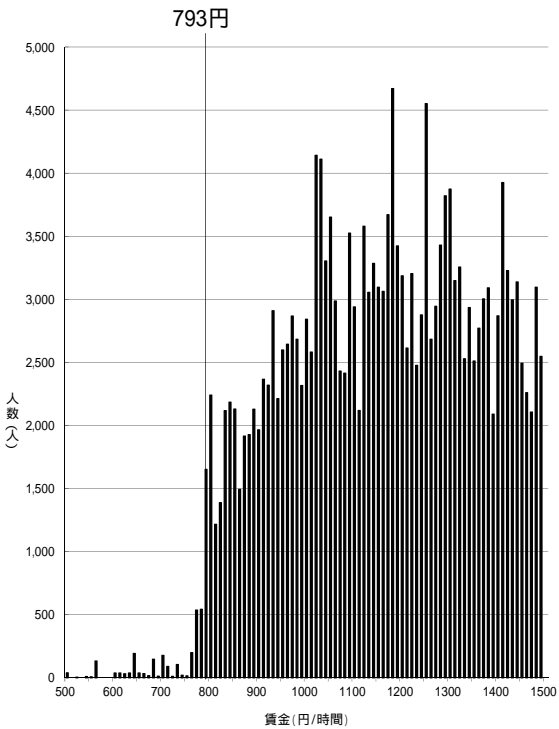


資料出所:厚生労働省「令和3年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和2年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精進動手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

熊本 (D)

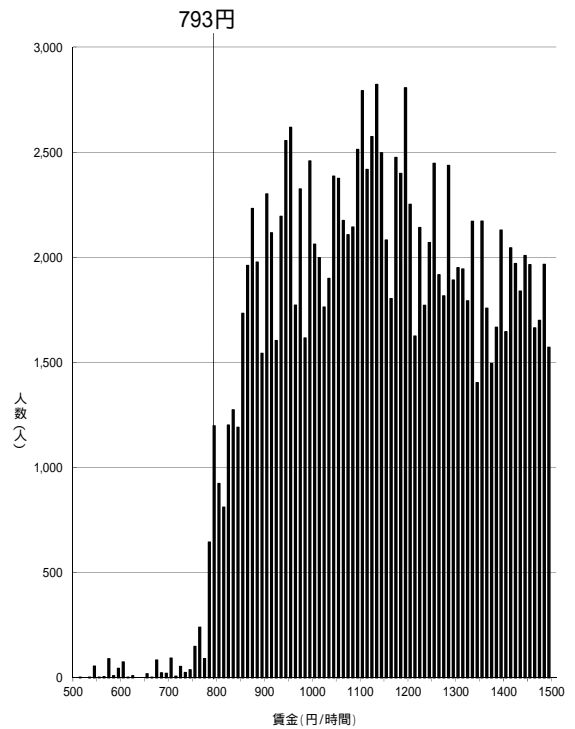


資料出所:厚生労働省「令和3年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和2年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精進動手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

長崎 (D)



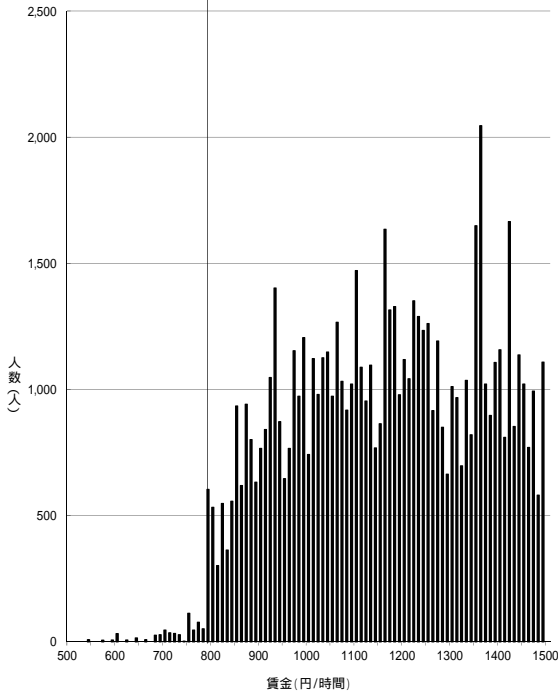
資料出所:厚生労働省「令和3年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和2年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精進動手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

高知(D)

792円



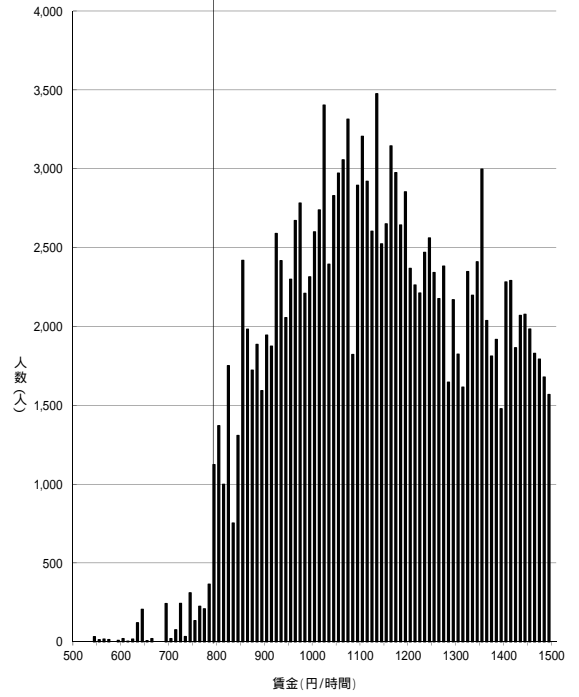
資料出所:厚生労働省'令和3年賃金構造基本統計調査特別集計,

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和2年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精進動手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

岩手(D)

793円



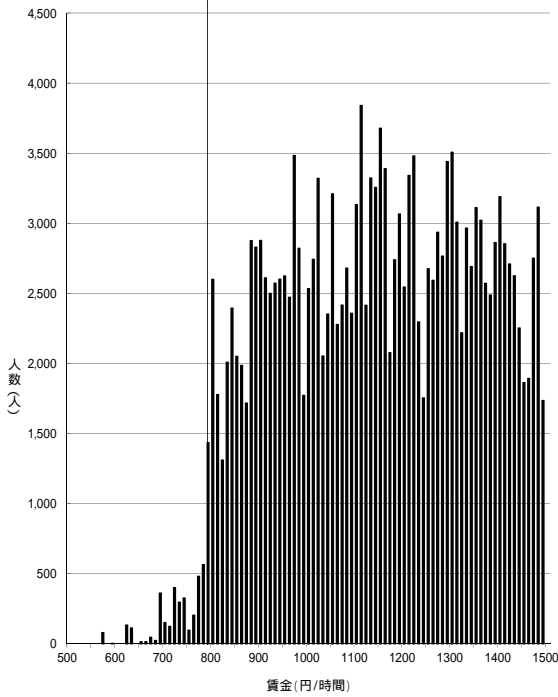
資料出所:厚生労働省'令和3年賃金構造基本統計調査特別集計,

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和2年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精進動手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

鹿児島(D)

793円



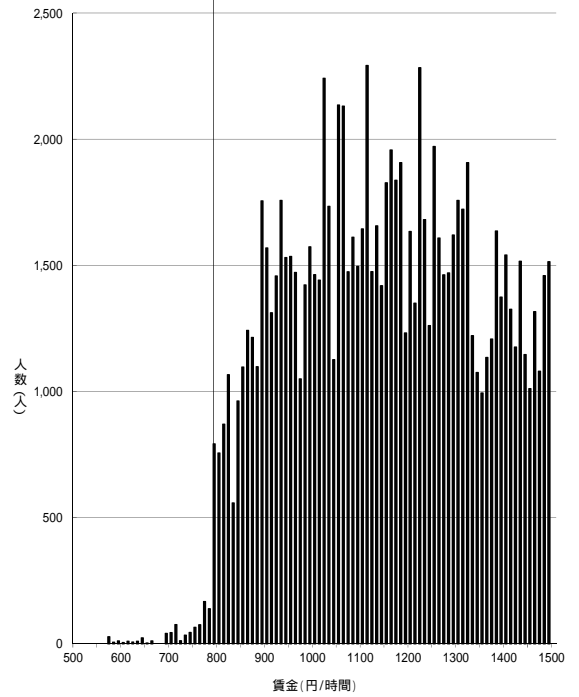
資料出所:厚生労働省'令和3年賃金構造基本統計調査特別集計,

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和2年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精進動手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

佐賀(D)

792円



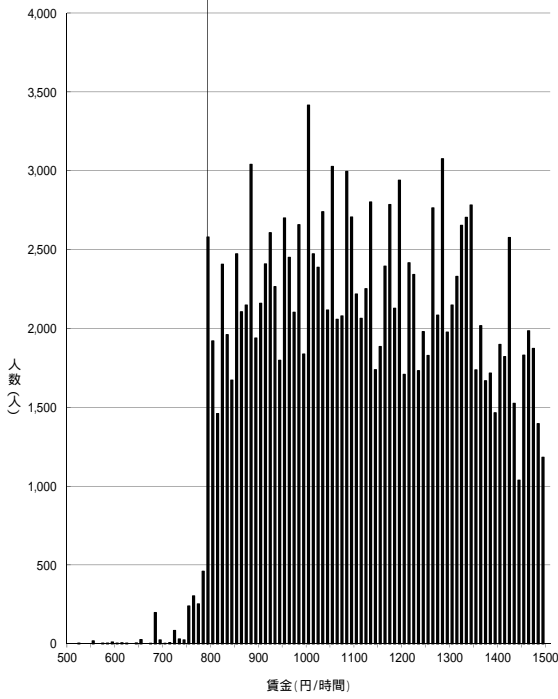
資料出所:厚生労働省'令和3年賃金構造基本統計調査特別集計,

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和2年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精進動手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

青森(D)

793円



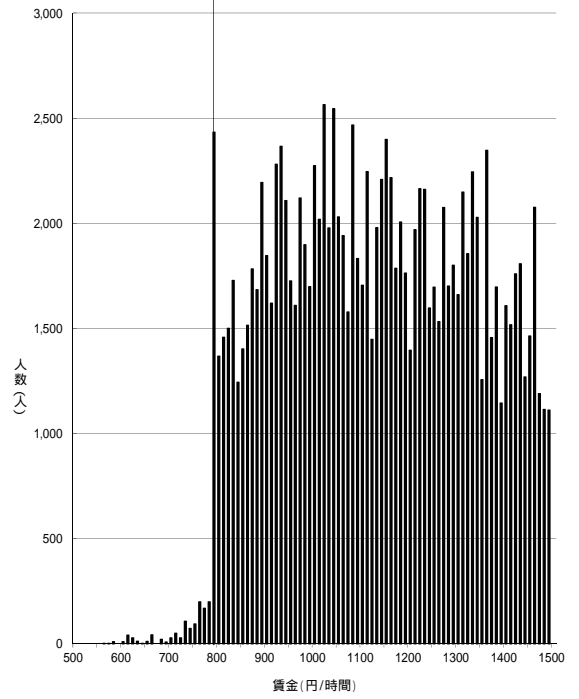
資料出所:厚生労働省'令和3年賃金構造基本統計調査特別集計,

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和2年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精進動手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

秋田(D)

792円



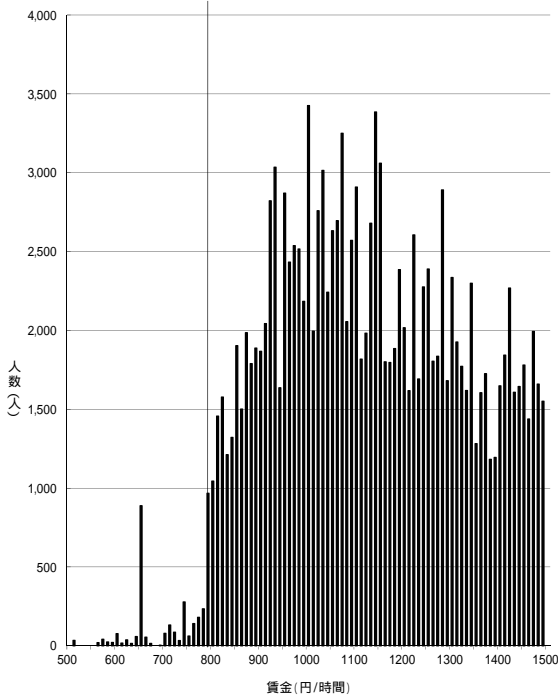
資料出所:厚生労働省'令和3年賃金構造基本統計調査特別集計,

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和2年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精進動手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

宮崎(D)

793円



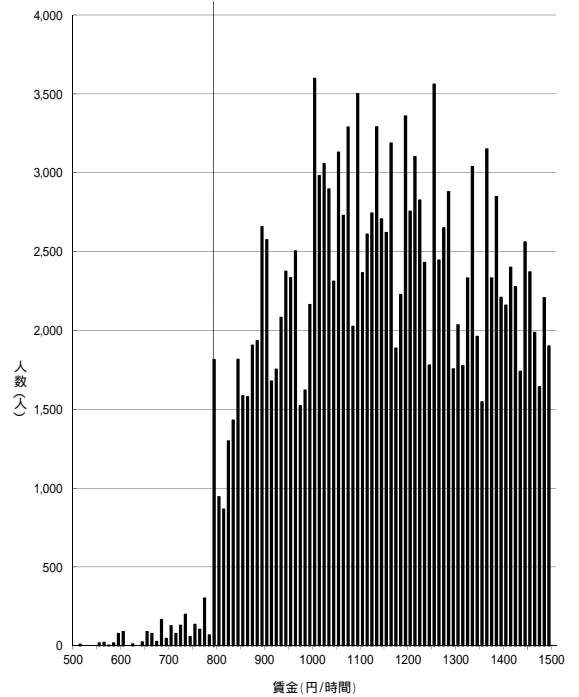
資料出所:厚生労働省'令和3年賃金構造基本統計調査特別集計,

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和2年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精進動手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

沖縄(D)

792円



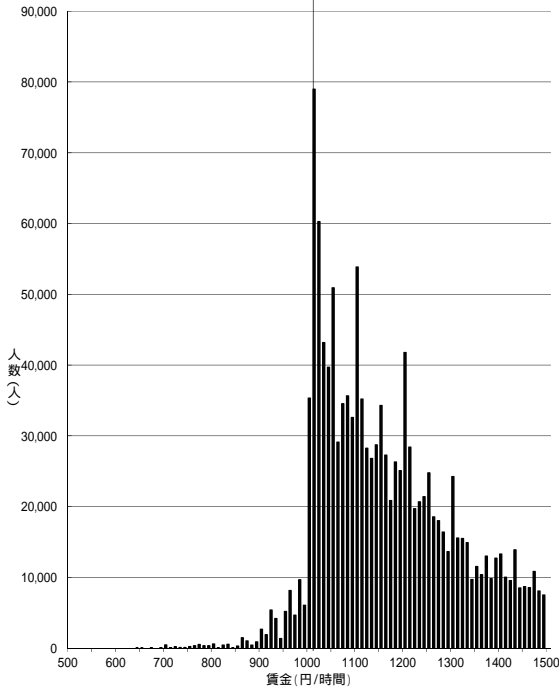
資料出所:厚生労働省'令和3年賃金構造基本統計調査特別集計,

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和2年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精進動手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

東京 (A)

1013円



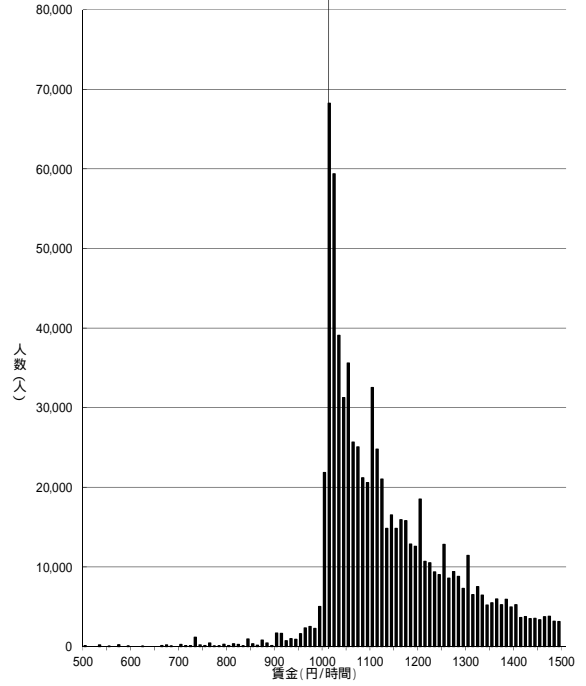
資料出所:厚生労働省「令和3年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和2年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

神奈川 (A)

1012円



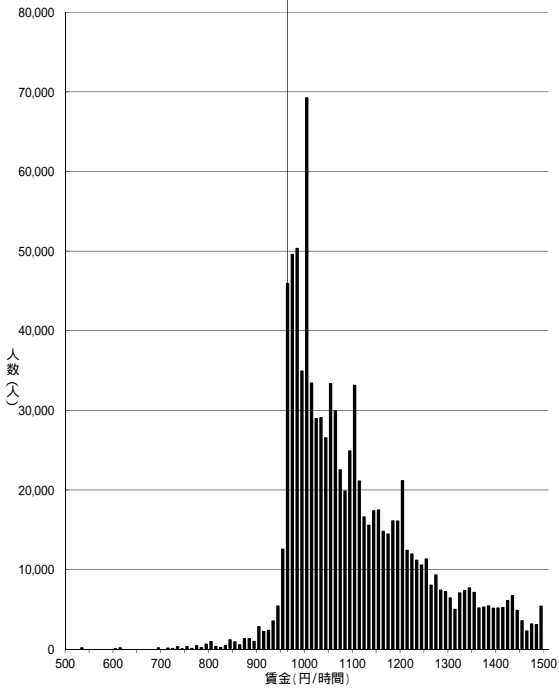
資料出所:厚生労働省「令和3年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和2年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

大阪 (A)

964円



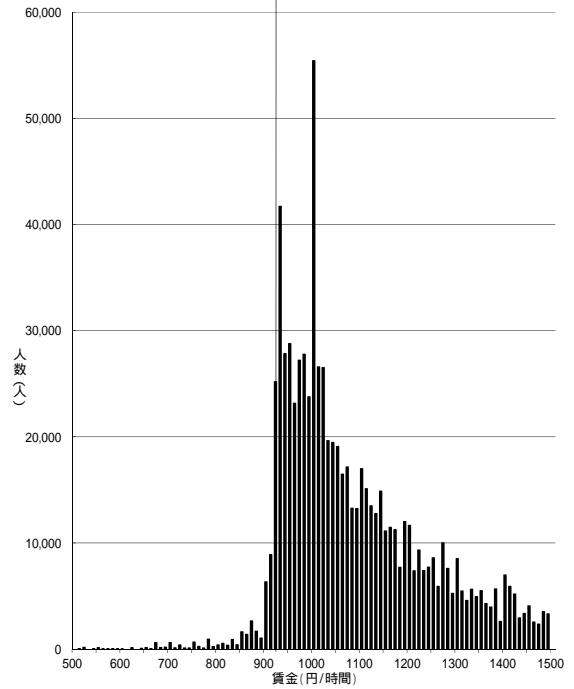
資料出所:厚生労働省「令和3年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和2年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

愛知 (A)

927円



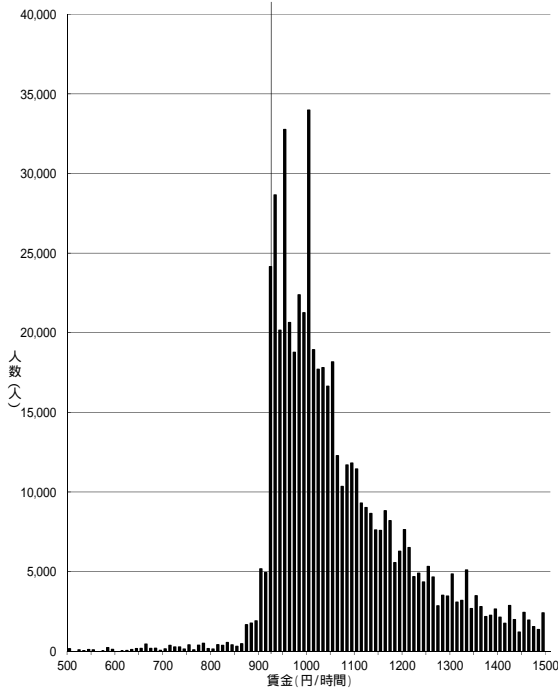
資料出所:厚生労働省「令和3年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和2年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

埼玉(A)

928円



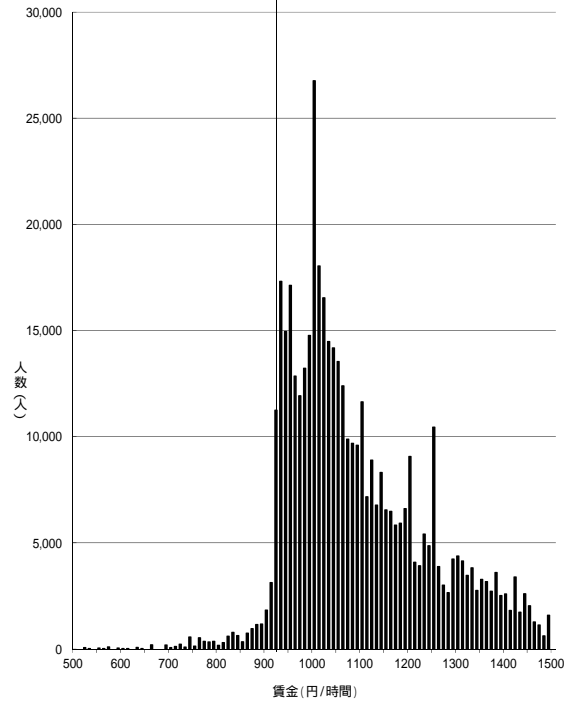
資料出所:厚生労働省「令和3年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注)1 グラフ内記載の額は令和2年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精進勤手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

千葉(A)

925円



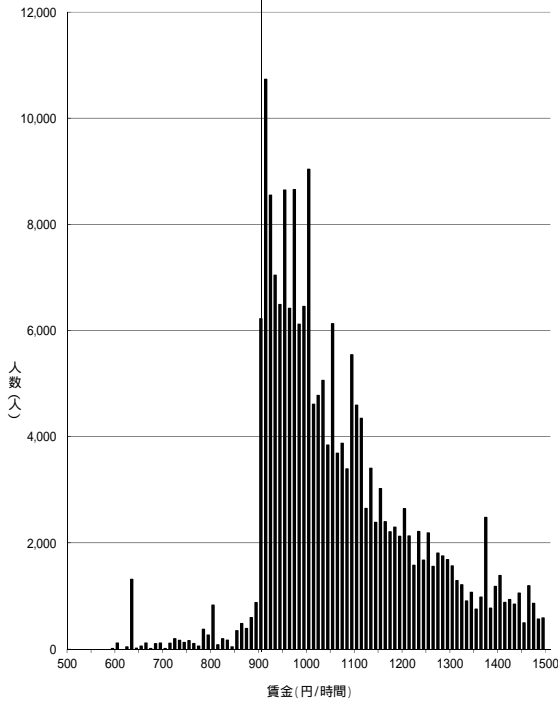
資料出所:厚生労働省「令和3年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注)1 グラフ内記載の額は令和2年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精進勤手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

京都(B)

909円



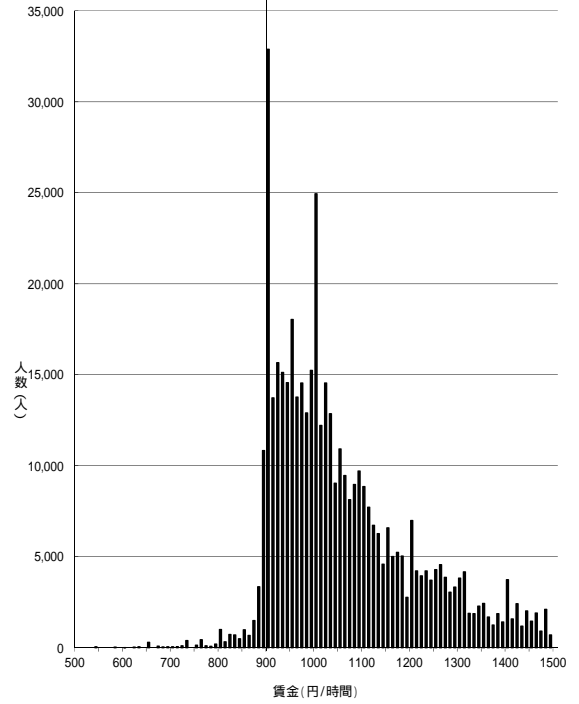
資料出所:厚生労働省「令和3年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注)1 グラフ内記載の額は令和2年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

兵庫(B)

900円



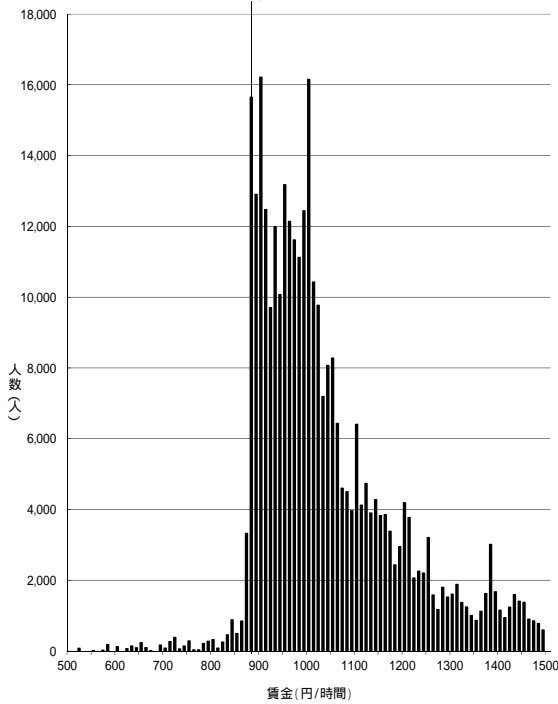
資料出所:厚生労働省「令和3年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注)1 グラフ内記載の額は令和2年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

静岡(B)

885円



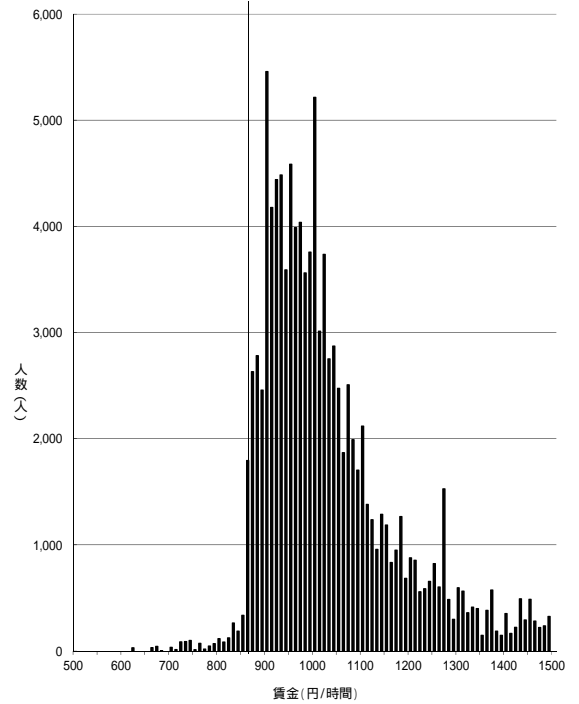
資料出所:厚生労働省「令和3年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注)1 グラフ内記載の額は令和2年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

滋賀(B)

868円

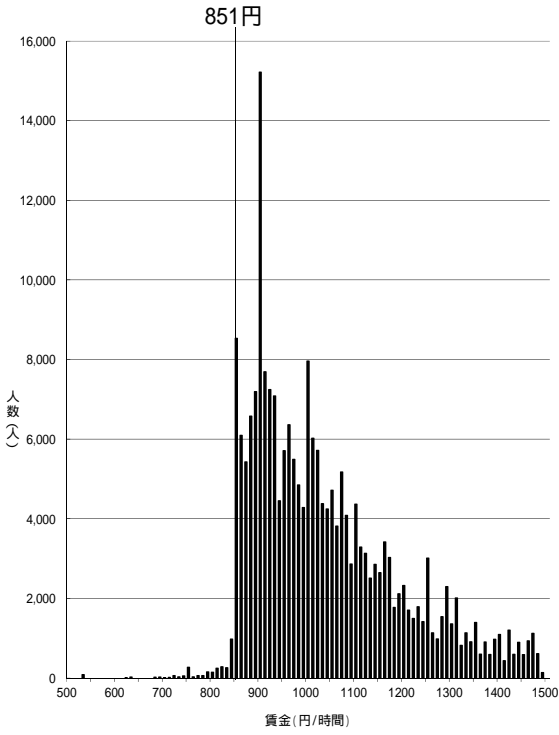


資料出所:厚生労働省「令和3年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注)1 グラフ内記載の額は令和2年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

茨城(B)

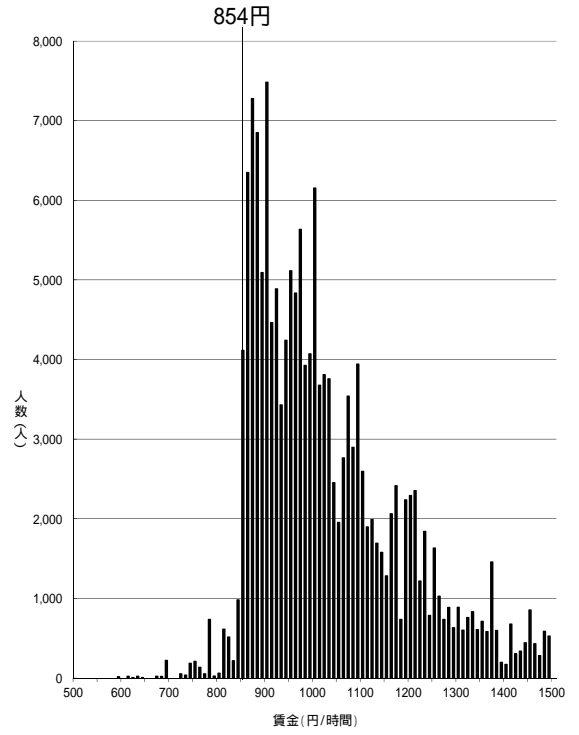


資料出所:厚生労働省「令和3年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注)1 グラフ内記載の額は令和2年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精進動手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

栃木(B)

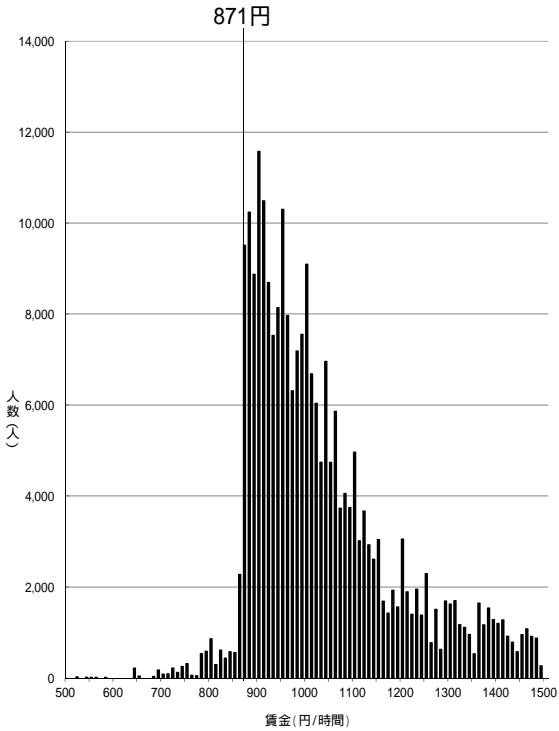


資料出所:厚生労働省「令和3年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注)1 グラフ内記載の額は令和2年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精進動手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

広島(B)

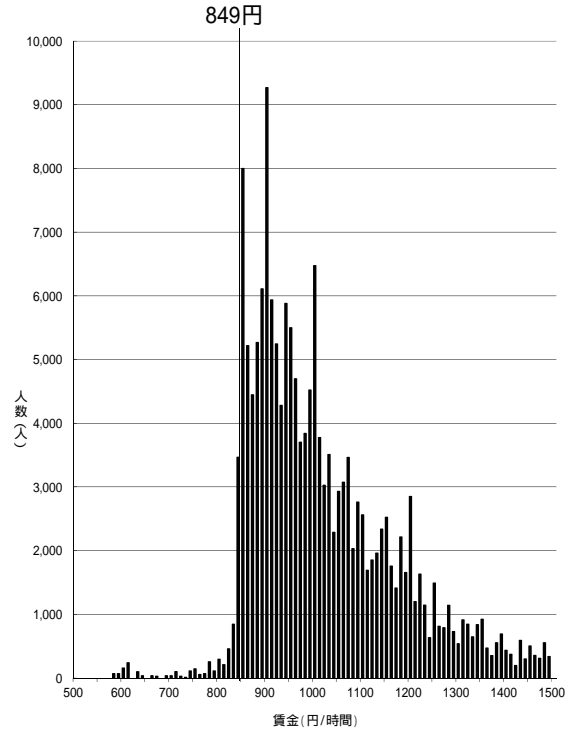


資料出所:厚生労働省「令和3年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注)1 グラフ内記載の額は令和2年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精進動手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

長野(B)



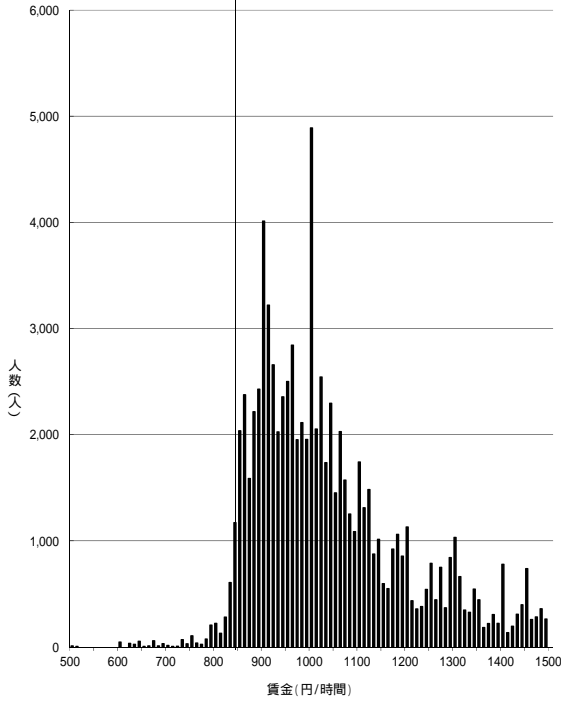
資料出所:厚生労働省「令和3年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注)1 グラフ内記載の額は令和2年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精進動手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

富山(B)

849円



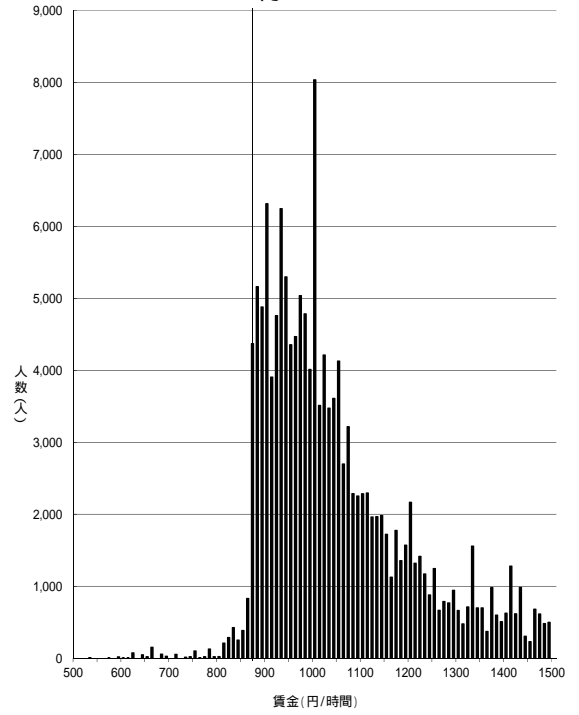
資料出所:厚生労働省「令和3年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注)1 グラフ内記載の額は令和2年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

三重(B)

874円



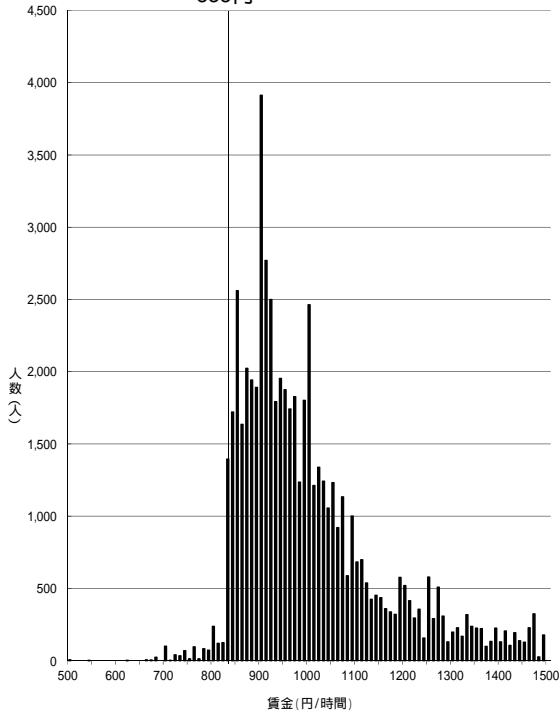
資料出所:厚生労働省「令和3年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注)1 グラフ内記載の額は令和2年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

山梨(B)

838円

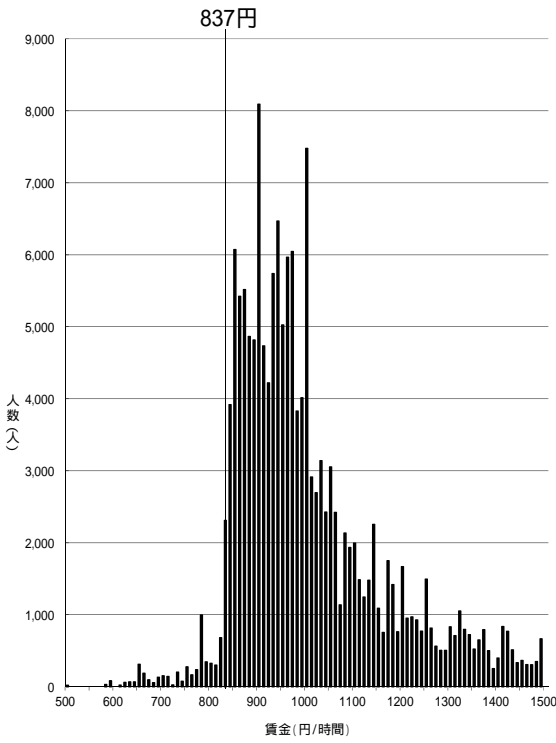


資料出所:厚生労働省「令和3年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注)1 グラフ内記載の額は令和2年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

群馬(C)

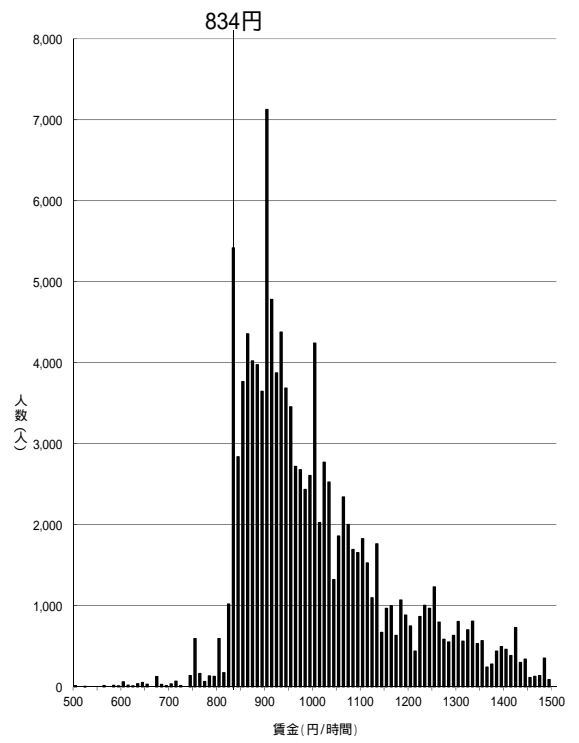


資料出所:厚生労働省「令和3年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和2年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

岡山(C)

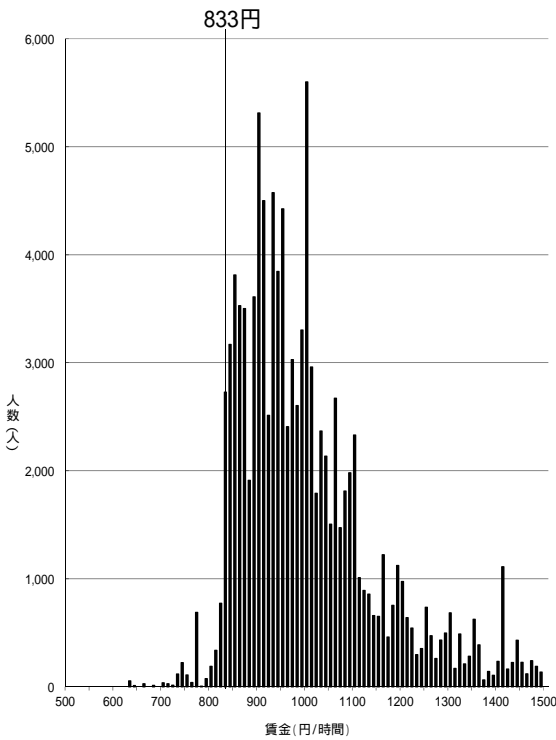


資料出所:厚生労働省「令和3年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和2年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

石川(C)

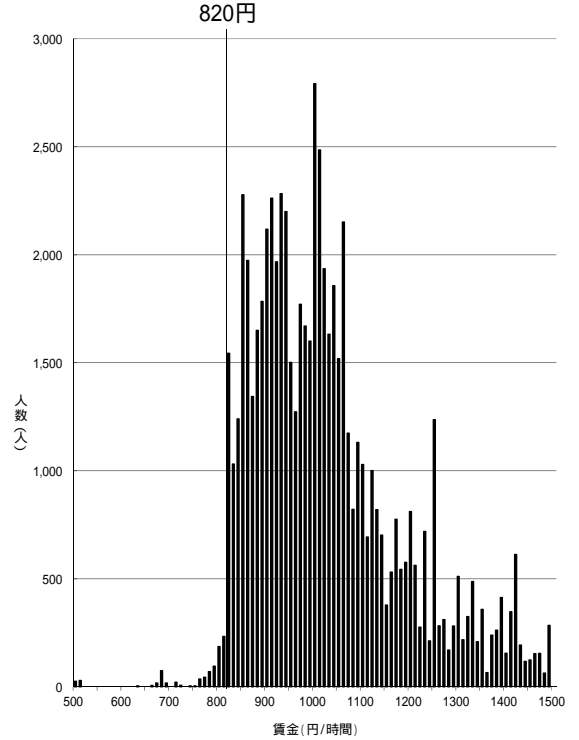


資料出所:厚生労働省「令和3年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和2年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

香川(C)

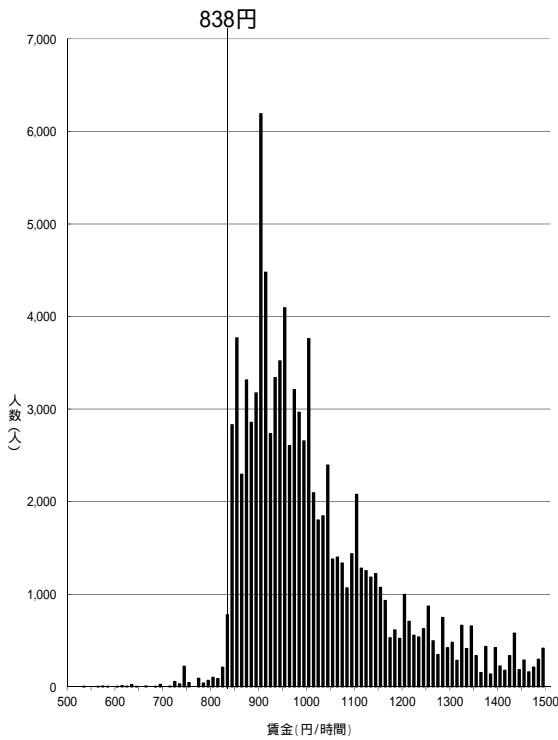


資料出所:厚生労働省「令和3年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和2年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

奈良(C)

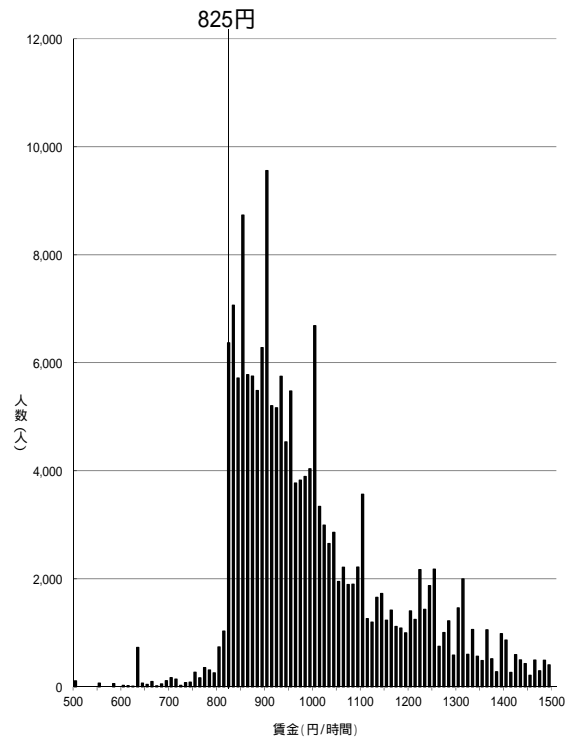


資料出所:厚生労働省「令和3年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注)1 グラフ内記載の額は令和2年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

宮城(C)

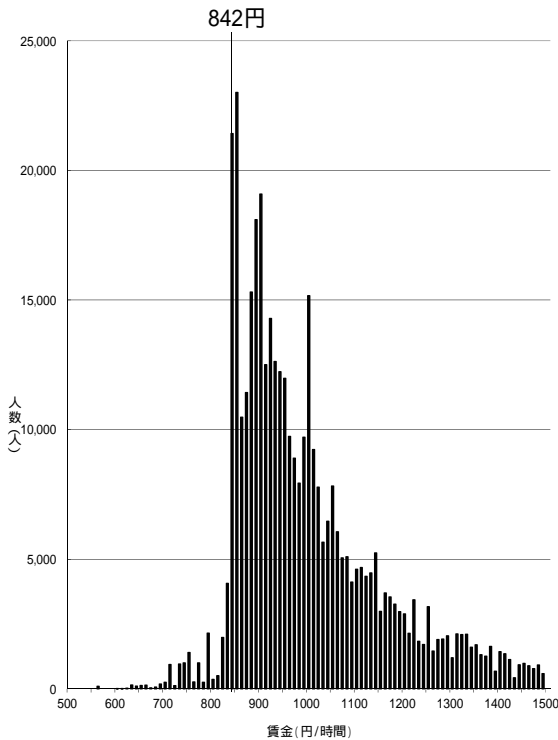


資料出所:厚生労働省「令和3年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注)1 グラフ内記載の額は令和2年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

福岡(C)

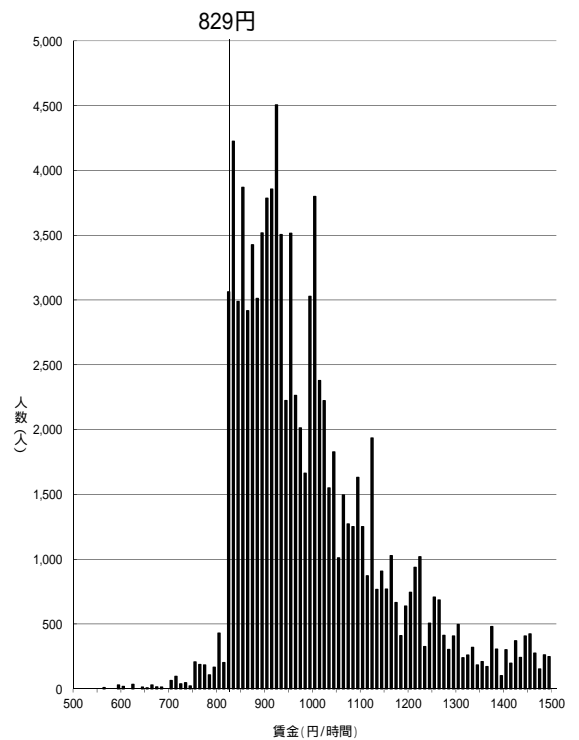


資料出所:厚生労働省「令和3年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注)1 グラフ内記載の額は令和2年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

山口(C)

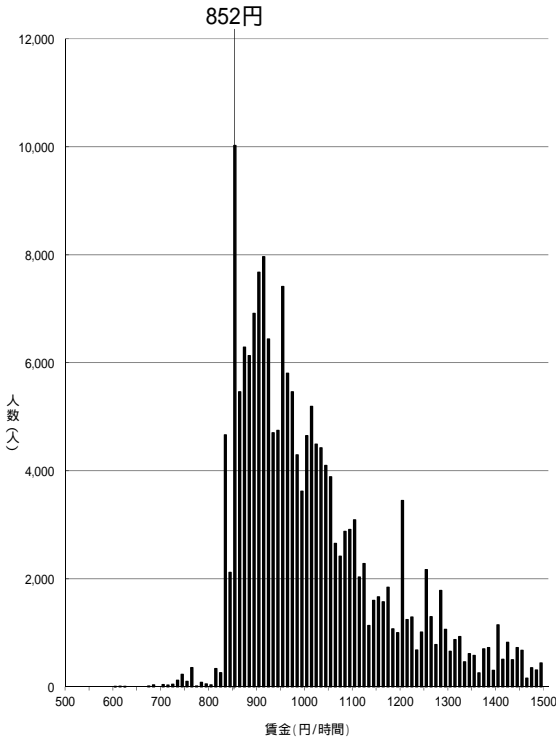


資料出所:厚生労働省「令和3年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注)1 グラフ内記載の額は令和2年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

岐阜(C)

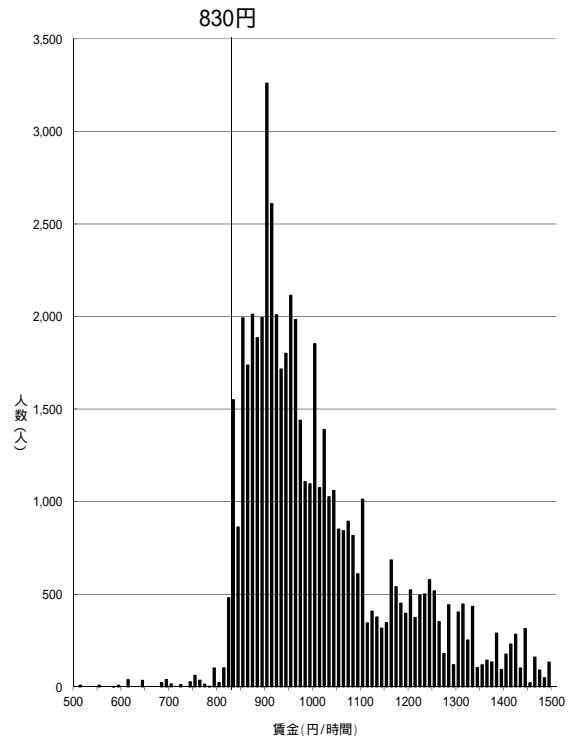


資料出所:厚生労働省「令和3年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和2年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精進手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

福井(C)

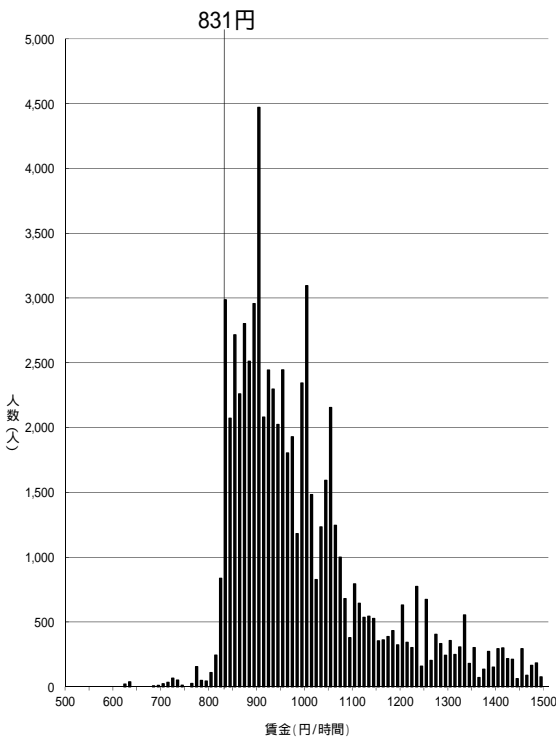


資料出所:厚生労働省「令和3年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和2年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精進手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

和歌山(C)

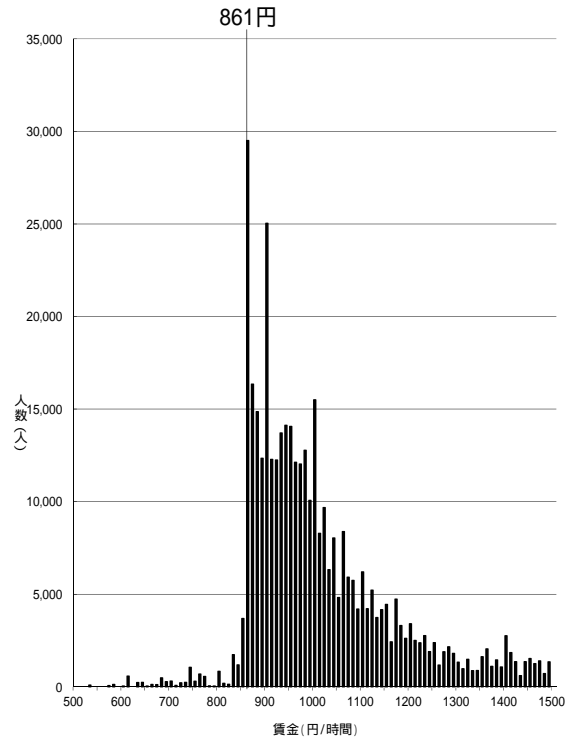


資料出所:厚生労働省「令和3年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和2年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精進手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

北海道(C)

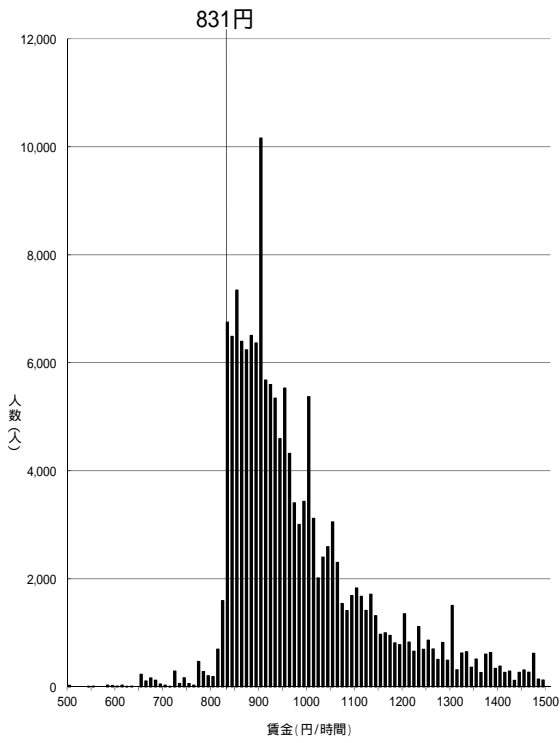


資料出所:厚生労働省「令和3年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和2年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精進手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

新潟(C)

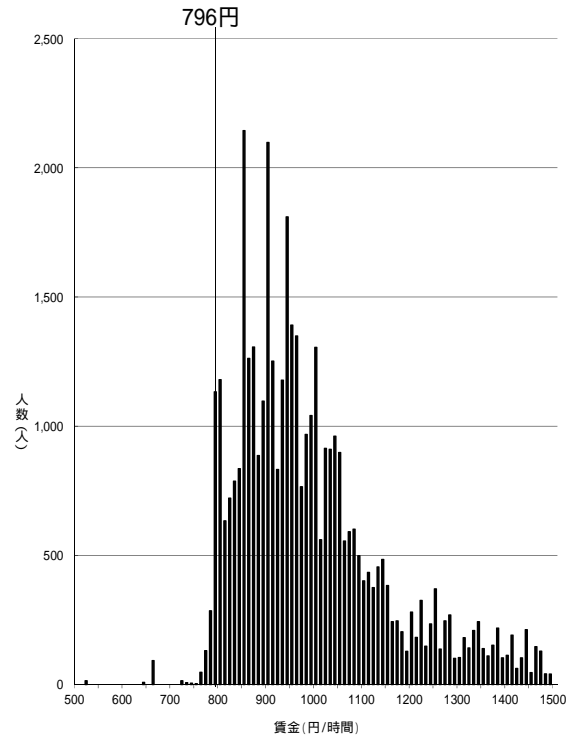


資料出所:厚生労働省「令和3年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和2年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精進勤手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

徳島(C)

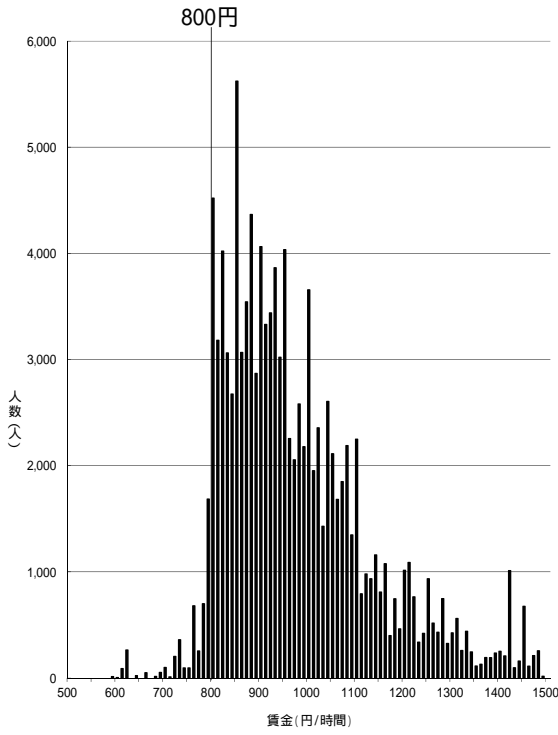


資料出所:厚生労働省「令和3年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和2年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精進勤手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

福島(D)

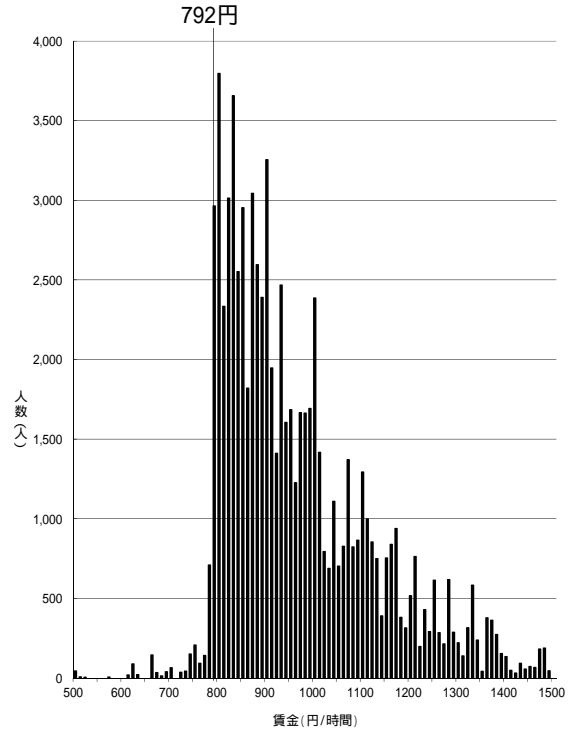


資料出所:厚生労働省「令和3年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注)1 グラフ内記載の額は令和2年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精進手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

大分(D)

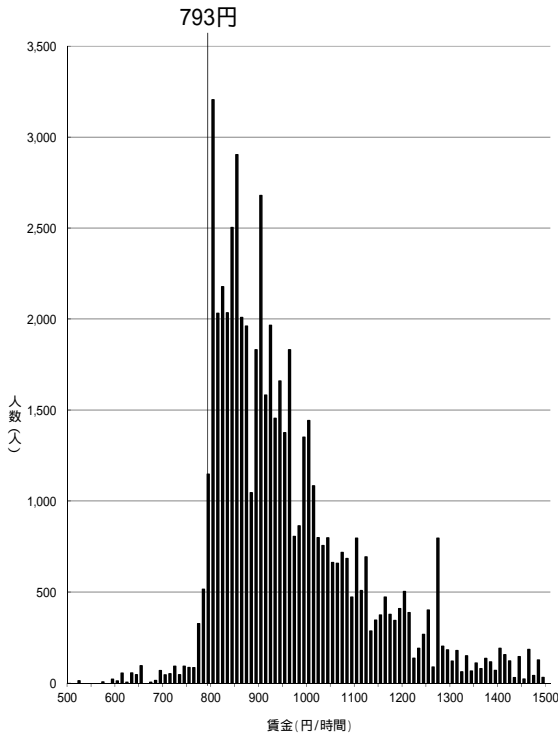


資料出所:厚生労働省「令和3年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注)1 グラフ内記載の額は令和2年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精進手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

山形(D)

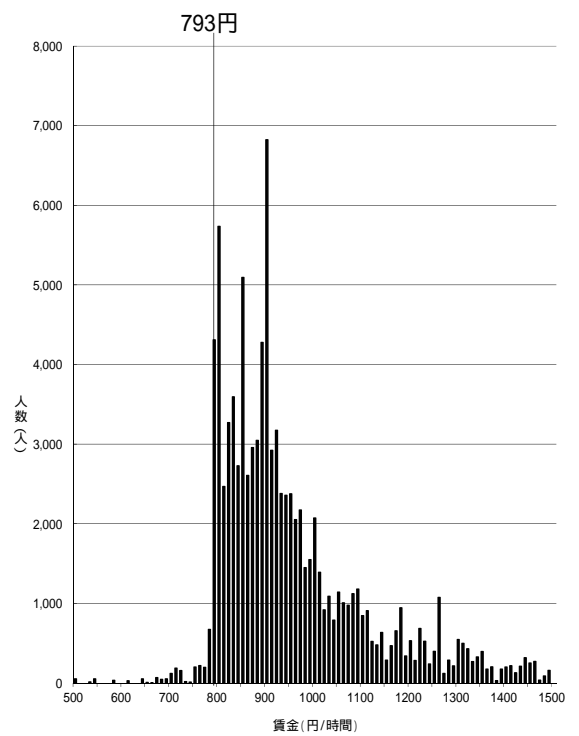


資料出所:厚生労働省「令和3年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注)1 グラフ内記載の額は令和2年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精進手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

愛媛(D)

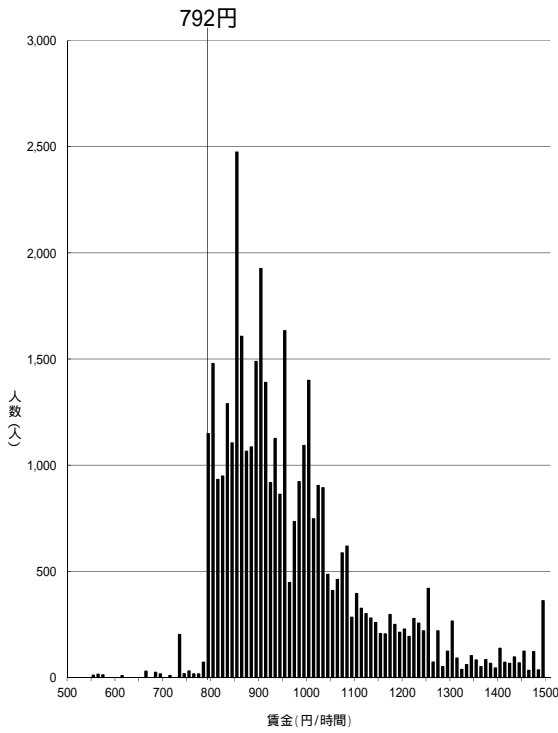


資料出所:厚生労働省「令和3年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注)1 グラフ内記載の額は令和2年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精進手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

島根 (D)

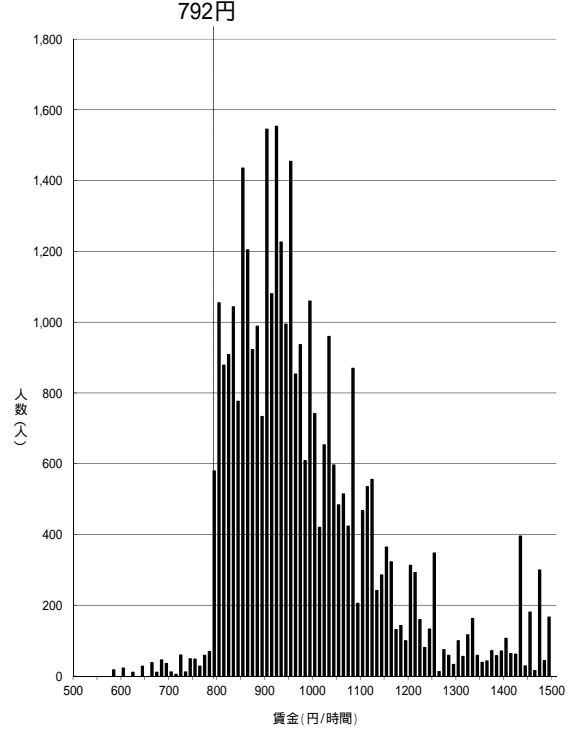


資料出所:厚生労働省「令和3年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和2年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精進手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

鳥取 (D)

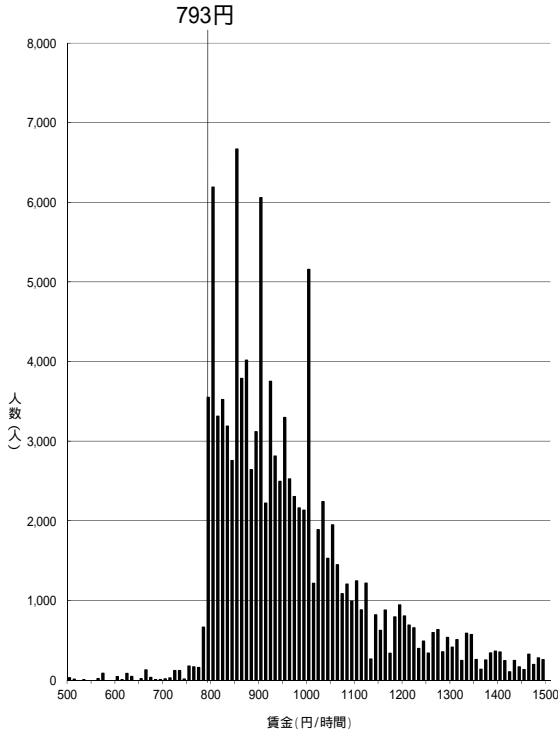


資料出所:厚生労働省「令和3年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和2年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精進手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

熊本 (D)

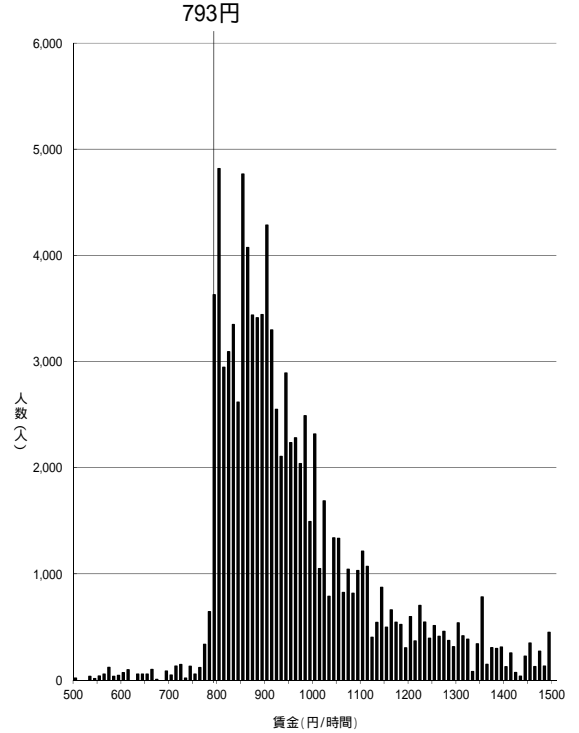


資料出所:厚生労働省「令和3年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和2年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精進手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

長崎 (D)

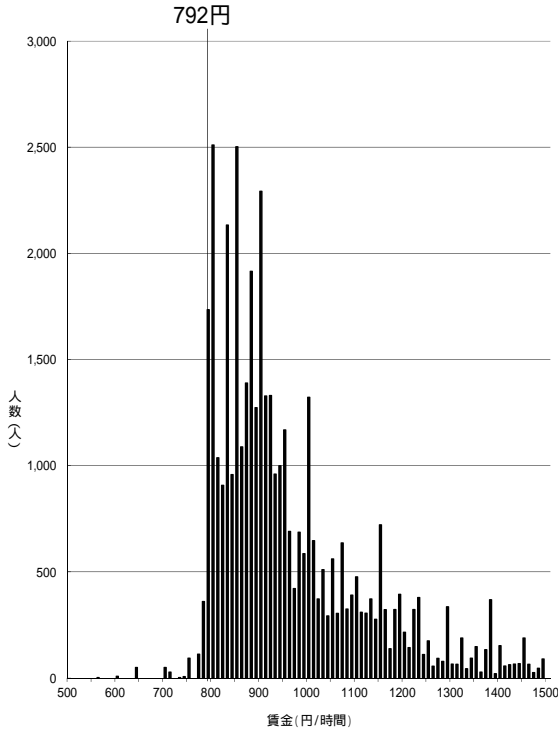


資料出所:厚生労働省「令和3年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和2年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精進手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

高知(D)

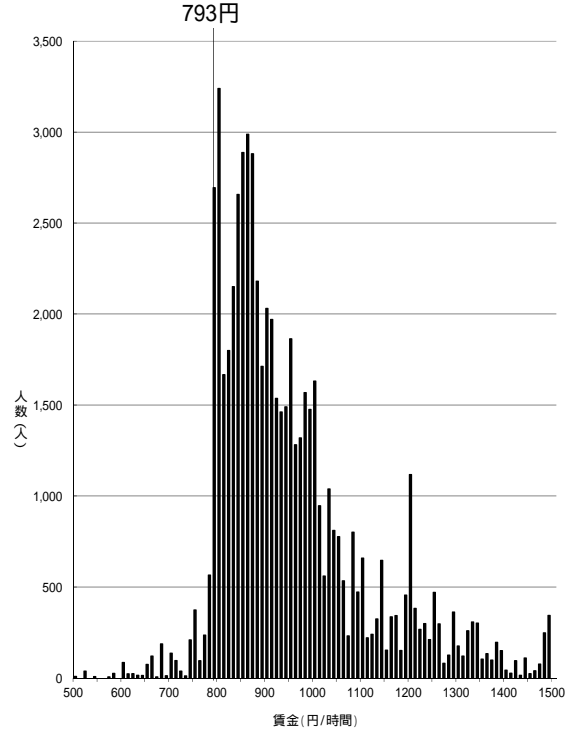


資料出所:厚生労働省「令和3年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注)1 グラフ内記載の額は令和2年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

岩手(D)

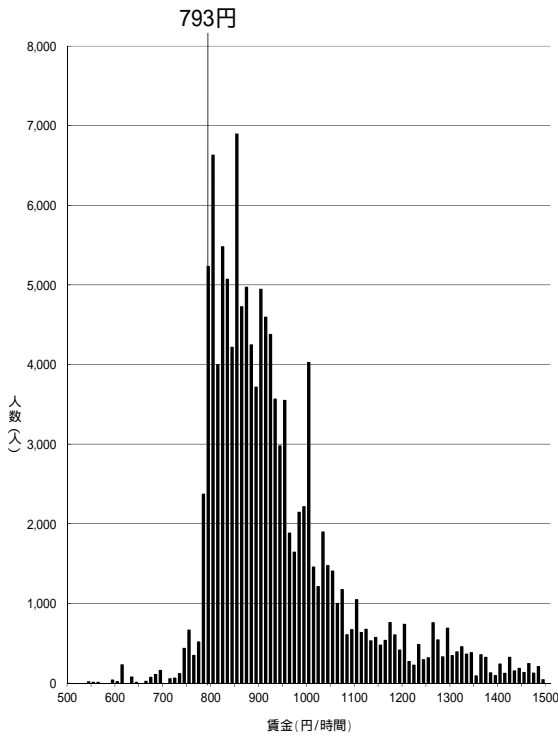


資料出所:厚生労働省「令和3年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注)1 グラフ内記載の額は令和2年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

鹿児島(D)

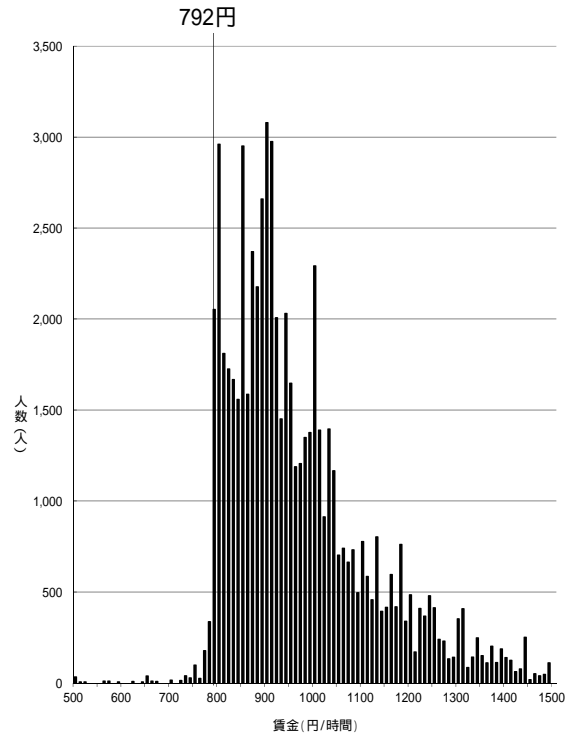


資料出所:厚生労働省「令和3年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注)1 グラフ内記載の額は令和2年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

佐賀(D)

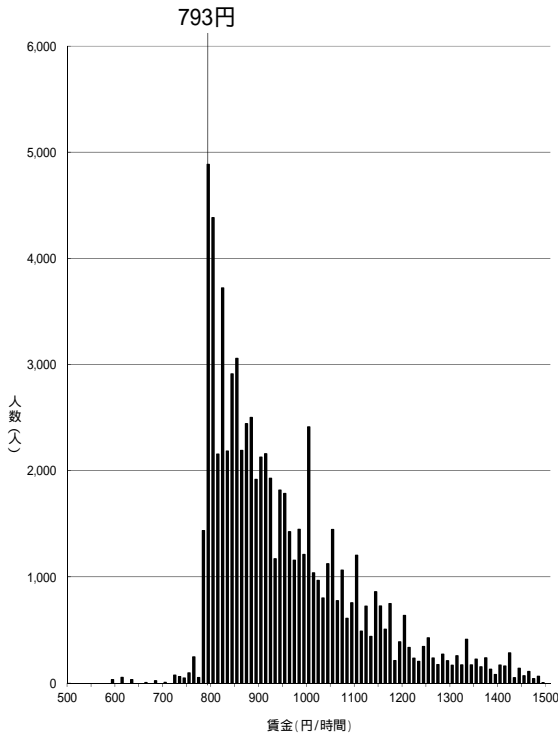


資料出所:厚生労働省「令和3年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注)1 グラフ内記載の額は令和2年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

青森(D)

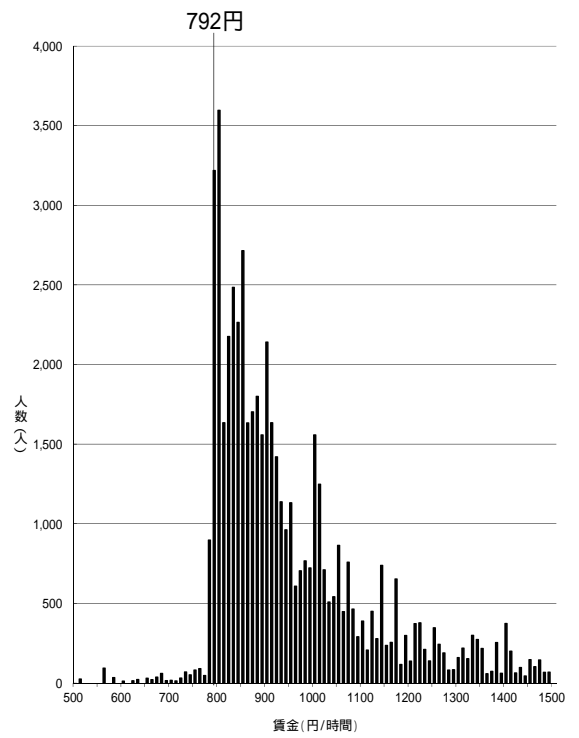


資料出所:厚生労働省「令和3年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和2年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

秋田(D)

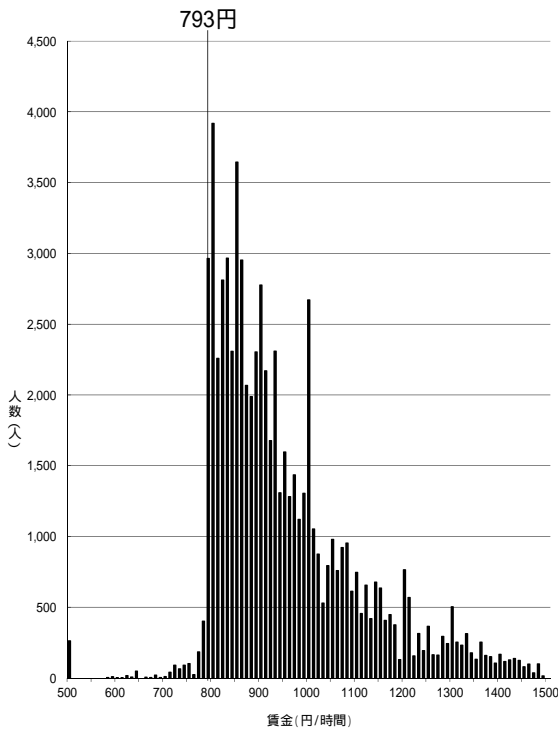


資料出所:厚生労働省「令和3年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和2年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

宮崎(D)

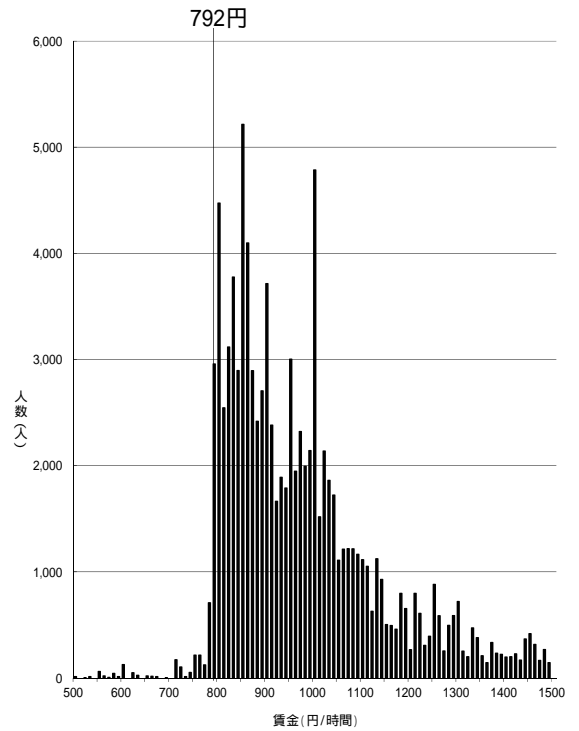


資料出所:厚生労働省「令和3年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和2年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

沖縄(D)



資料出所:厚生労働省「令和3年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和2年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

最新の経済指標の動向

(内閣府 月例経済報告(令和4年6月)主要経済指標)

I 我が国経済

- 1 四半期別 GDP 速報
- 2 個人消費
- 3 民間設備投資
- 4 住宅建設
- 5 公共投資
- 6 輸出・輸入・国際収支
- 7 生産・出荷・在庫
- 8 企業収益・業況判断
- 9 倒産
- 10 雇用情勢
- 11 物価
- 12 金融
- 13 景気ウォッチャー調査

II 海外経済

- 1 アメリカ
- 2 アジア地域
- 3 ヨーロッパ地域
- 4 国際金融

I. 我が国経済

1. 四半期別GDP速報

2022年1-3月期（2次速報）の実質国内総生産は、前期比0.1%減（年率0.5%減）となった。

（実質値、季節調整済前期比、（ ）内は寄与度、％）

	2020年 (令和2年)	2021年 (令和3年)	2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2021年				2022年	
					1-3月	4-6月	7-9月	10-12月	1-3月	(寄与度)
実質国内総支出(GDP)					▲ 0.4	0.6	▲ 0.8	1.0	▲ 0.1	—
（前期比年率）	▲ 4.5	1.7	▲ 4.5	2.2	▲ 1.6	2.6	▲ 3.2	4.0	▲ 0.5	—
（前年同期比）					▲ 1.7	7.3	1.2	0.4	0.4	—
国内需要	(▲ 3.7)	(0.6)	(▲ 3.9)	(1.4)	(▲ 0.5)	(0.9)	(▲ 0.9)	(0.9)	0.3	(0.3)
民間需要	(▲ 4.4)	(0.4)	(▲ 4.7)	(1.5)	(▲ 0.4)	(0.9)	(▲ 0.9)	(1.2)	0.5	(0.4)
民間最終消費支出	▲ 5.2	1.3	▲ 5.4	2.6	▲ 0.8	0.7	▲ 1.0	2.4	0.1	(0.0)
民間住宅	▲ 7.9	▲ 1.9	▲ 7.8	▲ 1.6	1.0	1.0	▲ 1.7	▲ 1.1	▲ 1.2	(▲ 0.0)
民間企業設備	▲ 6.5	▲ 0.7	▲ 7.5	0.8	0.5	2.0	▲ 2.4	0.1	▲ 0.7	(▲ 0.1)
民間在庫変動	(▲ 0.1)	(▲ 0.1)	(▲ 0.2)	(0.1)	(▲ 0.1)	(0.2)	(0.1)	(▲ 0.1)	—	(0.5)
公的需要	(0.7)	(0.2)	(0.8)	(▲ 0.1)	(▲ 0.1)	(▲ 0.0)	(0.0)	(▲ 0.3)	▲ 0.4	(▲ 0.1)
政府最終消費支出	2.3	2.1	2.5	2.0	▲ 0.7	0.8	1.1	▲ 0.3	0.5	(0.1)
公的固定資本形成	3.9	▲ 3.7	5.1	▲ 9.4	▲ 0.0	▲ 3.7	▲ 3.9	▲ 4.7	▲ 3.9	(▲ 0.2)
財貨・サービスの純輸出	(▲ 0.8)	(1.0)	(▲ 0.6)	(0.8)	(0.1)	(▲ 0.2)	(0.1)	(0.1)	—	(▲ 0.4)
財貨・サービスの輸出	▲ 11.7	11.8	▲ 10.2	12.5	2.6	2.8	▲ 0.3	0.9	1.1	(0.2)
財貨・サービスの輸入	▲ 6.9	5.1	▲ 6.5	7.2	1.8	4.3	▲ 0.8	0.3	3.3	(▲ 0.6)
最終需要	▲ 4.4	1.8	▲ 4.4	2.1	▲ 0.3	0.4	▲ 0.9	1.1	▲ 0.6	—
実質国民総所得(GNI)	▲ 3.9	0.5	▲ 3.9	0.6	▲ 1.1	0.3	▲ 1.6	0.5	▲ 0.2	—
実質雇用者報酬	▲ 1.7	2.2	▲ 1.7	2.1	1.1	0.2	▲ 0.2	0.3	▲ 0.3	—

(名目値、季節調整済前期比、()内は寄与度、%)

	2020年 (令和2年)	2021年 (令和3年)	2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2021年				2022年		
					1-3月	4-6月	7-9月	10-12月	1-3月	(寄与度)	(実額)
名目国内総支出(GDP)	▲ 3.7	0.7	▲ 3.9	1.2	▲ 0.7	0.4	▲ 1.1	0.3	0.2	—	—
(前年同期比)					▲ 1.8	6.1	0.0	▲ 0.9	▲ 0.1	—	—
(実額)	538.0	541.9	535.5	541.8	542.7	545.1	539.4	541.2	—	—	542.0
国内需要	(▲ 3.7)	(1.0)	(▲ 4.2)	(2.4)	(▲ 0.2)	(1.1)	(▲ 0.4)	(0.9)	1.1	(1.1)	555.2
民間需要	(▲ 4.3)	(0.6)	(▲ 4.8)	(2.1)	(▲ 0.1)	(0.9)	(▲ 0.6)	(1.3)	1.3	(1.0)	409.0
民間最終消費支出	▲ 5.0	0.8	▲ 5.5	2.4	▲ 0.5	0.3	▲ 0.8	2.2	1.0	(0.5)	298.5
民間住宅	▲ 6.9	3.0	▲ 7.3	5.5	2.3	3.3	1.6	1.0	0.0	(0.0)	21.1
民間企業設備	▲ 6.7	0.7	▲ 8.0	3.1	0.9	2.8	▲ 1.6	0.9	▲ 0.0	(▲ 0.0)	87.1
民間在庫変動	(▲ 0.2)	(▲ 0.1)	(▲ 0.2)	(0.1)	(▲ 0.1)	(0.2)	(0.1)	(▲ 0.1)	—	(0.5)	2.3
公的需要	(0.6)	(0.5)	(0.6)	(0.3)	(▲ 0.0)	(0.1)	(0.2)	(▲ 0.3)	0.5	(0.1)	146.2
政府最終消費支出	1.7	2.6	1.7	3.1	▲ 0.3	1.3	1.9	▲ 0.8	1.4	(0.3)	118.5
公的固定資本形成	4.7	▲ 1.4	5.5	▲ 6.3	0.7	▲ 2.7	▲ 2.8	▲ 3.6	▲ 3.1	(▲ 0.2)	27.7
財貨・サービスの純輸出	(0.0)	(▲ 0.3)	(0.3)	(▲ 1.2)	(▲ 0.5)	(▲ 0.6)	(▲ 0.7)	(▲ 0.6)	—	(▲ 1.0)	▲ 13.3
財貨・サービスの輸出	▲ 14.0	19.3	▲ 11.8	22.8	5.0	6.0	1.7	4.2	2.4	(0.5)	108.1
財貨・サービスの輸入	▲ 13.9	20.9	▲ 13.2	30.3	8.8	9.8	5.4	7.0	6.8	(▲ 1.4)	121.3
最終需要	▲ 3.5	0.8	▲ 3.7	1.1	▲ 0.6	0.2	▲ 1.1	0.4	▲ 0.3	—	—
GDPデフレーター	0.9	▲ 0.9	0.6	▲ 1.0	▲ 0.3	▲ 0.2	▲ 0.3	▲ 0.6	0.3	—	—
(前年同期比)					▲ 0.1	▲ 1.1	▲ 1.2	▲ 1.3	▲ 0.5	—	—

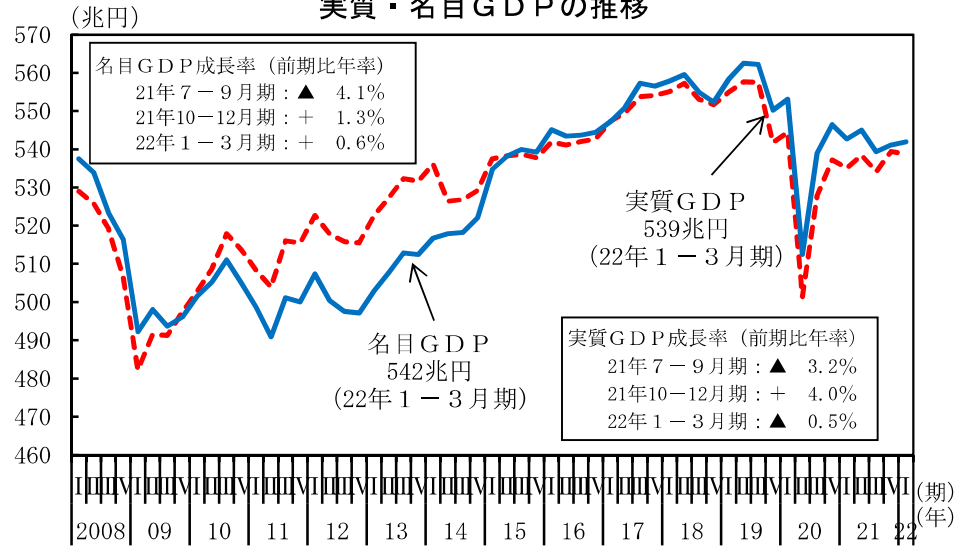
(備考) 内閣府「国民経済計算」により作成。

体系基準年(名目値のベンチマークとなる年) : 2015年

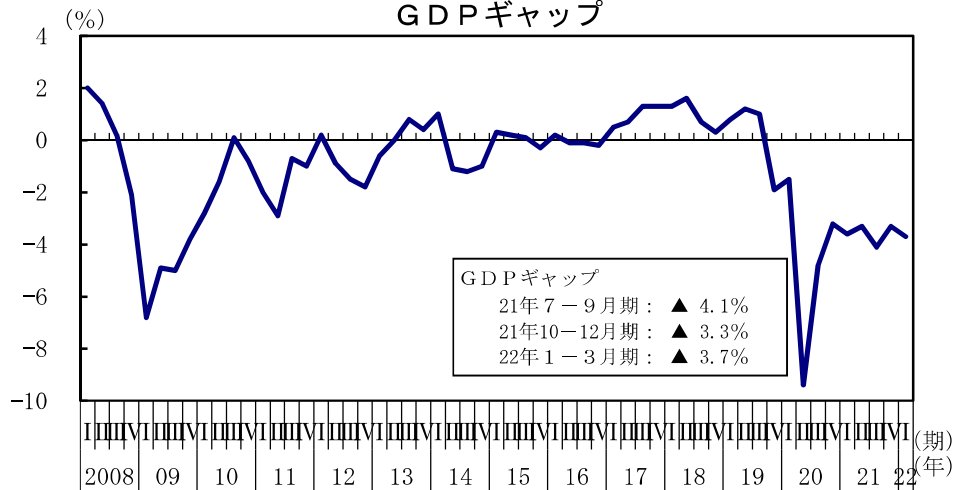
基準年(デフレーターにおける指数算式のウェイト統合の基準となる年) : 前暦年

実額は季節調整系列(単位: 兆円)

実質・名目GDPの推移



GDPギャップ



(備考) 上図：内閣府「国民経済計算」により作成。
 値は「2022年1-3月期四半期別GDP速報（2次速報値）」による。
 下図：内閣府「2022年1-3月期四半期別GDP速報（1次速報値）」等に基づく内閣府試算値。

(参考) 経済見通し等

(()内は寄与度)

	2020年度 (令和2年度) 実績 (%)	2021年度 (令和3年度) 実績見込み (%程度)	2022年度 (令和4年度) 見通し (%程度)
実質国内総生産	▲ 4.5	2.6	3.2
国内需要	(▲ 3.9)	(2.0)	(3.0)
民間需要	(▲ 4.7)	(1.7)	(3.0)
民間最終消費支出	▲ 5.5	2.5	4.0
民間住宅	▲ 7.8	▲ 0.5	0.9
民間企業設備	▲ 7.5	2.5	5.1
公的需 要	(0.8)	(0.2)	(0.0)
政府最終消費支出	2.5	2.1	0.2
公的固定資本形成	5.1	▲ 3.6	▲ 0.3
財貨・サービスの純輸出	(▲ 0.7)	(0.6)	(0.2)
財貨・サービスの輸出	▲ 10.5	11.4	5.5
(控除) 財貨・サービスの輸入	▲ 6.6	7.4	4.1

名目国内総生産	▲ 3.9	1.7	3.6
GDPデフレーター	0.7	▲ 0.8	0.4
消費者物価上昇率	▲ 0.2	▲ 0.1	0.9

(備考) 内閣府「令和4年度の経済見通しと経済財政運営の基本的態度」により作成。

2. 個人消費

個人消費は、持ち直しの動きがみられる。

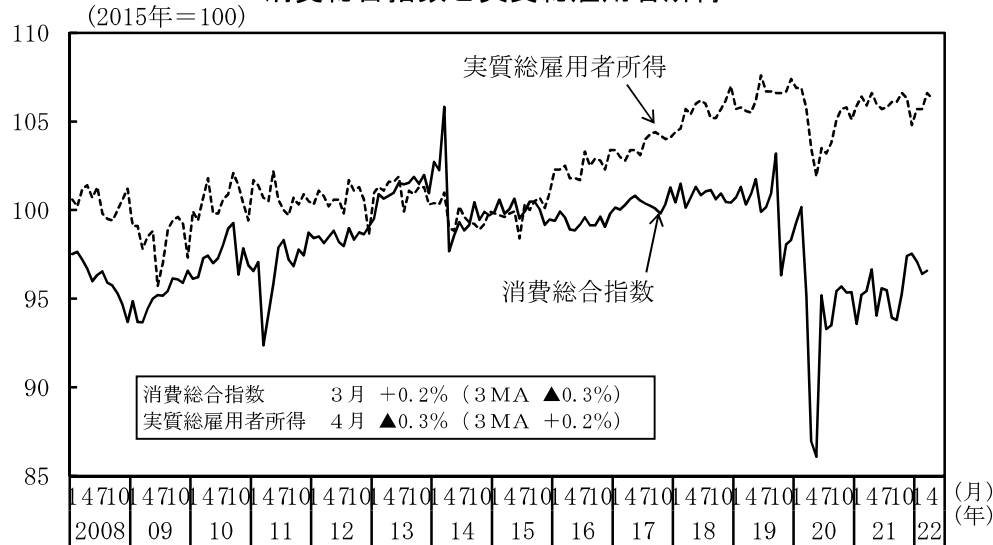
(金額等)

(前年同期比 (%)、[]内は暦年前年比 (%)、()内は季調済前期比 (%)、< >は季調済前月差 (ポイント))

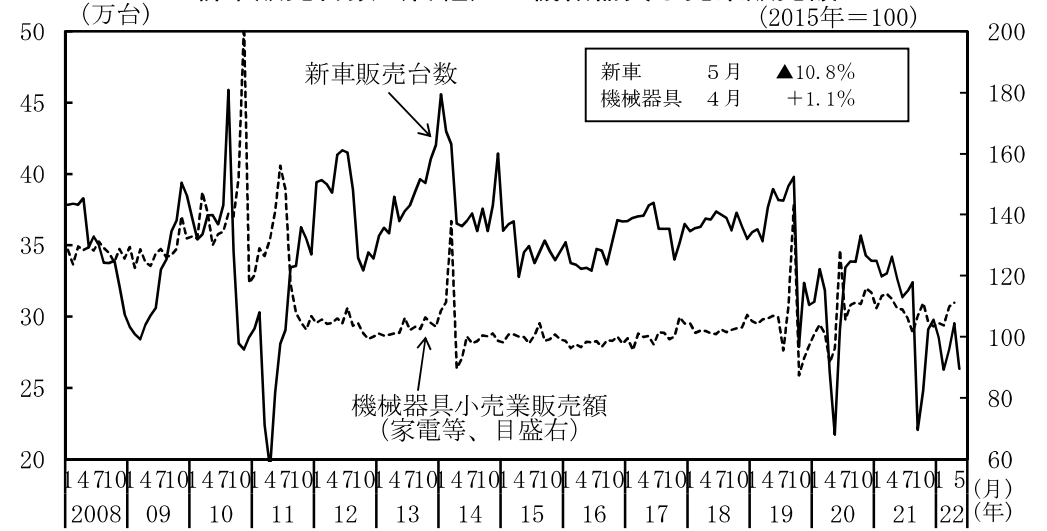
	[2021年] 2021年度	[2020年] 2020年度	[2021年] 2021年度	2021年7-9月	2021年10-12月	2022年1-3月	2022年2月	3月	4月	5月	
消費総合指数(実質)	—	[▲5.9] ▲6.1	[1.1] 2.6	(▲1.1)	(2.5)	(▲0.1)	(▲0.7)	(0.2)	—	—	
実質総雇用者所得	—	[▲1.8] ▲2.0	[1.2] 1.3	(▲0.1) 2.0	(▲0.1) 0.2	(0.1) 0.0	(0.1) ▲0.5	(0.8) 0.8	(▲0.3) ▲0.5	—	
名目総雇用者所得	—	[▲1.4] ▲2.0	[0.7] 1.0	(0.1) 1.3	(▲0.4) 0.0	(1.3) 0.7	(0.7) 0.3	(1.4) 1.8	(0.2) 2.4	—	
消費者態度指数	—	—	—	—	—	—	<▲1.3>	<▲2.4>	<0.2>	<1.1>	
家計調査	実質消費支出	—	[▲5.3] ▲4.9	[0.7] 1.6	(▲4.7) ▲1.5	(5.2) ▲0.7	(▲1.8) 1.8	(▲2.8) 1.1	(4.1) ▲2.3	(1.0) ▲1.7	—
	実質消費支出 (除く住居等)	—	[▲5.5] ▲4.7	[0.4] 1.2	(▲3.3) ▲1.4	(4.2) ▲0.6	(▲1.9) 1.4	(0.5) 1.7	(3.0) ▲1.5	(0.9) ▲0.6	—
販売側統計	小売業販売額 (商業動態統計、名目)	[150.5兆円] 150.6兆円	[▲3.2] ▲2.8	[1.9] 1.8	(0.5) ▲0.4	(1.5) 1.3	(▲0.9) 0.3	(▲0.9) ▲0.9	(1.7) 0.7	(1.0) 3.1	—
	百貨店販売額 (全店、名目)	[4.9兆円] 5.0兆円	[▲25.5] ▲24.5	[4.5] 8.9	(8.0) ▲4.8	(9.7) 6.4	(▲6.5) 5.6	(4.2) ▲1.8	(8.5) 4.2	(0.1) 18.2	—
	スーパー販売額 (全店、名目)	[15.0兆円] 15.0兆円	[3.4] 2.9	[▲0.3] ▲0.3	(0.1) ▲0.4	(▲0.6) ▲0.2	(1.0) 0.7	(2.4) 1.2	(▲0.6) 1.3	(▲1.2) 0.6	—
	コンビニエンスストア販売額 (全店、名目)	[11.8兆円] 11.8兆円	[▲4.4] ▲5.0	[1.3] 2.4	(▲0.4) 2.0	(2.1) 0.9	(0.3) 1.8	(▲1.4) 0.6	(1.5) 1.7	(0.4) 2.7	—
	機械器具小売業販売額	[10.0兆円] 9.9兆円	[2.6] 6.6	[0.7] ▲3.7	(▲4.9) ▲6.6	(1.5) ▲6.3	(▲0.3) ▲5.1	(▲0.9) ▲8.1	(6.0) ▲3.3	(1.1) 0.8	—
	新車販売台数(登録・届出) (乗用車、軽を含む)	[367.6万台] 346.8万台	[▲11.4] ▲7.5	[▲3.5] ▲10.1	(▲12.2) ▲16.3	(▲2.9) ▲19.1	(▲1.4) ▲17.4	(▲7.9) ▲19.9	(5.4) ▲16.5	(6.6) ▲15.3	(▲10.8) ▲19.0

- (備考) 1. 内閣府「国民経済計算」、「消費動向調査」、総務省「労働力調査(基本集計)」、「家計調査」、厚生労働省「毎月労働統計調査」、経済産業省「商業動態統計」、日本自動車販売協会連合会、全国軽自動車協会連合会により作成。Pは速報値。なお、消費総合指数及び総雇用者所得は内閣府推計値。新車販売台数の季節調整は内閣府による。
2. 名目総雇用者所得は、毎月労働統計調査の現金給与総額に、労働力調査の非農林業雇用者数を乗じることで作成。実質総雇用者所得は、名目総雇用者所得を、国民経済計算における家計最終消費支出デフレーター(除く持ち家の帰属家賃)(月次の値は消費者物価指数(持家の帰属家賃を除く総合))で除することにより作成。
3. 消費総合指数及び総雇用者所得の暦年、年度及び四半期の数値については、当該期間の単純平均により算出したもの。
4. 2021年の名目消費支出は279,024円(月平均)。家計調査の実質消費支出(除く住居等)は、二人以上の世帯の消費支出から「住居」、「自動車等購入」、「贈与金」、「仕送り金」を除いた値。
5. 小売業、百貨店、スーパー、コンビニエンスストア、機械器具小売業の販売額は商業動態統計(経済産業省)により作成。なお、2021年3月より、調査の見直しによりコンビニエンスストアで不連続性が生じている。リンク係数(経済産業省公表)を用いて内閣府で算出した場合の、コンビニエンスストアの2021年暦年は11.8兆円。

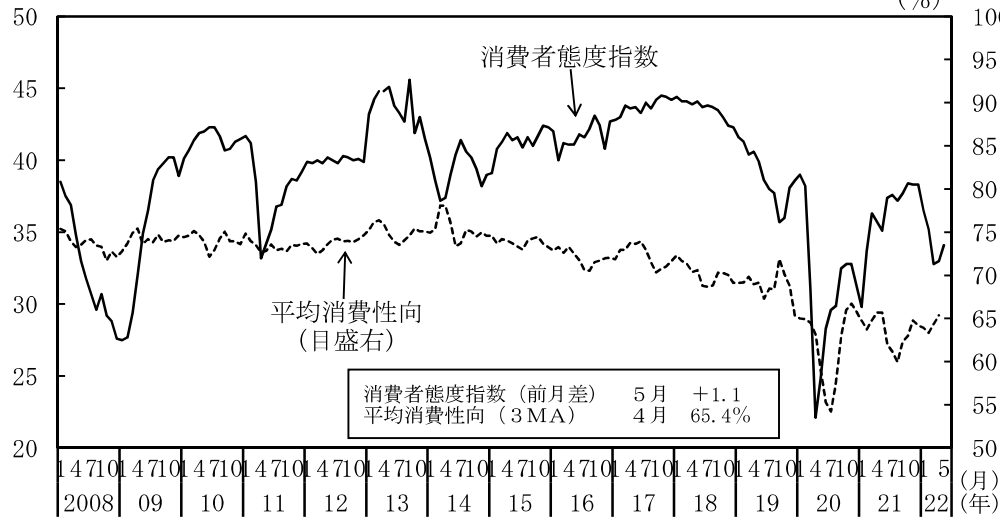
消費総合指数と実質総雇用者所得



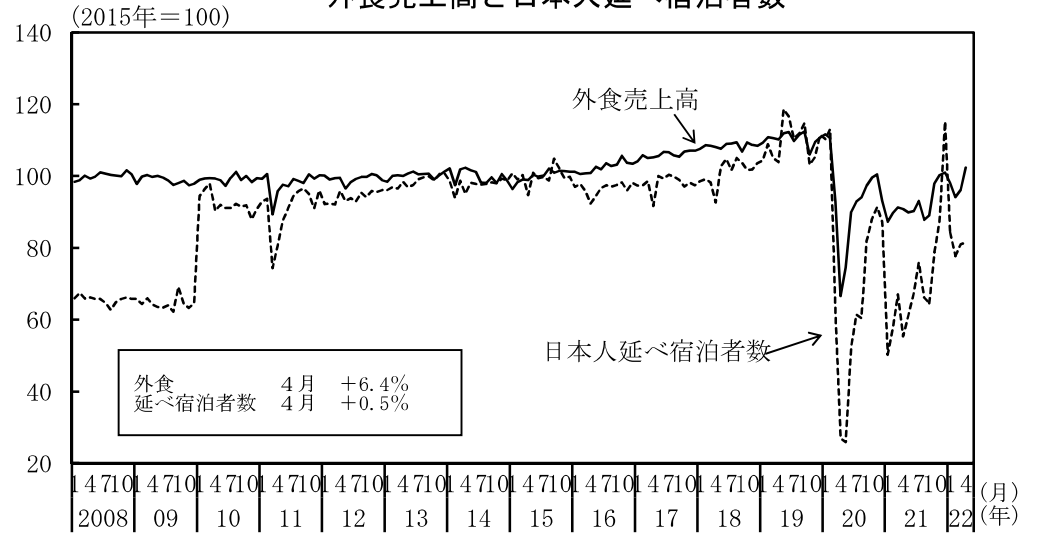
新車販売台数（含軽）と機械器具小売業販売額



消費者態度指数と平均消費性向



外食売上高と日本人延べ宿泊者数



(備考) 上図：消費総合指数と実質総雇用者所得はともに内閣府推計値。季節調整値。
 下図：内閣府「消費動向調査」、総務省「家計調査」により作成。
 平均消費性向（季節調整値、二人以上の世帯のうち勤労者世帯）は後方3か月移動平均値。変動調整前の値を用いている。
 消費者態度指数（季節調整値、二人以上の世帯）は、2013年4月より訪問留置調査から郵送調査に調査方法を変更。また、2018年10月より郵送・オンライン併用調査を開始。なお、2013年4月に調査方法等を変更した際に数値の不連続が生じている。

(備考) 上図：新車販売台数は、日本自動車販売協会連合会及び全国軽自動車協会連合会により作成。内閣府による季節調整値。ナンバーベース。機械器具小売業販売額は、経済産業省「商業動態統計」により作成。季節調整値。
 下図：外食売上高は、日本フードサービス協会「外食産業市場動向調査」により作成。内閣府による季節調整値。日本人延べ宿泊者数は、観光庁「宿泊旅行統計調査」により作成。2021年1月以降は速報値。内閣府による季節調整値。2010年4月～6月調査から、従業員数9人以下の宿泊施設を調査対象に加える拡充をしているため、不連続が生じている（なお2010年1月～3月は、拡充した母集団施設数を基に遡及推計が行われている）。

3. 民間設備投資

設備投資は、持ち直しの動きがみられる。

(前年同期比、()内は季調済前期比、%)

法人企業統計季報	[2021年実額] 2021年度実額	[2020年] 2020年度	[2021年] 2021年度	2021年度 上期	2021年度 下期	2021年 4－6月期	7－9月期	10－12月期	2022年 1－3月期
全産業	[47.1兆円] 47.5兆円	[▲ 6.1] ▲ 8.5	[▲ 0.2] 3.4	3.1	3.6	(2.8) 5.3	(▲ 2.9) 1.2	(3.1) 4.3	(0.3) 3.0
製造業	[16.0兆円] 16.3兆円	[▲ 8.2] ▲ 8.6	[0.3] 4.1	2.3	5.5	(3.1) 4.0	(▲ 1.6) 0.9	(2.9) 5.1	(1.7) 5.9
非製造業	[31.1兆円] 31.2兆円	[▲ 4.9] ▲ 8.5	[▲ 0.5] 3.0	3.5	2.6	(2.7) 5.9	(▲ 3.5) 1.4	(3.2) 3.8	(▲ 0.3) 1.6
大中堅企業	[35.1兆円] 35.3兆円	[▲ 4.6] ▲ 8.9	[▲ 3.7] 0.7	▲ 0.9	P 1.9	(2.9) ▲ 0.9	(0.3) ▲ 0.9	(1.6) 1.5	(▲ 1.1) 2.2
中小企業	[12.0兆円] 12.2兆円	[▲ 10.7] ▲ 7.5	[11.5] 12.0	15.2	9.2	(2.5) 23.7	(▲ 11.6) 7.5	(7.6) 12.8	(4.5) 6.1

(備考) 1. 年・年度及び半期の伸び率、大中堅企業・中小企業の季調済前期比は内閣府試算値。実額はそれぞれの系列ごとに四捨五入しているため、合計と一致しない場合がある。

2. ソフトウェア投資を含む。

(前年同期(月)比、()内は季調済前期(月)比、%)

	[2021年実額] 2021年度実額	[2020年] 2020年度	[2021年] 2021年度	2021年 7－9月	10－12月	2022年 1－3月	2022年 2月	3月	4月
資本財出荷指数 (除く輸送機械)	—	[▲ 9.5] ▲ 6.6	[13.2] 12.8	(▲ 0.7) 19.2	(▲ 1.5) 9.5	(0.0) 4.4	(▲ 5.1) 0.8	(1.7) 5.5	(1.9) ▲ 2.5
資本財総供給指数 (除く輸送機械)	—	[▲ 6.7] ▲ 4.3	[11.3] 12.4	(0.0) 16.9	(1.3) 12.8	(2.9) 10.1	(▲ 12.1) 2.2	(▲ 0.7) 6.1	P P
機械受注 (船舶・電力を除く民需)	[10.2兆円] 10.4兆円	[▲ 8.4] ▲ 8.8	[6.8] 9.3	(1.1) 13.3	(5.1) 6.4	(▲ 3.6) 6.1	(▲ 9.8) 4.3	(7.1) 7.6	(10.8) 19.0
建築着工 工事費予定額 (民間非居住用)	[9.7兆円] 9.6兆円	[▲ 9.2] ▲ 7.7	[12.2] 9.5	(▲ 20.6) 2.9	(38.0) 34.7	(▲ 28.3) ▲ 7.3	(14.3) ▲ 6.6	(▲ 6.4) ▲ 5.5	(47.3) 33.4

4－6月期見通し
(▲ 8.1)

(備考) 1. Pは速報値。

2. 建築着工工事費予定額(民間非居住用)は、建築着工統計調査報告(国土交通省)を基に内閣府で試算したものである。なお、季節性がないため、()内は原数値の前期(月)比としている。

主要機関の設備投資アンケート調査結果

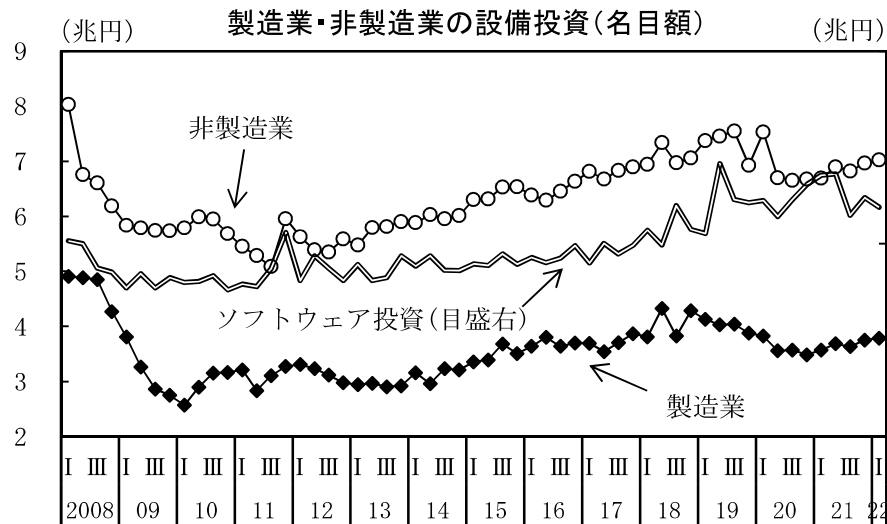
(前年度比、%)

機関名 調査名	日本銀行 全国企業短期経済観測調査						日本政策投資銀行 全国設備投資計画調査		日本経済新聞社 設備投資動向調査		内閣府・財務省 法人企業景気予測調査	
	全規模		大企業		中小企業		資本金10億円以上		上場企業、資本金1億円以上の有力企業		資本金1000万円以上	
調査対象企業	2021年度	2022年度	2021年度	2022年度	2021年度	2022年度	2020年度	2021年度	2020年度	2021年度	2021年度	2022年度
全産業	5.2	3.2	6.2	3.4	4.2	▲ 6.7	▲ 10.2	12.6	▲ 9.3	11.0	2.4	16.0
(除く電力)	8.2	3.1	8.6	3.4	5.2	▲ 6.7	▲ 9.7	12.8	—	—	2.6	15.7
製造業	6.5	6.8	6.3	5.7	7.6	3.3	▲ 11.6	18.6	▲ 12.6	16.3	2.3	26.4
非製造業	3.7	▲ 0.7	6.0	0.6	2.2	▲ 13.2	▲ 9.5	9.7	▲ 4.6	4.1	2.4	11.2
(除く電力)	6.2	▲ 1.4	7.9	▲ 0.0	4.6	▲ 13.3	▲ 8.6	9.6	—	—	2.7	10.5
電力	▲ 3.8	4.1	▲ 3.5	3.4	18.5	1.3	▲ 13.1	10.9	—	—	▲ 6.7	25.5
調査時点	2022年2月～3月						2021年6月		2021年10月		2022年5月	
発表時期	2022年4月						2021年8月		2021年12月		2022年6月	
回答社数	9,362		1,828		4,913		1,823		1,092		11,013	

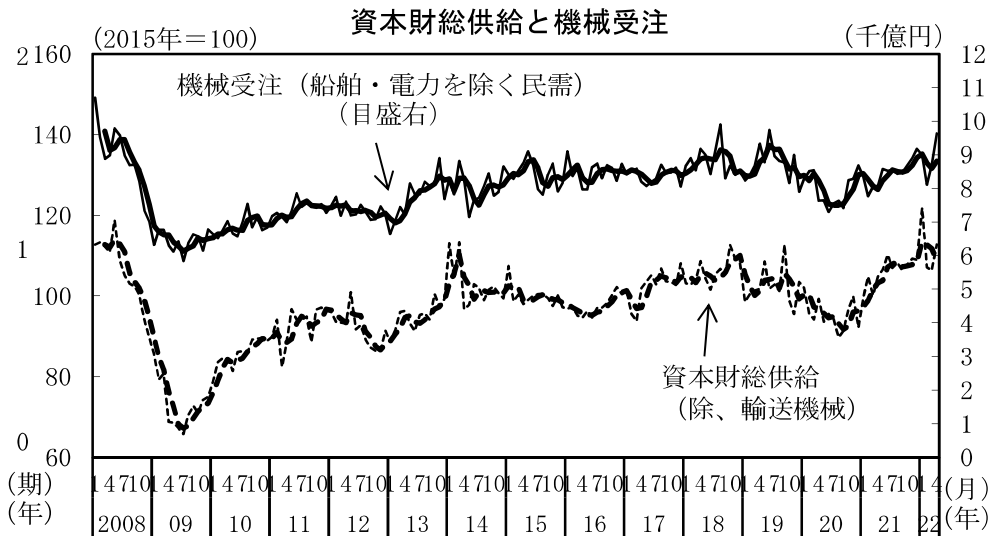
(備考) 1. 日本銀行はソフトウェア・研究開発を含む設備投資額(除く土地投資額)。日本銀行の電力は電気・ガス。回答社数は対象企業数。2010年度からリース会計対応ベース。

2. 日本経済新聞の調査は連結ベースで、海外で行う設備投資も含む。

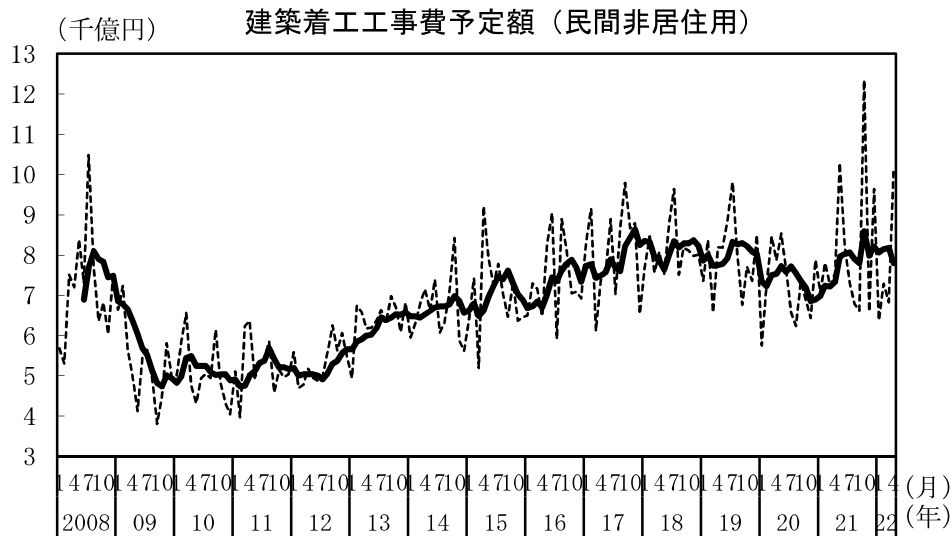
3. 内閣府・財務省はソフトウェア投資を含む設備投資額(除く土地購入額)。内閣府・財務省の電力は、電気・ガス・水道。



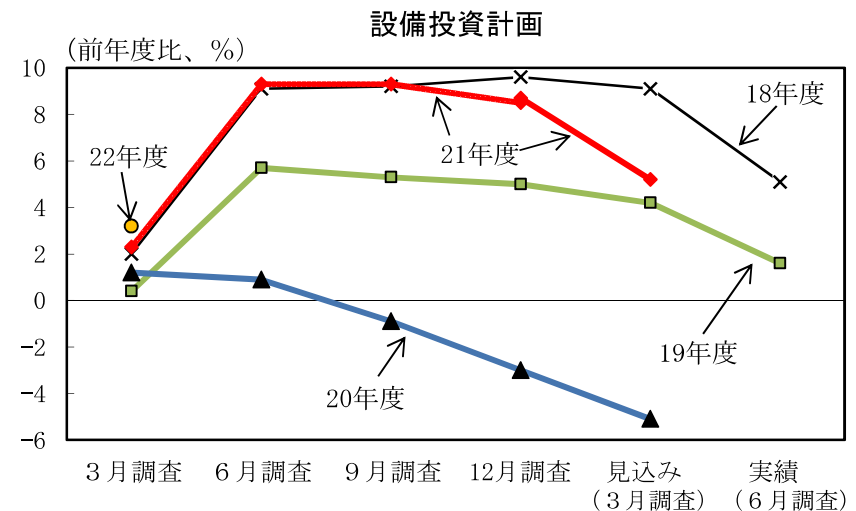
(備考) 1. 財務省「法人企業統計季報」により作成。
2. 製造業と非製造業はソフトウェア除く設備投資(当期末)、季節調整値。ソフトウェア投資は季節調整値。



(備考) 1. 経済産業省「鉱工業総供給表」、内閣府「機械受注統計」により作成。
2. 太線は後方3か月移動平均。



(備考) 1. 国土交通省「建築着工統計」により作成。
2. 太線は後方6か月移動平均。



(備考) 1. 日本銀行「全国企業短期経済観測調査」により作成。
2. 2022年3月調査において、調査対象企業の見直しが実施されているため、2021年度のグラフが不連続となっている。

4. 住宅建設

住宅建設は、底堅い動きとなっている。

(前年同期(月)比、[]内は暦年前年比、()内は季調済前期(月)比、%)

	[2020年] 2020年度	[2021年] 2021年度	2021年 7－9月	10－12月	2022年 1－3月	2022年 2月	3月	4月
新設住宅着工戸数 (万戸) (万戸)	[81.5] 81.2	[85.6] 86.6	86.7	85.5	87.3	87.2	92.7	88.5
	[▲ 9.9] ▲ 8.1	[5.0] 6.6	(0.2) 7.2	(▲ 1.3) 6.1	(2.1) 4.9	(6.4) 6.3	(6.3) 6.0	(▲ 4.6) 2.4
建築主が民間	[▲ 10.0] ▲ 7.9	[5.2] 6.6	(0.4) 7.1	(▲ 0.9) 6.2	(1.8) 5.3	(6.7) 7.2	(4.8) 6.0	(▲ 4.0) 3.2
持家	[▲ 9.6] ▲ 7.1	[9.4] 6.9	(4.7) 14.7	(▲ 3.1) 7.2	(▲ 8.8) ▲ 6.9	(2.6) ▲ 5.6	(▲ 0.1) ▲ 9.4	(▲ 2.3) ▲ 8.0
貸家	[▲ 10.4] ▲ 9.4	[4.8] 9.2	(▲ 1.1) 7.2	(▲ 2.8) 6.4	(10.1) 13.5	(1.3) 4.6	(18.7) 18.6	(▲ 11.8) 2.4
分譲	[▲ 10.2] ▲ 7.9	[1.5] 3.9	(▲ 2.7) ▲ 0.3	(2.6) 6.4	(5.3) 7.6	(17.7) 23.3	(▲ 2.7) 6.0	(3.2) 12.1
一戸建て	[▲ 11.5] ▲ 11.6	[7.8] 11.4	(2.3) 17.2	(0.3) 12.4	(1.5) 9.4	(4.1) 10.9	(2.5) 9.7	(▲ 2.2) 7.7
マンション	[▲ 8.7] ▲ 3.2	[▲ 6.1] ▲ 5.0	(▲ 9.4) ▲ 18.0	(6.1) ▲ 1.9	(10.6) 5.4	(38.5) 42.2	(▲ 8.7) 2.1	(10.1) 16.9
着工床面積	[▲ 11.2] ▲ 9.3	[6.3] 7.3	(1.4) 9.5	(▲ 0.8) 8.1	(▲ 0.6) 3.2	(3.8) 4.7	(2.6) 2.0	(▲ 2.4) 1.1
建築主が民間	[▲ 11.3] ▲ 9.2	[6.5] 7.4	(1.5) 9.4	(▲ 0.5) 8.1	(▲ 0.7) 3.4	(4.0) 5.3	(1.7) 2.1	(▲ 2.0) 1.7
工事費予定額平米単価 (万円) (万円)	[20.1] 20.1	[20.1] 20.3	20.1	20.2	21.0	20.9	20.5	21.1
	[0.6] 0.5	[0.4] 1.0	▲ 1.8	2.6	3.5	5.2	▲ 0.3	6.0

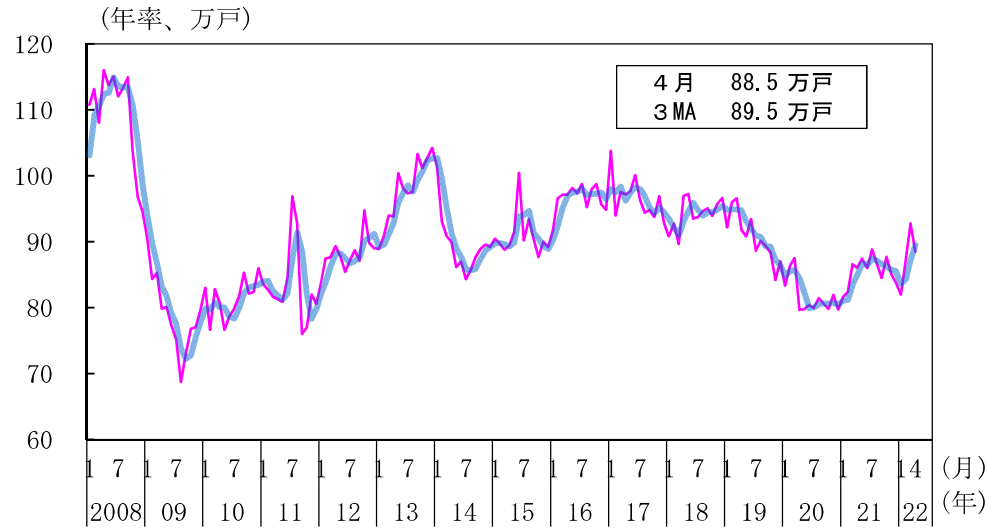
(備考) 1. 国土交通省「建築着工統計」により作成。

2. 「建築主が民間」とは、建築主別の「会社」、「会社でない団体」、「個人」の合計を、内閣府において季節調整したものである。

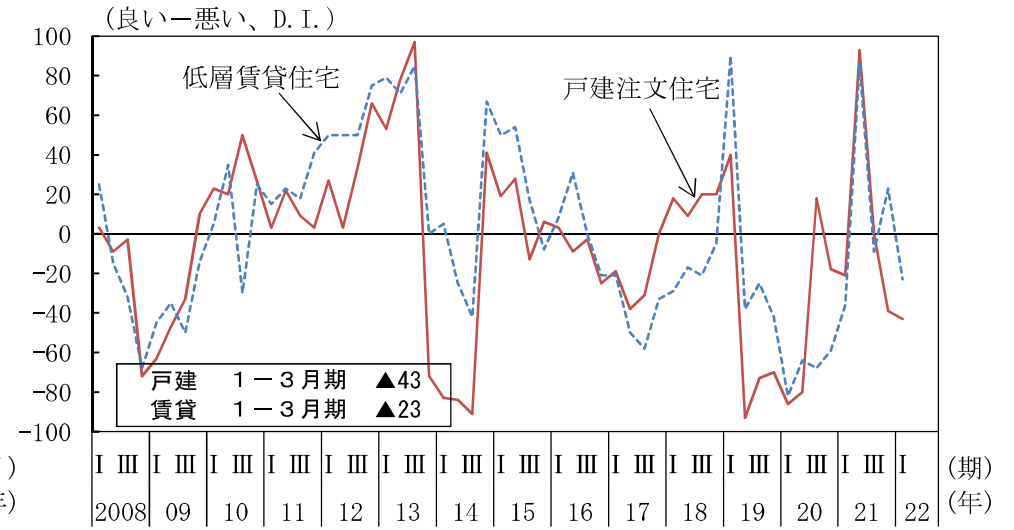
3. 「一戸建て」には長屋建てを含む。「マンション」は建て方が共同住宅のものである。

4. 「工事費予定額平米単価」は、「居住専用+居住産業併用×0.7」の工事費予定額、着工床面積により算出した。

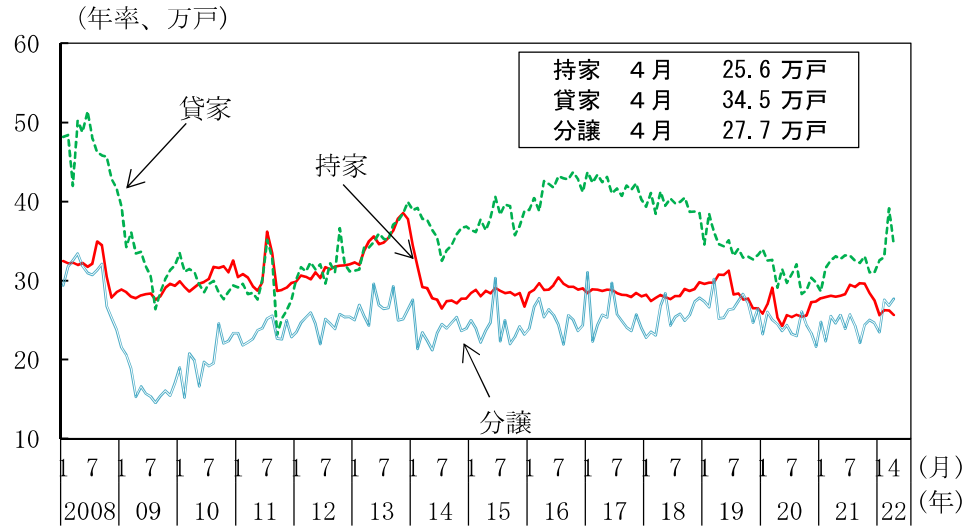
住宅着工戸数（季節調整値）



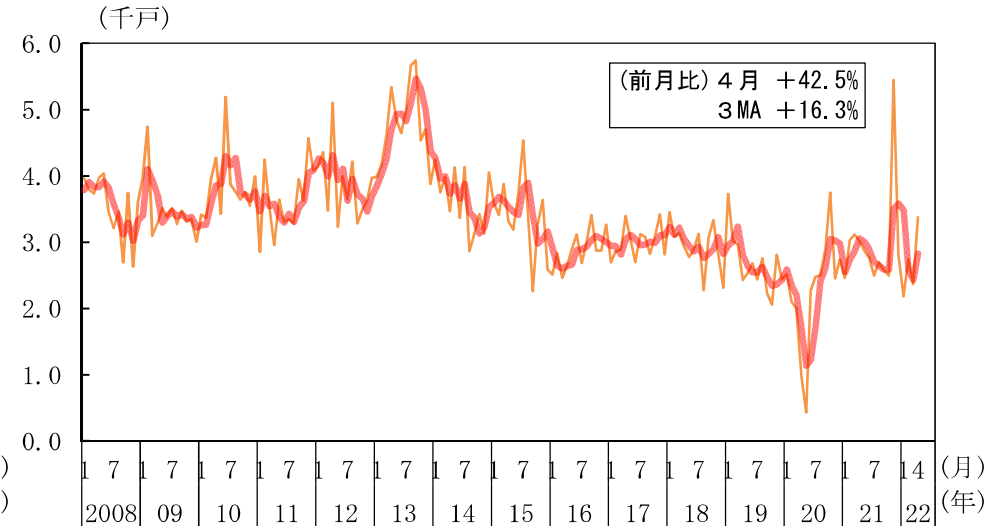
住宅景況判断指数（受注戸数）



利用関係別住宅着工戸数（季節調整値）



首都圏のマンション総販売戸数（季節調整値）



- (備考) 1. 国土交通省「建築着工統計」、(一社)住宅生産団体連合会「経営者の住宅景況感調査」、(株)不動産経済研究所資料により作成。太線は後方3か月移動平均。
2. 住宅景況判断指数（受注戸数）は、住宅生産団体連合会の企業会員等18社の経営者を対象に、受注戸数の前年同期比（実績）について「10%程度以上良い」から「10%程度以上悪い」の5段階の評価に応じた評点により加重平均して算出した値（-100～+100）。
3. 首都圏のマンション総販売戸数は内閣府による季節調整値。

5. 公共投資

公共投資は、このところ底堅い動きとなっている。

(前年同期(月)比、[]内は暦年前年比、()内は季調済前期(月)比、%)

	[2020年] 2020年度	[2021年] 2021年度	2021年10-12月	2022年1-3月	2022年2月	3月	4月	5月
公共工事受注額	—	[▲ 0.9]	(▲ 4.3)	(2.3)	(▲ 1.9)	(15.2)	(15.6)	—
	—	▲ 6.2	▲ 13.9	▲ 9.9	▲ 11.8	▲ 2.2	0.4	—
公共工事受注額 (大手50社)	[18.3]	[7.4]	(9.0)	(6.6)	(▲ 30.0)	(60.5)	(4.6)	—
	29.6	▲ 14.2	▲ 17.3	▲ 28.8	▲ 30.8	▲ 29.5	32.5	—
公共工事請負金額	[3.8]	[▲ 7.2]	(▲ 6.3)	(2.7)	(0.7)	(13.6)	(▲ 3.4)	(▲ 2.0)
	2.3	▲ 8.6	▲ 15.0	▲ 8.5	▲ 9.1	▲ 4.3	▲ 4.0	▲ 10.3
公共工事出来高	[7.0]	[▲ 2.3]	(▲ 5.5)	(▲ 4.5)	(▲ 0.7)	(1.1)	—	—
	6.4	▲ 8.0	▲ 10.4	▲ 14.8	▲ 14.9	▲ 14.8	—	—
公的固定資本形成 (名目)	[4.7]	[▲ 1.4]	(▲ 3.6)	(▲ 3.1)				
	5.5	▲ 6.3	▲ 8.0	▲ 11.9				

- (備考) 1. 内閣府「四半期別GDP速報」、国土交通省「建設工事受注動態統計調査」・「建設総合統計」、北海道、東日本、西日本の三保証株式会社「公共工事前払金保証統計」により作成。
 2. 公共工事受注額は、「建設工事受注動態統計調査」における1件500万円以上の工事。
 3. 「建設工事受注動態統計調査」(大手50社除く)は、2021年4月分から推計方法を変更したため、2021年3月までの数値と4月以降の数値は推計方法が異なる。
 なお、2022年3月以前の前年同期(月)比は、新推計方法に基づき参考値として再集計した前年同期(月)の額に対する比。
 4. 公共工事受注額、公共工事請負金額、公共工事出来高は、内閣府で季節調整を行っている。

(参考)

①国の公共事業関係費(一般会計)

年 度	2019	2020	2021	2022
当初予算 (億円)	—	—	60,549	60,575
	[60,596]	[60,669]	[60,695]	
(前年度比、%)	—	—	—	0.0
	[1.3]	[0.1]	[0.0]	
補正後予算 (億円)	84,752	92,692	80,663	60,575
(前年度比、%)	12.2	9.4	▲ 13.0	▲ 24.9

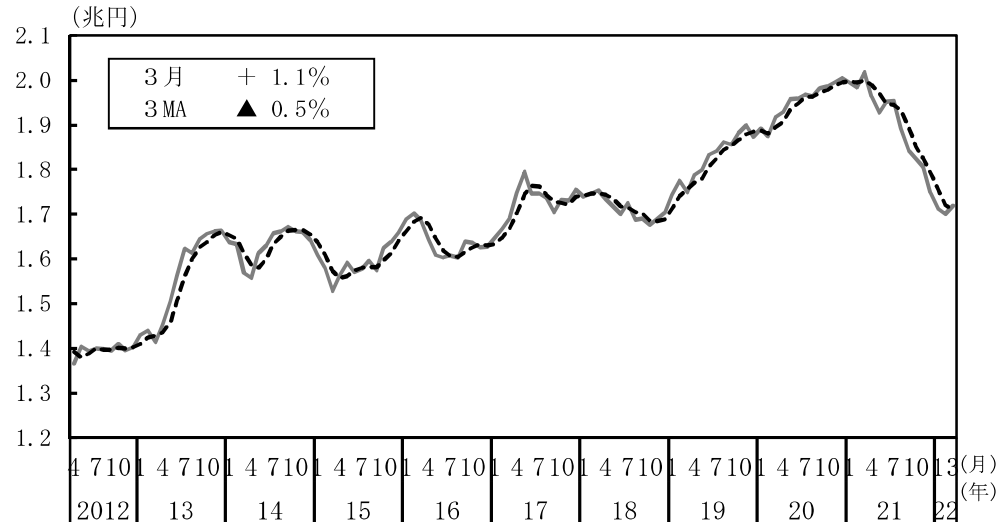
②地方の普通建設事業費

(前年度比、%)

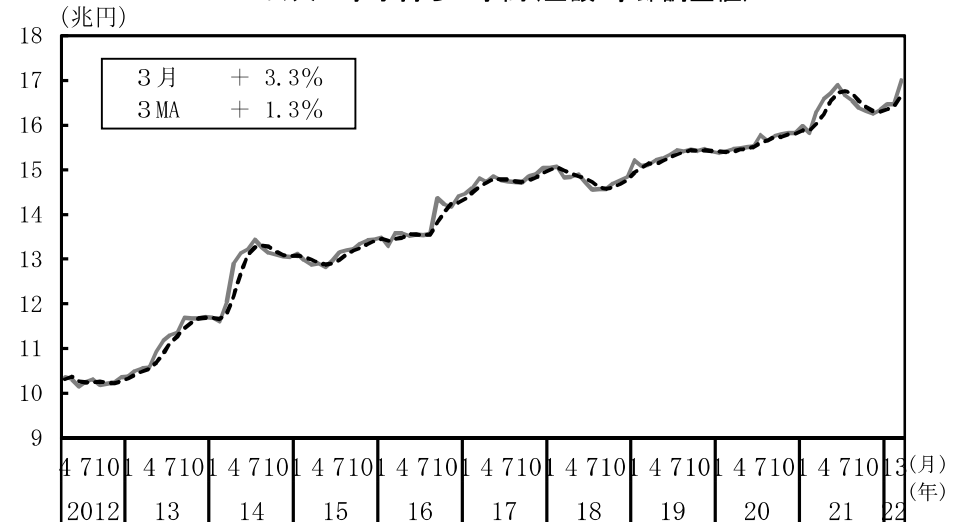
調査機関	総務省		時事通信社		日経グローバル	
区 分	(当初予算)		(当初予算)		(当初予算)	
年 度	2020年度	2021年度	2021年度	2022年度	2021年度	2022年度
普通建設事業費	—	▲ 10.9	▲ 12.0	1.4	▲ 12.9	2.4
うち補助事業費	—	▲ 18.1	▲ 16.6	▲ 1.5	▲ 16.5	2.8
うち単独事業費	—	▲ 0.9	▲ 5.8	4.2	▲ 8.7	1.9
調査対象	普通会計、当初予算。 都道府県、政令指定都市の合計。骨格予算・暫定予算を編成した自治体を除いて集計。		一般会計、当初予算。 都道府県及び政令指定都市の単純合計。骨格予算・暫定予算を編成した自治体を除いて集計。		一般会計、当初予算。 都道府県、全市及び特別区の単純合計。骨格予算・暫定予算を編成した自治体を除いて集計。	

- (備考) 1. 財務省予算関係資料、総務省地方財政審議会資料、(株)時事通信社調査、(株)日本経済新聞社「日経グローバル」調査などにより作成。
 2. ①の当初予算には、デジタル庁に一括計上している情報システム関係経費は含まない。なお、[]内は、河川情報システム等の情報システム関係経費を含む計数とその比較。
 3. ②の日経グローバルのうち補助事業費、単独事業費は未回答の自治体を除き算出。

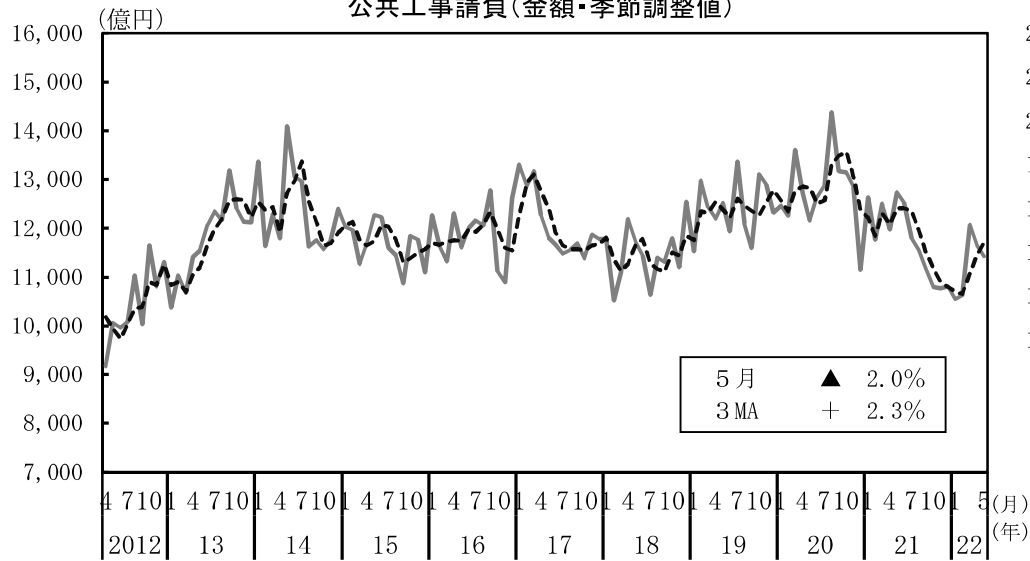
公共工事出来高(金額・季節調整値)



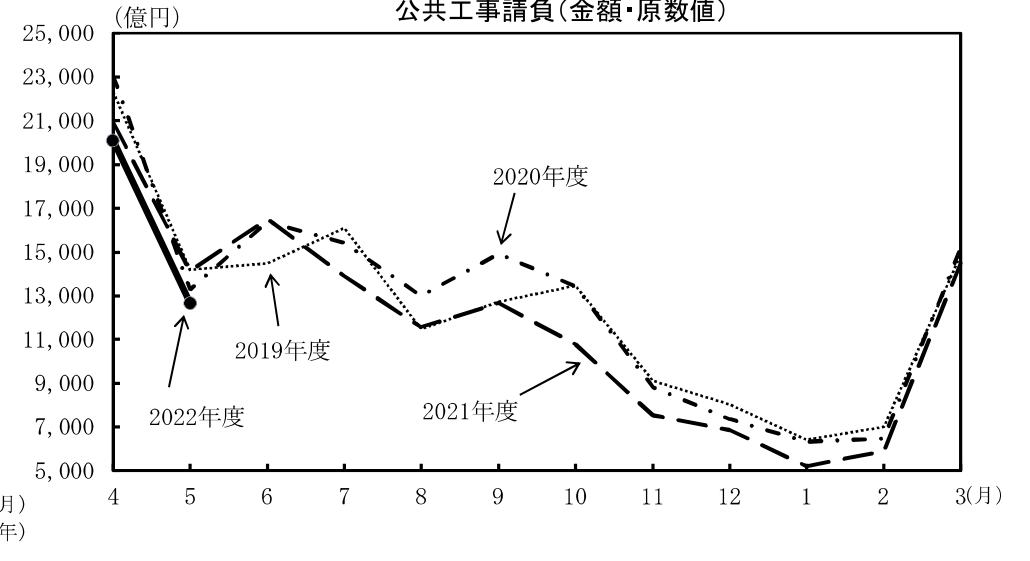
公共工事手持ち工事高(金額・季節調整値)



公共工事請負(金額・季節調整値)



公共工事請負(金額・原数値)



(備考)

左上図：国土交通省「建設総合統計」により作成。内閣府で季節調整。点線は後方3か月移動平均。
左下図：東日本建設業保証株式会社他「公共工事前払金保証統計」により作成。内閣府で季節調整。
点線は後方3か月移動平均。

(備考)

右上図：国土交通省「建設総合統計」により作成。内閣府で季節調整。点線は後方3か月移動平均。
右下図：東日本建設業保証株式会社他「公共工事前払金保証統計」により作成。

6. 輸出・輸入・国際収支

輸出は、おおむね横ばいとなっている。

輸入は、下げ止まっている。

貿易・サービス収支は、赤字となっている。

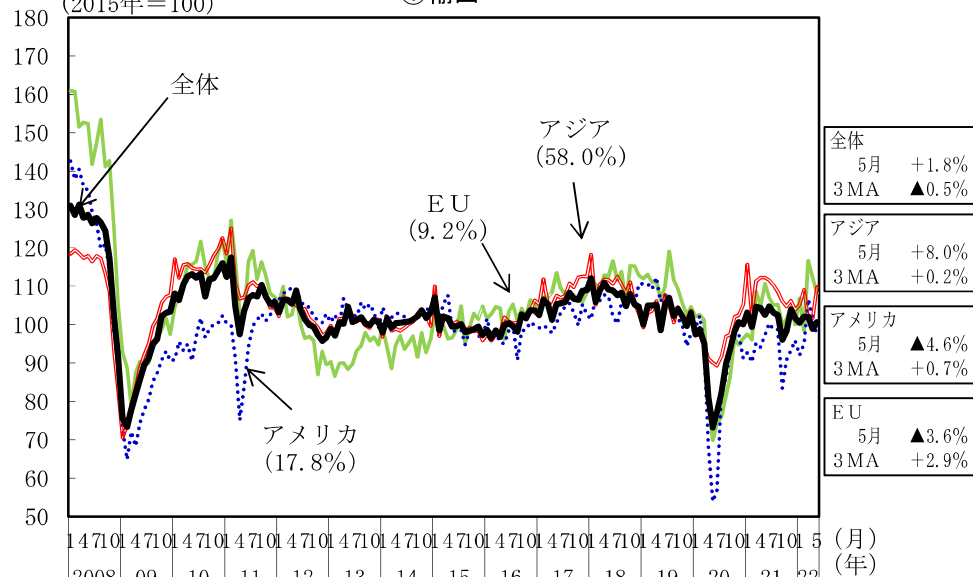
(前年同期(月)比、[]内は暦年前年比、()内は季節調整済前期(月)比、%、Pは速報値)

	[2020年] 2020年度	[2021年] 2021年度	2021年 10-12月	2022年 1-3月	2022年 3月	4月	5月
輸出数量	[▲11.7] ▲9.3	[12.2] 10.5	(0.9) 1.3	(0.2) ▲ 0.8	(▲ 0.0) ▲ 1.4	(▲ 3.1) ▲ 4.4	P (1.8) P ▲ 3.5
輸入数量	[▲6.4] ▲3.3	[5.1] 3.8	(▲ 1.6) 1.4	(2.6) 1.3	(▲ 1.3) 0.0	P (▲ 2.9) P ▲ 9.0	P (7.0) P 4.7
貿易・サービス収支(億円)	[▲8,773] 2,364	[▲25,615] P ▲64,468	▲ 18,270	P ▲ 32,152	P ▲ 10,291	P ▲ 13,955	—
貿易収支(億円)	[27,779] 37,770	[16,701] P ▲16,507	▲ 7,155	P ▲ 17,215	P ▲ 5,619	P ▲ 9,861	—
第一次所得収支(億円)	[191,209] 188,252	[204,781] P 215,883	52,444	P 61,728	P 28,203	P 21,558	—
経常収支(億円)	[156,739] 162,673	[154,877] P 126,442	28,396	P 22,574	P 15,559	P 5,115	—
金融収支(億円)(原数値)	[138,073] 138,276	[107,527] P 99,142	▲ 4,748	P 37,837	P 15,159	P ▲ 8,340	—

地域別輸出入数量指数

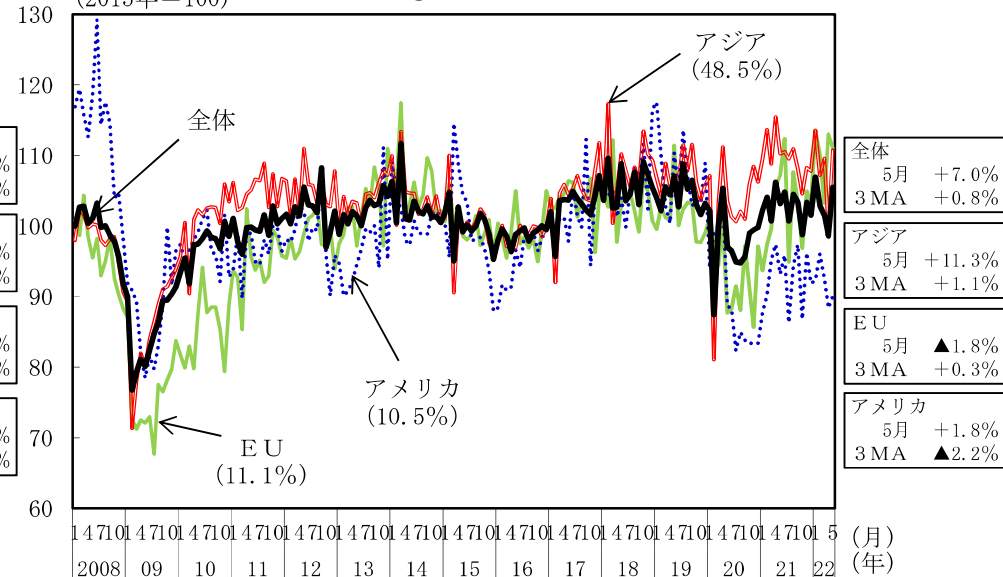
(2015年=100)

①輸出



②輸入

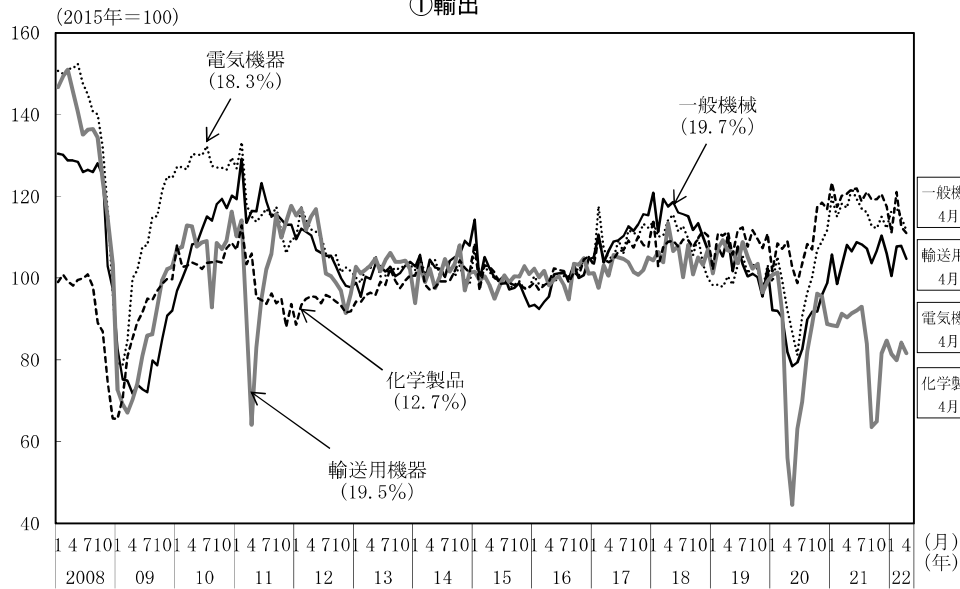
(2015年=100)



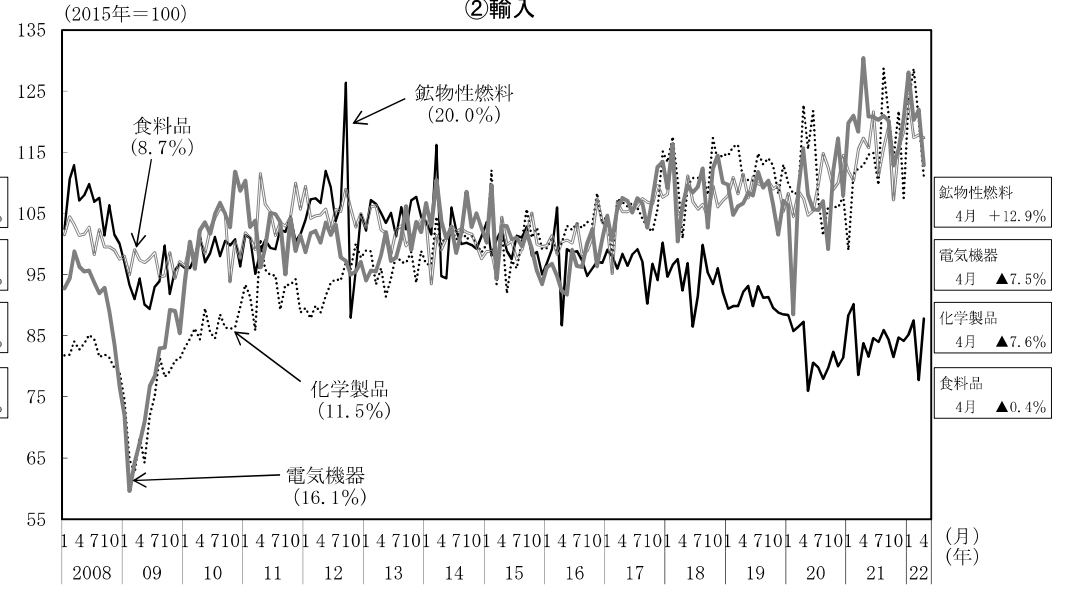
(備考) 財務省「貿易統計」により作成。内閣府による季節調整値。括弧内は2021年の金額ウェイト。なお、EUは27か国ベース。

品目別輸出入数量指数

①輸出

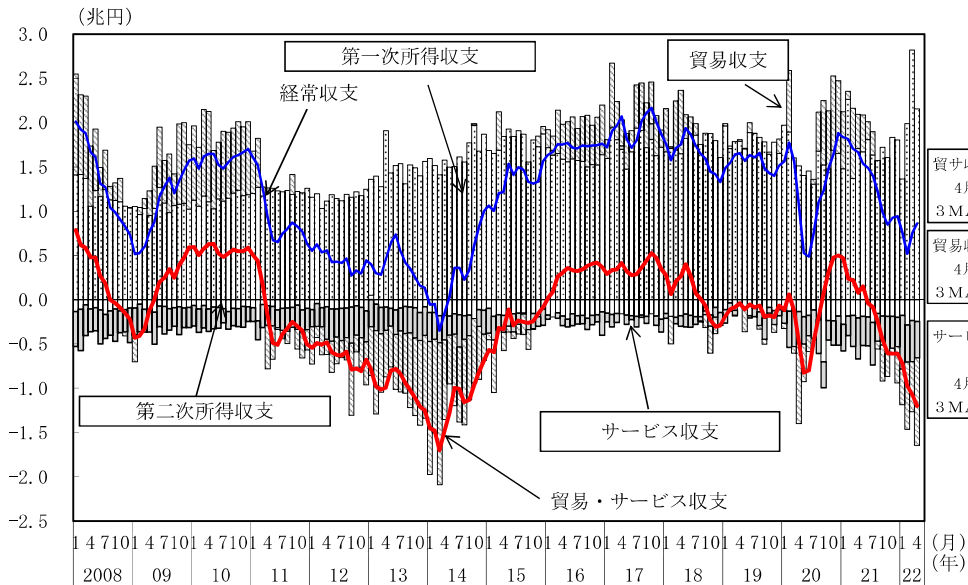


②輸入

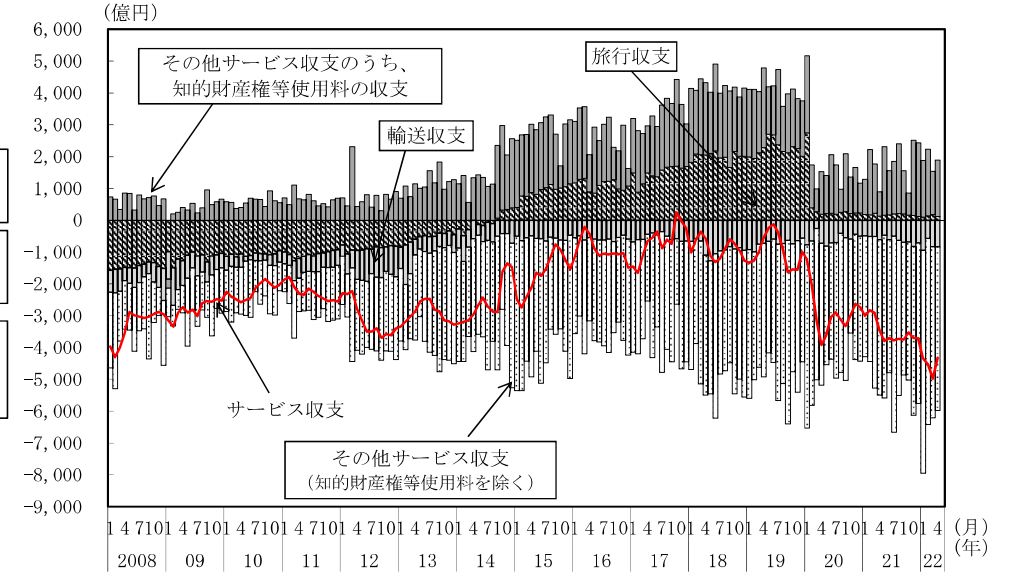


(備考) 財務省「貿易統計」により作成。内閣府による季節調整値。括弧内は2021年の金額ウェイト。

経常収支



サービス収支



(備考) 1. 財務省・日本銀行「国際収支統計」により作成。財務省・日本銀行による季節調整値。知的財産権等使用料の収支及びその他サービス収支(知的財産権等使用料を除く)は、内閣府による季節調整値。
2. 積上げは単月の値。折線は後方3か月移動平均の値。

7. 生産・出荷・在庫

生産は、持ち直しの動きに足踏みがみられる。

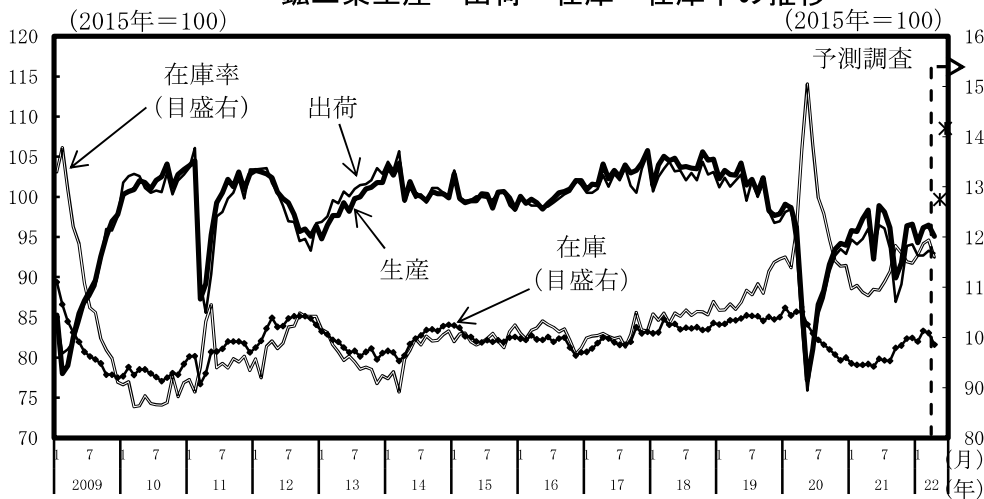
(%)

	[2020年] 2020年度	[2021年] 2021年度	2021年 7－9月期	10－12月期	2022年 1－3月期	2022年 2月	3月	4月
鉱工業生産指数	[▲ 10.4] ▲ 9.6	[5.6] 5.8	(▲ 1.9) 5.4	(0.2) 0.9	(0.8) ▲ 0.6	(2.0) 0.5	(0.3) ▲ 1.7	(▲ 1.5) ▲ 4.9
鉱工業出荷指数	[▲ 10.6] ▲ 9.8	[4.6] 4.6	(▲ 3.3) 3.9	(0.2) 0.0	(0.5) ▲ 1.8	(0.0) ▲ 1.5	(0.6) ▲ 2.4	(▲ 0.3) ▲ 4.6
鉱工業在庫指数	[▲ 8.4] ▲ 10.0	[4.9] 6.8	(2.3) 0.4	(2.0) 4.9	(1.0) 6.8	(2.1) 7.1	(▲ 0.4) 6.8	(▲ 2.3) 4.1
製造工業生産能力指数 (2015年=100)	[97.3] 97.0	[96.2] 95.8	96.2	96.2	95.8	95.7	95.8	95.4
製造工業稼働率指数 (2015年=100)	[87.1] 87.3	[94.1] 93.5	(90.5)	(94.7)	(93.2)	(94.2)	(92.7)	(92.7)
第3次産業 活動指数	[▲ 6.9] ▲ 6.8	[1.5] P 2.3	(▲ 0.5) 0.7	(1.5) 0.8	P (▲ 0.9) P 0.4	(▲ 1.9) 0.0	P (1.7) P ▲ 0.5	P (0.7) P 0.3

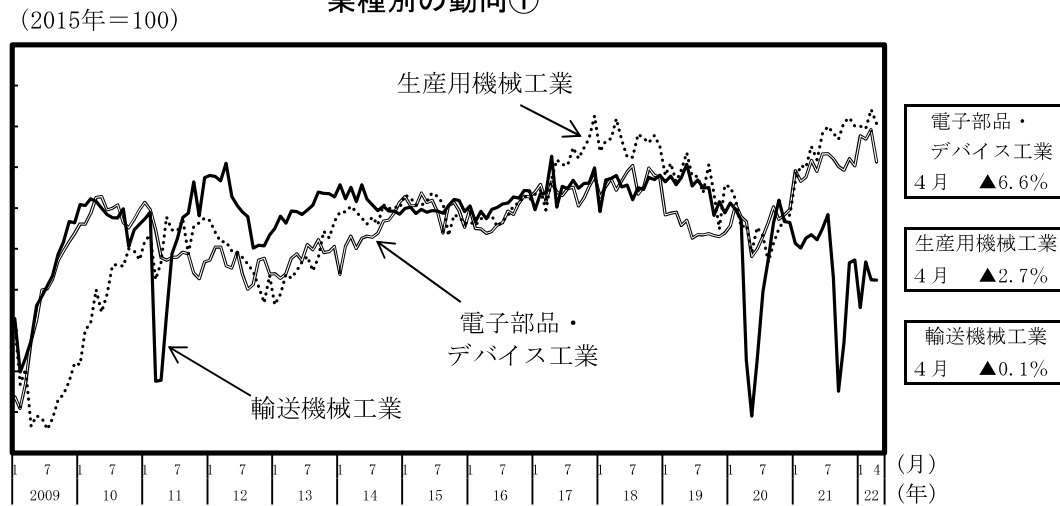
予測調査
5月 4.8%
6月 8.9%

- (備考) 1. 経済産業省「鉱工業指数」「製造工業生産予測調査」「第3次産業活動指数」により作成。Pは速報値。
 2. 鉱工業生産・出荷・在庫指数、第3次産業活動指数の暦年・年度の下段は前年度比、上段の [] 内は前年比。四半期・月次の下段は前年同期（月）比、上段の（）内は季節調整済前期（月）比。
 3. 製造工業生産能力指数の暦年・年度の下段は原数値（年度）、上段の [] 内は原数値（暦年）。四半期次・月次は原数値。
 4. 製造工業稼働率指数の暦年・年度の下段は原数値（年度）、上段の [] 内は原数値（暦年）。四半期次・月次は季節調整済値。

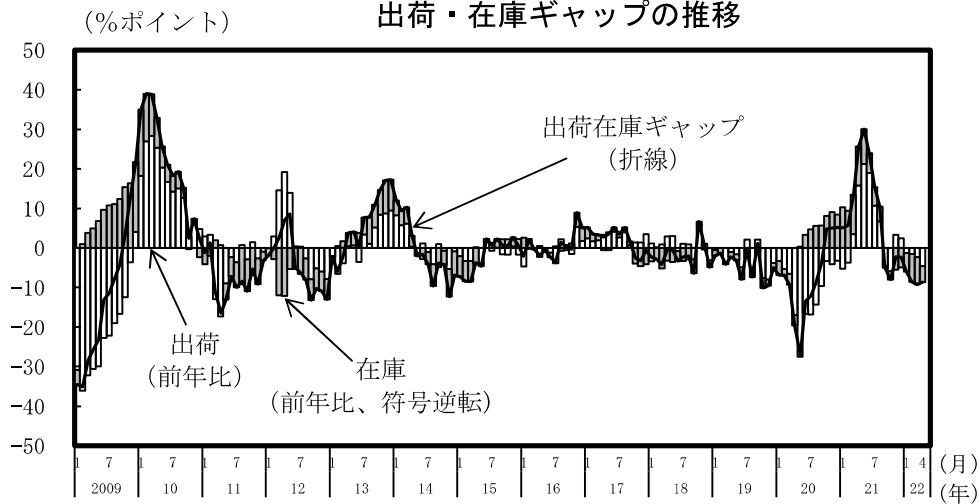
鉱工業生産・出荷・在庫・在庫率の推移



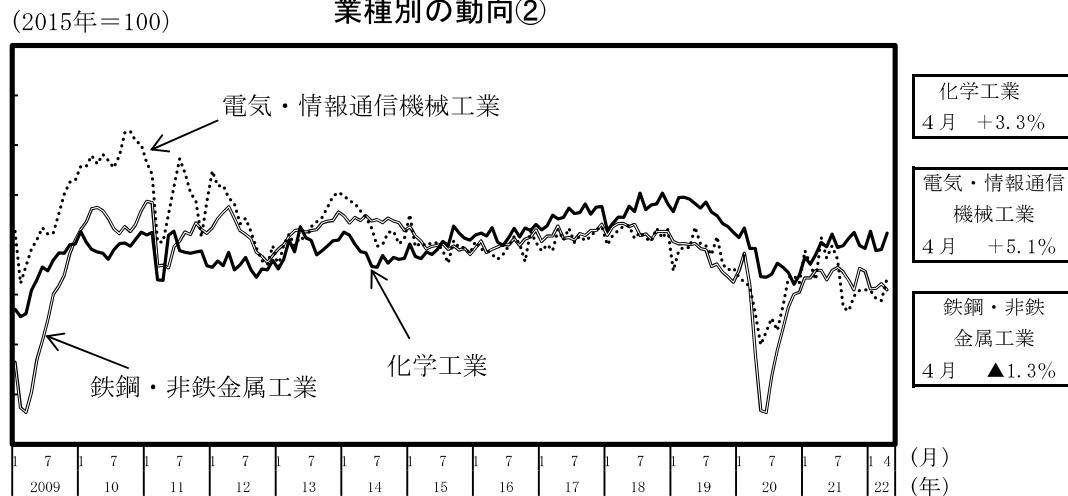
業種別の動向①



出荷・在庫ギャップの推移



業種別の動向②



(備考) 経済産業省「鉱工業指数」により作成。出荷・在庫ギャップ=出荷(前年比) - 在庫(前年比)。

8. 企業収益・業況判断

企業収益は、一部に弱さがみられるものの、総じてみれば改善している。
企業の業況判断は、持ち直しの動きに足踏みがみられる。

日本銀行「全国企業短期経済観測調査（2022年3月調査）」

（前年同期比、％）

経常利益		2019年度	2020年度	2021年度 実績見込み			2022年度 計画		
		実績	実績		上期	下期		上期	下期
全規模	全産業	▲ 9.6	▲ 20.1	32.0	69.8	6.6	▲ 0.9	▲ 2.5	0.9
大企業	製造業	▲ 17.5	▲ 1.4	42.0	110.5	0.8	▲ 2.9	▲ 4.3	▲ 1.0
	非製造業	▲ 7.8	▲ 37.9	34.1	33.1	35.1	0.5	1.7	▲ 0.8
中小企業	製造業	▲ 18.1	▲ 10.2	37.1	114.3	▲ 0.4	▲ 4.9	▲ 12.9	3.5
	非製造業	0.7	▲ 16.1	10.3	45.5	▲ 7.5	0.0	0.1	0.0

財務省「法人企業統計季報」

（前年同期比、（ ）内は季調済前期比、％）

経常利益	2020年	2021年	2020年度	2021年度	2021年4－6月	7－9月	10－12月	2022年1－3月
全規模全産業	▲ 27.3	41.8	▲ 15.6	36.8	93.9 (2.8)	35.1 (▲ 6.4)	24.7 (17.4)	13.7 (0.2)
製造業	▲ 21.7	68.7	▲ 4.3	53.2	159.4 (7.5)	71.0 (▲ 7.3)	22.1 (11.0)	18.4 (5.9)
非製造業	▲ 29.8	28.2	▲ 20.9	27.7	64.2 (▲ 0.2)	17.0 (▲ 5.7)	26.4 (21.8)	10.9 (▲ 3.4)
大中堅企業	▲ 26.8	45.0	▲ 12.2	37.9	74.1 (9.4)	38.0 (▲ 10.0)	27.1 (9.8)	18.5 (8.6)
中小企業	▲ 28.4	33.4	▲ 23.9	33.8	278.6 (▲ 15.0)	26.9 (6.5)	19.8 (40.1)	3.1 (▲ 19.6)

（備考）大中堅企業・中小企業の季調済前期比は内閣府試算値。

（％ポイント）

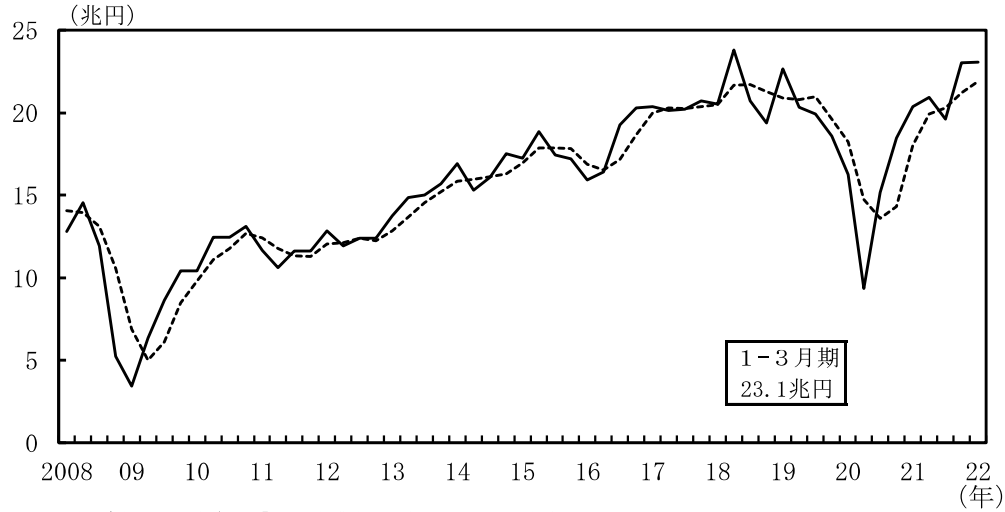
日本銀行「全国企業短期経済観測調査（2022年3月調査）」

→ 見込み

業況判断D I		2020年9月	12月	2021年3月	6月	9月	12月	2022年3月	6月
全規模	全産業	▲ 28	▲ 15	▲ 8	▲ 3	▲ 2	+ 2	+ 0	▲ 3
	製造業	▲ 37	▲ 20	▲ 6	+ 2	+ 5	+ 6	+ 2	+ 0
	非製造業	▲ 21	▲ 11	▲ 9	▲ 7	▲ 7	+ 0	▲ 2	▲ 5
大企業	製造業	▲ 27	▲ 10	+ 5	+ 14	+ 18	+ 18	+ 14	+ 9
	非製造業	▲ 12	▲ 5	▲ 1	+ 1	+ 2	+ 9	+ 9	+ 7
中小企業	製造業	▲ 44	▲ 27	▲ 13	▲ 7	▲ 3	▲ 1	▲ 4	▲ 5
	非製造業	▲ 22	▲ 12	▲ 11	▲ 9	▲ 10	▲ 4	▲ 6	▲ 10

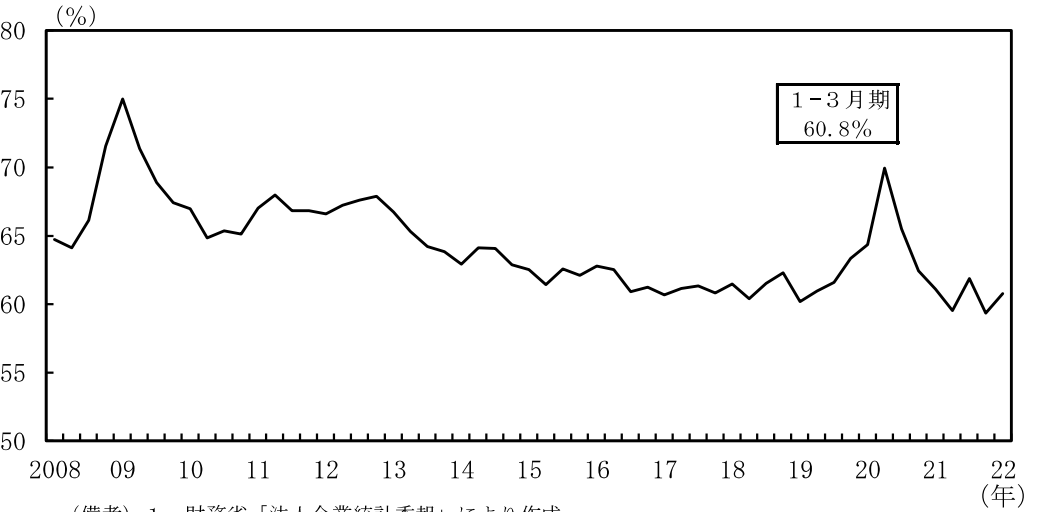
（備考）D I = 「良い」とみる企業の割合（％）－ 「悪い」とみる企業の割合（％）

<企業収益>
経常利益額の推移



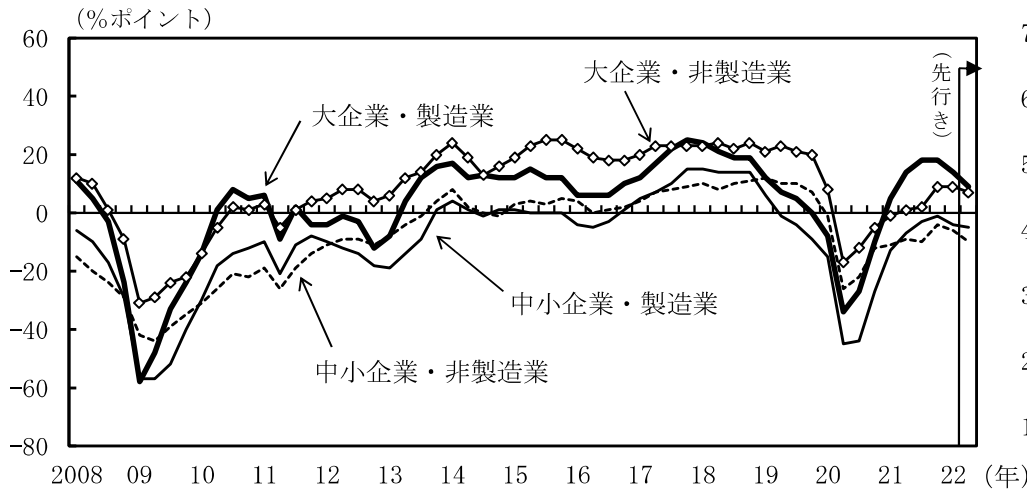
(備考) 1. 財務省「法人企業統計季報」により作成。
2. 季節調整値。点線は後方3四半期移動平均。

労働分配率の推移



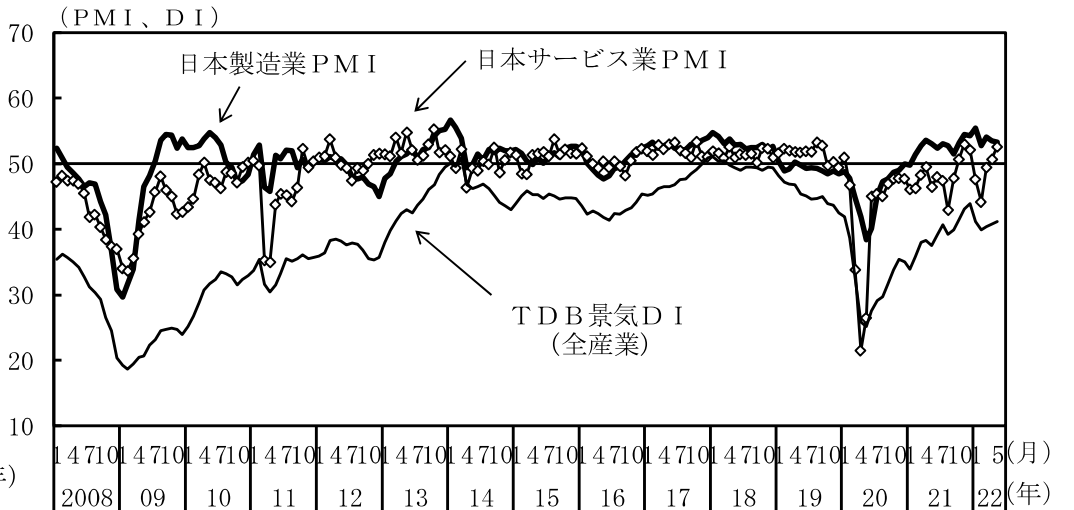
(備考) 1. 財務省「法人企業統計季報」により作成。
2. 労働分配率=人件費/(人件費+営業利益+減価償却費+受取利息)
3. 内閣府の試算による季節調整値。

<企業の景況感>
日銀短観の業況判断D Iの推移



(備考) 日本銀行「全国企業短期経済観測調査」により作成。DIは「良い」-「悪い」。

各種調査における業況判断指標の推移



(備考) 1. S&P Global社、(株)帝国データバンク「TDB景気動向調査(全国)」により作成。
2. PMIは、「前月に比べ増加(改善)」の回答割合と、「前月に比べ変化なし」の回答割合を2で除した値を足した値(季節調整値)。DIは、景気の現状について7段階の評価に応じた評点により加重平均して算出した値。

9. 倒産

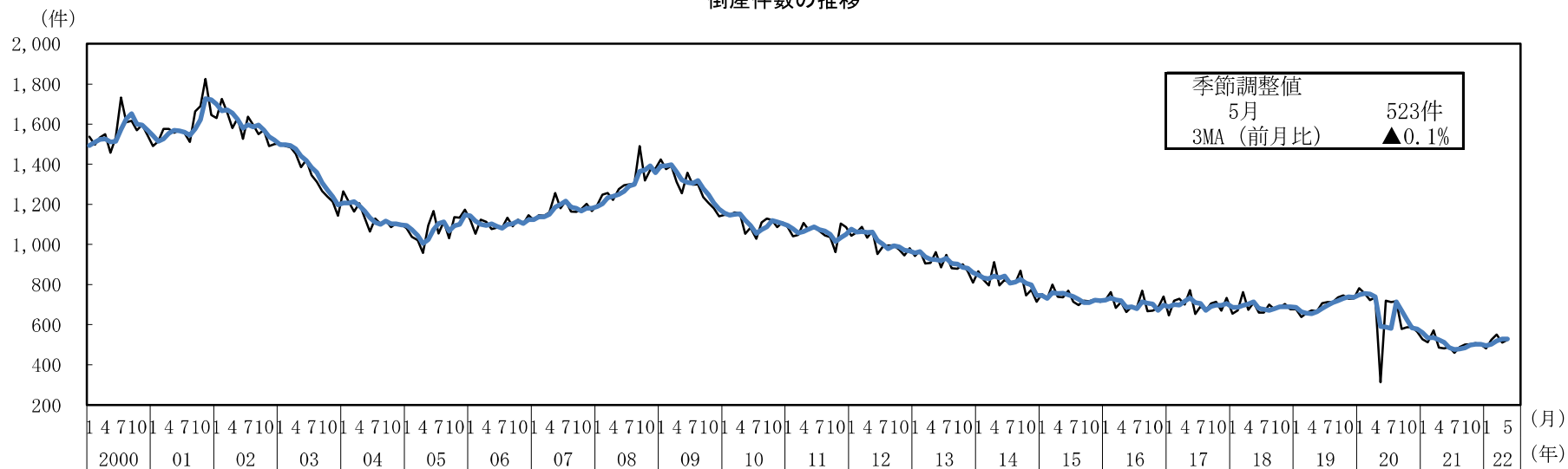
倒産件数は、おおむね横ばいとなっている。

(株)東京商工リサーチ(TSR)「倒産月報」

(前年比は原数値、[]内は暦年前年比、()内は季調済前期(月)比、%)

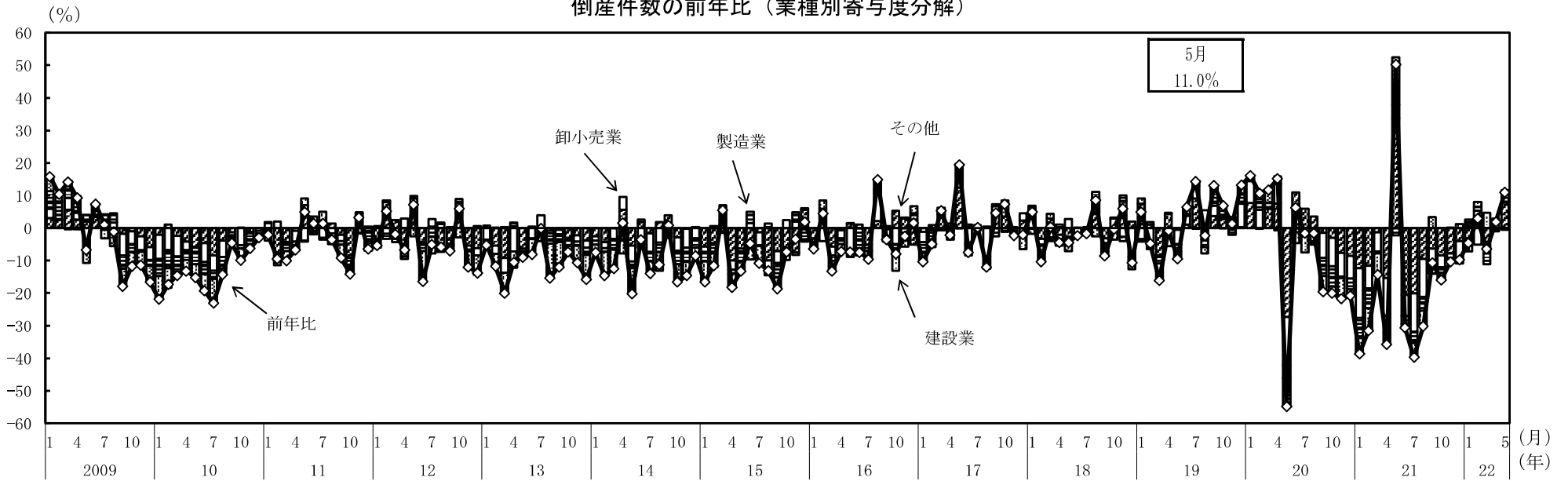
	[2019年] 2019年度	[2020年] 2020年度	[2021年] 2021年度	2021年10-12月期	2022年1-3月期	2022年3月	4月	5月
企業倒産件数	[8,383]	[7,773]	[6,030]	1,539	1,504	593	486	524
前年比(%)	8,631 [1.7]	7,163 [▲7.2]	5,980 [▲22.4]	▲12.1	▲3.2	▲6.4	1.8	11.0
前月比(%)	6.4	▲17.0	▲16.5	(4.2)	(3.0)	(4.7)	(▲7.0)	(2.3)
負債金額(億円)	[14,232]	[12,200]	[11,507]	2,857	3,076	1,696	812	873
前年比(%)	12,647 [▲4.1]	12,084 [▲14.2]	11,679 [▲5.6]	▲10.4	5.9	19.9	▲3.3	▲48.1
大型倒産除く(億円)	[6,958]	[6,112]	[4,984]	1,283	1,260	484	455	451
前年比(%)	7,065 [▲0.1]	5,563 [▲12.1]	4,964 [▲18.4]	▲1.6	▲1.6	▲4.6	31.3	18.7
	2.0	▲21.2	▲10.7					

倒産件数の推移



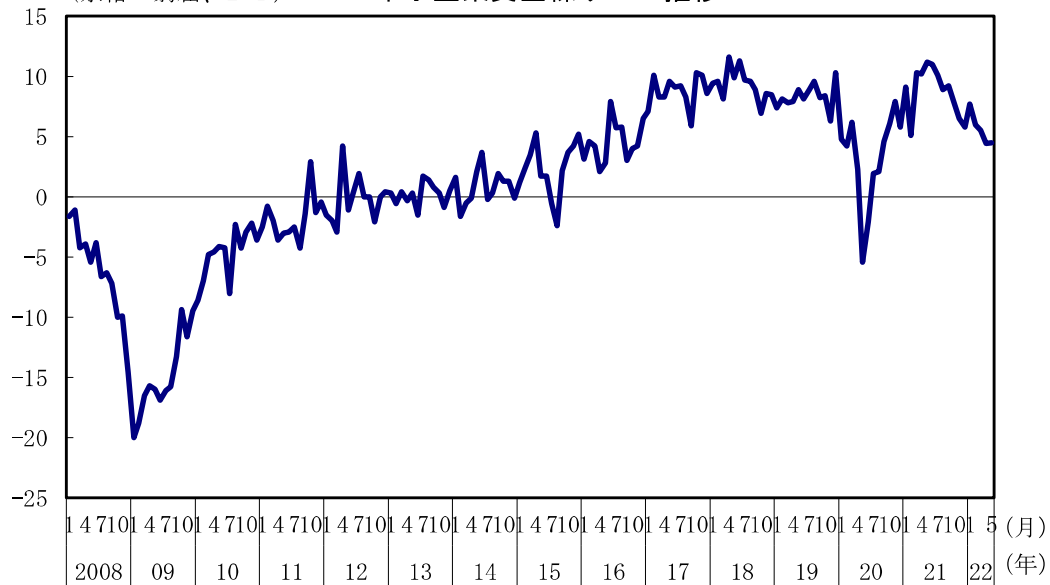
(備考) 1. (株)東京商工リサーチ(TSR)「倒産月報」により作成。
2. 内閣府による季節調整値。太線は後方3か月移動平均。

倒産件数の前年比（業種別寄与度分解）



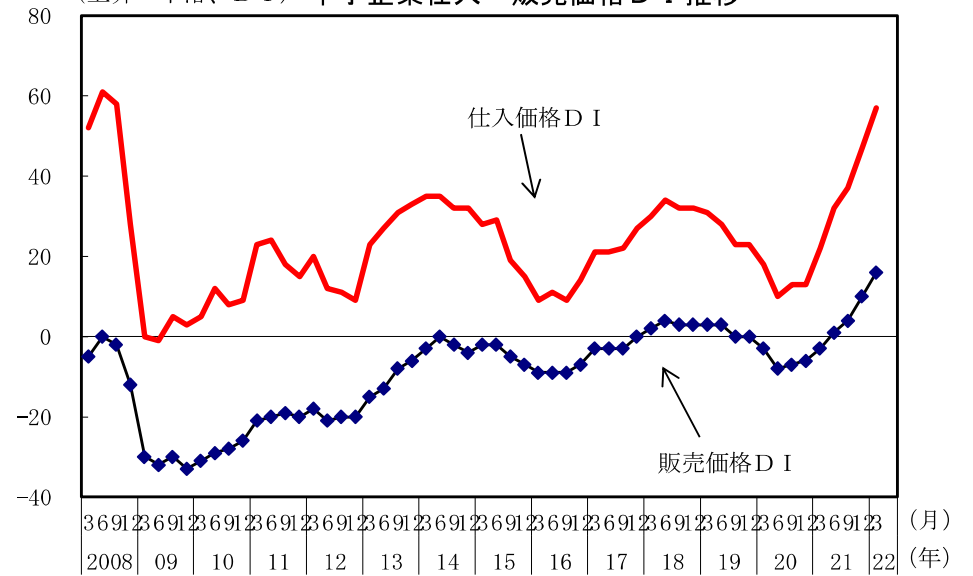
(備考) (株)東京商工リサーチ (TSR) 「倒産月報」により作成。

(余裕-窮屈、DI) 中小企業資金繰りDI推移



(備考) (株)日本政策金融公庫「中小企業景況調査」により作成。

(上昇-下落、DI) 中小企業仕入・販売価格DI推移



(備考) 日本銀行「全国企業短期経済観測調査」により作成。

10. 雇用情勢

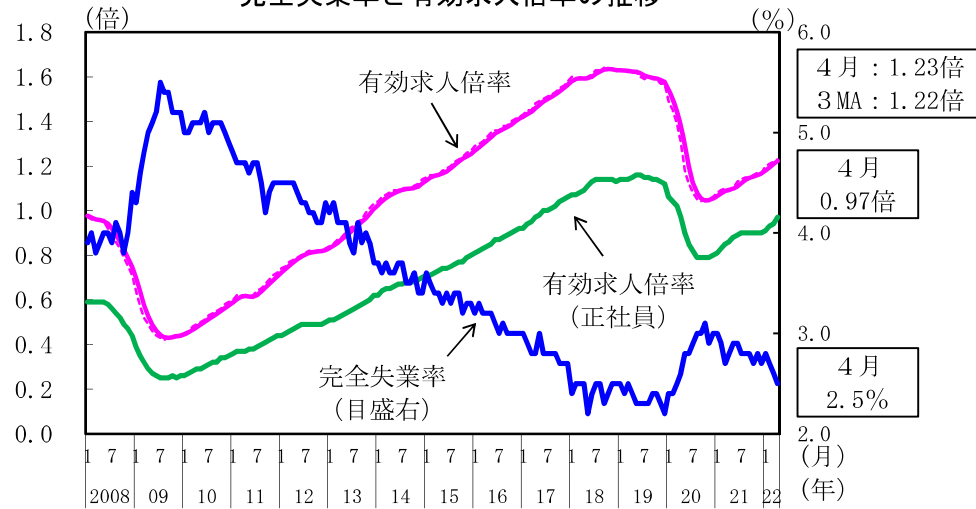
雇用情勢は、持ち直しの動きがみられる。

(前年同期(月)比、[]内は暦年ベース、()内は季調済前期(月)比、%、完全失業率・完全失業者数・有効求人倍率は季節調整値、求人広告掲載件数は原数値)

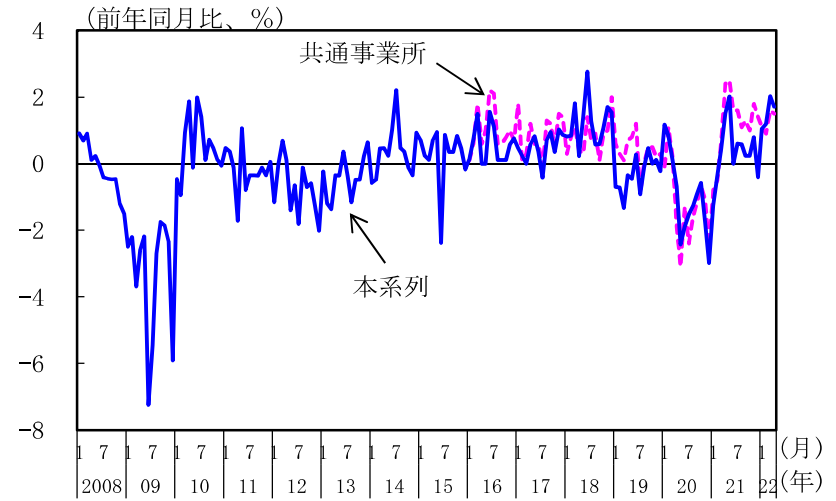
	2020年度[年]	2021年度[年]	2021年7-9月	2021年10-12月	2022年1-3月	2022年2月	3月	4月
完全失業率 (%)	2.9 [2.8]	2.8 [2.8]	2.8	2.7	2.7	2.7	2.6	2.5
うち15~24歳	4.8 [4.6]	4.4 [4.6]	4.3	4.7	4.1	3.8	4.0	4.1
完全失業者数総数 (万人)	199 [192]	191 [195]	192	188	186	188	179	176
うち非自発的な離職による者	59 [55]	56 [57]	55	51	58	60	55	43
雇用者数	▲0.8 [▲0.4]	0.3 [0.2]	0.7 (0.1)	▲0.3 (▲0.2)	▲0.2 (0.1)	▲0.4 (0.4)	0.2 (0.6)	1.0 (0.5)
常用労働者数(労働者計)	0.7 [1.0]	1.1 [1.2]	1.4 (0.1)	1.1 (0.2)	0.6 (▲0.1)	0.5 (▲0.1)	0.5 (0.4) p	0.5 (0.1)
新規求人数	▲20.8 [▲21.7]	9.8 [4.1]	8.2 (2.0)	11.0 (4.7)	10.5 (3.2)	9.5 (▲4.8)	7.5 (4.4)	12.3 (2.5)
有効求人数	▲22.3 [▲21.0]	9.5 [1.6]	9.2 (2.9)	10.3 (3.4)	12.9 (4.1)	13.0 (▲0.2)	11.7 (0.2)	11.8 (0.9)
有効求人倍率 (倍)	1.10 [1.18]	1.16 [1.13]	1.15	1.17	1.21	1.21	1.22	1.23
正社員 (倍)	0.83 [0.88]	0.90 [0.88]	0.90	0.90	0.93	0.93	0.94	0.97
求人広告掲載件数 (万件)	78.8 [95.3]	99.1 [90.8]	90.9	101.5	120.8	120.9	131.3	137.8
所定外労働時間(残業時間等)	▲13.9 [▲13.2]	8.2 [5.1]	7.3 (▲1.1)	4.1 (▲0.9)	4.3 (2.4)	5.1 (0.5)	3.8 (2.7) p	5.7 (4.1)
製造業	▲19.8 [▲20.7]	18.9 [14.1]	27.9 (2.3)	9.2 (▲6.4)	10.7 (6.8)	12.4 (▲1.8)	9.8 (2.0) p	6.1 (0.3)
現金給与総額(1人当たり・名目)	▲1.5 [▲1.2]	0.7 [0.3]	0.5 (▲0.3)	0.0 (▲0.6)	1.5 (2.2)	1.2 (0.7)	2.0 (1.0) p	1.7 (0.2)
※共通事業所	-	-	-	-	-	0.9	1.6 p	1.5
定期給与(名目)	▲0.8 [▲0.7]	0.8 [0.5]	0.6 (▲0.2)	0.3 (▲0.1)	1.1 (1.2)	1.0 (0.0)	1.2 (0.4) p	1.5 (0.4)
※共通事業所	-	-	-	-	-	0.7	0.9 p	1.3

- (備考) 1. 常用労働者数、所定外労働時間、現金給与総額及び定期給与は、本系列(2019年5月以前は抽出調査、6月以降は全数調査)を掲載。なお、賃金と労働時間には、2018年1月に標本の部分入替えや基準とする母集団の更新、2019年1月に標本の部分入替え、同年6月に東京都「500人以上規模の事業所」について抽出調査から全数調査への変更、2020年1月及び2021年1月に標本の部分入替えを行ったことによる断層が含まれる。このため、これらの断層の影響を除いた共通事業所による前年同月比の公表値も掲載。Pは速報値。
2. 定期給与とは、きまって支給する給与のことであり、所定内給与と所定外給与の合計。
3. 求人広告掲載件数は(社)全国求人情報協会資料により作成。職種分類別件数の合計。2018年1月より集計開始。

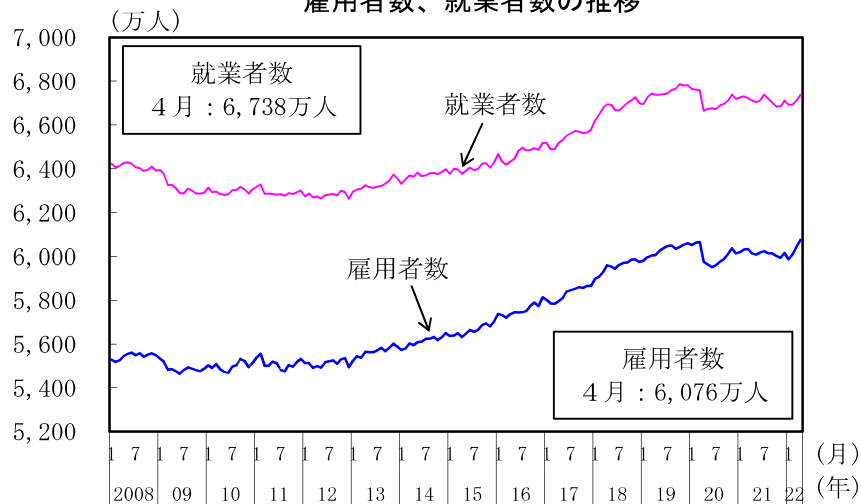
完全失業率と有効求人倍率の推移



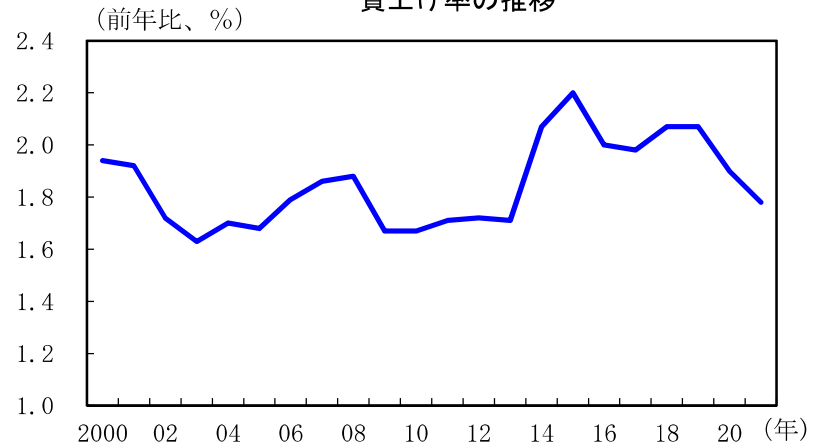
現金給与総額（本系列と共通事業所）の推移



雇用者数、就業者数の推移



賃上げ率の推移



- (備考) 1. 総務省「労働力調査」、厚生労働省「職業安定業務統計」により作成。季節調整値。
 2. 総務省「労働力調査」の2011年3～8月は、岩手県、宮城県及び福島県を補完した全国の推計値。
 3. 有効求人倍率について、点線は単月、実線は3か月移動平均。

- (備考) 1. 上図は厚生労働省「毎月勤労統計調査」、下図は日本労働組合総連合会「春季生活闘争（最終）回答集計結果」により作成。
 2. 本系列は、2018年1月に標本の部分入替えや基準とする母集団の更新、2019年1月に標本の部分入替え、同年6月に東京都「500人以上規模の事業所」について抽出調査から全数調査への変更、2020年1月及び2021年1月に標本の部分入替えを行ったことによる断層が含まれる。共通事業所は、2016年1月より公表。
 3. 賃上げ率は、平均賃金方式による定昇相当の賃上げ率。

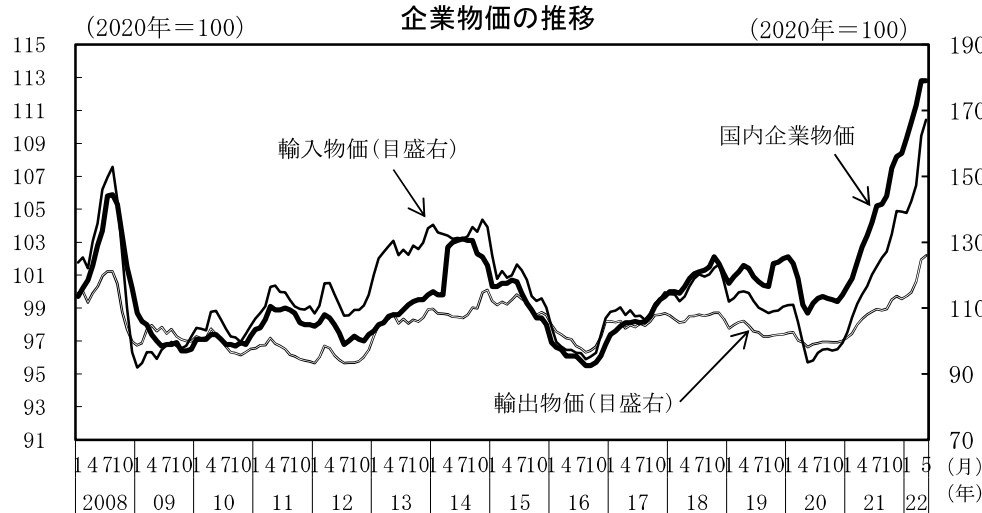
11. 物価

国内企業物価は、上昇している。消費者物価は、このところ上昇している。

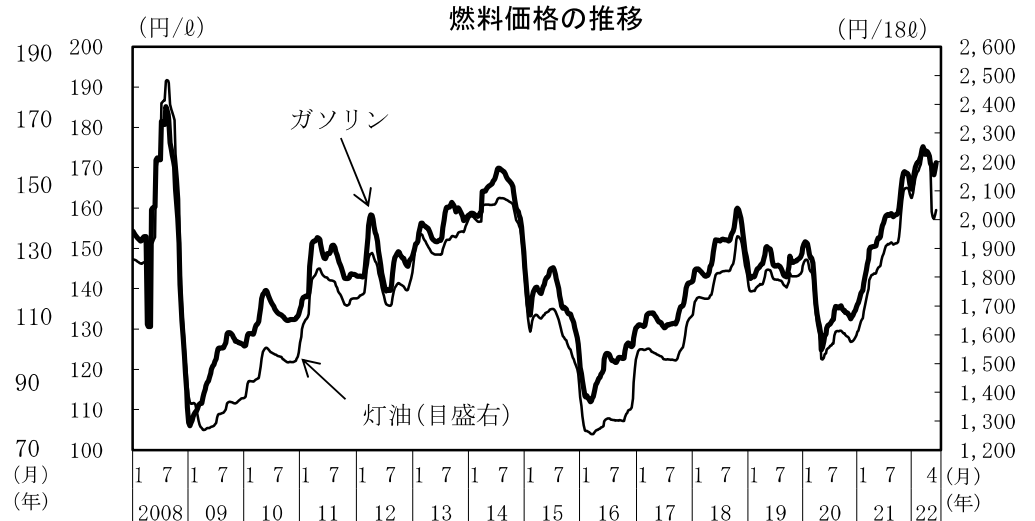
(前年同期(月)比、[]内は暦年前年比、()内は前期(月)比、<>内は季節調整済前期(月)比、%)

		[2020年] [2020年度]	[2021年] [2021年度]	2021年 7-9月	10-12月	2022年 1-3月	2022年 3月	4月	5月			
国内企業物価		[▲ 1.2] ▲ 1.5	[4.5] 7.0	(2.1) 5.8	(2.3) 8.4	(2.1) 9.2	(0.9) 9.3	(1.3) 9.8	P (0.0) 9.1			
夏季電力料金調整後		[▲ 1.1] ▲ 1.4	[4.5] 7.0	(1.9) 5.8	(2.5) 8.4	(2.1) 9.2	(0.9) 9.3	(1.3) 9.8	P (0.0) 9.1			
輸出物価		[▲ 3.2] ▲ 2.2	[8.3] 11.2	(1.6) 10.0	(3.1) 13.2	(2.2) 12.4	(3.0) 12.6	(5.5) 16.9	P (1.0) 16.7			
輸入物価		[▲ 10.3] ▲ 10.0	[21.5] 31.2	(6.8) 28.7	(9.7) 39.9	(4.2) 33.4	(3.3) 32.3	(10.3) 42.2	P (3.0) 43.3			
契約通貨ベース		[▲ 9.3] ▲ 8.7	[18.7] 25.4	(6.5) 25.4	(7.0) 31.5	(2.6) 24.7	(1.2) 23.9	(5.0) 27.4	P (1.3) 26.3			
企業向けサービス価格		[0.9] 0.4	[0.9] 1.2	(0.3) 1.1	(0.7) 1.1	(0.2) 1.2	(0.9) 1.3	P (0.0) 1.7	(-) -			
国際運輸を除くベース		[1.0] 0.5	[0.7] 0.9	< 0.2 > 0.8	< 0.4 > 0.8	< 0.3 > 0.9	< 0.2 > 0.9	P < 0.2 > 1.2	< - > -			
消費者物価	総合	固定基準	[0.0] ▲ 0.2	[▲ 0.2] 0.1	< 0.4 > ▲ 0.2	< 0.3 > 0.5	< 0.7 > 0.9	< 0.4 > 1.2	< 0.4 > 2.5	< - > -	< 0.3 > 2.4	< 0.2 > 2.4
		連鎖基準	[0.0] -	[▲ 0.2] -	- -	- -	- -	< 0.4 > 1.2	< 0.3 > 2.5	< - > -		
	生鮮食品	[3.3] 3.5	[▲ 1.2] 1.1	(4.3) ▲ 3.7	(0.1) 3.2	(5.8) 9.4	(▲ 1.1) 11.6	(0.0) 12.2	(-) -			
	エネルギー	[▲ 4.2] ▲ 5.8	[3.9] 10.7	(3.2) 6.3	(4.4) 14.4	(5.4) 19.8	(2.5) 20.8	(0.5) 19.1	(-) -			
	生鮮食品を除く総合	固定基準	[▲ 0.2] ▲ 0.4	[▲ 0.2] 0.1	< 0.5 > 0.0	< 0.3 > 0.4	< 0.6 > 0.6	< 0.4 > 0.8	< 0.2 > 2.1	< - > -	< 0.4 > 1.9	< 0.1 > 1.9
		連鎖基準	[▲ 0.2] -	[▲ 0.2] -	- -	- -	- -	< 0.3 > 0.8	< 0.4 > 2.1	< - > -		
	生鮮食品及びエネルギーを除く総合	固定基準	[0.2] 0.1	[▲ 0.5] ▲ 0.8	< 0.2 > ▲ 0.5	< ▲ 0.2 > ▲ 0.7	< 0.3 > ▲ 0.9	< 0.2 > ▲ 0.7	< 0.2 > 0.8	< - > -	< 0.4 > 0.8	< 0.1 > 0.9
		連鎖基準	[0.2] -	[▲ 0.5] -	- -	- -	- -	< 0.2 > ▲ 0.8	< 0.2 > 0.8	< - > -		
		(政策等による特殊要因を除く)	[0.3] -	[0.3] -	- -	- -	- -	< 0.2 > 0.4	< 0.2 > 0.7	< - > -		

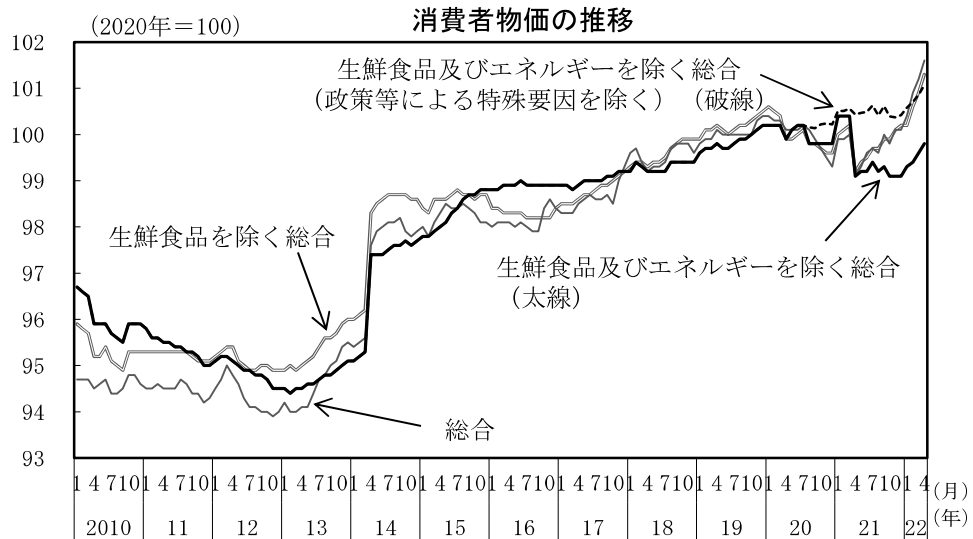
- (備考) 1. 企業向けサービス価格は2015年基準。国内企業物価及び消費者物価は2020年基準。Pは速報値。
 2. 企業向けサービス価格の「国際運輸を除くベース」は、国際航空旅客輸送、外航貨物輸送(除外航タンカー)、外航タンカー、国際航空貨物輸送、国際郵便を除いたもの。季節調整済前期(月)比は、内閣府試算値。
 3. 消費者物価の四半期前期比及び「生鮮食品」、「エネルギー」の四半期前年同期比は内閣府で算出。
 4. 消費者物価のうち「政策等による特殊要因を除く」とは、Go To トラベル事業及び2021年4月の通信料(携帯電話)下落等による直接の影響を除いた数値(内閣府試算値)。



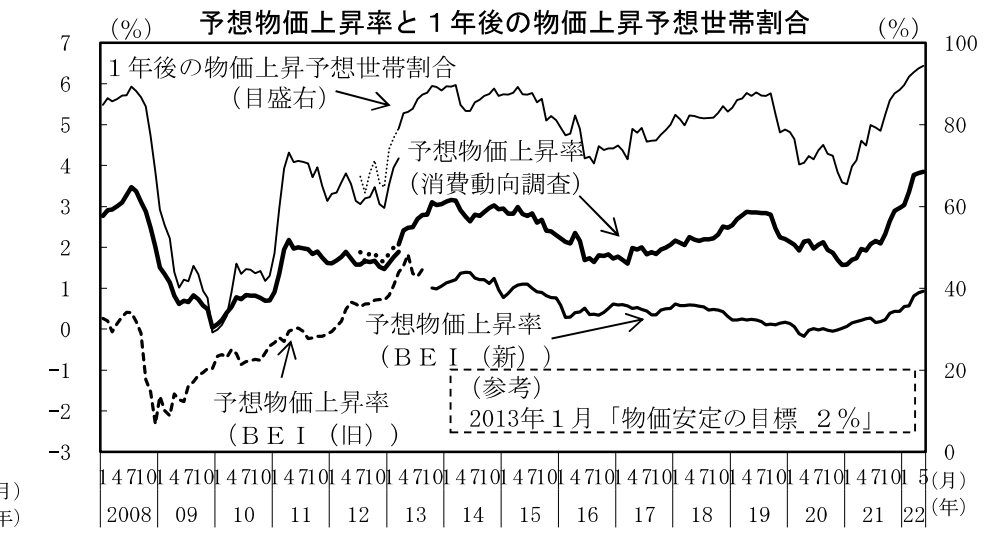
(備考) 日本銀行「企業物価指数」により作成。国内企業物価は夏季電力料金調整後。



(備考) 資源エネルギー庁「石油製品価格調査」により作成。価格は税込み。



(備考) 1. 総務省「消費者物価指数」により作成。連鎖基準。季節調整値。
2. 「政策等による特殊要因を除く」とは、Go Toトラベル事業及び2021年4月の通送料(携帯電話)下落等による直接の影響を除いた数値(内閣府試算値)。



(備考) 1. 内閣府「消費動向調査」(二人以上の世帯)、Bloombergにより作成。
2. 「消費動向調査」は、2013年4月から郵送調査への変更等があったため、それ以前の訪問留置調査の数値と不連続が生じている。点線部(2012年7月から2013年3月)は、郵送調査による試験調査の参考値。また、2018年10月より郵送・オンライン併用調査を開始。
3. 予想物価上昇率(消費動向調査)は、消費者による物価予想。一定の仮定に基づき試算したもの。
4. BEI(ブレイク・オープン・インフレ率)は、物価連動国債売買参加者による物価予想。それぞれの時点で残存期間が最長のもの(BEI(旧)は旧物価連動国債、BEI(新)は新物価連動国債(残存10年物))を使用。

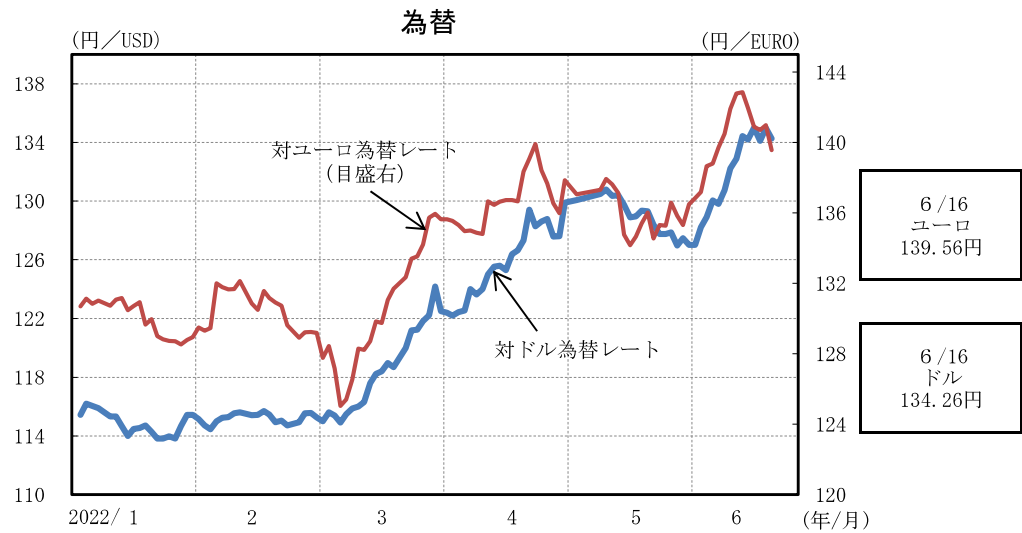
12. 金融

株価（日経平均株価）は、26,600円台から28,200円台まで上昇した後、26,400円台まで下落した。
対米ドル円レート（インターバンク直物中心相場）は、127円台から134円台まで円安方向に推移した。

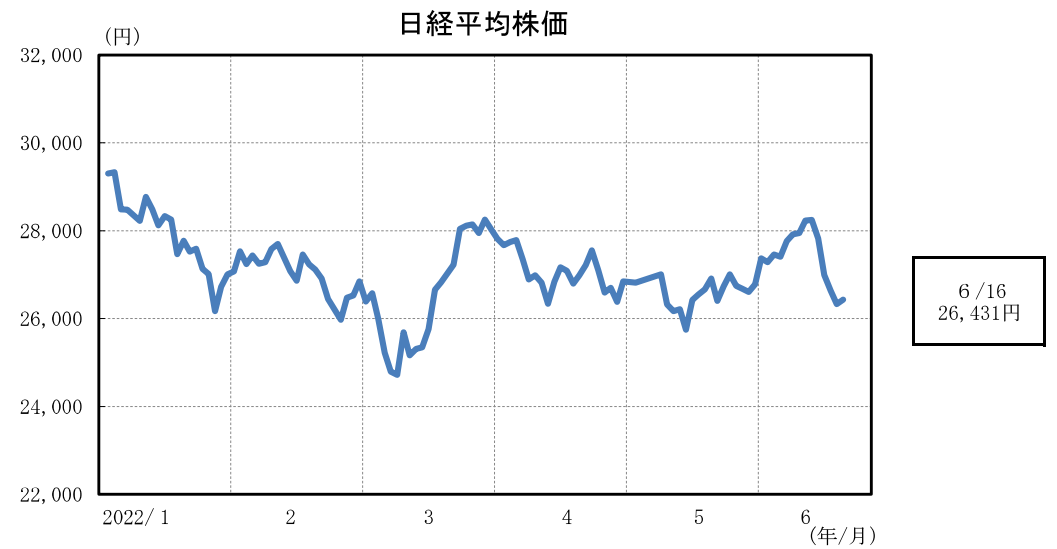
(%、ポイント、円)

	2020年	2021年	2020年度	2021年度	2021年		2022年	2022年			
					7-9月	10-12月	1-3月	3月	4月	5月	
コールレート (無担保翌日物)	-0.035	-0.024	-0.031	-0.024	-0.031	-0.031	-0.015	-0.008	-0.012	-0.018	6/16 -0.042
ユーロ円TIBOR (3か月物)	-0.034	-0.064	-0.051	-0.063	-0.072	-0.064	-0.049	-0.049	-0.049	-0.049	6/16 -0.022
国債流通利回り	0.002	0.061	0.030	0.086	0.026	0.067	0.177	0.195	0.233	0.234	6/16 0.255
株式相場 東証株価指数(TOPIX)	1,597	1,953	1,675	1,956	1,974	1,996	1,917	1,885	1,902	1,879	6/16 1,867
日経平均株価	22,705	28,836	24,459	28,389	28,553	28,810	27,156	26,584	27,043	26,653	26,431
円相場 (対米ドル)	106.73	109.89	106.09	112.38	110.09	113.70	116.32	118.51	126.04	128.78	6/16 134.26
(対ユーロ)	121.87	129.90	123.74	130.53	129.82	130.00	130.40	130.61	136.71	136.08	139.56
(韓国ウォン・1円当たり)	11.05	10.42	10.94	10.39	10.54	10.41	10.36	10.29	9.78	9.83	6/15 9.56
日銀当座預金残高 (億円、前年比)	4,418,178 11.3	5,237,058 18.5	4,666,015 16.7	5,347,929 14.6	5,346,918 15.8	5,362,369 10.3	5,396,396 9.0	5,515,753 8.3	5,610,040 6.0	5,463,040 4.2	
マネタリーベース (億円、前年比)	5,552,289 9.1	6,434,962 15.9	5,804,620 13.2	6,557,140 13.0	6,556,206 (3.2) 14.0	6,589,419 (5.4) 9.2	6,606,743 (9.2) 8.0	6,621,323 (14.5) 7.9	6,874,736 (9.1) 6.6	6,800,213 (▲14.3) 4.6	
マネーストック M2 (億円、前年比)	10,926,297 6.5	11,626,959 6.4	11,174,430 8.1	11,728,097 5.0	11,690,288 (2.8) 4.7	11,748,440 (2.9) 4.0	11,811,999 (3.9) 3.5	11,833,218 (3.7) 3.5	12,018,440 (4.6) 3.4	12,048,644 (1.4) 3.2	
マネーストック 広義流動性 (億円、前年比)	18,759,434 4.1	19,801,769 5.6	19,020,614 4.9	20,007,146 5.2	19,987,873 (3.1) 5.2	20,068,629 (2.5) 4.8	20,112,017 (2.2) 4.3	20,136,402 (4.4) 4.3	20,492,005 (13.3) 4.1	20,643,726 (6.0) 3.6	
銀行貸出	4.8	2.3	5.8	1.0	0.4	0.6	0.4	0.5	1.0	0.9	
普通社債発行額	0.3	▲2.6	28.2	▲4.6	▲18.8	▲0.5	▲9.7	▲37.0	▲11.4	▲7.4	

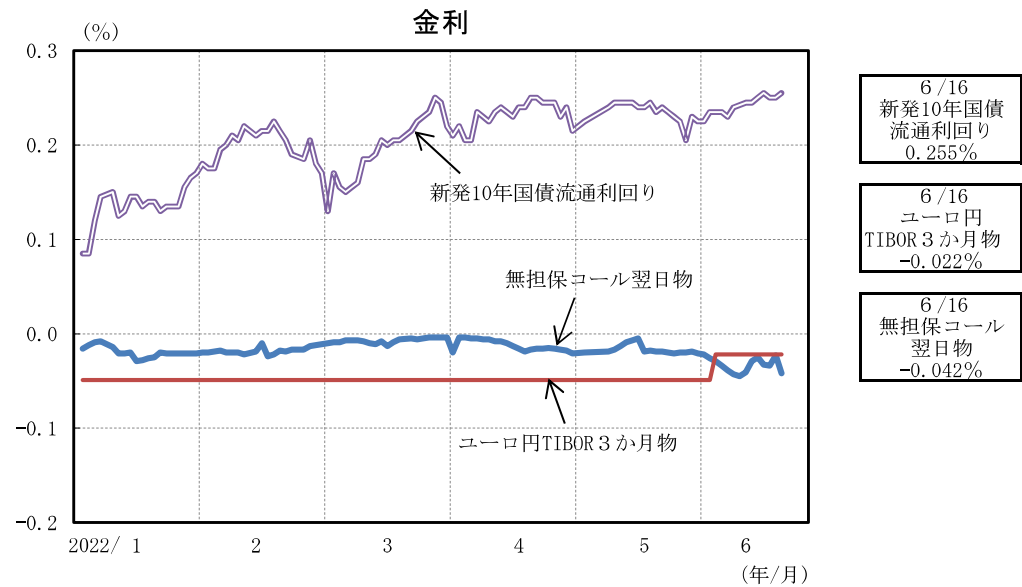
- (備考) 1. コールレート、ユーロ円TIBOR、国債利回り、株価、円相場の年・年度・四半期・月次は、日次データの平均値。
2. 国債流通利回りは、新発10年国債流通利回り。
3. 円相場（対米ドル）はインターバンク直物中心相場、円相場（対ユーロ）はインターバンク直物17時時点。円相場（韓国ウォン）はインターバンク直物NY17時時点。
4. 日銀当座預金残高は、準備預金積み期間中の平均残高。
5. マネタリーベースは、平均残高の前年同期（月）比。（）内は季調済前期比年率。
6. マネーストックは、平均残高。（）内は季調済前期比年率。
7. 銀行貸出は、銀行計（都市銀行等、地方銀行、第二地方銀行の合計）の平均残高の前年同期（月）比。
8. 普通社債発行額は、国内発行分（円建て外債及び資産担保型社債を含む）の前年同期（月）比。
9. マネーストック（広義流動性）は、IMF国際収支マニュアル第6版に準拠した「対外資産負債残高」等の公表に伴い遡及改定を実施。



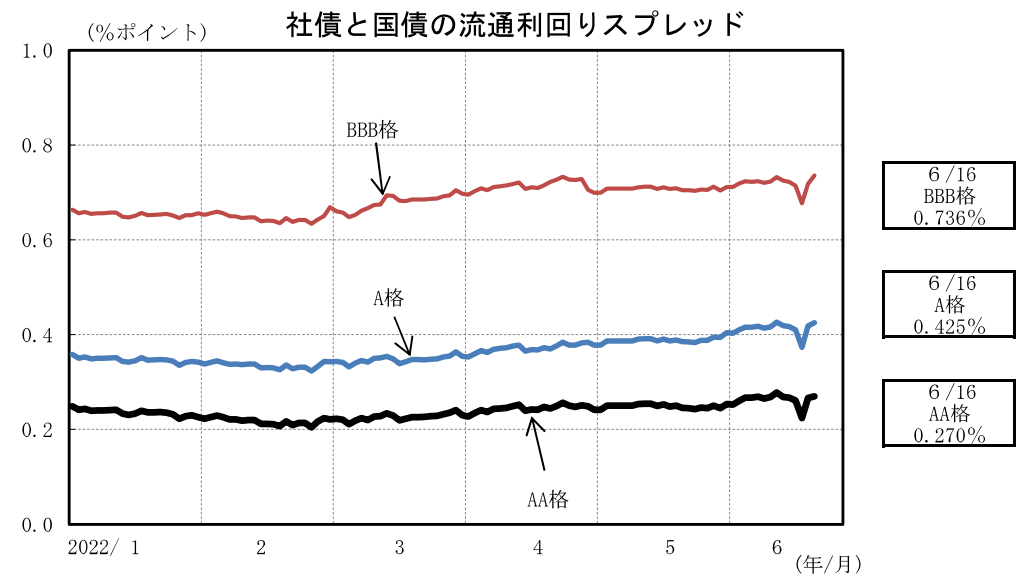
(備考) 1. 日経NEEDSにより作成。
 2. 対ドル為替レートはインターバンク直物中心相場。
 対ユーロ為替レートはインターバンク直物17時時点。



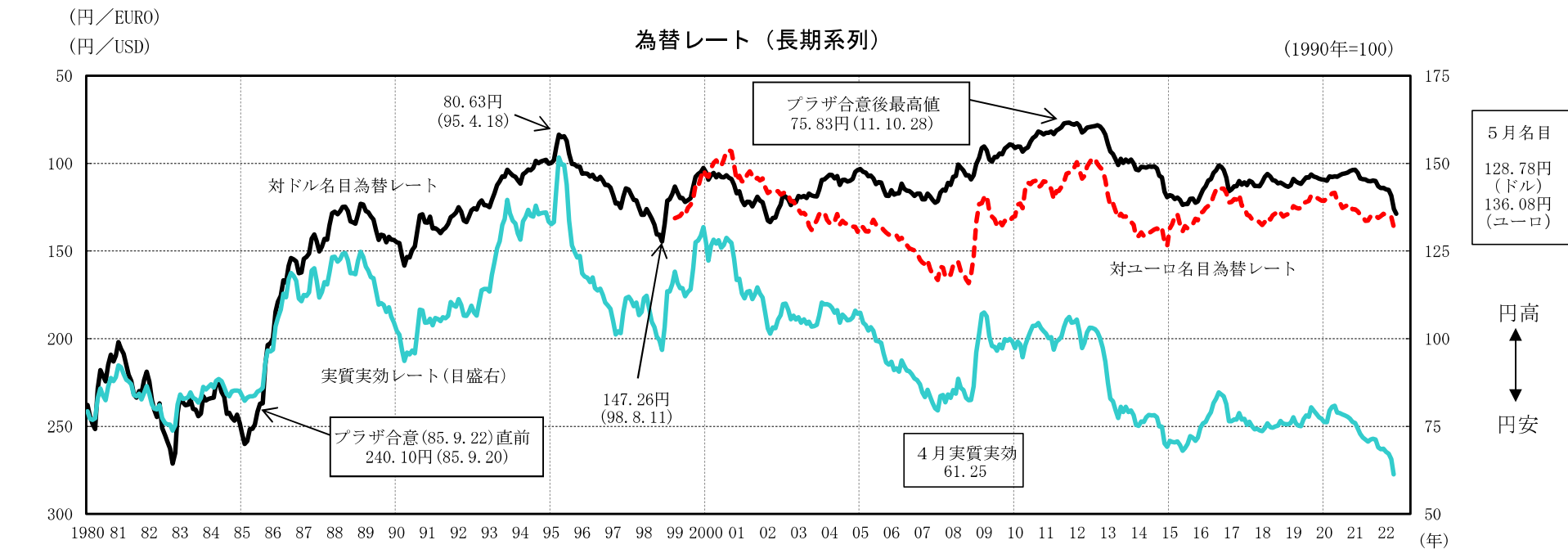
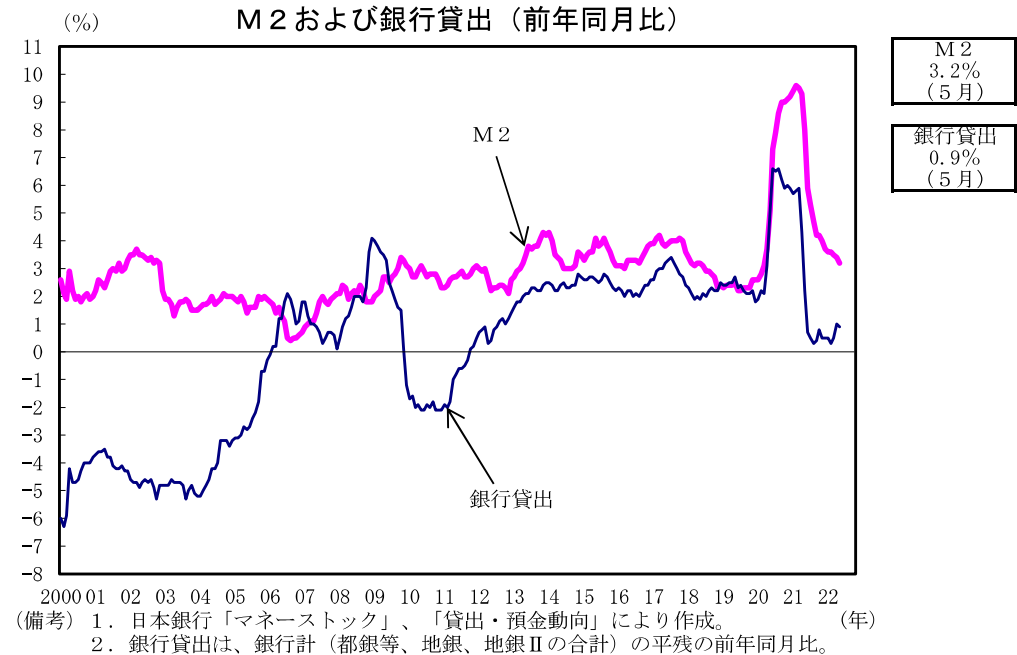
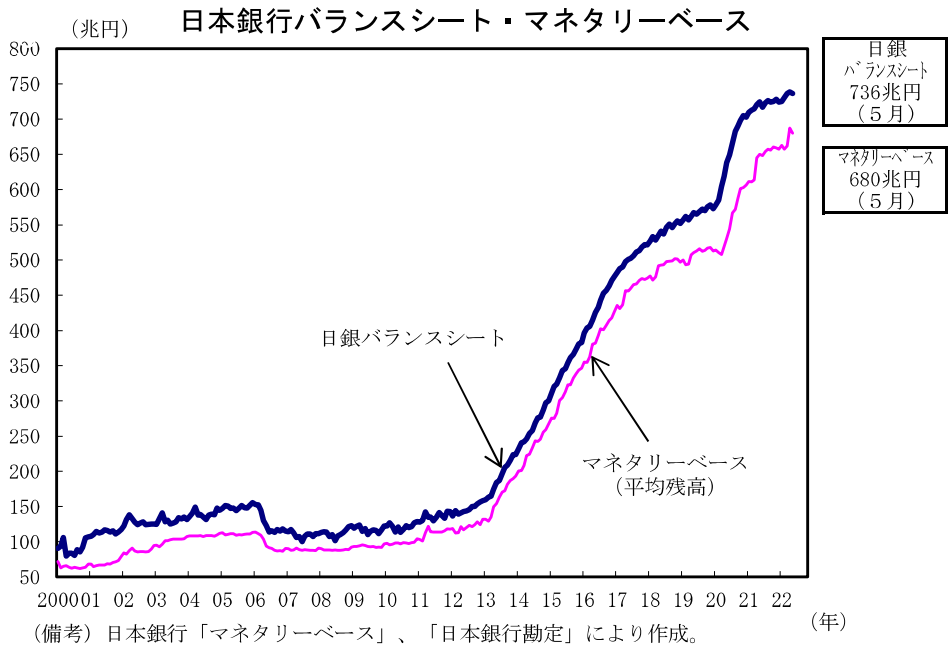
(備考) 日経NEEDSにより作成。



(備考) 日経NEEDSにより作成。

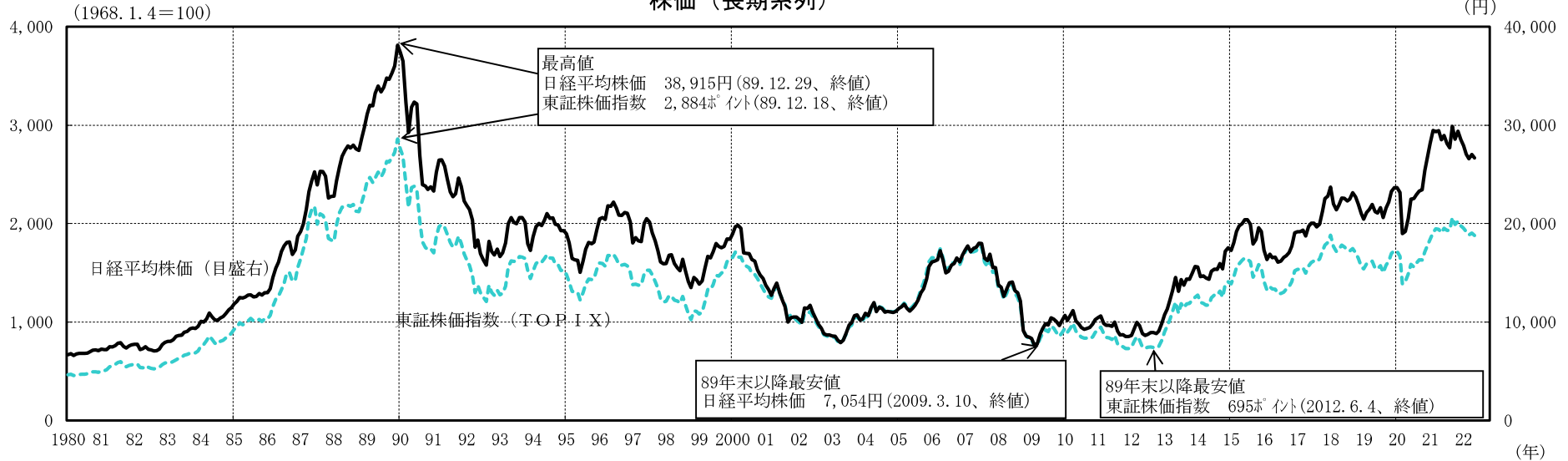


(備考) 1. Bloombergにより作成。
 2. 社債は残存年数3年以上7年未満の銘柄の平均流通利回り、国債は残存年数5年の流通利回りを使用。
 3. 格付けは格付投資情報センター (R & I) ベース。



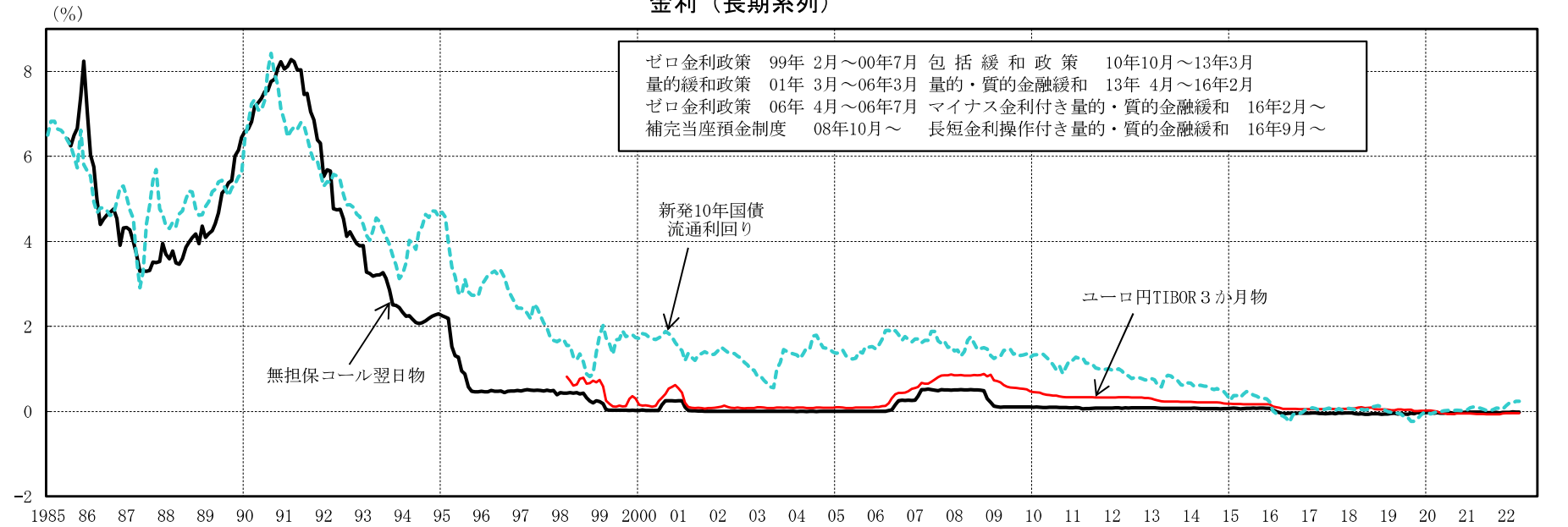
(備考) 1. 日経NEEDS、日本銀行、Bloombergにより作成。
2. 対ドル名目為替レートはインターバンク直物中心相場（月中平均）。対ユーロ名目為替レートは直物17時時点（月中平均）。実質実効為替レートは日本銀行公表値より作成。ただし、対ドル名目為替レートの日次で記した値は直物のニューヨーク17時時点。

株価（長期系列）



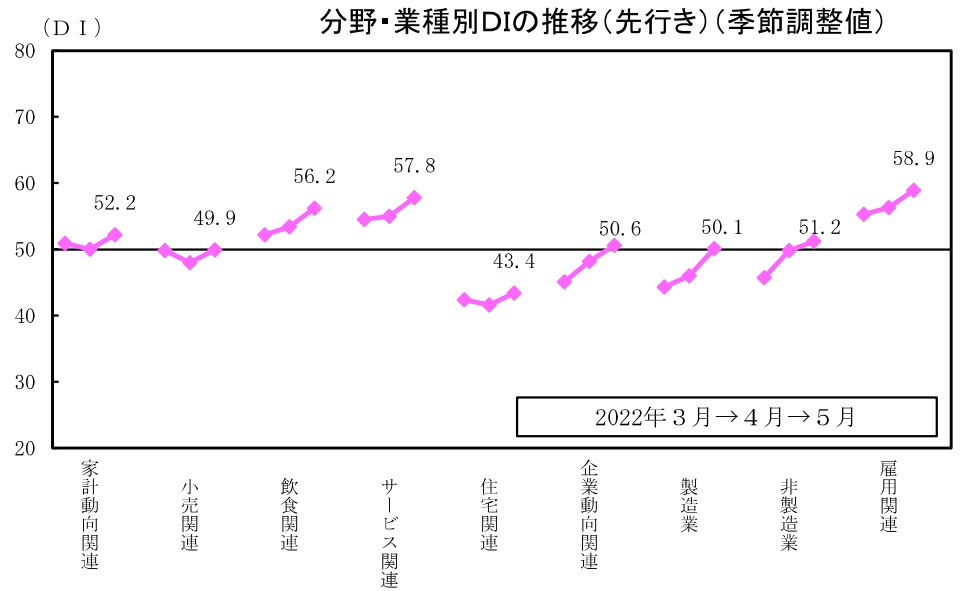
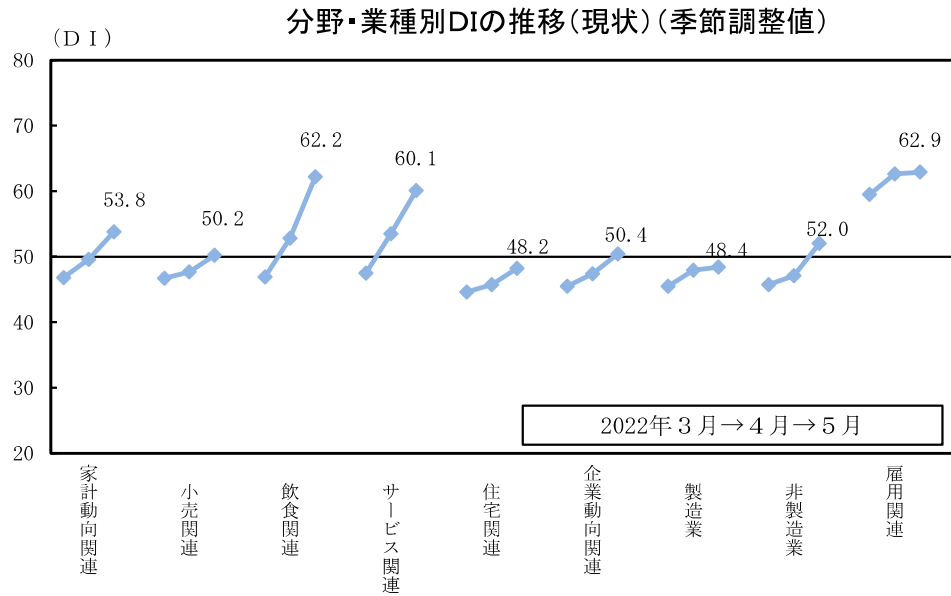
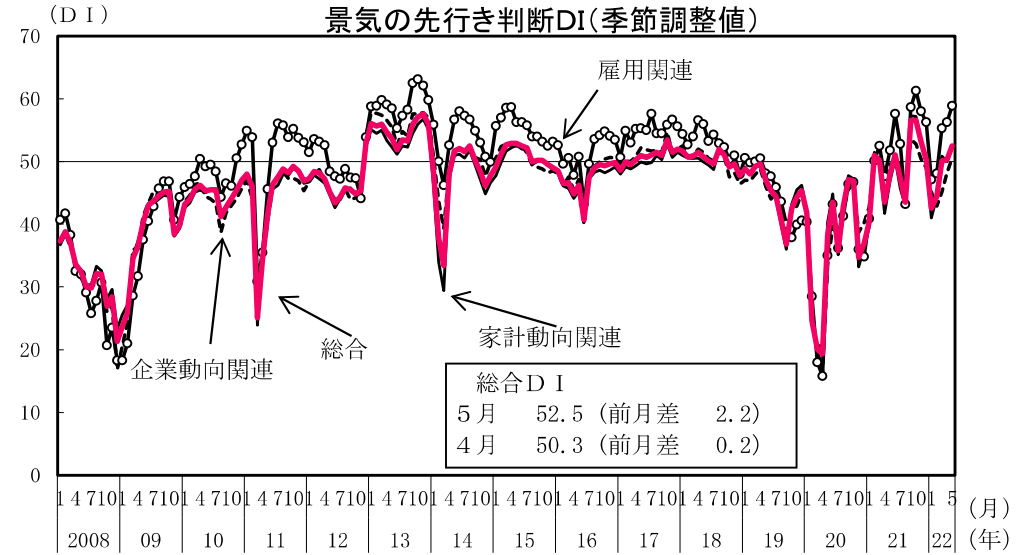
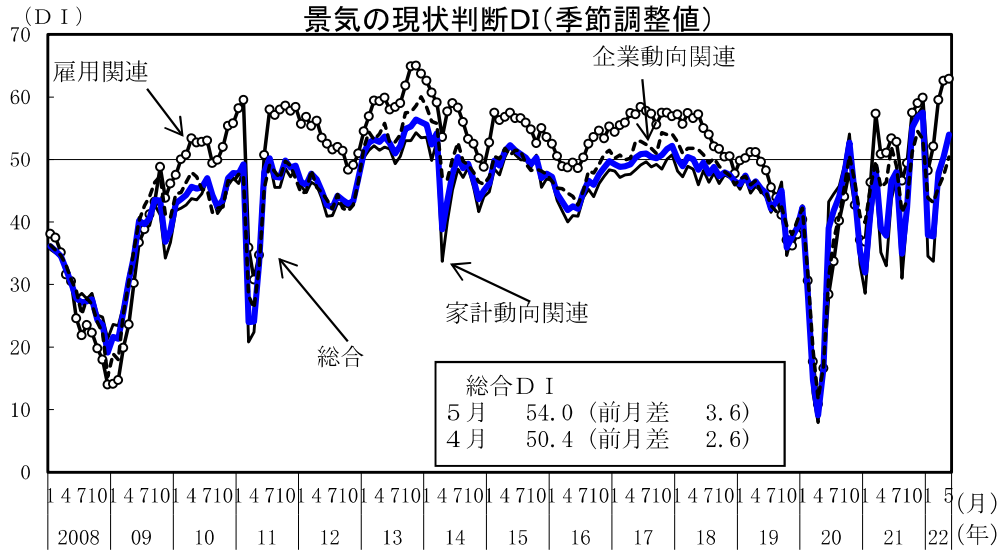
(備考) 1. 日経NEEDS、Bloombergにより作成。日経平均株価、東証株価指数ともに月中平均。
2. 東証株価指数は、1968年1月4日時点をもととして算出。

金利（長期系列）



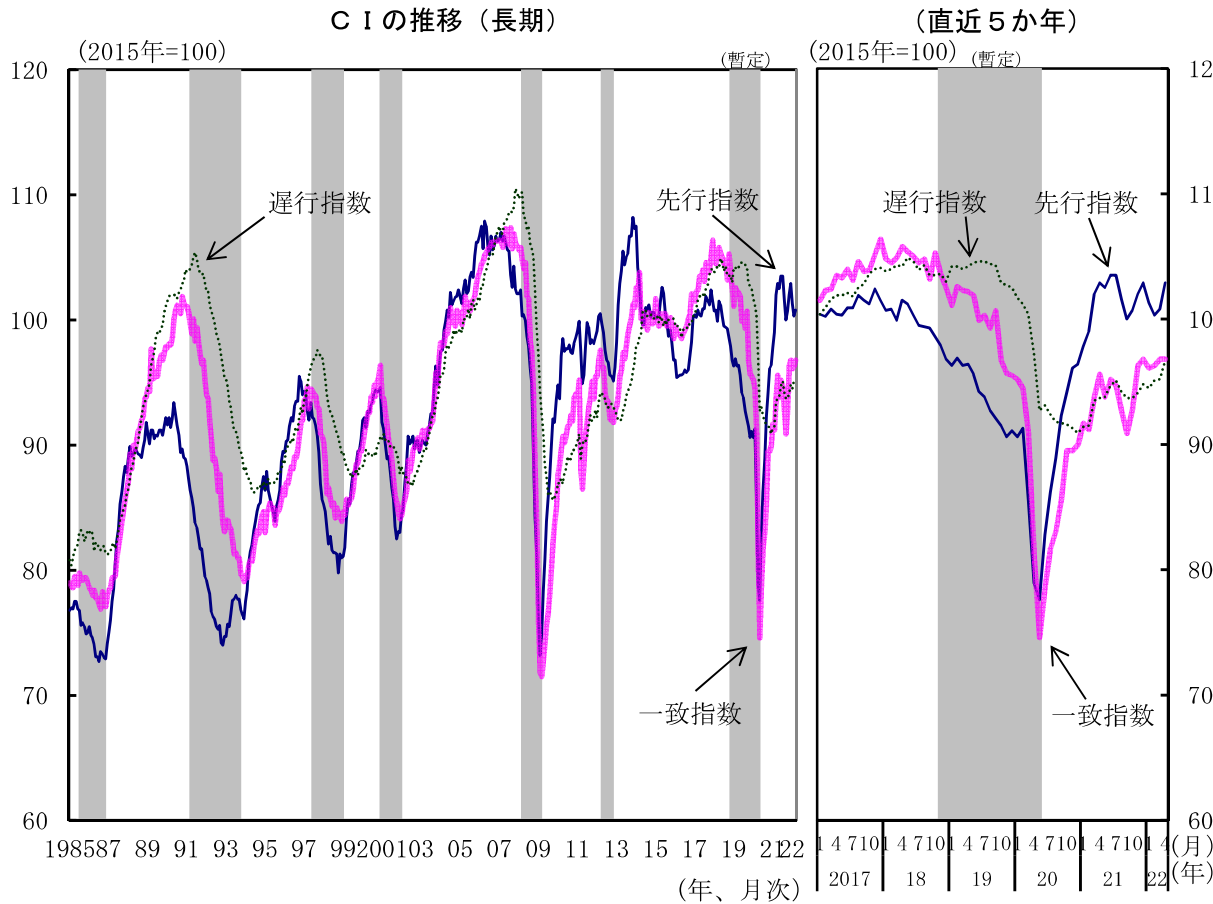
(備考) 1. 日経NEEDS、Bloombergにより作成。
2. 新発10年国債流通利回り、無担保コール翌日物、ユーロ円TIBOR 3か月物ともに月中平均。

13. 景気ウォッチャー調査



(備考) 現状判断D I、先行き判断D Iは各々、景気ウォッチャーによる、3か月前と比較した当該月の景気の良し悪しの判断、当該月と比較した2～3か月前の景気の良し悪しの判断である。

(参考1) 景気動向指数



(備考) 内閣府「景気動向指数」により作成。景気基準日付は内閣府による。
 ただし、「神武(景気)」・「岩戸(景気)」等は景気拡張期の通称であり、公式のものではない。
 なお、グラフのシャドー部分は景気後退期を示す。また、2018年10月の山及び2020年5月の谷は暫定。

一致指数採用系列の寄与度

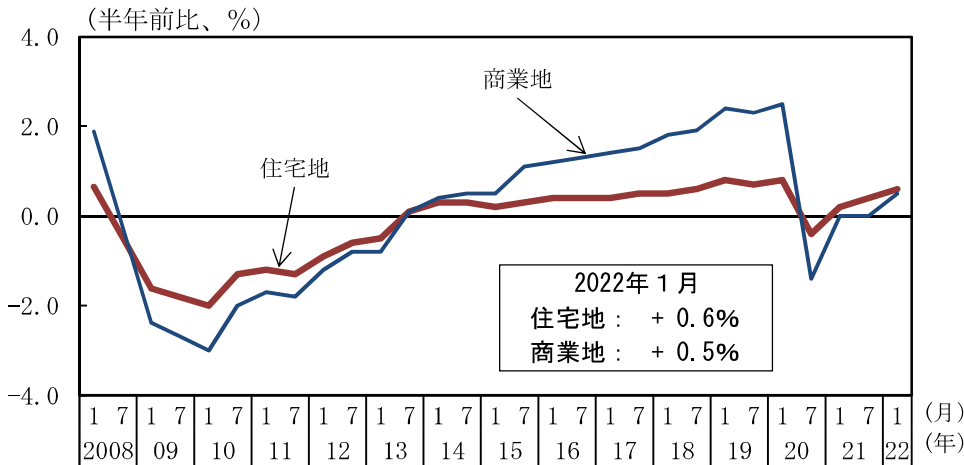
	22年1月	2月	3月	4月
一致指数	96.1	96.3	96.8	96.8
生産指数(鉱工業)	-0.29	0.24	0.04	-0.20
鉱工業用生産財出荷指数	-0.32	0.24	0.05	-0.21
耐久消費財出荷指数	-0.44	0.37	-0.19	0.01
労働投入量指数(調査産業計)	-0.01	-0.29	0.42	-0.01
投資財出荷指数(除輸送機械)	0.12	-0.35	0.16	0.30
商業販売額(小売業、前年比)	-0.01	-0.18	0.14	0.24
商業販売額(卸売業、前年比)	0.06	-0.04	-0.09	-0.05
営業利益(全産業)	-0.10	-0.10	-0.11	0.01
有効求人倍率(除学卒)	0.36	0.13	0.13	0.17
輸出数量指数	-0.11	0.13	-0.00	-0.32

景気基準日付

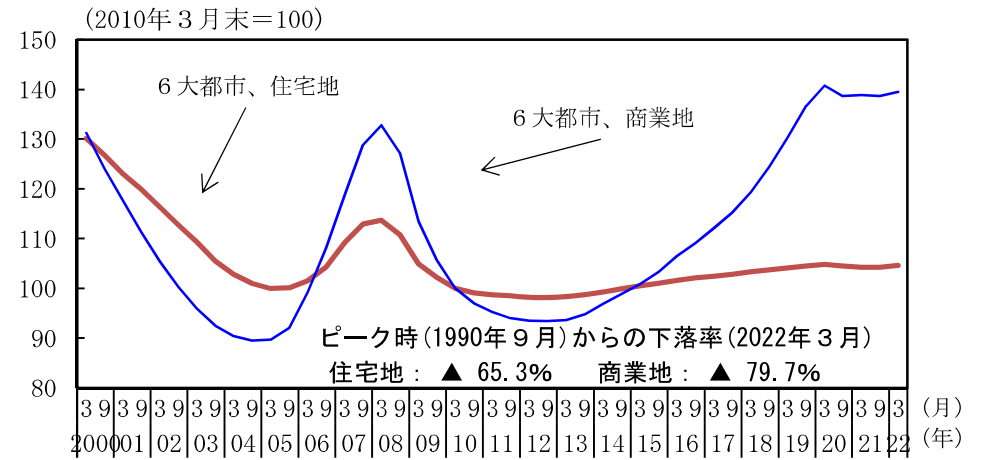
循環	谷(年/月)	山(年/月)	谷(年/月)	期間(か月)		
				拡張	後退	全循環
1		1951/6	51/10		4	
2	51/10	54/1	54/11	27	10	37
3	54/11	57/6	58/6	31(神武)	12	43
4	58/6	61/12	62/10	42(岩戸)	10	52
5	62/10	64/10	65/10	24	12	36
6	65/10	70/7	71/12	57(いざなぎ)	17	74
7	71/12	73/11	75/3	23	16	39
8	75/3	77/1	77/10	22	9	31
9	77/10	80/2	83/2	28	36	64
10	83/2	85/6	86/11	28	17	45
11	86/11	91/2	93/10	51(バブル)	32	83
12	93/10	97/5	99/1	43	20	63
13	99/1	2000/11	02/1	22	14	36
14	02/1	08/2	09/3	73	13	86
15	09/3	12/3	12/11	36	8	44
16	12/11	(暫定) 18/10	(暫定) 20/5	71	19	90
第2~第16 循環の平均				38.5	16.3	54.9

(参考2) 地価・住宅価格の推移

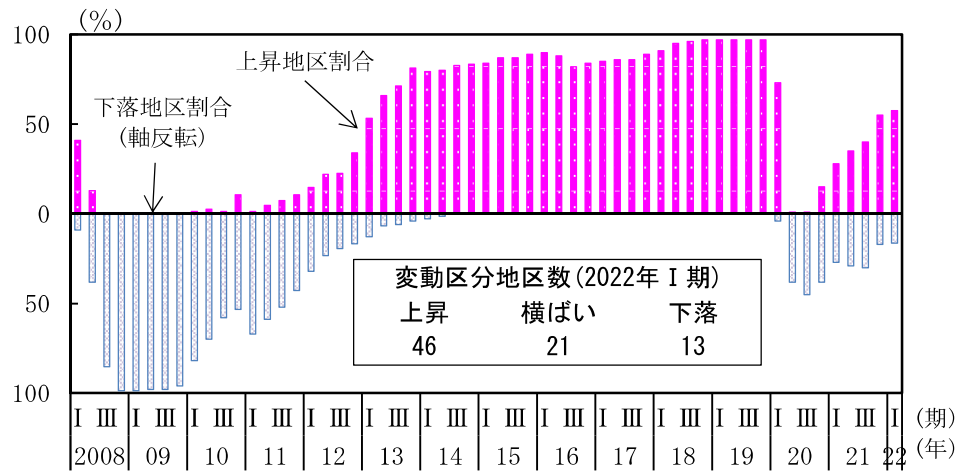
地価変動率（地価公示と都道府県地価調査の共通地点）



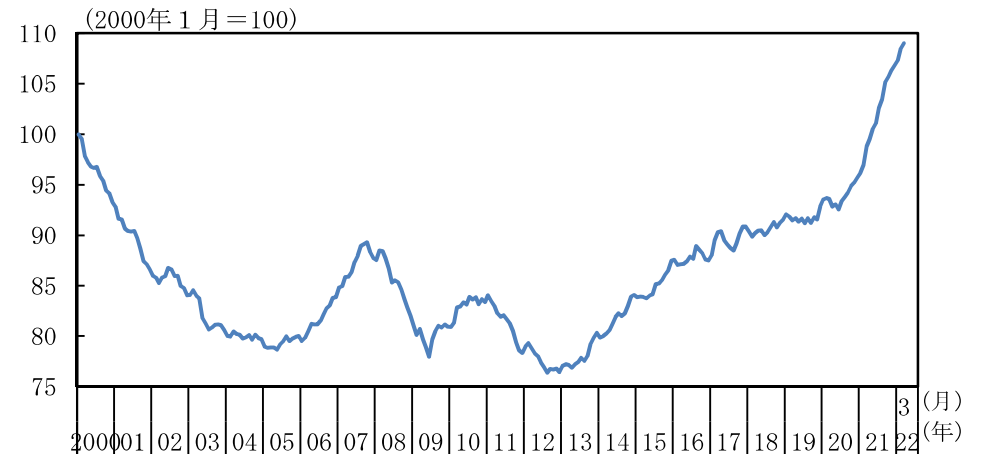
市街地価格指数



主要都市の高度利用地地価

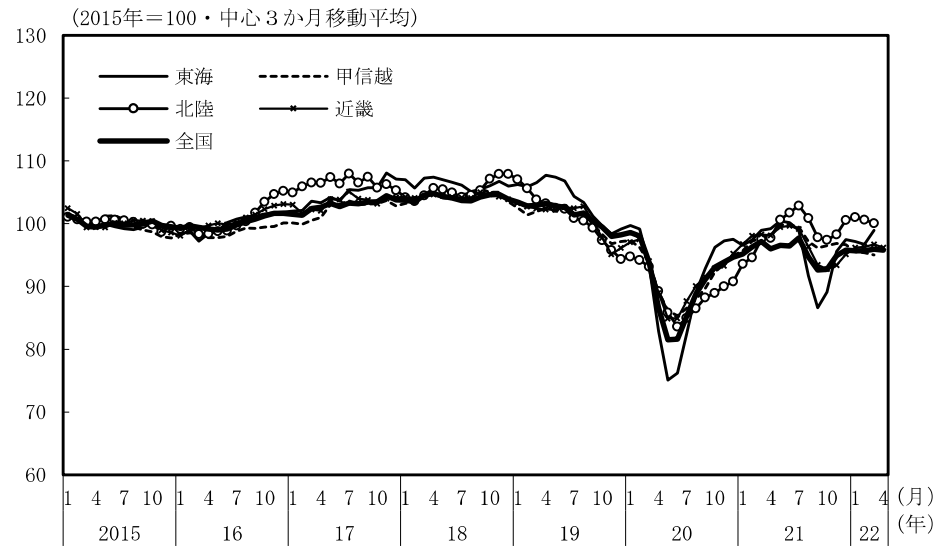
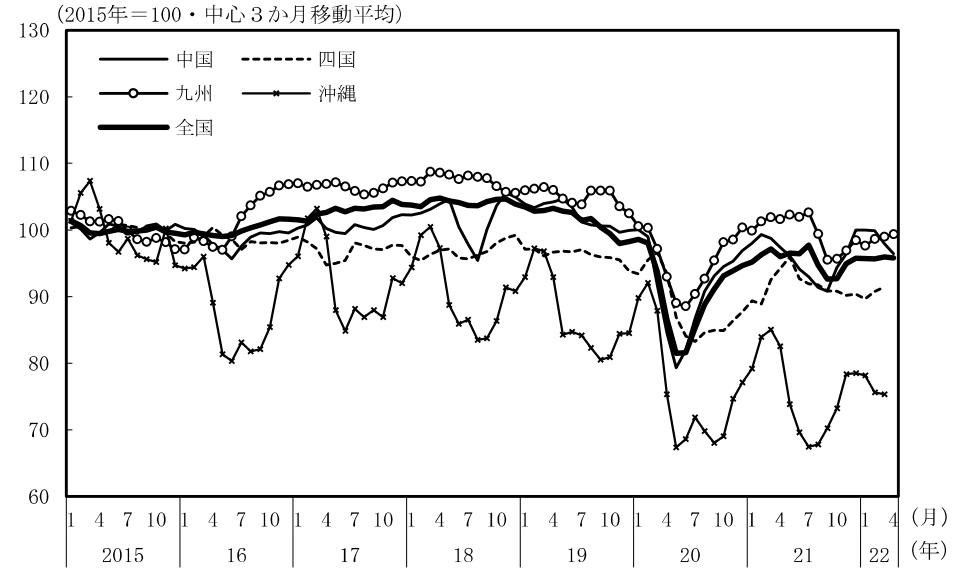
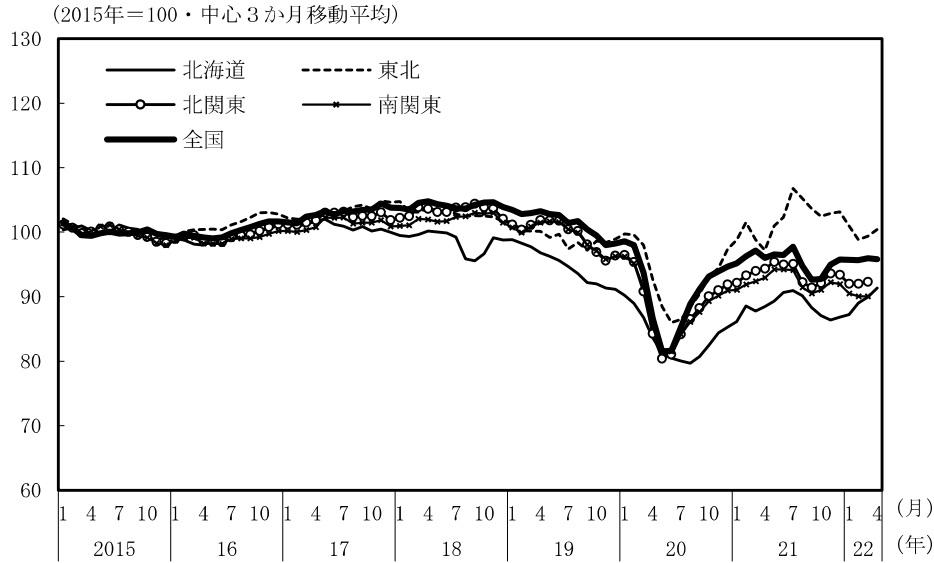


不動産住宅価格指数（既存マンション・首都圏総合）



- (備考) 1. 国土交通省「地価公示」「都道府県地価調査」「主要都市の高度利用地地価動向報告～地価LOOKレポート～」、
（一財）日本不動産研究所「市街地価格指数」、「不動産住宅価格指数」により作成。
2. 地価変動率は、地価公示と都道府県地価調査において、それぞれ半年前の調査・公示との共通地点における変動率を平均したもの。
3. 6大都市とは、東京区部、横浜、名古屋、京都、大阪、神戸。市街地価格指数（6大都市）のピークは1990年9月。
4. 四半期は、I期：1/1～4/1、II期：4/1～7/1、III期：7/1～10/1、IV期：10/1～1/1。

(参考3) 地域経済
(1) 鉱工業生産

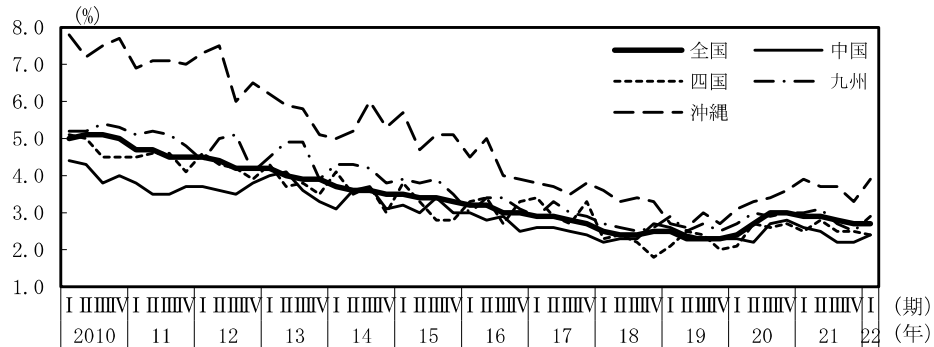
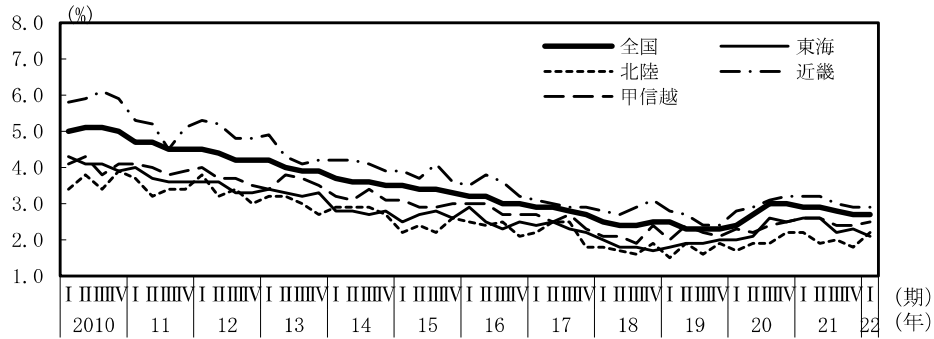
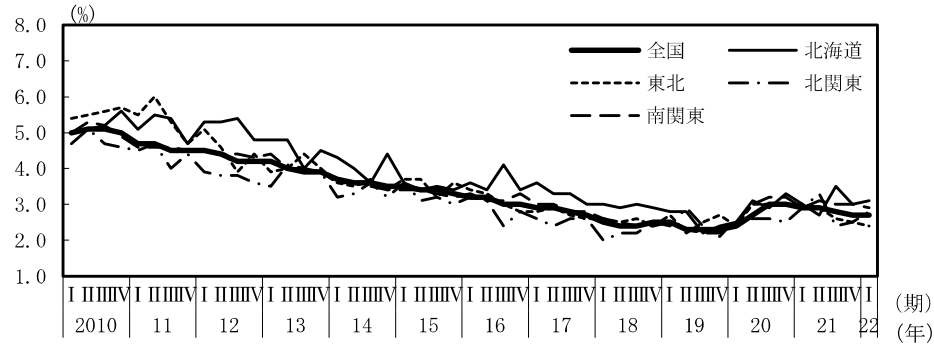


(備考)

1. 経済産業省、各経済産業局、沖縄県「鉱工業指数の動向」により作成。
2. 北関東、南関東、甲信越は関東経済産業局、東海は関東経済産業局、中部経済産業局の「鉱工業指数の動向」により内閣府にて作成。詳細は経済財政分析ディスカッション・ペーパー「地域経済動向」の新地域区分に対応する鉱工業指数の算出方法について」を参照。
3. 基準年は平成27年。
4. 直近月は、2か月平均。
5. 全国、北海道、東北、近畿、中国、九州は、4月まで更新。その他地域は、3月まで更新。

地域名	都道府県名	
北海道	北海道	
東北	青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島	
関東	北関東	茨城、栃木、群馬
	南関東	埼玉、千葉、東京、神奈川
甲信越	新潟、山梨、長野	
東海	静岡、岐阜、愛知、三重	
北陸	富山、石川、福井	
近畿	滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山	
中国	鳥取、島根、岡山、広島、山口	
四国	徳島、香川、愛媛、高知	
九州	福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島	
沖縄	沖縄	

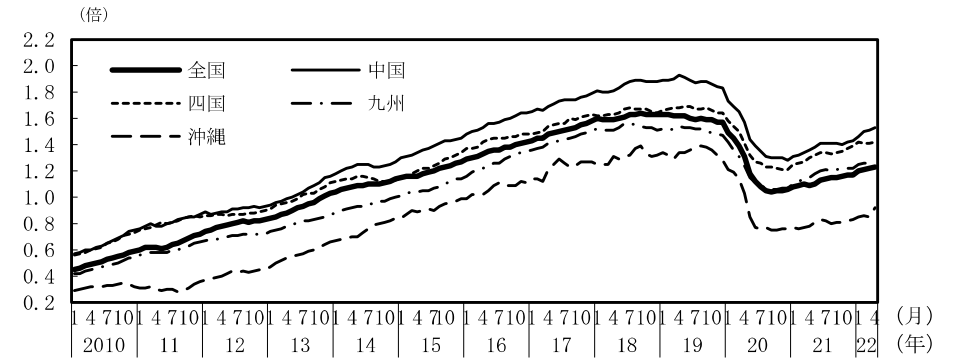
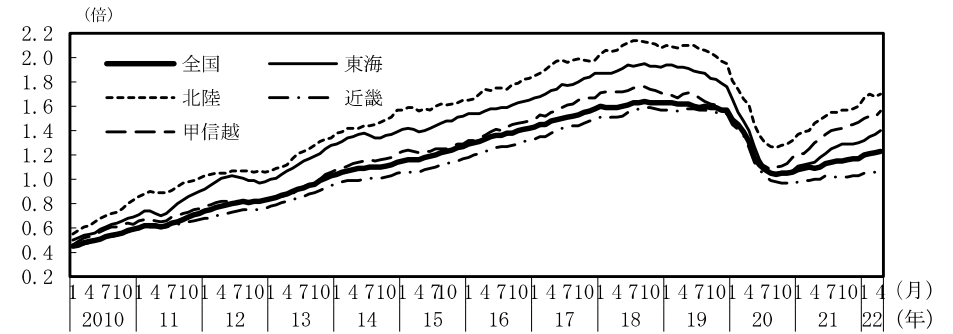
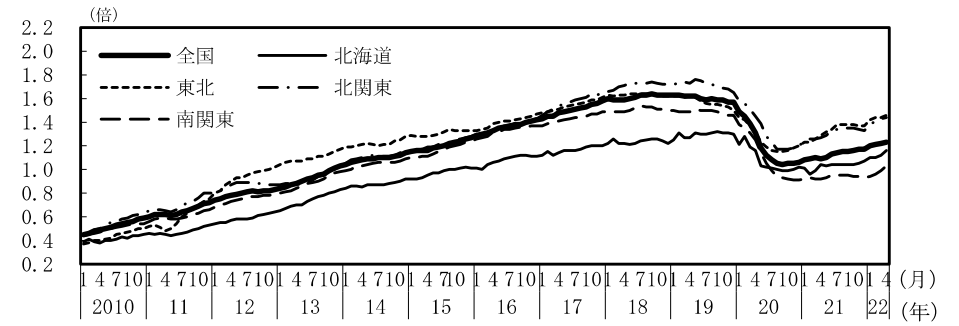
(2) 完全失業率



（備考）

1. 総務省、沖縄県「労働力調査」により作成。
2. 北関東、甲信越、北陸は、総務省「労働力調査」の都道府県別モデル推計から算出した労働力人口、完全失業者の県別シェアを同調査公表値に乗じることで県別の人数を計算し、内閣府にて作成。
3. 季節調整値。北関東、甲信越、北陸、中国、四国、九州は内閣府で季節調整。全国、沖縄の季節調整値は、内閣府にて月次値を四半期平均化。北関東、四国、九州は四半期系列に季節性が認められなかったことから原数値と同じ。

(3) 有効求人倍率



（備考）

1. 厚生労働省「一般職業紹介状況」により作成。季節調整値。就業地別。
2. すべての地域でパートタイムを含む。
3. 有効求人数、新規求人数の全国には、海外の値は含まない。

II. 海外経済

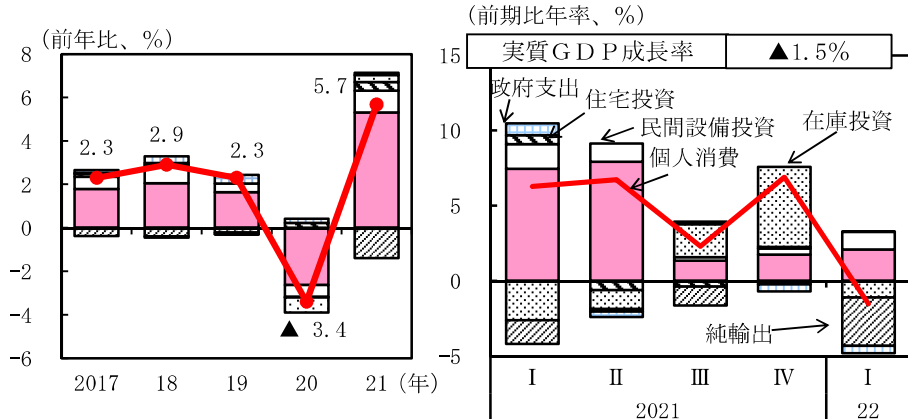
		5月月例	6月月例
世界経済		<p>世界の景気は、一部の地域において足踏みがみられるものの、持ち直している。</p> <p>先行きについては、持ち直しが続くことが期待される。ただし、<u>中国での感染の再拡大</u>やウクライナ情勢等による不透明感がみられる中で、<u>原材料価格の上昇や金融資本市場の変動</u>、供給面での制約等による下振れリスクに留意する必要がある。</p>	<p>世界の景気は、一部の地域において足踏みがみられるものの、持ち直している。</p> <p>先行きについては、持ち直しが続くことが期待される。ただし、ウクライナ情勢等による不透明感がみられる<u>ほか、中国で経済活動抑制の影響が残る</u>中で、原材料価格の上昇や供給面での制約等による下振れリスクに留意する必要がある。<u>また、世界的に金融政策正常化が進む中で、金融資本市場の変動等による下振れリスクに留意する必要がある。</u></p>
アメリカ		<p>アメリカでは、景気は持ち直している。</p> <p>先行きについては、持ち直しが続くことが期待される。ただし、<u>金融資本市場の変動の影響や金融政策正常化の影響</u>等を注視する必要がある。</p>	<p>アメリカでは、景気は持ち直している。</p> <p>先行きについては、持ち直しが続くことが期待される。ただし、<u>金融政策正常化が進む中で</u>、金融資本市場の変動の影響等を注視する必要がある。</p>
アジア地域	中国	<p>中国では、景気は<u>感染の再拡大の影響により、一部地方で経済活動が抑制されており</u>、持ち直しの動きに足踏みがみられる。</p> <p>先行きについては、各種政策の効果もあり、持ち直しに向かうことが期待される。ただし、当面は一部地方での経済活動の抑制の影響が<u>続く</u>と見込まれる。また、金融資本市場の変動等の影響を注視する必要がある。</p>	<p>中国では、景気は一部地方で<u>経済活動の抑制の影響が残る</u>、持ち直しの動きに足踏みがみられる。</p> <p>先行きについては、各種政策の効果もあり、持ち直しに向かうことが期待される。ただし、当面は一部地方での経済活動の抑制の影響が<u>残る</u>と見込まれる。また、金融資本市場の変動等の影響を注視する必要がある。</p>
	その他アジア	<p>韓国では、景気は持ち直している。台湾では、景気は回復している。インドネシアでは、景気は持ち直している。タイでは、景気は厳しい状況にあるが、持ち直しの動きがみられる。インドでは、景気は持ち直している。</p>	<p>韓国では、景気は持ち直している。台湾では、景気は回復している。インドネシアでは、景気は持ち直している。タイでは、景気は厳しい状況にあるが、持ち直しの動きがみられる。インドでは、景気は持ち直している。</p>
ヨーロッパ地域	ユーロ圏	<p>ユーロ圏では、景気は一部で厳しい状況が残る中で、持ち直している。ドイツにおいては、景気は厳しい状況が残る中で、持ち直している。</p> <p>先行きについては、持ち直しが続くことが期待される。ただし、ウクライナ情勢が経済活動に与える影響によっては、景気が下振れするリスクがある。また、金融資本市場の変動の影響等を注視する必要がある。</p>	<p>ユーロ圏では、景気は一部で厳しい状況が残る中で、持ち直している。ドイツにおいては、景気は厳しい状況が残る中で、持ち直している。</p> <p>先行きについては、持ち直しが続くことが期待される。ただし、ウクライナ情勢が経済活動に与える影響によっては、景気が下振れするリスクがある。また、金融資本市場の変動の影響等を注視する必要がある。</p>
	英国	<p>英国では、景気は持ち直している。</p> <p>先行きについては、持ち直しが続くことが期待される。ただし、金融資本市場の変動の影響等を注視する必要がある。</p>	<p>英国では、景気は持ち直している。</p> <p>先行きについては、持ち直しが続くことが期待される。ただし、金融資本市場の変動の影響等を注視する必要がある。</p>

(注) 下線部は先月から変更した部分。

1. アメリカ

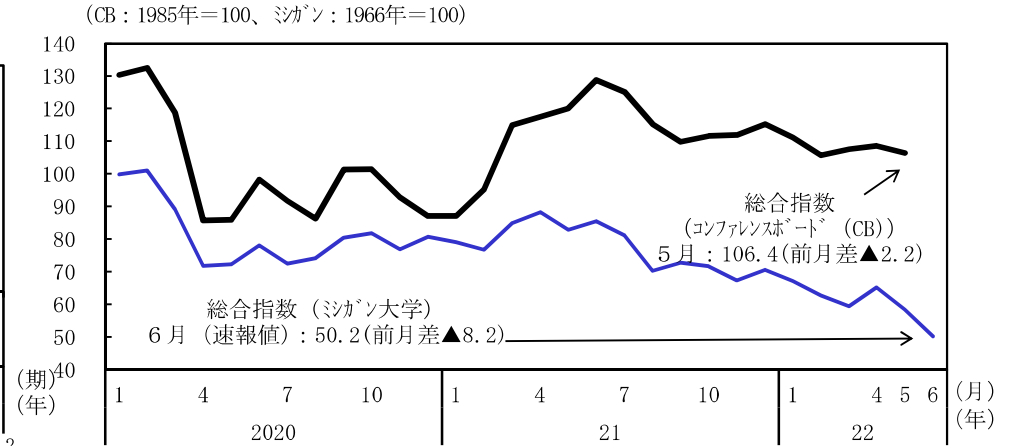
○アメリカでは、景気は持ち直している。

①実質GDP成長率（第2次推計値）
2022年1-3月期は前期比年率▲1.5%成長

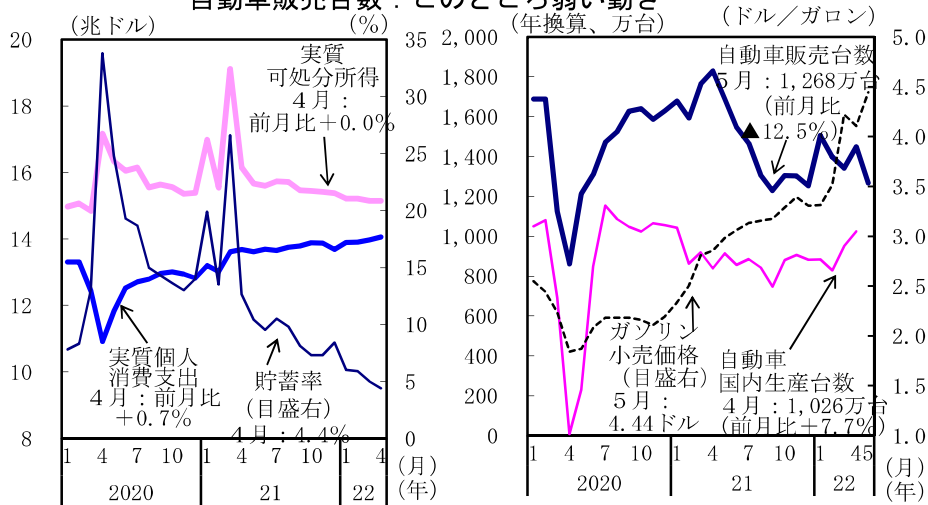


(備考) 2022年1-3月期の寄与度(%)は以下のとおり。個人消費：+2.1、民間設備投資：+1.2、住宅投資：+0.0、在庫投資：▲1.1、政府支出：▲0.5、純輸出：▲3.2。

消費者信頼感指数

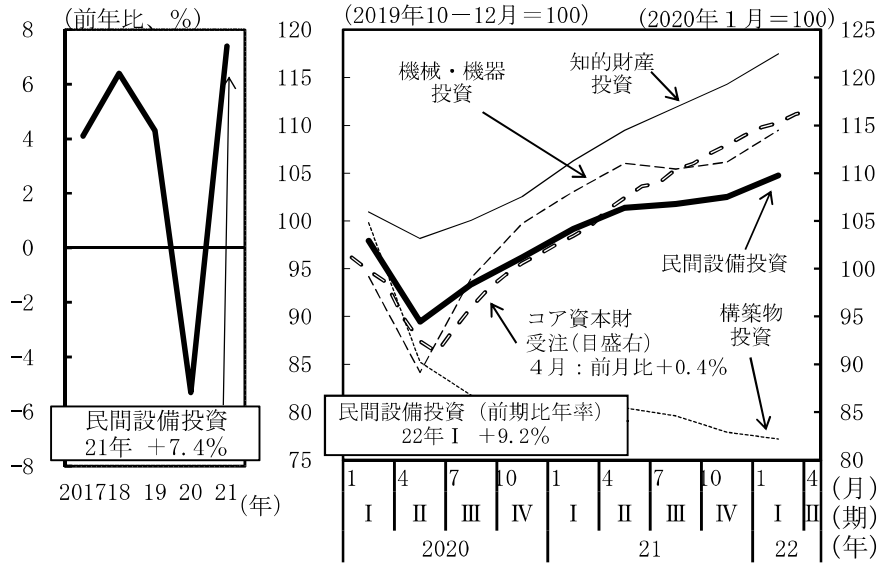


②消費：緩やかに持ち直し、
自動車販売台数：このところ弱い動き



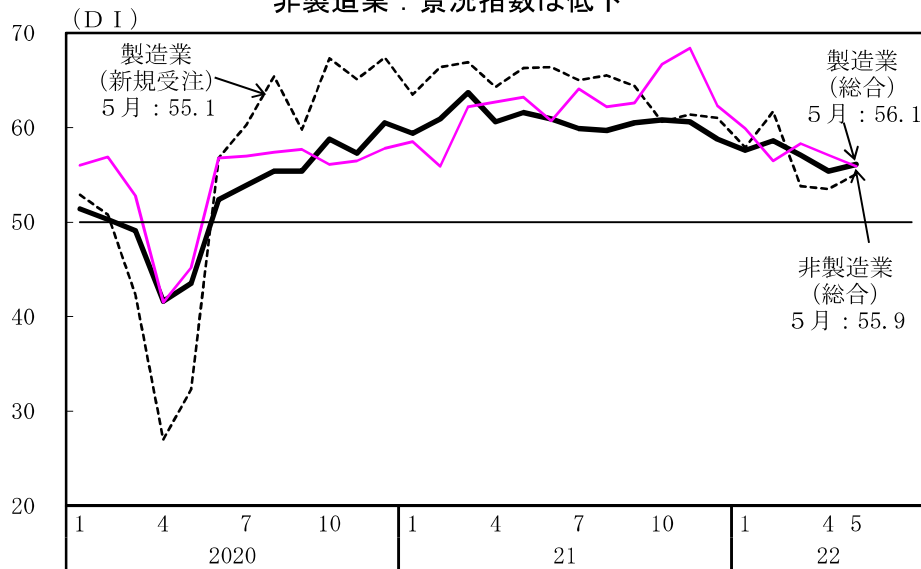
(備考) 月次の値は年率換算。

④設備投資は緩やかに増加

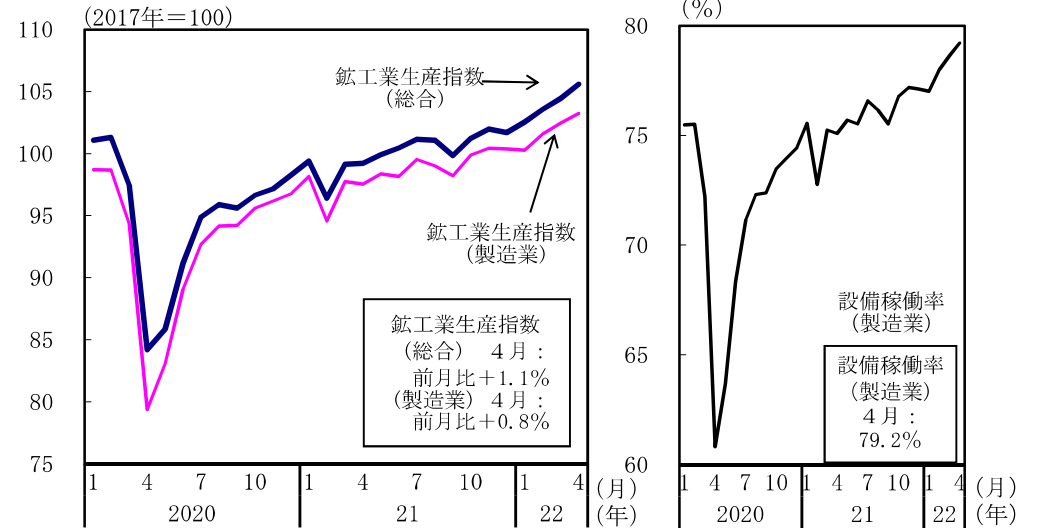


(備考) コア資本財受注は3か月移動平均値。

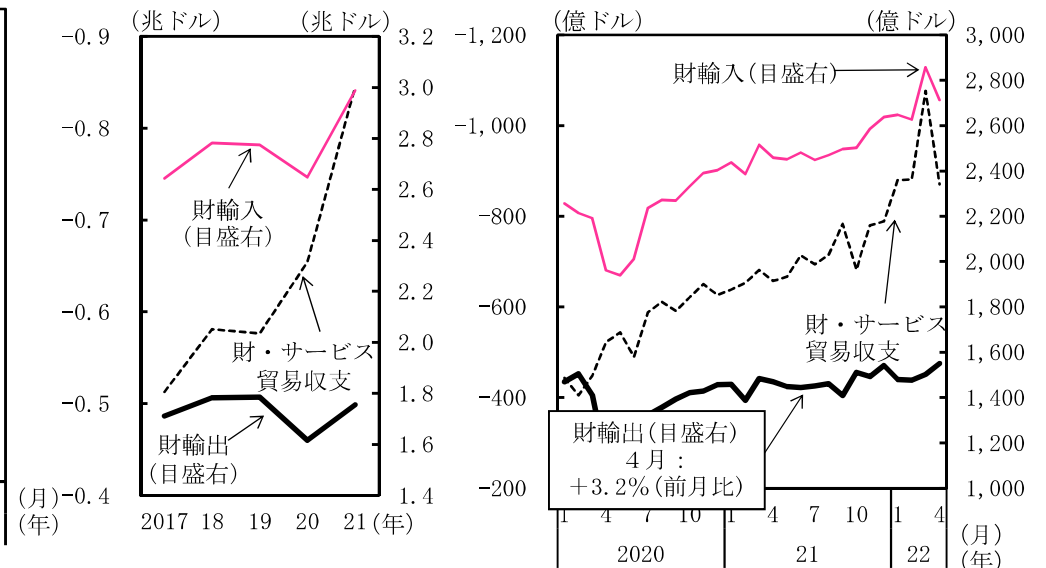
製造業：景況指数は低下
非製造業：景況指数は低下



⑤生産は緩やかに増加

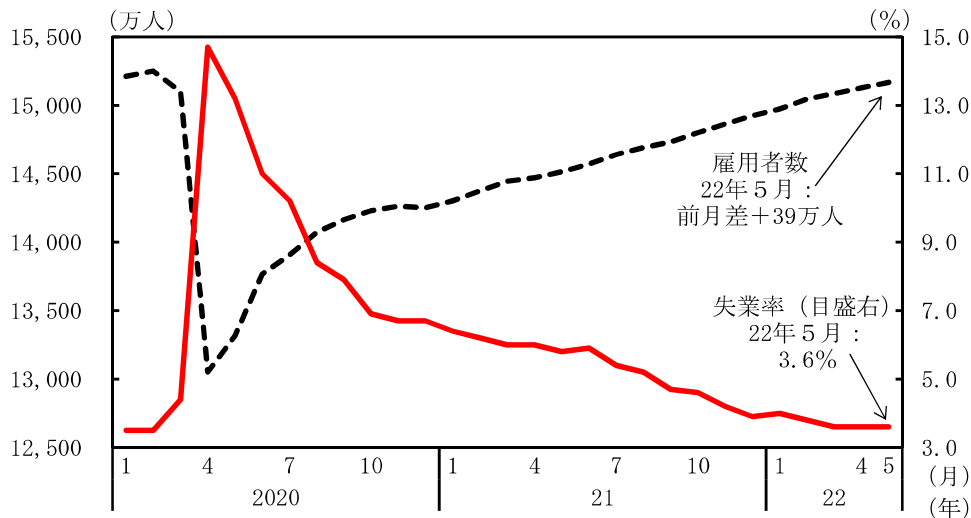


⑥財輸出は緩やかに増加



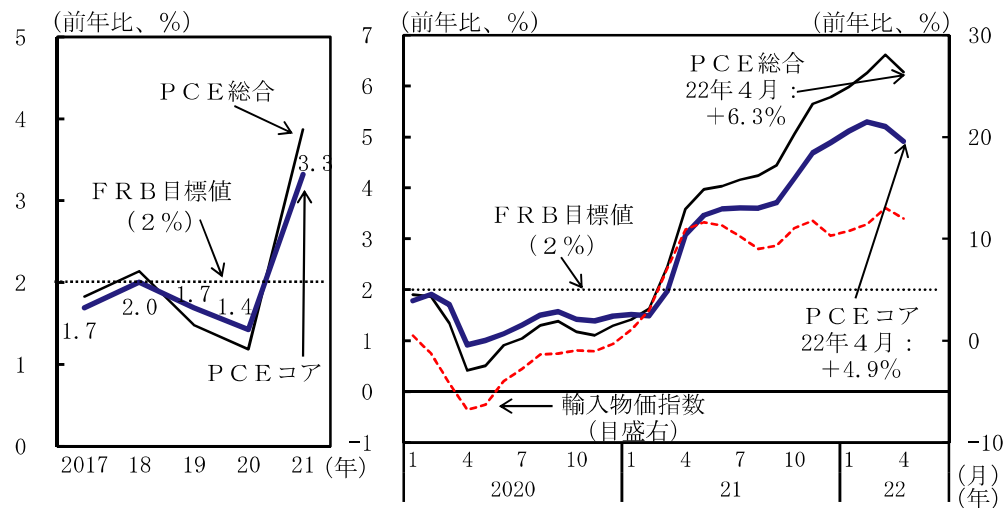
(備考) 財輸出入は通関ベース(実質)、財・サービス貿易収支は国際収支ベース(名目)。

⑦雇用者数は増加、失業率はおおむね横ばい



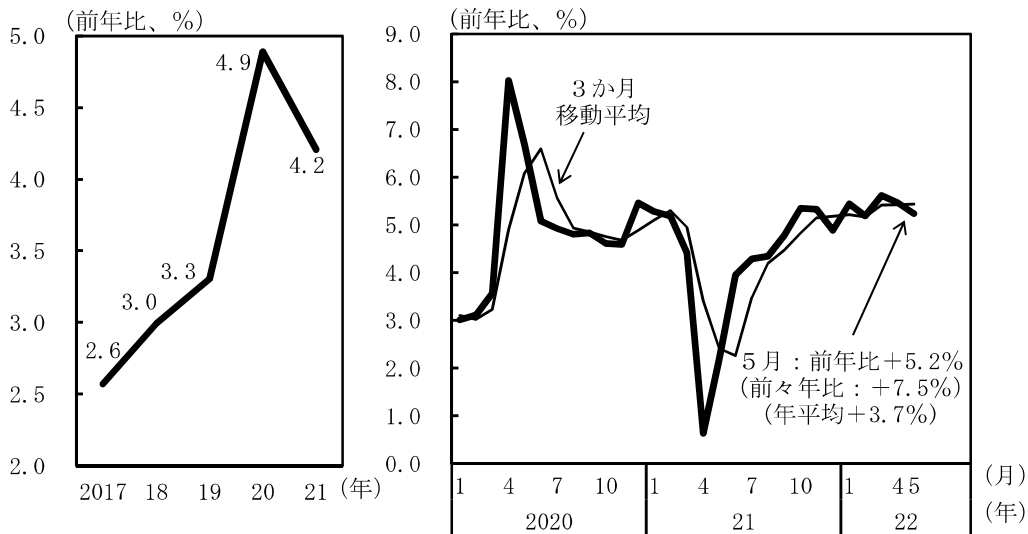
(備考) 雇用者数は非農業部門。

⑧コア物価上昇率は高水準でおおむね横ばい



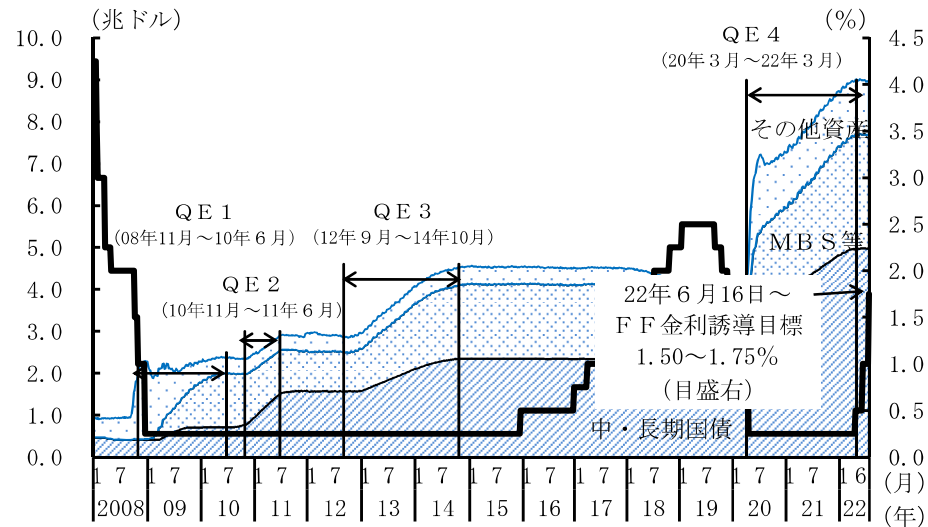
(備考) 1. 上図のPCEは、個人消費支出デフレーターを指す。
2. コア指数は、総合指数からエネルギーと食品を除いた指数。

賃金の伸びはおおむね横ばい



(備考) 賃金の伸びは全雇用者の時間当たり賃金の前年比。

金融政策



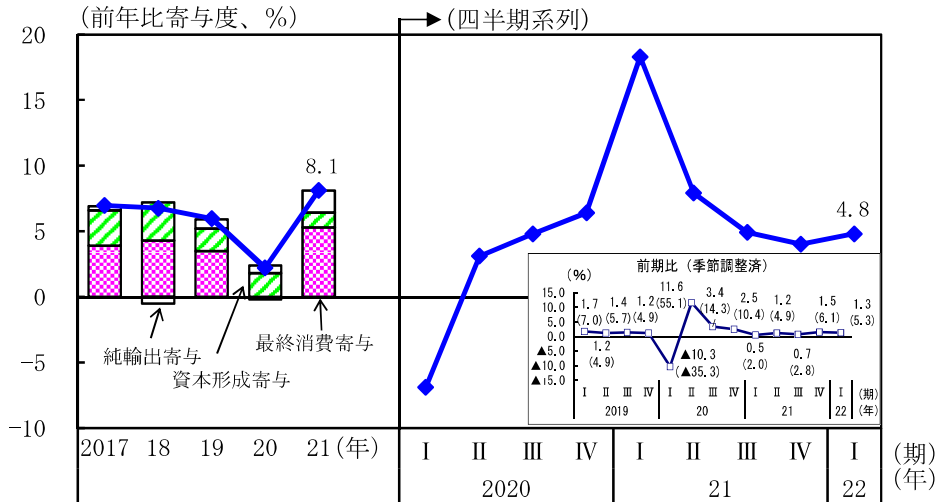
(備考) 1. FRBより作成。
2. FF金利誘導目標については、上限を指す。

2. アジア地域

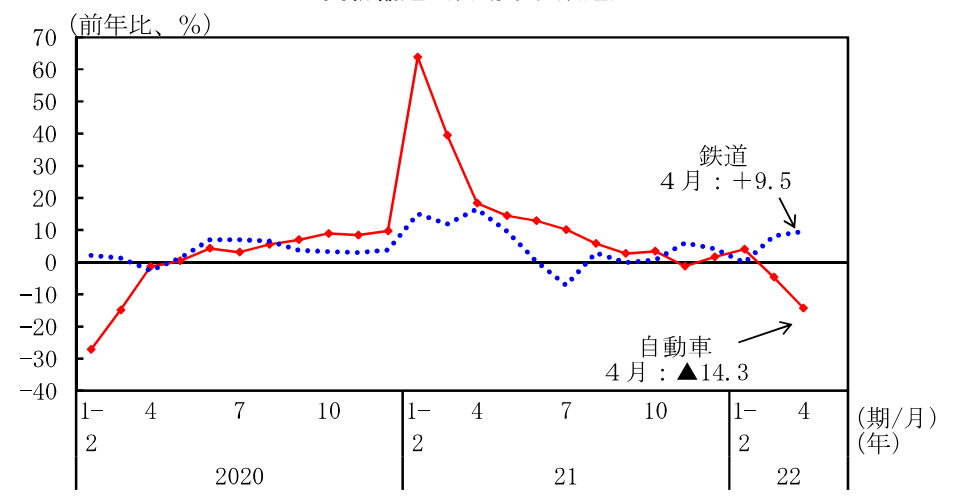
中国：

○中国では、景気は一部地方での経済活動の抑制の影響が残り、持ち直しの動きに足踏みがみられる。

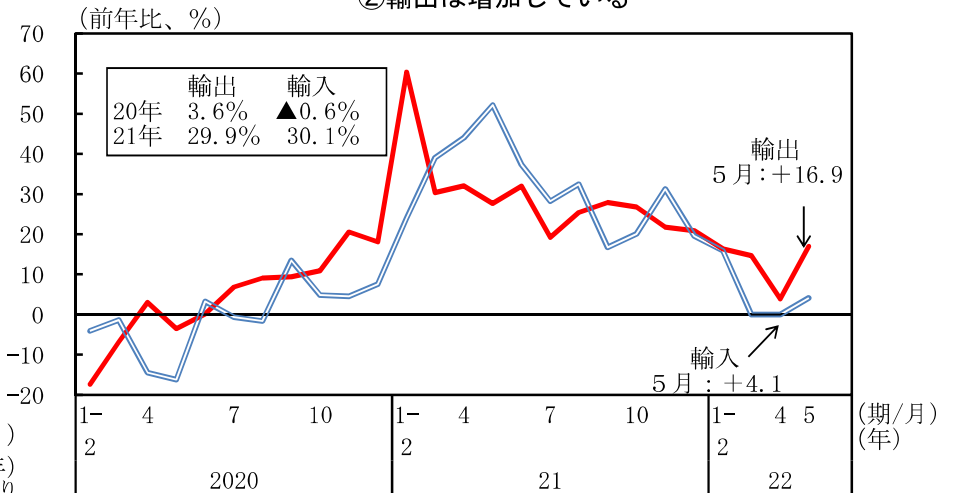
①実質GDP成長率



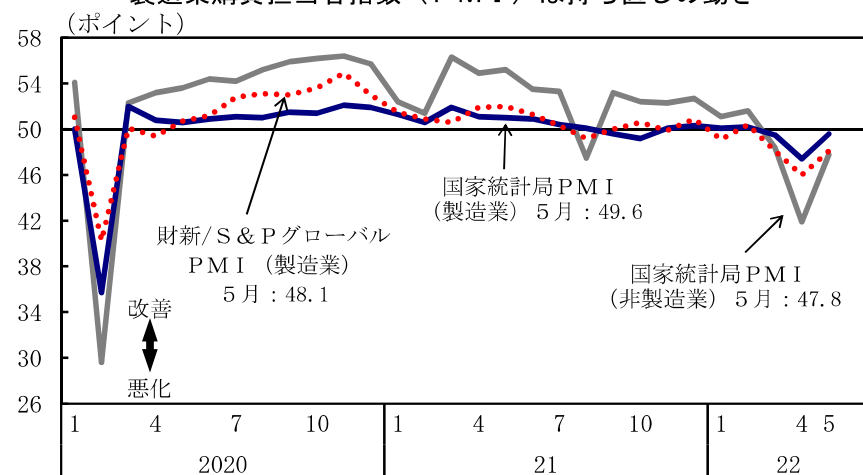
貨物輸送(自動車、鉄道)



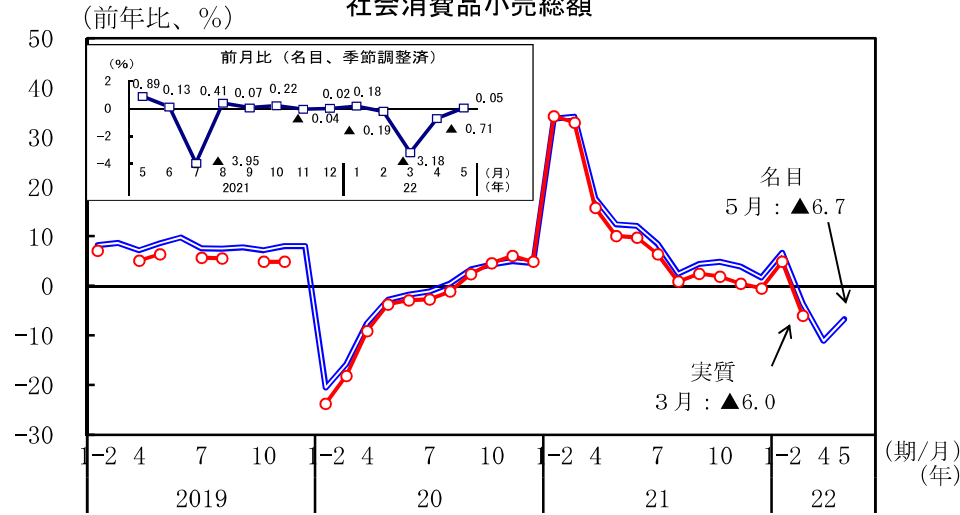
②輸出は増加している



製造業購買担当者指数(PMI)は持ち直しの動き

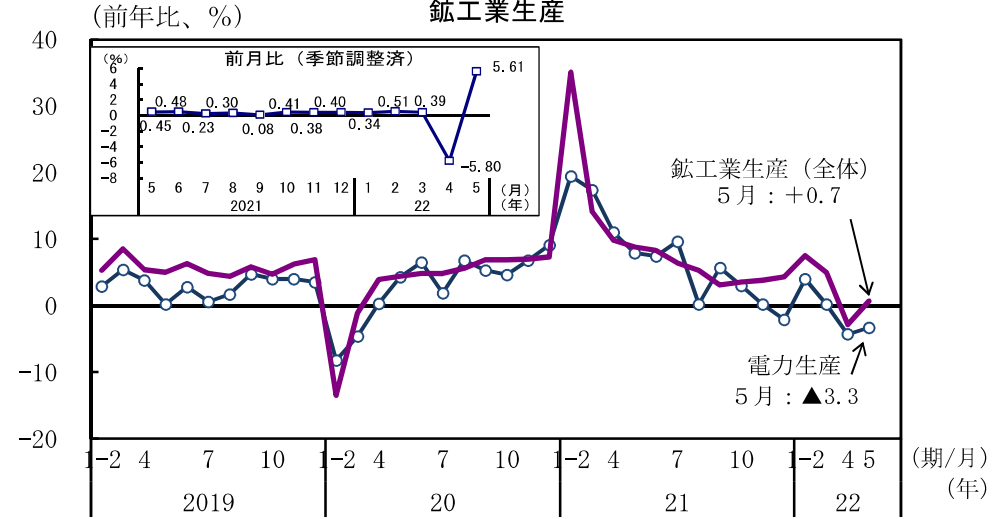


③消費はこのところ弱い動きとなっている
社会消費品小売総額

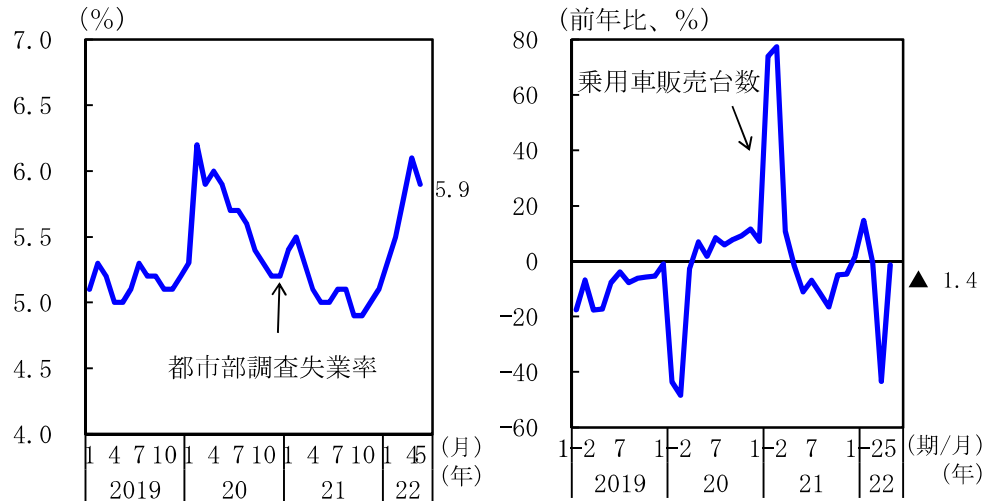


(備考) 22年4月、5月の実質値は未公表。

④生産はこのところ持ち直しの動きがみられる
鉱工業生産

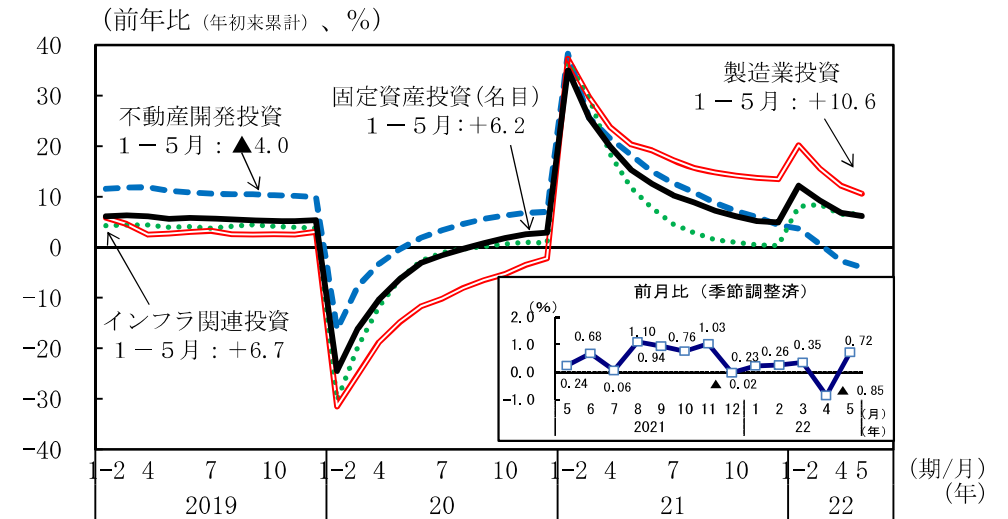


都市部調査失業率はおおむね横ばい
乗用車販売台数は大幅な減少からは持ち直している

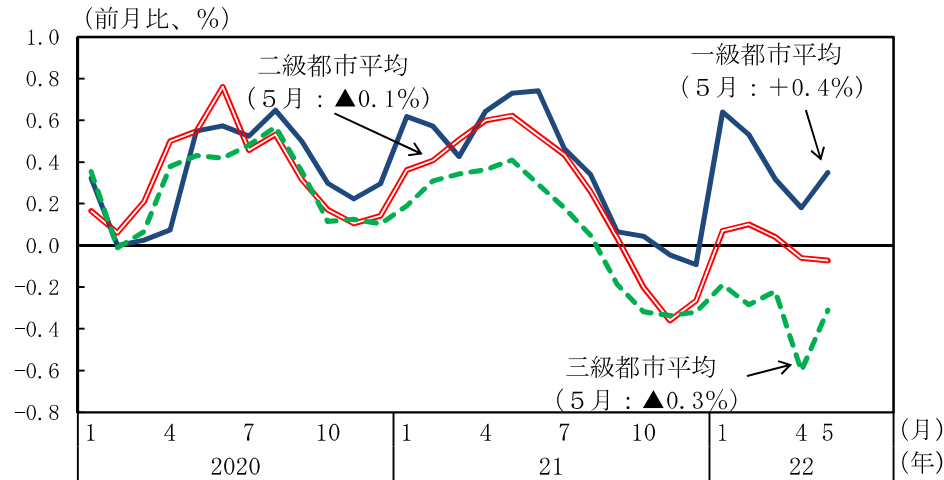


(備考) 乗用車販売台数は出荷ベース。年間販売台数 (前年比) は、19年9.6%減、20年6.0%減、21年6.5%増。

⑤固定資産投資はこのところ伸びがやや低下している

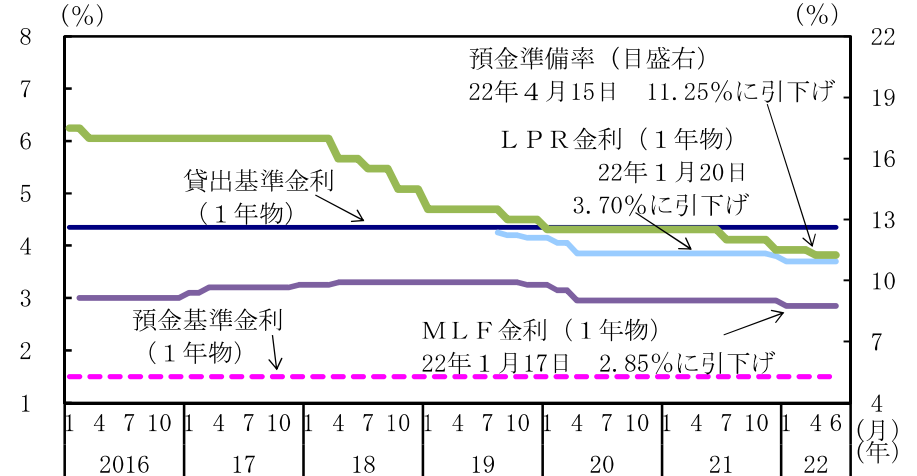


新築住宅販売価格は低下している



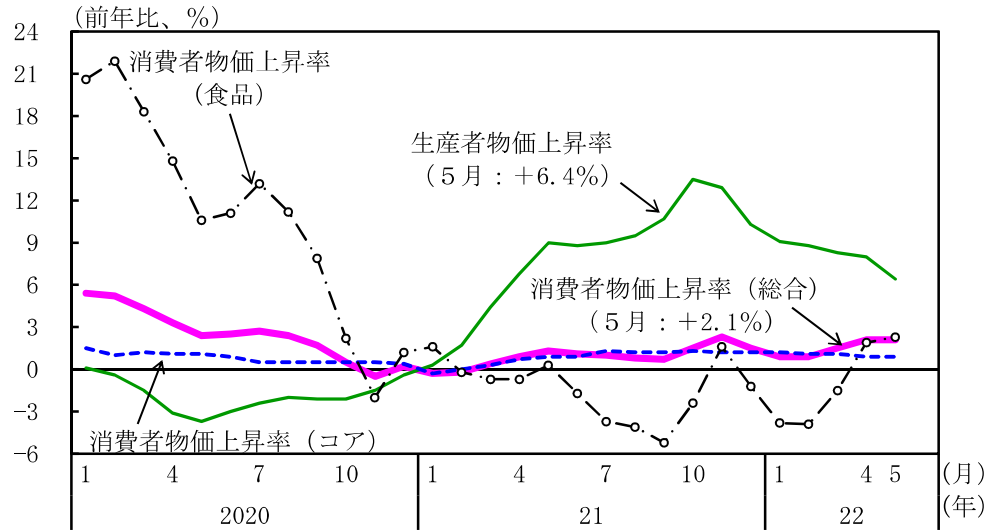
(備考) 一級、二級、三級都市平均は、該当する都市の価格指数の単純平均。

金融政策の動向



- (備考) 1. 預金準備率は、大手金融機関向けの預金準備率。
 2. MLFとは中期貸出ファシリティの略。中央銀行から金融機関への資金供給手段の一つ。1年物は16年より実施。
 3. LPRとは最優遇貸出金利の略。中央銀行が選定した18の銀行から報告された貸出金利の加重平均値。19年より実施。

⑥消費者物価上昇率はこのところ上昇している



(備考) コア消費者物価は、総合から食品とエネルギーを除いたもの。

人民元名目為替レート



その他アジア（韓国、台湾、インドネシア、タイ、インド）：

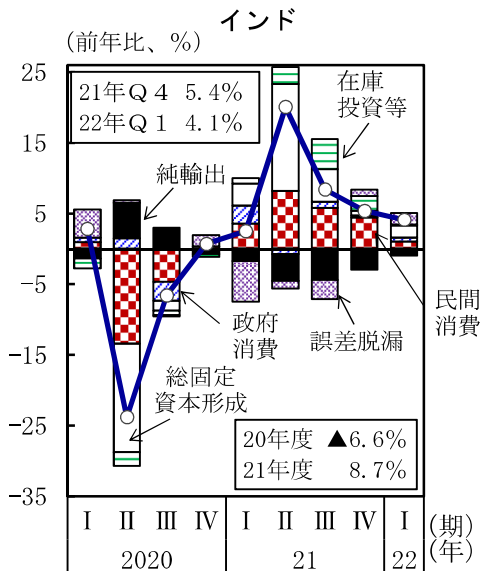
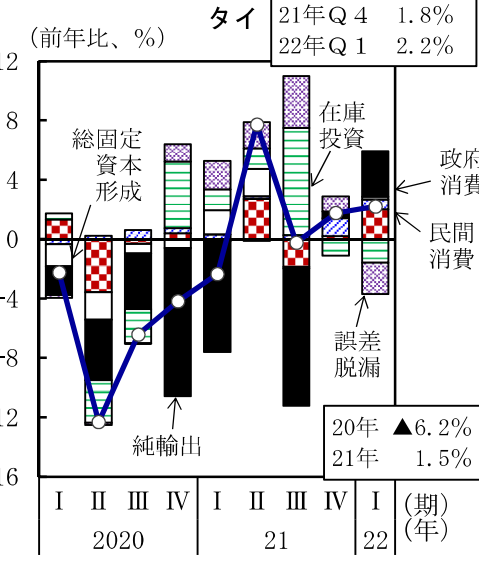
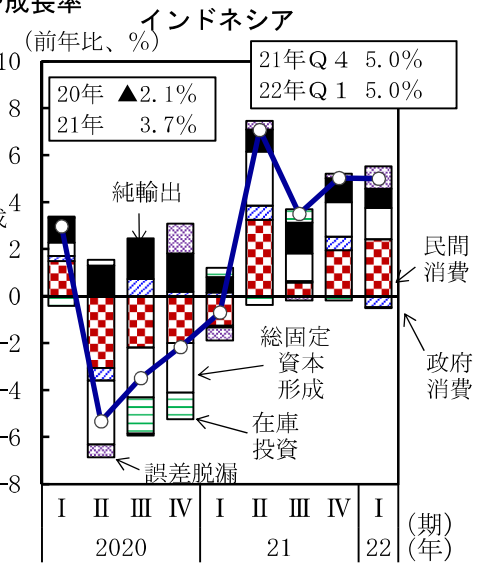
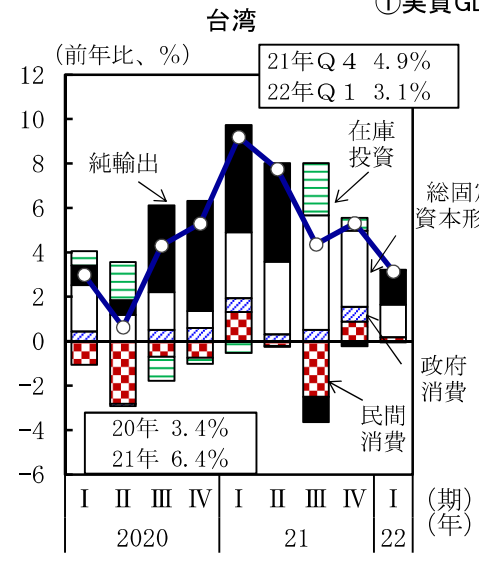
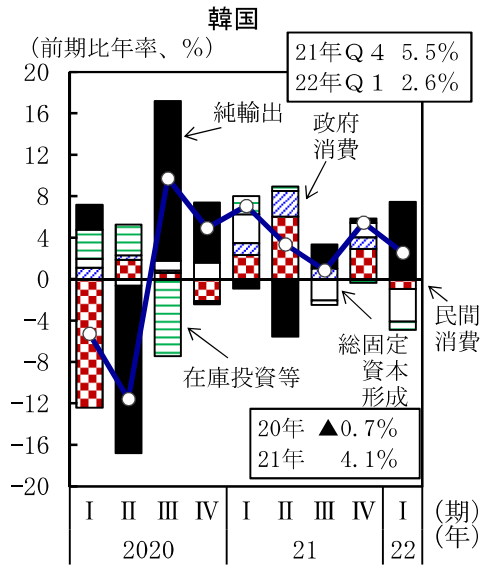
○韓国では、景気は持ち直している。台湾では、景気は回復している。

インドネシアでは、景気は持ち直している。

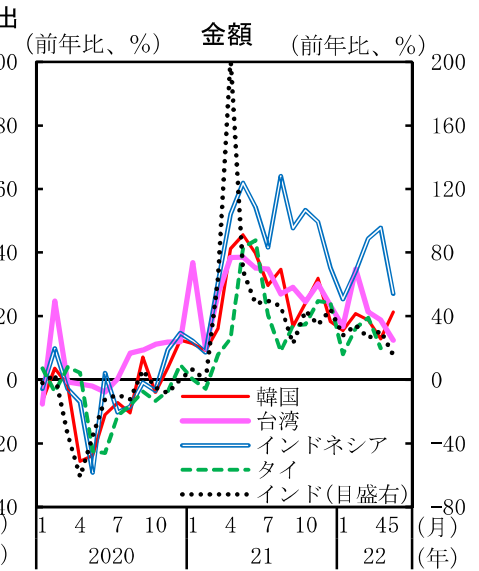
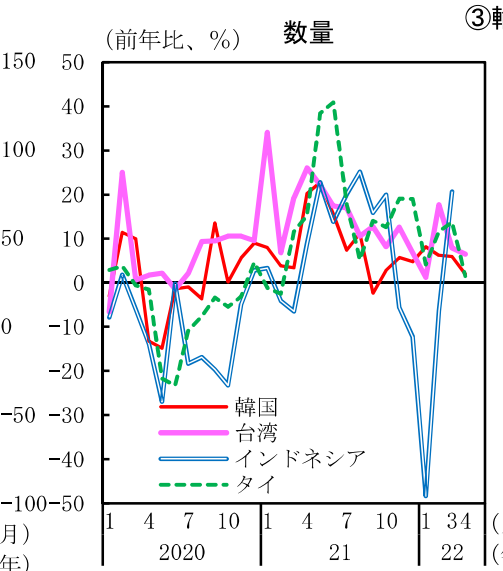
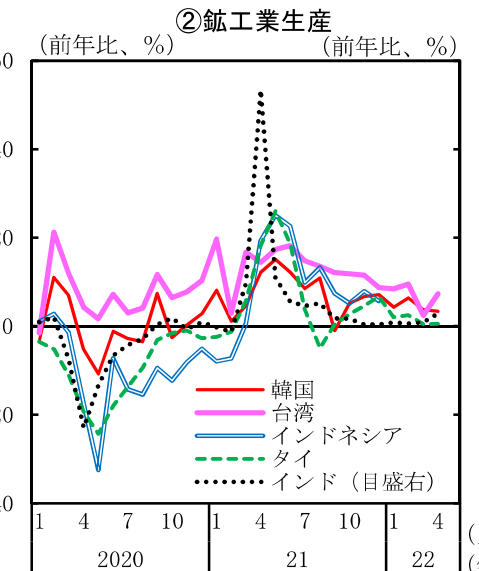
タイでは、景気は厳しい状況にあるが、持ち直しの動きがみられる。

インドでは、景気は持ち直している。

①実質GDP成長率



(備考) 年度は、4月～翌年3月。



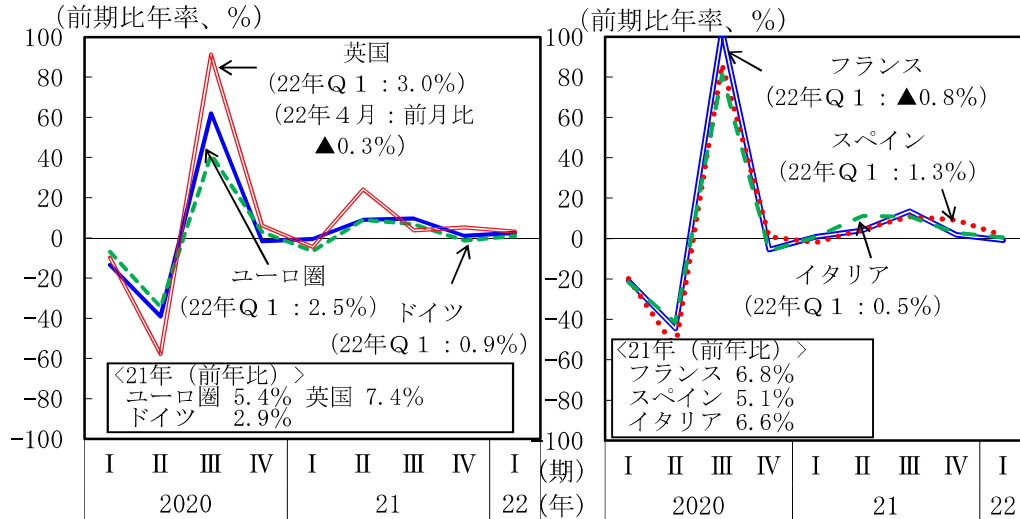
3. ヨーロッパ地域

○ヨーロッパ地域については、ユーロ圏では、景気は一部で厳しい状況が残る中で、持ち直している。

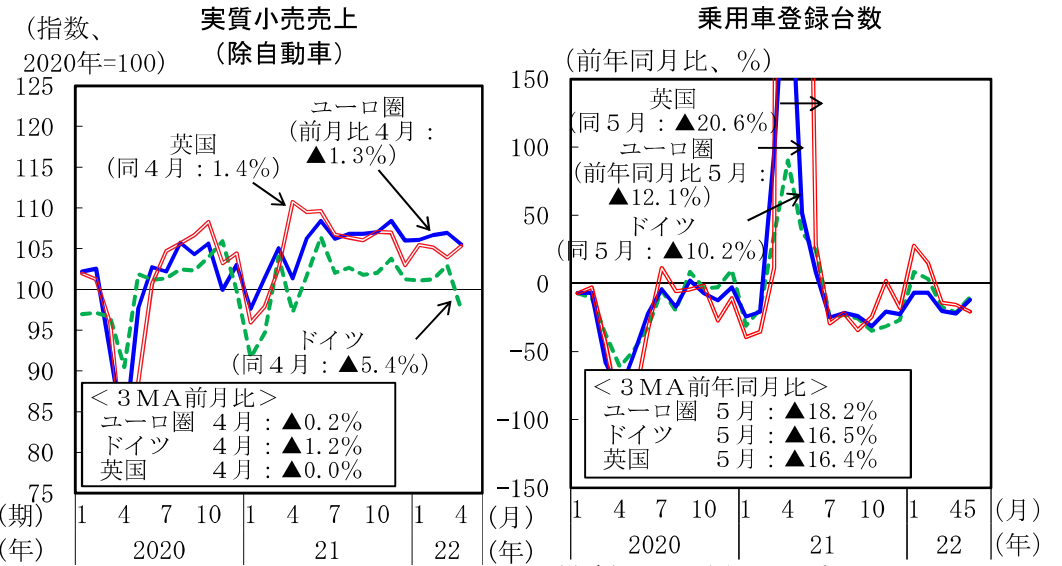
ドイツにおいては、景気は厳しい状況が残る中で、持ち直している。

英国では、景気は持ち直している。

①GDP ユーロ圏：22年1-3月期は前期比年率2.5%成長
 英国：22年1-3月期は前期比年率3.0%成長

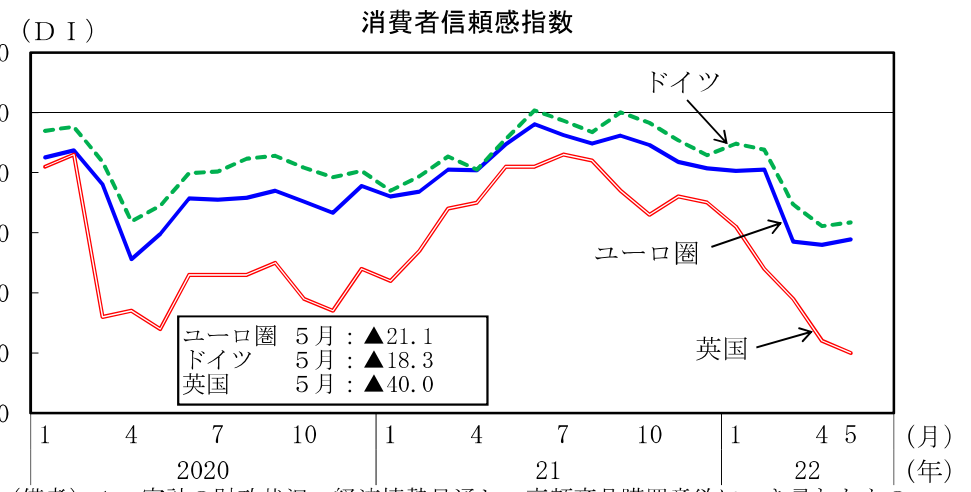
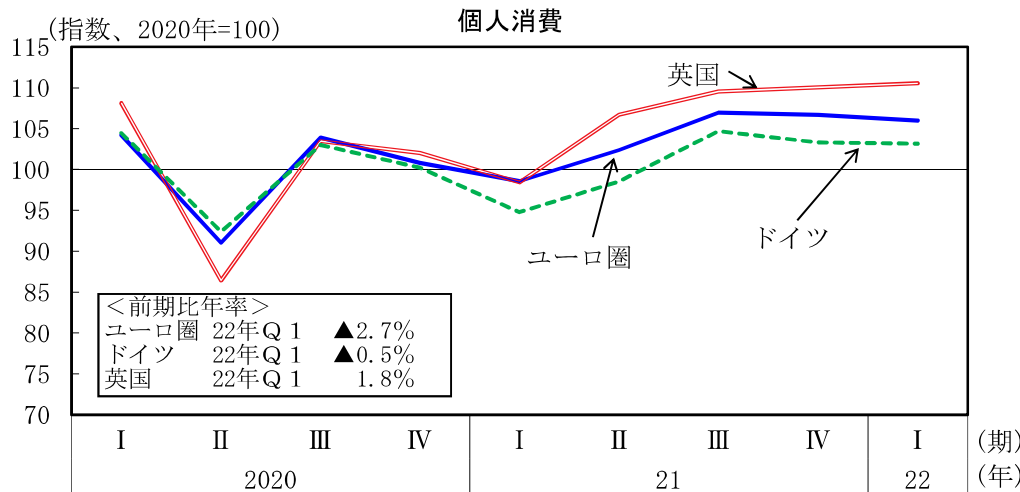


②個人消費



(備考) ユーロ圏は、キプロス、マルタを除く17か国ベース。

②個人消費 ユーロ圏：持ち直しに足踏みがみられる
 英国：持ち直しに足踏みがみられる

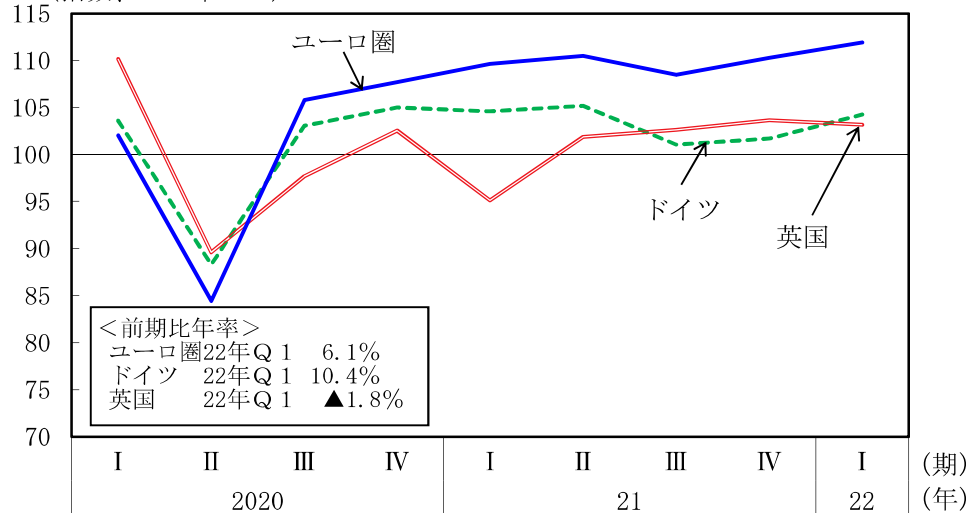


(備考) 1. 家計の財政状況、経済情勢見通し、高額商品購買意欲につき尋ねたもの。
 2. 英国は原数値。

③設備投資 ユーロ圏：機械設備投資は持ち直している
英 国：設備投資は持ち直している

(指数、2020年=100)

設備投資

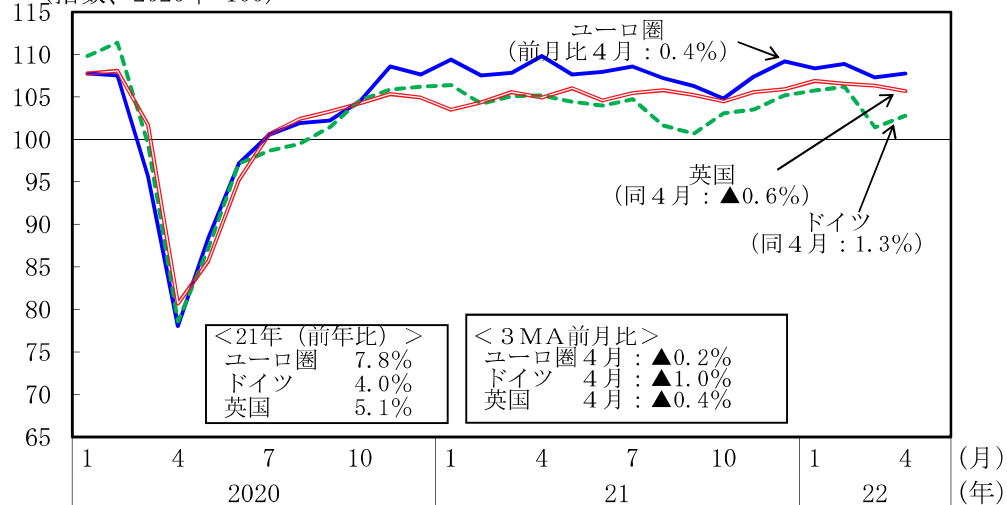


(備考) 1. ユーロ圏及びドイツは公的部門を含む機械設備投資。
2. 英国は民間の設備投資（住宅は含まない）。

⑤生産 ユーロ圏：生産は横ばいとなっている
英 国：生産はこのところ横ばい

(指数、2020年=100)

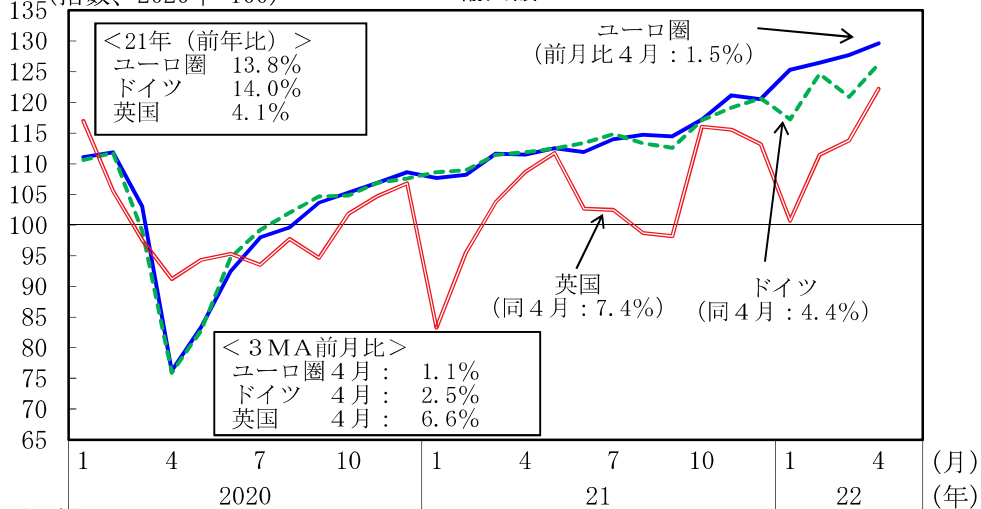
鉱工業生産



④輸出 ユーロ圏：輸出は持ち直している
英 国：輸出はこのところ増加

(指数、2020年=100)

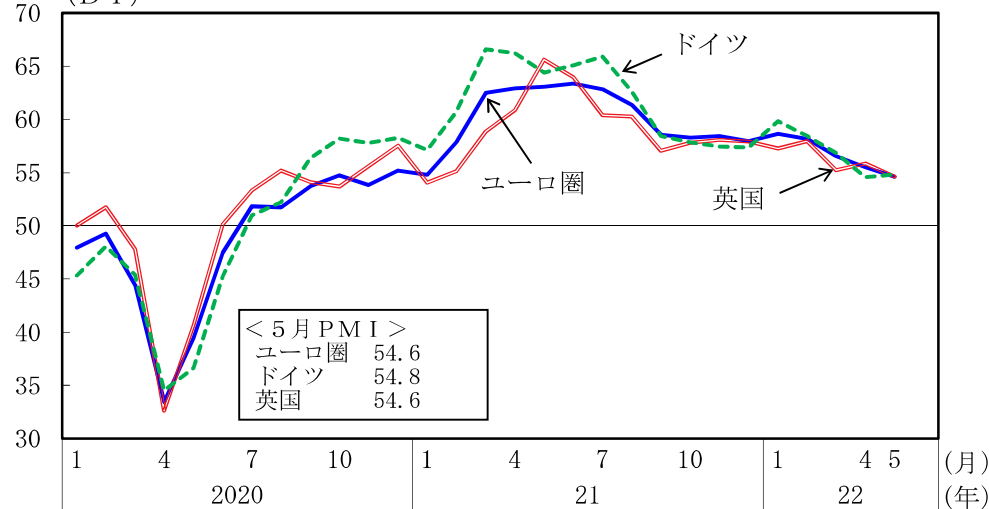
輸出額



(備考) 1. ユーロ圏は圏外向けの。
2. 英国の21年10月及び11月の輸出増、22年1月の輸出減は非貨幣用金等の寄与によるものが大きい。

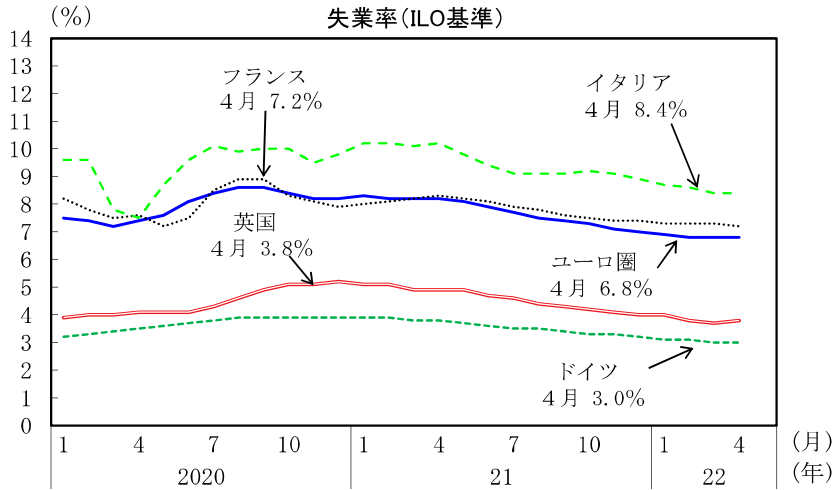
⑥製造業購買担当者指数（PMI）

(D I)

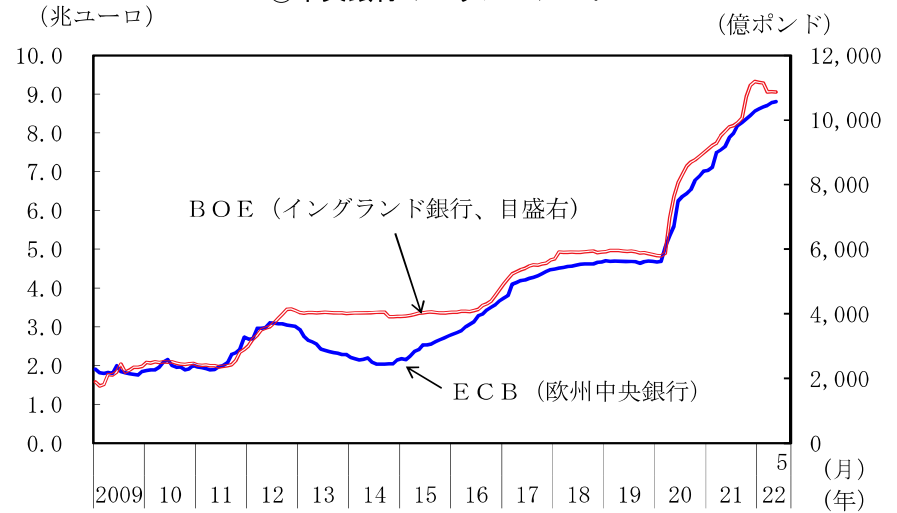


(備考) 1. 新規受注、生産、雇用、サプライヤー納期、原材料在庫につき前月と比べた当月の変化を調査し、「改善（1p）、変化なし（0.5p）、悪化（0p）」として指数化。
2. ユーロ圏は、圏内3,000社の製造業購買担当者を対象にしている。

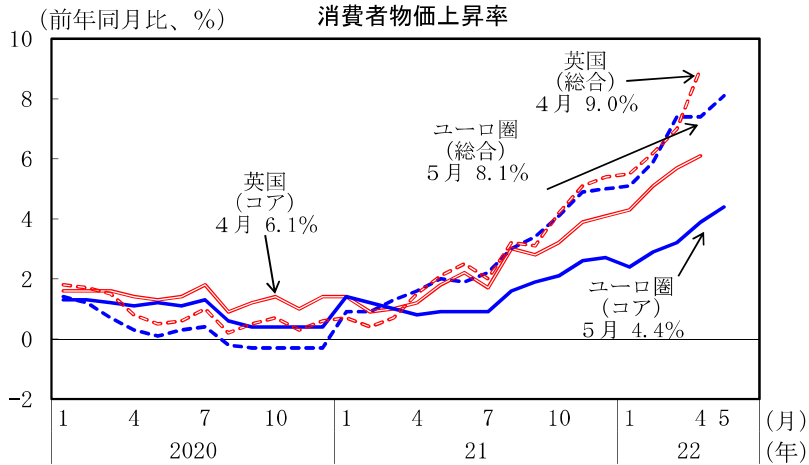
⑥雇用 ユーロ圏：失業率は低下している
 英 国：失業率は低下している
 失業率(ILO基準)



⑧中央銀行のバランスシート

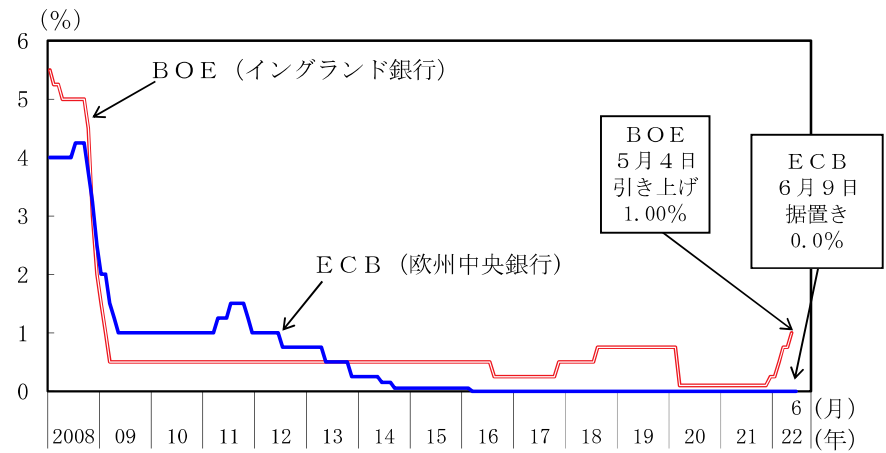


⑦物価 ユーロ圏：コア物価上昇率は上昇している
 英 国：コア物価上昇率は上昇している
 消費者物価上昇率



(備考) 1. ECBのインフレ目標は中期的に2%。BOEのインフレ目標は2%。
 2. コア消費者物価は、総合からエネルギー、非加工食品を除いたもの。

⑨政策金利 ユーロ圏：欧州中央銀行 (ECB) は据置き
 英 国：イングランド銀行 (BOE) は引き上げ

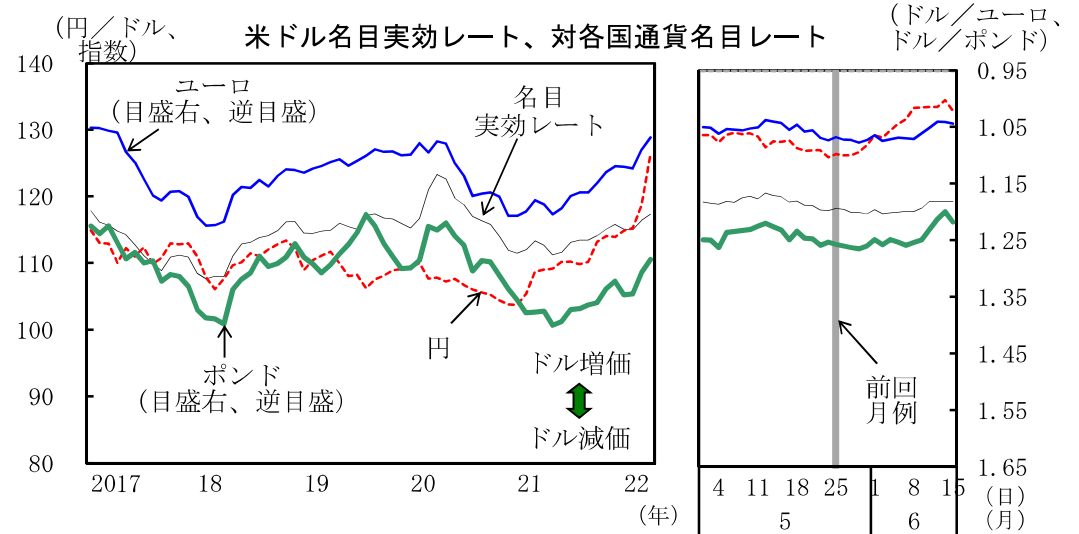
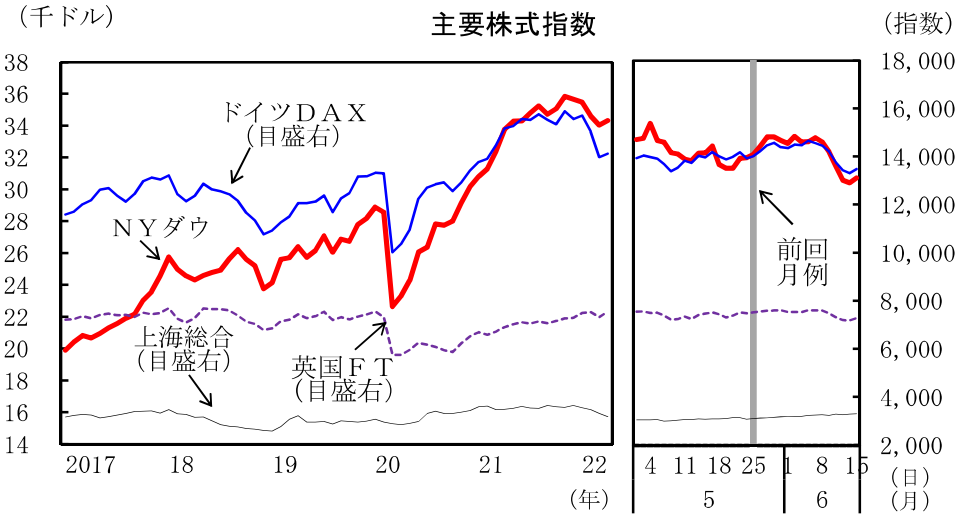


(備考) ECBでは、2014年6月より中銀預金金利にマイナス金利を適用 (現在▲0.50%)。その他に、スイス、デンマーク等で中銀預金金利にマイナス金利が適用されている。

4. 国際金融

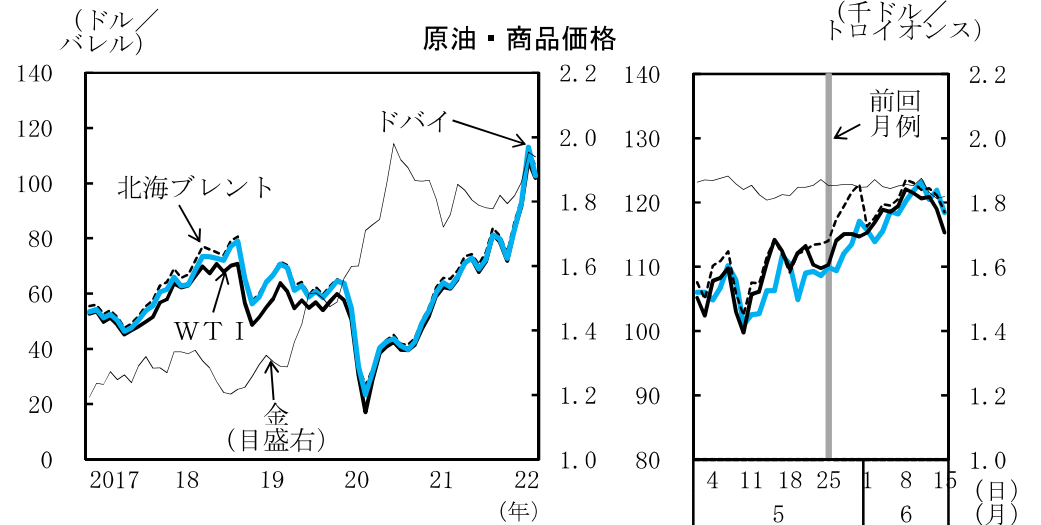
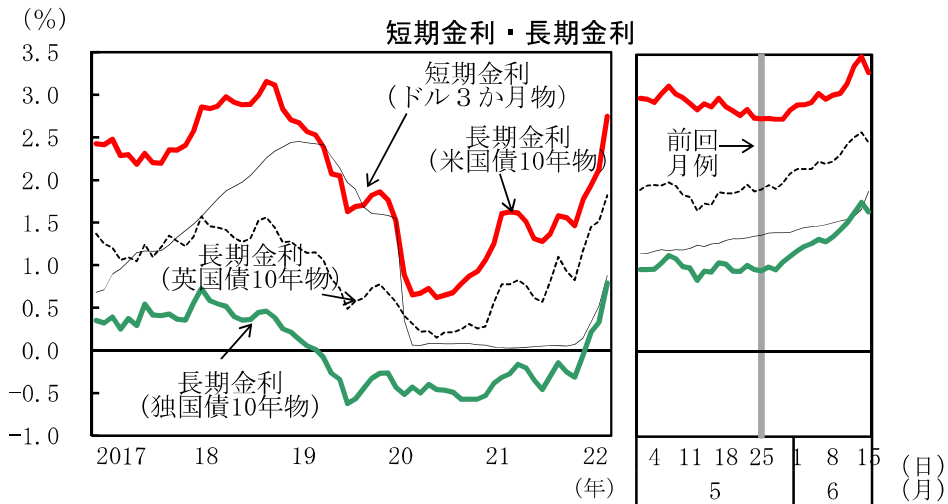
株価：アメリカ、英国、ドイツではやや下落、
中国では上昇

為替：ドルは、ユーロ、ポンドに対して増価、
円に対して大幅に増価



短期金利：上昇
長期金利：アメリカ、英国、ドイツでは大幅に上昇

原油価格 (WT I)：上昇
金価格：やや下落



(備考) いずれも、左図は日次の終値の月中平均値、右図は日次の終値。

主要経済指標の国際比較（1）

国・地域名	人口 (万人)	名目GDP (10億ドル)	1人当たりGDP (1,000ドル)	実質GDP成長率(%)				備考	鉱工業生産(%)					備考	失業率(%)					備考
				2020年	2021年	21年	22年		2020年	2021年	22年				2020年	2021年	22年			
						10-12月	1-3月				3月	4月	5月				3月	4月	5月	
日本	12,551	4,937	39.3	▲ 4.5	1.7	4.0	▲ 0.5	前期比年率	▲ 10.4	5.6	0.3	▲ 1.5		前期比	2.8	2.8	2.6	2.5		
アメリカ	33,218	22,998	69.2	▲ 3.4	5.7	6.9	▲ 1.5	前期比年率	▲ 7.2	5.5	0.9	1.1		前期比	8.1	5.4	3.6	3.6	3.6	
カナダ	3,823	1,991	52.1	▲ 5.2	4.5	6.6	3.1	前期比年率	▲ 8.1	4.2	0.8			前期比	9.6	7.4	5.3	5.2	5.1	
ユーロ圏	34,257	14,505	42.3	▲ 6.3	5.4	1.0	2.5	前期比年率	▲ 8.0	7.8	▲ 1.4	0.4		前期比	8.0	7.7	6.8	6.8		
ドイツ	8,320	4,226	50.8	▲ 4.6	2.9	▲ 1.4	0.9	前期比年率	▲ 10.1	4.0	▲ 4.5	1.3		前期比	3.7	3.6	3.0	3.0	IL0基準	
フランス	6,545	2,935	44.9	▲ 7.8	6.8	1.8	▲ 0.8	前期比年率	▲ 10.7	5.7	▲ 0.4	▲ 0.1		前期比	8.0	7.9	7.3	7.2		
イタリア	5,924	2,101	35.5	▲ 9.1	6.6	2.8	0.5	前期比年率	▲ 11.0	11.7	0.2	1.6		前期比	9.2	9.5	8.4	8.4		
スペイン	4,740	1,426	30.1	▲ 10.8	5.1	9.2	1.3	前期比年率	▲ 9.5	7.3	▲ 2.0	2.1		前期比	15.5	14.8	13.5	13.3		
英国	6,753	3,188	47.2	▲ 9.3	7.4	5.2	3.0	前期比年率	▲ 8.4	5.1	▲ 0.2	▲ 0.6		前期比	4.5	4.5	3.7	3.8	後方3か月平均	
スイス	867	813	93.7	▲ 2.4	3.8	0.6	1.9	前期比年率	▲ 3.9	9.0	4.2			前年比	3.1	3.0	2.2	2.2	2.2	
ロシア	14,556	1,776	12.2	▲ 2.7	4.7	5.0	3.5	前年比	▲ 2.1	5.3	3.0	▲ 1.6		前年比	5.8	4.8	4.1	4.0		
オーストラリア	2,571	1,633	63.5	▲ 2.2	4.8	15.3	3.1	前期比年率	▲ 0.7	0.8	-	-	-	四半期のみの前期比	6.5	5.1	3.9	3.9	3.9	
中国	141,260	17,458	12.4	2.2	8.1	4.0	4.8	前年比	2.8	9.6	5.0	▲ 2.9	0.7	前年比	5.6	5.1	5.8	6.1	5.9	
韓国	5,168	1,799	34.8	▲ 0.7	4.1	5.5	2.6	前期比年率	▲ 0.2	7.4	1.1	▲ 3.3		前期比	3.9	3.7	2.7	2.7	2.8	
台湾	2,338	790	33.8	3.4	6.6	5.3	3.1	前年比	7.1	13.4	▲ 6.3	4.1		前期比	3.9	4.0	3.7	3.7		
香港	740	368	49.7	▲ 6.5	6.3	0.0	▲ 11.4	前期比年率	▲ 5.9	5.5	-	-	-	四半期のみの前期比	5.8	5.2	5.0	5.4		
シンガポール	545	397	72.8	▲ 4.1	7.6	9.5	2.8	前期比年率	7.5	13.3	▲ 11.2	2.2		前期比	3.0	2.7	2.2	2.2		
インドネシア	27,225	1,186	4.4	▲ 2.1	3.7	5.0	5.0	前年比	▲ 10.1	7.6				前年比	7.1	6.5	-	-	-	原数値 2.8月のみ
マレーシア	3,270	373	11.4	▲ 5.5	3.1	3.6	5.0	前年比	▲ 4.1	7.2	▲ 0.7	0.0		前期比	4.5	4.6	4.1	3.9		
フィリピン	11,020	394	3.6	▲ 9.5	5.7	14.7	7.6	前期比年率	▲ 43.0	49.5	375.1	9.7		前年比	10.4	8.0	-	-	-	四半期のみの前期比
タイ	6,995	513	7.3	▲ 6.2	1.5	7.4	4.7	前期比年率	▲ 9.5	5.8	0.4	0.6		前年比	1.6					原数値
ベトナム	9,832	366	3.7	2.9	2.6	5.2	5.0	前年比	3.4	4.8	9.1	11.1	10.4	前年比	2.5	3.2	-	-	-	四半期のみの前期比
インド	139,201	3,042	2.2	▲ 6.6	8.7	5.4	4.1	前年比	▲ 8.4	11.4	2.2	7.1		前年比	-	-	-	-	-	
ブラジル	21,261	1,608	7.6	▲ 3.9	4.6	1.7	1.7	前年比	▲ 4.4	3.9	▲ 1.9	▲ 0.5		前年比	13.5	13.5	11.1	10.5		
メキシコ	12,897	1,295	10.0	▲ 8.1	4.8	1.1	1.8	前年比	▲ 9.5	6.4	2.7	2.7		前年比	4.4	4.1	3.0	3.0		原数値
アルゼンチン	4,584	489	10.7	▲ 9.9	10.3	8.6		前年比	-	-	3.7	4.7		前年比	11.6	8.8	-	-	-	四半期のみの前期比
トルコ	8,468	807	9.5	1.8	11.0	9.1	7.3	前年比	1.7	17.8	9.7	10.5		前年比	13.1	12.0	11.4	10.6		原数値
サウジアラビア	3,546	834	23.5	▲ 4.1		6.7	9.9	前年比	-	-	-	-	-		7.7	6.6	-	-	-	四半期のみの前期比
南アフリカ	6,014	418	7.0	▲ 6.3	4.9	1.5	1.9	前期比年率	▲ 12.6	6.8	▲ 1.4	▲ 6.7		前年比	29.2	34.3	-	-	-	暦年のみの前期比

(備考) 1. 各国統計より作成。人口、名目GDP、1人当たりGDPについてはIMF、ユーロスタットより作成。

2. インドは年度（4月～3月）の数値。

3. GDP、鉱工業生産の前月（期）比、失業率は特に断りのない限り季節調整値。

4. 2021年の暦年の失業率は、イタリアは内閣府計算値。

主要経済指標の国際比較（２）

（参考）国際機関の実質GDP見通し（％）

国・地域名	消費者物価（前年比％）								一般政府財政収支（名目GDP比％）		一般政府債務残高（名目GDP比％）		経常収支（名目GDP比％）		IMF, 2022年4月		OECD, 2022年6月	
	2020年	2021年	21年		22年	22年			2020年	2021年	2020年	2021年	2020年	2021年	2022年	2023年	2022年	2023年
			7-9月	10-12月	1-3月	3月	4月	5月										
日本	0.0	▲ 0.2	▲ 0.2	0.5	0.9	1.2	2.5		▲ 9.0 (▲2.6)	▲ 7.6 (▲9.1)	259.0 (191.0)	263.1 (209.9)	3.0	2.9	2.4	2.3	1.7	1.8
アメリカ	1.2	4.7	5.3	6.7	8.0	8.5	8.3	8.6	▲ 14.5	▲ 10.2	134.2	132.6	▲ 2.9	▲ 3.5	3.7	2.3	2.5	1.2
カナダ	0.7	3.4	4.1	4.7	5.8	6.7	6.8		▲ 11.4	▲ 4.7	117.8	112.1	▲ 1.8	0.1	3.9	2.8	3.8	2.6
ユーロ圏	0.3	2.6	2.8	4.6	6.1	7.4	7.4	8.1	▲ 7.2	▲ 5.5	97.3	96.0	1.9	2.4	2.8	2.3	2.6	1.6
ドイツ	0.5	3.1	3.9	5.0	5.8	7.3	7.4	7.9	▲ 4.3	▲ 3.7	68.7	70.2	7.1	7.4	2.1	2.7	1.9	1.7
フランス	0.5	1.6	1.7	2.7	3.7	4.5	4.8	5.2	▲ 9.1	▲ 7.0	115.2	112.3	▲ 1.9	▲ 0.9	2.9	1.4	2.4	1.4
イタリア	▲ 0.2	1.9	2.1	3.5	5.6	6.5	6.0	6.8	▲ 9.6	▲ 7.2	155.3	150.9	3.7	3.3	2.3	1.7	2.5	1.2
スペイン	▲ 0.3	3.1	3.4	5.8	7.9	9.8	8.3	8.7	▲ 11.0	▲ 7.0	120.0	118.7	0.8	0.9	4.8	3.3	4.1	2.2
英国	0.9	2.6	2.8	4.9	6.2	7.0	9.0		▲ 12.8	▲ 8.0	102.6	95.3	▲ 2.5	▲ 2.6	3.7	1.2	3.6	0.0
スイス	▲ 0.7	0.6	0.8	1.4	2.1	2.4	2.6	2.9	▲ 2.8	▲ 1.9	42.4	42.2	2.8	9.3	2.2	1.4	2.5	1.3
ロシア	3.4	6.7	6.9	8.3	11.6	16.7	17.8	17.1	▲ 4.0	0.7	19.2	17.0	2.4	6.9	▲ 8.5	▲ 2.3	▲ 10.0	▲ 4.1
オーストラリア	0.8	2.9	3.0	3.5	5.1	-	-	-	▲ 8.6	▲ 7.7	57.8	59.8	2.6	3.5	4.2	2.5	4.2	2.5
中国	2.5	0.9	0.8	1.8	1.1	1.5	2.1	2.1	▲ 10.7	▲ 6.0	68.1	73.3	1.7	1.8	4.4	5.1	4.4	4.9
韓国	0.5	2.5	2.5	3.5	3.8	4.1	4.8	5.4	▲ 2.2	▲ 0.6	48.9	49.8	4.6	4.9	2.5	2.9	2.7	2.5
台湾	▲ 0.2	2.0	2.3	2.7		3.3	3.4	3.4	▲ 2.9	▲ 1.2	32.6	28.5	14.2	14.7	3.2	2.9	-	-
香港	0.3	1.6	2.3	2.0	1.5	1.7	1.3		▲ 9.2	▲ 0.2	1.0	2.1	7.0	11.2	0.5	4.9	-	-
シンガポール	▲ 0.2	2.3	2.5	3.7	4.6	5.4	5.4		▲ 5.9	▲ 0.2	152.0	132.8	16.8	18.1	4.0	2.9	-	-
インドネシア	2.0	1.6	1.6	1.8	2.3	2.6	3.5	3.6	▲ 6.1	▲ 4.6	39.8	42.8	▲ 0.4	0.3	5.4	6.0	4.7	4.7
マレーシア	▲ 1.1	2.5	2.1	3.2	2.2	2.2	2.3		▲ 4.6	▲ 5.5	67.8	69.0	4.2	3.5	5.6	5.5	-	-
フィリピン	2.4	3.9	4.1	3.6	3.4	4.0	4.9	5.4	▲ 5.7	▲ 6.5	51.7	57.5	3.2	▲ 1.8	6.5	6.3	-	-
タイ	▲ 0.8	1.2	0.7	2.4	4.7	5.7	4.6	7.1	▲ 4.7	▲ 7.8	49.8	58.0	4.2	▲ 2.1	3.3	4.3	-	-
ベトナム	3.2	1.8	2.5	1.9	1.9	2.4	2.6	2.9	▲ 3.9	▲ 4.2	41.7	40.2	4.4	▲ 0.5	6.0	7.2	-	-
インド	6.2	5.5	5.1	5.0	6.3	7.0	7.8	7.0	▲ 12.8	▲ 10.4	90.1	86.8	0.9	▲ 1.6	8.2	6.9	6.9	6.2
ブラジル	3.2	8.3	9.6	10.5	10.7	11.3	12.1	11.7	▲ 13.3	▲ 4.4	98.7	93.0	▲ 1.7	▲ 1.7	0.8	1.4	0.6	1.2
メキシコ	3.4	5.7	5.8	7.0	7.3	7.5	7.7	7.7	▲ 4.4	▲ 3.8	60.3	57.6	2.4	▲ 0.4	2.0	2.5	1.9	2.1
アルゼンチン	42.7	48.1	52.0	51.4	52.7	55.1	58.0	60.7	▲ 8.6	▲ 4.6	102.8	80.6	0.9	1.3	4.0	3.0	3.6	1.9
トルコ	12.3	19.6	19.3	25.8	54.8	61.1	70.0	73.5	▲ 5.1	▲ 3.5	39.5	41.6	▲ 4.9	▲ 1.8	2.7	3.0	3.7	3.0
サウジアラビア	3.4	3.1	0.4	1.1	1.6	2.0	2.3	2.2	▲ 11.3	▲ 2.4	32.4	30.0	▲ 3.1	6.6	7.6	3.6	-	-
南アフリカ	3.3	4.6	4.8	5.5	5.8	5.9	5.9		▲ 9.7	▲ 6.4	69.4	69.1	2.0	3.7	1.9	1.4	1.8	1.3
世界															3.6	3.6	3.0	2.8

（備考） 1. 各国統計より作成。ただし、一般政府財政収支、一般政府債務残高、経常収支については特に断りのない限りIMFより作成。

2. 日本の財政収支及び債務残高のカッコ内は、国・地方合計の年度（4月～3月）の値。内閣府より作成。

3. インドは年度（4月～3月）の数値。

（出所）IMF“World Economic Outlook”（22年4月）

OECD“Economic Outlook”（22年6月）

委員からの追加要望資料

中小企業の生産性向上等に係る支援策における主な補助金・助成金の実績

第1回目安に関する
小委員会資料No4
に一部追記

名称	令和3年度 応募・申請数（件） ※一部暫定値	令和3年度 実績（件） ※一部暫定値	令和3年度 執行額（億円） ※一部暫定値
ものづくり・商業・サービス生産性向上促進事業（ものづくり補助金）	18,854	10,185	754.1
小規模事業者持続的発展支援事業（持続化補助金）	79,419	44,757	331.1
サービス等生産性向上IT導入支援事業（IT導入補助金）	52,026	30,825	448.6
中小企業等事業再構築促進事業	83,011	35,183	21.5
業務改善助成金	5,047	3,859	28.9
働き方改革推進支援助成金	7,652	6,614	57.2
キャリアアップ助成金	77,341	76,992	612.5
人材開発支援助成金 ※ 特定訓練コース、一般訓練コース、教育訓練休暇付与コース、特別育成訓練コース	33,127	31,136	191.0
人材確保等支援助成金 ※ 人事評価改善等助成コース、設備改善等支援コース、テレワークコース	844	2,409	12.2
※テレワークコースは、令和3年4月～令和4年2月時点			

業務改善助成金の執行状況

(単位:億円)

	当初予算額 ①	前年度からの 繰越額 ②	補正予算額 ③	次年度への 繰越額 ④	予算現額 ⑤=①+②+ ③-④	執行額 ⑥	執行率 (%) ⑥/⑤
令和3年度	9.4 (11.9)	13.7 (13.7)	129.8 (135.1)	120.7 (125.7)	32.2 (35.0)	28.9	89.8
令和2年度	7.8 (10.9)	12.9 (12.9)	13.8 (13.8)	13.7 (13.7)	20.8 (23.8)	6.6	31.8

※ 事業費を除いた業務改善助成金のみの予算を記載。()内の数値は、事業費を含めた金額。

※ 四捨五入の関係から、数値が一致しない場合がある。

業務改善助成金の都道府県別実績

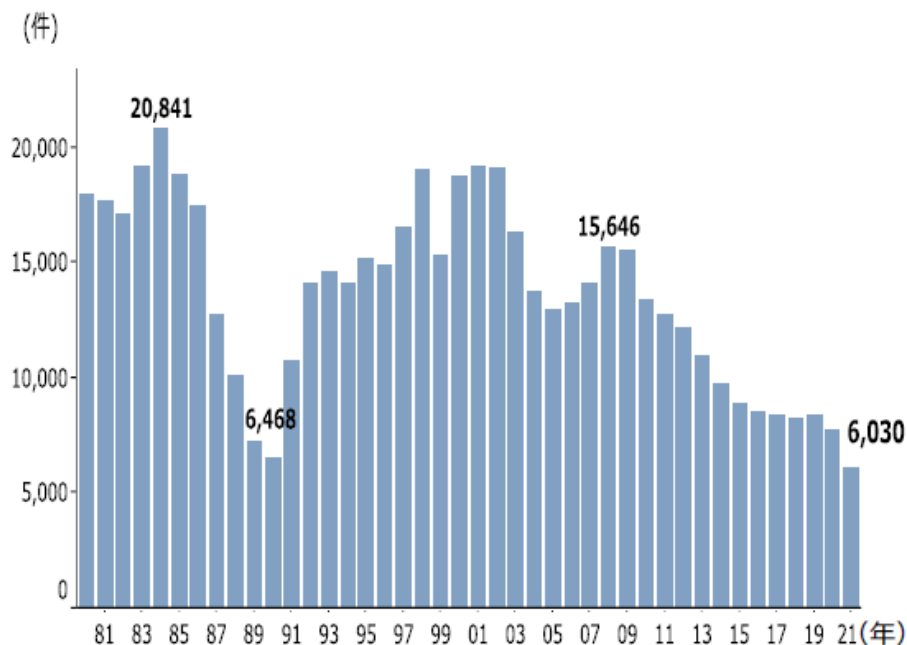
	令和2年度	令和3年度
北海道	18	120
青森	11	37
岩手	11	68
宮城	10	45
秋田	5	37
山形	16	65
福島	9	53
茨城	11	90
栃木	10	46
群馬	7	56
埼玉	15	75
千葉	17	115
東京	30	219
神奈川	27	171
新潟	6	55
富山	3	61
石川	18	54
福井	6	80
山梨	4	17
長野	10	102
岐阜	4	55
静岡	17	164
愛知	32	197
三重	11	58

	令和2年度	令和3年度
滋賀	14	95
京都	16	60
大阪	21	238
兵庫	22	108
奈良	8	49
和歌山	5	59
鳥取	10	52
島根	13	35
岡山	26	93
広島	20	137
山口	7	72
徳島	2	54
香川	7	72
愛媛	9	65
高知	10	14
福岡	36	195
佐賀	17	38
長崎	11	44
熊本	22	93
大分	9	125
宮崎	16	43
鹿児島	9	25
沖縄	8	53
全国計	626	3,859

倒産件数及び新型コロナウイルス関連破たん件数の推移

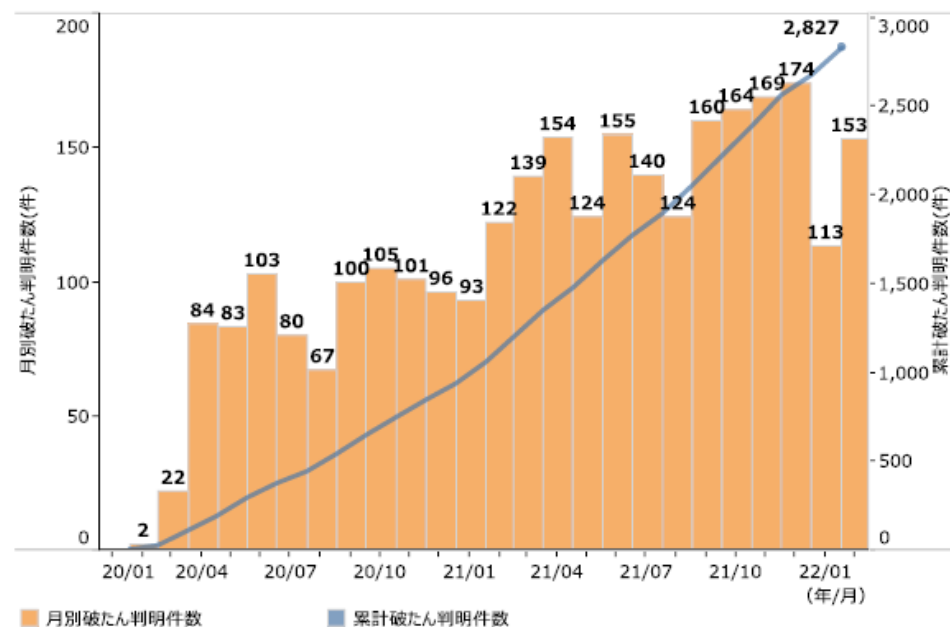
- 我が国の倒産件数は、2009年以降は減少傾向で推移。2021年は資金繰り支援策などの効果もあり、**6,030件**と**57年ぶりの低水準**となった。
- 一方で、**新型コロナウイルス関連破たんの件数**は、昨年9月から4ヶ月連続で**月別件数として過去最多を更新**するなど、**月別件数は増加傾向**にある。

図1 倒産件数の推移



資料：(株)東京商工リサーチ「全国企業倒産状況」

図2 新型コロナウイルス関連破たんの月別判明件数



資料：東京商工リサーチ「『新型コロナウイルス』関連破たん状況」(2022年2月28日)

- (注)1.負債1,000万円以上の法的整理、私的整理を対象に集計されたもの(準備中を含む)。
 2.(株)東京商工リサーチの取材で経営破たんが判明した日を基準に集計されたもの。
 3.新型コロナウイルス関連破たんとは、(株)東京商工リサーチの取材で担当弁護士や当事者から新型コロナウイルスが要因であると言質が取れた経営破たん。

原因別倒産状況の推移

○ 原因別の倒産状況を見ると、「販売不振」が最も多くなっている。

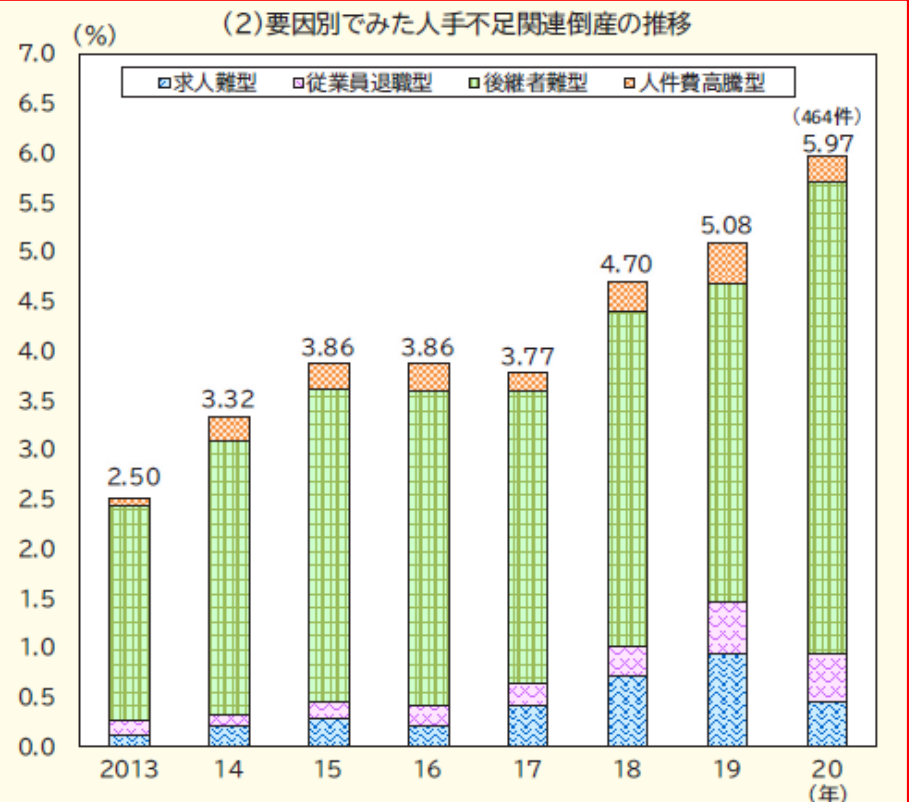
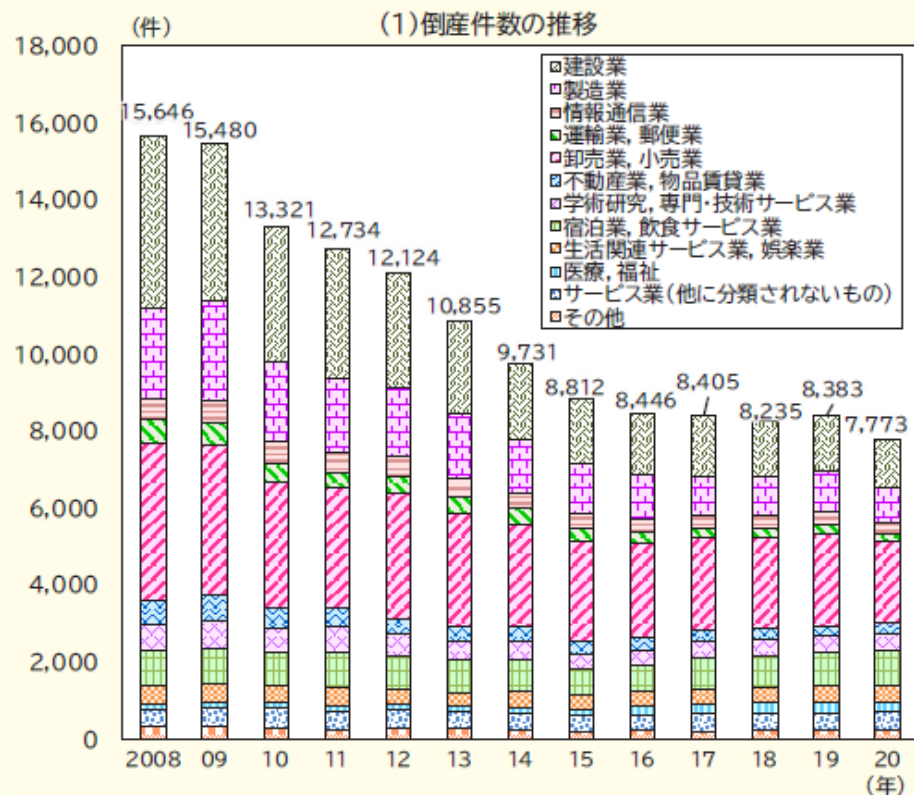
	合計	放漫経営	過少資本	連鎖倒産	既往の しわよせ	信用性の 低下	販売不振	回収難 売掛金	在庫状態 悪化	設備投資 過大	その他
平成27年	8,812	376	397	553	1,136	49	5,959	54	8	61	219
令和28年	8,446	423	448	398	1,082	39	5,759	29	5	70	193
令和29年	8,405	422	390	447	1,044	43	5,813	31	4	49	162
令和30年	8,235	409	342	374	967	56	5,799	27	8	71	182
令和元年	8,383	434	337	370	844	37	6,079	38	8	56	180
令和2年	7,773	390	205	361	771	34	5,729	26	2	47	208
令和3年	6,030	284	101	299	674	25	4,403	18	3	34	189

(資料出所) 中小企業庁ホームページ「倒産の状況」(<https://www.chusho.meti.go.jp/koukai/chousa/tousan/index.htm> 令和4年6月30日取得)

- (注) 1. 中小企業庁において、株式会社東京商工リサーチ「全国企業倒産状況」の調査結果を、負債総額、資本金別、業種別、原因別で倒産状況を取りまとめているもの。
 2. 倒産とは、企業が債務の支払不能に陥ったり、経済活動を続けることが困難になった状態となること。また、私的整理（取引停止処分、内整理）も倒産に含まれる。
 3. 負債総額1,000万円以上の倒産が対象。

要因別でみた人手不足関連倒産の推移

○ 人手不足関連倒産が倒産件数全体に占める割合は2020年時点で5.97%となっており、要因別にみると、「求人難型」「従業員退職型」「人件費高騰型」に比べ、「後継者難型」の倒産の割合が多くなっている。



資料出所 (株) 東京商工リサーチ「全国企業倒産状況」をもとに厚生労働省政策統括官付政策統括室にて作成

(注) 1) 「その他」は「農業, 林業」「漁業」「鉱業, 採石業, 砂利採取業」「電気・ガス・熱供給・水道業」「金融業, 保険業」「教育, 学習支援業」「複合サービス事業」の合計。

2) (2) は倒産件数の総計に占める人手不足関連倒産件数の割合を表したもの。

休廃業・解散件数と休廃業・解散企業の代表者年齢

2022年版 中小企業白書（抜粋）

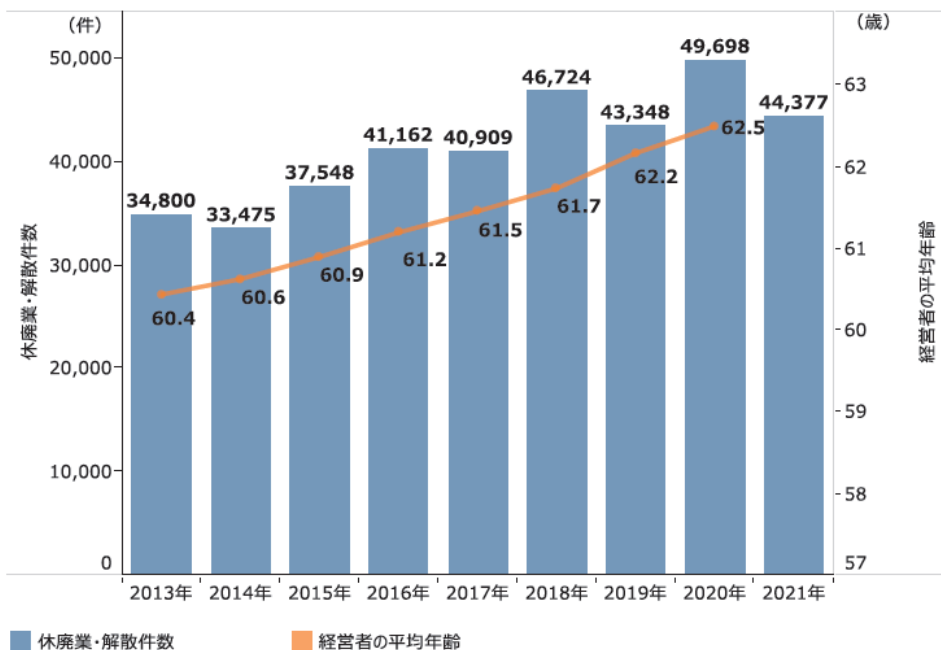
第1部 令和3年度（2021年度）の中小企業の動向

第1-1-79図は、休廃業・解散件数と我が国企業の経営者平均年数の推移について見たものである。2021年の休廃業・解散件数は、4万4377件であり、2020年、2018年に次ぐ高水準である。また、経営者の平均年齢は上昇傾向にあり、休廃業・解散件数増加の背景には経営者の高齢化が一因にあると考えられ、引き続き、こうした状況への対応は喫緊の課題である。

第1-1-80図は、休廃業・解散企業の代表者年齢について見たものである。2021年は、70代の割合が最も高く、42.7%となっている。また、70代以上が全体に占める割合は年々高まっており、2021年は6割超となっている。

<第1-1-79図>

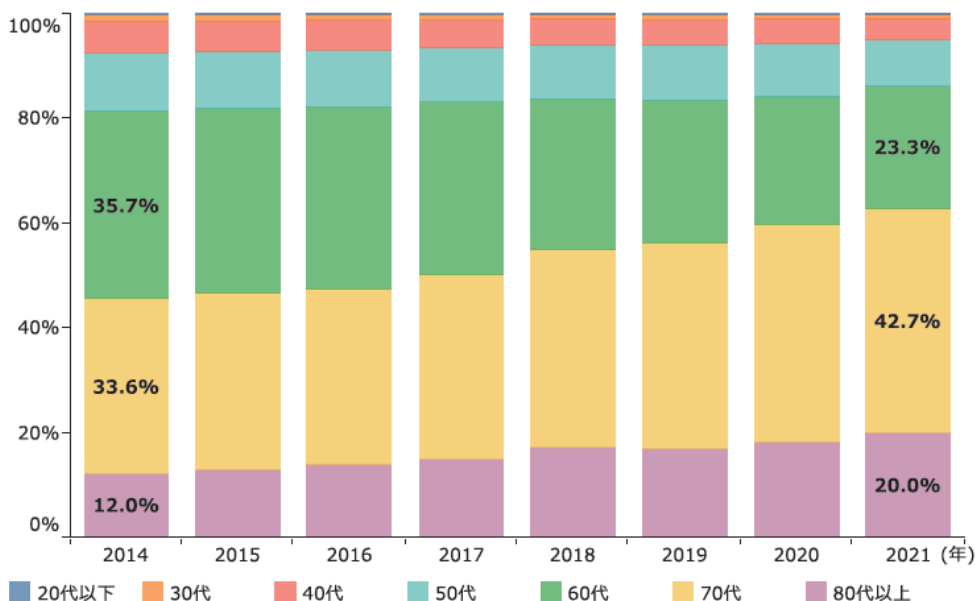
休廃業・解散件数と経営者平均年齢の推移



資料：（株）東京商工リサーチ「2021年「休廃業・解散企業」動向調査」、「全国社長の年齢調査」
（注）経営者の平均年齢は2020年までを集計している。

<第1-1-80図>

休廃業・解散企業の代表者年齢の構成比



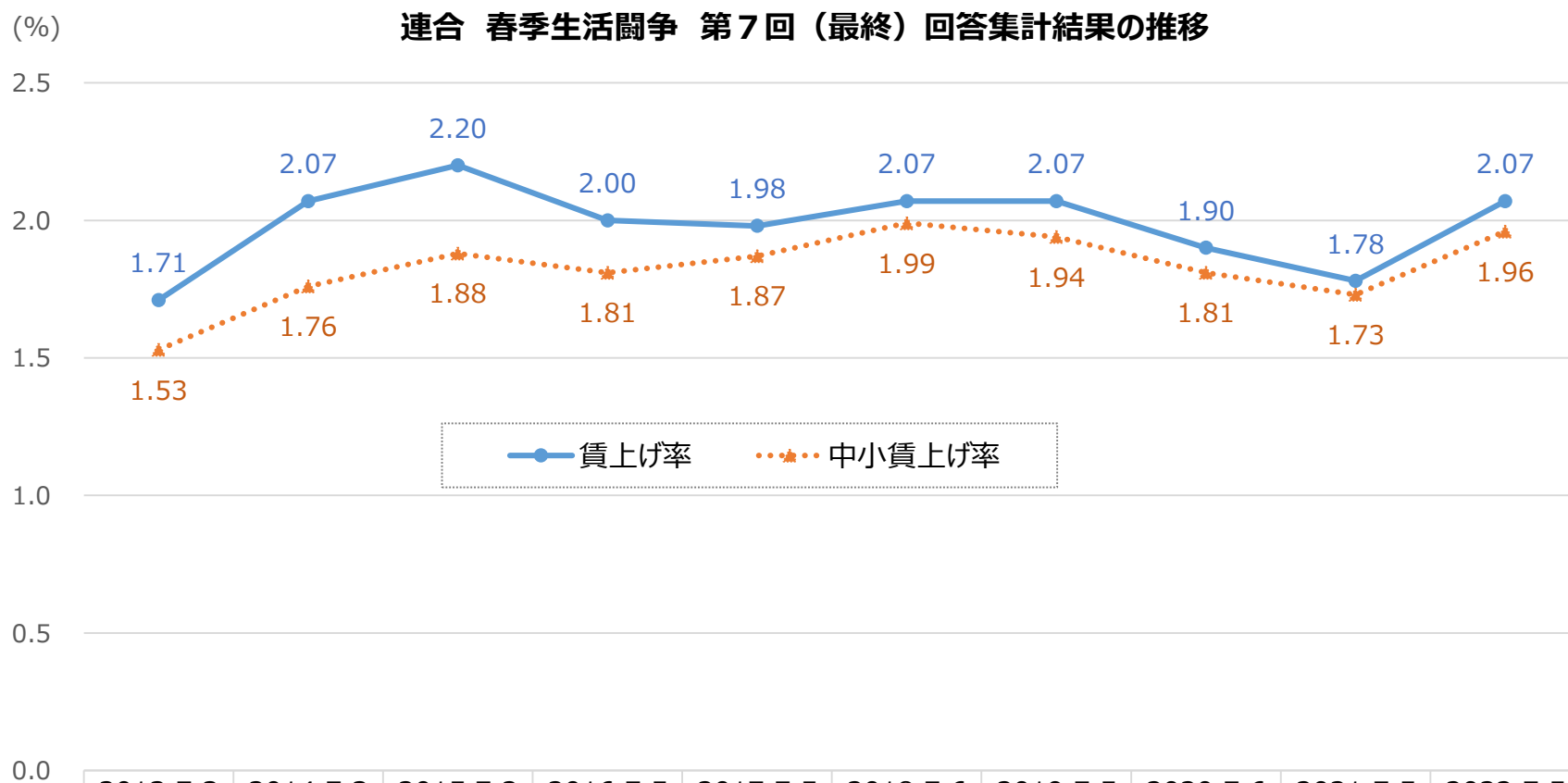
資料：（株）東京商工リサーチ「2021年「休廃業・解散企業」動向調査」

足下の経済状況等に関する補足資料(更新部分のみ抜粋)

(新型コロナウイルス感染症・消費者物価の動向を含む)

連合 春季賃上げ妥結状況

○ 2022年の連合 春季生活闘争 第7回(最終)回答集計結果(2022年7月5日公表)では、賃上げ率は2.07%(中小賃上げ率は1.96%)となっている。



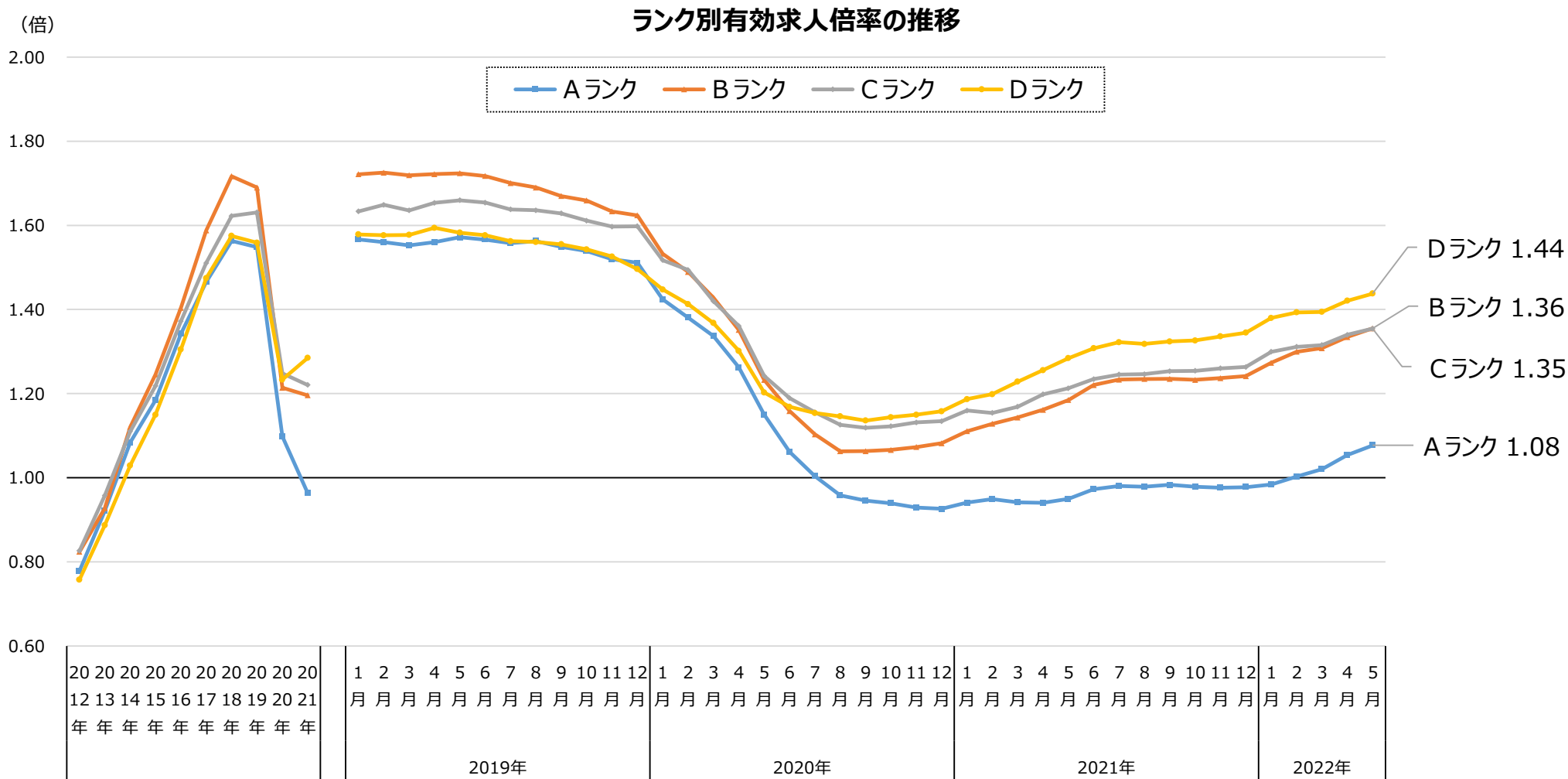
(%)	2013.7.3	2014.7.3	2015.7.2	2016.7.5	2017.7.5	2018.7.6	2019.7.5	2020.7.6	2021.7.5	2022.7.5
賃上げ率	1.71	2.07	2.20	2.00	1.98	2.07	2.07	1.90	1.78	2.07
中小賃上げ率	1.53	1.76	1.88	1.81	1.87	1.99	1.94	1.81	1.73	1.96

(資料出所) 連合「2022春季生活闘争第7回(最終)回答集計結果」(2022年7月5日)をもとに厚生労働省労働基準局において作成。

(注) 各年データは平均賃金方式(加重平均)による定昇相当込み賃上げ率。

ランク別有効求人倍率の推移

- ランク別に有効求人倍率の推移をみると、2020年の前半に大きく低下した後、改善傾向が続いている。
- Aランクでは他のランクに比べて回復が遅れているが、足下では改善の動きがみられる。



(資料出所) 厚生労働省「職業安定業務統計」より作成。

(注) 1. 各ランクに属する都道府県の有効求人数（就業地別）と有効求職者数をそれぞれが合算することにより算出。

2. 月次の数値については、1の計算において、有効求人数と有効求職者数の季節調整値を用いている。

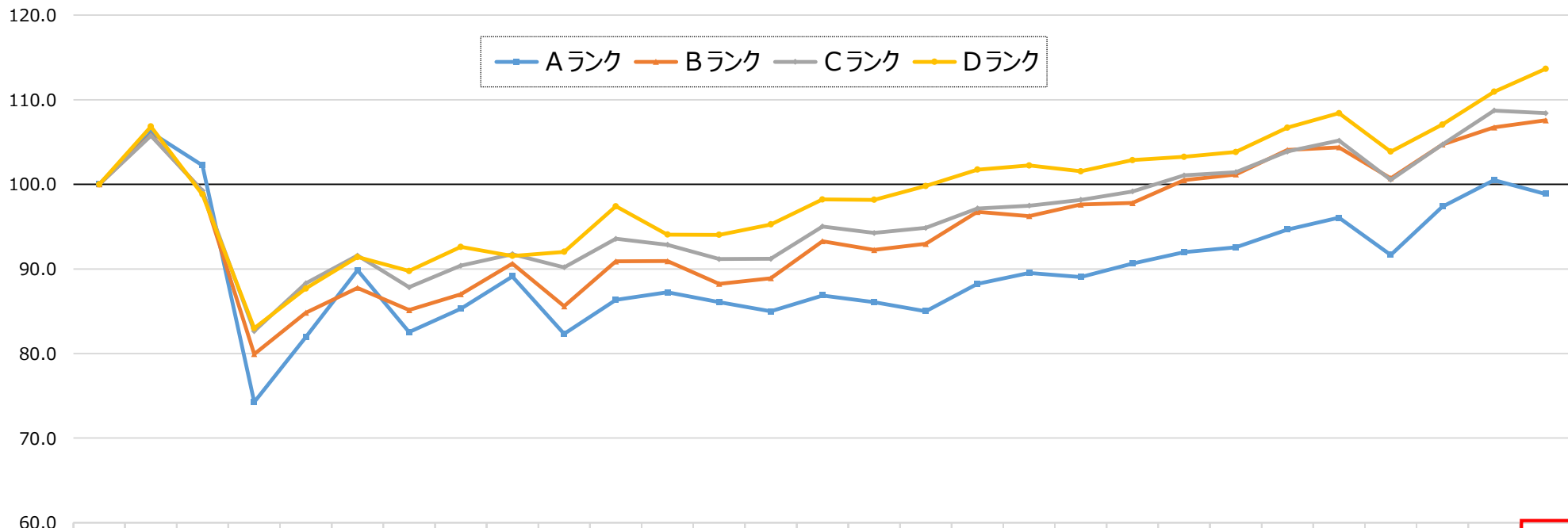
3. 各都道府県のランクは、現時点のランクにそろえている。

ランク別新規求人数の水準の推移

○ ランク別に新規求人数の水準の推移をみると、2020年4月に大きく減少した後、増加傾向が続いており、足下では、最も改善が遅れているAランクでも2020年1月の水準を概ね回復している。

ランク別新規求人数の水準の推移

(2020年1月 = 100)



	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月
	2020年												2021年												2022年				
Aランク	100.0	106.1	102.3	74.3	81.9	89.9	82.5	85.3	89.1	82.3	86.3	87.2	86.1	85.0	86.9	86.1	85.0	88.2	89.5	89.0	90.6	92.0	92.5	94.7	96.0	91.7	97.4	100.5	98.9
Bランク	100.0	105.8	99.2	79.9	84.8	87.8	85.1	87.0	90.6	85.6	90.9	90.9	88.2	88.9	93.3	92.2	93.0	96.7	96.2	97.6	97.8	100.5	101.2	104.1	104.4	100.7	104.7	106.7	107.6
Cランク	100.0	105.7	99.3	82.6	88.3	91.6	87.8	90.4	91.8	90.2	93.6	92.9	91.2	91.2	95.0	94.3	94.9	97.1	97.5	98.2	99.2	101.1	101.4	103.9	105.2	100.5	104.7	108.7	108.4
Dランク	100.0	106.8	98.8	83.0	87.7	91.4	89.8	92.6	91.5	92.0	97.4	94.1	94.0	95.3	98.2	98.2	99.8	101.7	102.2	101.5	102.9	103.2	103.8	106.7	108.4	103.9	107.1	110.9	113.7

(資料出所) 厚生労働省「職業安定業務統計」より作成。

(注) 1. 2020年1月の新規求人数(季節調整値)を100とした場合の各月の新規求人数(季節調整値)の水準。

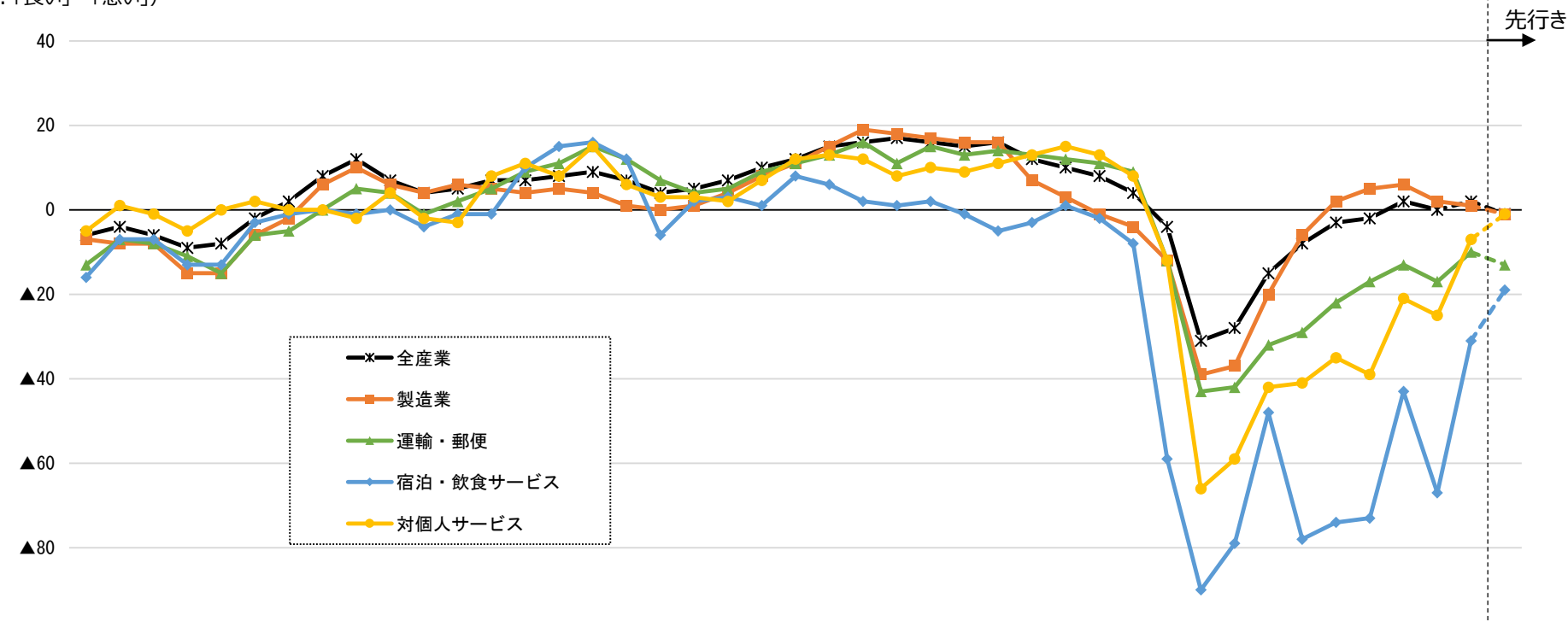
2. 各ランクの新規求人数は、当該ランクに属する都道府県の就業地別新規求人数(季節調整値)を合算して算出。

日銀短観による主な産業の業況判断DIの推移

○ 日銀短観による主な産業の業況判断DIの推移をみると、2020年前半に宿泊業、飲食サービス業などを中心に大きく低下したが、その後は改善傾向にある。

(%ポイント:「良い」-「悪い」)

主な産業の業況判断DIの推移



	2012年				2013年				2014年				2015年				2016年				2017年				2018年				2019年				2020年				2021年				2022年		
	3月	6月	9月	12月	3月	6月	9月	12月	3月	6月	9月	12月	3月	6月	9月	12月	3月	6月	9月	12月	3月	6月	9月	12月	3月	6月	9月	12月	3月	6月	9月	12月	3月	6月	9月	12月	3月	6月	9月				
全産業	▲6	▲4	▲6	▲9	▲8	▲2	2	8	12	7	4	5	7	7	8	9	7	4	5	7	10	12	15	16	17	16	15	16	12	10	8	4	▲4	▲31	▲28	▲15	▲8	▲3	▲2	2	0	2	▲1
製造業	▲7	▲8	▲8	▲15	▲15	▲6	▲2	6	10	6	4	6	5	4	5	4	1	0	1	4	8	11	15	19	18	17	16	16	7	3	▲1	▲4	▲4	▲12	▲39	▲37	▲20	▲6	2	5	6	2	▲1
運輸・郵便	▲13	▲7	▲8	▲11	▲15	▲6	▲5	0	5	4	▲1	2	5	9	11	15	12	7	4	5	9	11	13	16	11	15	13	14	13	12	11	9	▲12	▲43	▲42	▲32	▲29	▲22	▲17	▲13	▲17	▲10	▲13
宿泊・飲食サービス	▲16	▲7	▲7	▲13	▲13	▲3	▲1	0	▲1	0	▲4	▲1	▲1	10	15	16	12	▲6	2	3	1	8	6	2	1	2	▲1	▲5	▲3	1	▲2	▲8	▲59	▲90	▲79	▲48	▲78	▲74	▲73	▲43	▲67	▲31	▲19
対個人サービス	▲5	1	▲1	▲5	0	2	0	0	▲2	4	▲2	▲3	8	11	8	15	6	3	3	2	7	12	13	12	8	10	9	11	13	15	13	8	▲12	▲66	▲59	▲42	▲41	▲35	▲39	▲21	▲25	▲7	▲1

(資料出所) 日本銀行「全国企業短期経済観測調査」

(注) 1. 調査対象は、資本金2千万円以上の民間企業(「金融機関」および「経営コンサルタント業、純粋持株会社」を除く)。

2. 2022年9月の数値は、2022年6月調査による「先行き(3か月後)」の状況の数値。

3. 「対個人サービス」は、「洗濯・理容・美容・浴場業」「その他の生活関連サービス業」「娯楽業」「専修学校、各種学校」「学習塾」「教養・技能教授業」「老人福祉・介護事業」「その他の社会保険・社会福祉・介護事業」からなる。

主要統計資料（更新部分のみ抜粋）

4 春季賃上げ妥結状況

(1) 春季賃上げ妥結状況（令和4年）

連合 第7回(最終) 回答集計結果(令和4年7月5日)

	平均賃上げ方式 (加重平均)	個別賃金方式(組合数による単純平均)	
		35歳	30歳
1,000人以上	304組合 1,480,050人 6,637円(6,051円) 2.18% (2.02%)	30組合 99,310人 2,308円(2,518円) 0.67% (0.74%)	29組合 121,026人 1,147円(356円) 0.40% (0.13%)
300～999人	533組合 291,462人 6,093円(5,522円) 2.25% (2.06%)	53組合 30,249人 3,002円(1,618円) 1.02% (0.56%)	42組合 22,626人 1,666円(917円) 0.67% (0.37%)
100～299人	740組合 135,270人 5,842円(5,291円) 2.27% (2.05%)	68組合 12,271人 1,861円(844円) 0.70% (0.32%)	69組合 12,112人 1,719円(558円) 0.71% (0.24%)
～99人	636組合 32,128人 5,461円(4,885円) 2.24% (2.01%)	86組合 4,122人 1,633円(855円) 0.64% (0.35%)	94組合 4,479人 1,464円(755円) 0.62% (0.33%)
規模計	2,213組合 1,938,910人 6,474円(5,831円) 2.20% (2.03%)	237組合 145,952人 2,090円(1,197円) 0.75% (0.44%)	234組合 160,243人 1,536円(679円) 0.62% (0.28%)

- (注) 1 ()内の数値は、令和3年7月5日付 第7回(最終)集計結果。
 2 平均賃上げ方式は、賃上げ分が明確に分かる組合を対象に集計。
 3 個別賃金方式は「純ベア」と「定昇込み」方式があるが、表中は「純ベア」方式の数値である。
 4 個別賃金方式の規模別の伸び率は労働基準局賃金課が計算。

連合(有期・短時間・契約等労働者)

第7回(最終) 回答集計結果(令和4年7月5日)

			単純平均	加重平均
			時給	337組合 754,004人
		平均時給	1,057.31円(1,023.96円)	1,047.00円(1,038.77円)
月給	100組合 27,425人	賃上げ額	3,728円(3,480円)	3,997円(3,667円)
		賃上げ率	1.75%(1.64%)	1.85%(1.72%)

- (注) 1 ()内の数値は、令和3年7月5日付 第7回(最終)回答集計結果。

経団連(大手企業)第1回集計(令和4年5月20日)

	平均賃上げ方式 (加重平均)
主要21業種 大手252社	89社 7,430円(6,040円) 2.27% (1.82%)

- (注) 1 原則として、従業員数500人以上の企業を対象。
 2 158社(62.7%)の回答を把握したが、このうち77社は平均金額不明等のため、集計より除外。
 3 ()内の数値は、令和3年5月28日付第1回集計結果。

経団連(中小企業)第1回集計(令和4年6月10日)

	平均賃上げ方式 (加重平均)
17業種 754社	249社 5,219円(4,444円) 1.97% (1.72%)

- (注) 1 従業員数500人未満の企業を対象。
 2 252社(33.4%)から回答を把握したが、このうち3社は平均金額不明等のため、集計より除外。
 3 了承、妥結を含む。
 4 ()の数値は、令和3年6月11日付第1回集計結果。

5 夏季賞与・一時金妥結状況

第7回(最終) 回答集計結果(令和4年7月5日)

一時金		2022年回答			2021年回答	
		集計対象組合	対象組合員数	(参考)昨年対比	集計対象組合	対象組合員数
夏 季	回答月数	2.33ヶ月		0.15ヶ月	2.18ヶ月	
		2,509組合	1,820,757人		2,435組合	1,406,199人
	回答額	708,319円		48,070円	660,249円	
		1,862組合	1,030,274人		1,814組合	1,078,620人
年 間	回答月数	4.87ヶ月		0.25ヶ月	4.62ヶ月	
		2,018組合	1,827,428人		1,933組合	1,781,130人
	回答額	1,560,045円		39,921円	1,520,124円	
		1,237組合	1,080,221人		1,136組合	1,183,121人

注 1 △はマイナスを表す。以下同じ。

2 数値は組合員一人当たりの加重平均。

3 2021年回答の数値は令和3年7月5日付第7回(最終)集計結果。

経団連第1回集計(令和4年6月21日)

	2022年夏季			2021年夏季		
	社数	妥結額	増減率	社数	妥結額	増減率
総平均	105社	929,259円	13.81%	104社	841,150円	△ 7.28%
製造業平均	93社	930,475円	15.11%	99社	842,115円	△ 6.52%
非製造業平均	12社	922,512円	6.99%	5社	832,485円	△ 13.46%

注 1 調査対象は原則として従業員500人以上、主要21業種大手253社。

2 20業種164社(64.8%)の妥結を把握しているが、うち59社は平均額不明などのため集計より除外。

3 数値は組合員一人当たりの加重平均(一部従業員平均含む)。

4 増減率は、各年の集計企業の前年の妥結額からの増減率を示したもの(同対象比較)。

(3) 中小企業景況調査による業況判断 (D I)

(「好転」－「悪化」・%ポイント、前年同期比)

	令和元年			令和2年				令和3年				令和4年	
	4－6月	7－9月	10－12月	1－3月	4－6月	7－9月	10－12月	1－3月	4－6月	7－9月	10－12月	1－3月	4－6月
合計	-17.3	-19.7	-23.9	-32.6	-66.7	-57.2	-46.4	-44.7	-25.6	-31.3	-23.6	-34.6	-19.4
製造業	-17.2	-21.9	-25.9	-37.3	-70.3	-65.2	-54.2	-44.5	-18.6	-16.8	-13.7	-21.6	-14.6
建設業	-1.9	-1.9	-3.4	-11.6	-38.1	-31.7	-23.9	-19.0	-16.2	-18.2	-14.6	-22.6	-20.6
卸売業	-20.2	-22.2	-28.1	-37.9	-69.8	-62.7	-50.0	-44.6	-20.2	-27.4	-17.3	-25.2	-12.5
小売業	-29.2	-30.4	-36.2	-41.0	-70.4	-57.5	-46.6	-47.7	-35.5	-45.3	-37.4	-47.6	-31.0
サービス業	-13.9	-16.6	-20.6	-29.9	-72.0	-60.4	-48.5	-53.3	-28.3	-37.7	-25.4	-41.4	-15.2

資料出所 中小企業庁「中小企業景況調査」

(注) 1 本調査の調査対象企業は以下のとおり（全国で約1万9千社）である。

製造業、建設業：資本金3億円以下又は従業員300人以下 卸売業：資本金1億円以下又は従業員100人以下

小売業：資本金5千万円以下又は従業員50人以下 サービス業：資本金5千万円以下又は従業員100人以下

2 「D I」とは、Diffusion Indexの略で、「増加」・「好転」したなどとする企業の割合（百分率）から、「減少」・「悪化」したなどとする企業の割合（百分率）を引いた値である。

業況判断DIの推移(5業種別)

